

愛知学院大学

教養部紀要

第68巻 第1・2・3合併号

論文

石川 雅 健：現代社会におけるシャーマニズム	(1)
上原 宏 行：反強誘電性液晶の相転移に及ぼす非液晶分子混合の効果	(17)
Masamichi WASHITAKE：Toward Academic Reading (II): Untying Intricate Clause Complexes and Nominal Groups and Grasping ‘Things’	(27)
菅原 研 州：近代洞門における室内三物研究について ——附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱録』翻刻資料——	(166)
菅原 研 州：洞門における『教授戒文』の作法的意義について ——附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料——	(120)
菅原 研 州：丘宗潭の思想研究 ——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料——	(90)
川口 高 風：「諺忍律師と徳川宗春」再考	(70)
研究業績 (2020年1月～12月)	(167)
第68巻総目次	(175)

2021

愛知学院大学教養部

現代社会におけるシャーマニズム

石川 雅 健

キーワード：シャーマニズム、シャーマン、パーソナリティ

1. はじめに

沖縄本島をはじめ周辺離島・奄美諸島に古来より存在する民間の巫女・シャーマンのことを一般にユタと呼び、運勢の吉凶、死者の口寄せ、先祖事などの霊的相談に応じている。ユタは、人によってあるいは地域によっては、「カンカカリヤ（神懸かり）」「ムンスイ（物知り）」「カンヌプトウ（神の人）」「カミンチュ（神人）」などとも呼ばれ、「野のカウンセラー」として昔からカウンセラーや精神科医などの治療者の役割も果たしている。歴史的には、ユタ禁止、ユタ征伐、ユタ狩りなど、琉球王国時代から明治政府、戦時体制下まで幾度もユタが禁圧された史実があるが、民衆の要求に支えられて潜伏し、いままで生き続けている。青森のイタコなどは絶滅寸前のようなのだが、沖縄・奄美のユタは、民衆の必要性に応じて、また最近ではインターネットを用いるなど従来とは形を変えつつその数は増えているという報告もある。1997年の多文化間精神医学会のシンポジウム「癒しと文化—土着の中の普遍—」では、ユタは地域の精神保健を担っていたという意見も出ており、ユタによって「精神的安定」が得られ、それが沖縄人の長寿の秘訣の一つとする見解さえある。今改めて、沖縄の文化・風習・伝統、生活などを見直し、探ることは、本来の日本人の心の安定に繋がるものと考えられ、そうした精神文化の源でもあるシャーマン（ユタ）のパーソナリティと関連した様々な現象を捉える。

シャーマニズムの研究は、シャーマンを取り巻く現象（成巫過程、イニシエーション、修行、衣装や装具、呪術、世界観など）をテーマとすることが多く、シャーマン（ユタ）自身の

パーソナリティを捉えようとした研究は少ない。そこで、本稿ではCMI健康調査表（Cornell Medical Index-Health Questionnaire）から捉えた人格を垣間見ることがを試みる。また、変化しつつあるシャーマン（ユタ）を取り巻く現状を把握したい。

2. 目的および調査方法と対象

今回は、2人のCMI健康調査表（以下CMIと略）および名古屋大学式ロールシャッハ・テストの回答結果とインタビュー内容から沖縄の神々に呼ばれ不思議な力を持つユタのパーソナリティについて垣間見る。

(1) 目的：ユタ業やカミゴトを継続することは、さまざまなカミダマリ（カミの召命による心身不調）を乗り越えることで成立する。そうしたユタ（シャーマン）のパーソナリティ（身体・精神的自覚症状）は如何なるものかを探る。

(2) 方法：CMI健康調査表を用いる。

CMIは、1949年ニューヨークのコネル大学のBrodmanらによって、患者の心身両面にわたる自覚症状を比較的短時間のうちに調査することを目的として考案された質問紙法のテストであり、CMI日本語版は、1956年に金久卓也、深町健らによって翻訳・質問項目追加がなされた。12区分の身体的項目と6区分の精神的項目について195の質問から構成されている。その回答結果に基づいて神経症を4段階に分けて判別する。

(3) 対象と検査日時：Bさん：2008年12月25日、Cさん2009年3月4日

事例1 Bさん（女性、検査時46歳）

3歳のある昼中、X島内の路上でムルクムナリ（弥勒菩薩）に出会う。以後、幼少期から風邪や足が痛くなったり、もどしたりしたが、病院に行くと言われなかった。中学までは体調不良が続いたため、以後島内に住む本家の人（ティーン（天）ユタ：一族を守るユタ）にお祈りをしてもらっている。X島から離れた高校生頃から霊を見るようになる。また、家の中では、ポルターガイスト現象も起き始めたため、母親がユタのところへ行き、お祈りを「封印」することに。高校卒業後19歳で就職するが、霊的なものを見たり感じたりし続けた。29歳で結婚。子どもが生まれてから、人が言っていることと感じていることの違いやズレが分かってしまう。特にご主人の叔母さんがユタで、祈りと思っていることが違うということが分かってしまった。そのうち眼が開いたままの状態でも眠れない状況が続いたため自ら精神病院へ赴き、投薬を受けるが、却って眼がはっきりとして眠れず。他の病院にも通院してみるが改善されず、「薬じゃない」（薬では治らない）と感じる。その後X島へ戻り、島に戻った途端爆睡し1日中寝てしまう。33歳の時「私は神世のことをしなくてはいけないので」と夫と離婚。

直後に大量吐血。本島の病院にて再検査するが原因不明。その間も全身に電気がビリビリ走る。

ユタを訪ねると、「祈りをやらないといけない」言われる。さらに他の神人からも「貴女はチジ（自分の神様）を持っている」と言われ、神様に導かれ自分に磨きをかけるようになる。

事例2 Cさん（男性、検査時62歳）

小さい頃から中学生位まで、身内が亡くなることが3日前に分かる。X島の中学を卒業し、本島の工業高卒後設計事務所に就職した後、東京で働いた。

28歳、沖縄に戻り、高校に再入学した後、31歳から建築設計の道に進む。36歳で結婚、独立。最も忙しい時は夜中3時まで働き、そうした無理が祟ったのか、49歳の時、脳梗塞で倒れ左半身麻痺となるが、夢の中で病気の治し方を教えられる。信じてたかったが、実際、麻痺も取れ治癒する。こうした経験は眠っていた能力を元に戻す感じがしたという。その後、他人の難治療の問題などを診ることを始め、設計とお祈りと治療を統合し、依頼人の経済状態に応じた解決を見出し、病にならない空間を作る仕事をしている。

(4) 結果

Bさん、Cさんとも検査実施当時の自覚症状としては、逸脱した自覚症状を呈することなく、CMIの神経症判別でも正常域に属している。

BさんとCさんの生育史（上記事例）をみると、幼少期より様々な身体症状や精神症状が繰り返し現れているにもかかわらず、カミに仕えるようになった以降、現時点（当時）ではその後遺症的な症状も含めて自覚症状は少ない。さらに、特定の精神的項目（8項目）をチェックできるようになっているが、BさんもCさんもすべての項目に該当していない。

一方、B、Cさん共通に自覚されているものとしては、身体的自覚症状の「消化器系（胃の不具合）」「神経系（麻痺）」「習慣（夢）」と精神的自覚症状の「過敏（神経過敏、人から誤解される）」であり、実際にBさん、Cさんにお会いして感じた彼らの人柄（パーソナリティ）は、別稿にて紹介したAさん（2010年永眠）をはじめ、他のシャーマンの方々と同様に、他人に対して鋭く人間性を見定めつつもすべてを受け入れる器の大きさを感じ、不安や恐れ、不応感や怒りは全く感じられず、柔和で人を包み込む前向きな生き方をされていると感じた。

次にこうした点について、表層的な人格を捉える質問紙からだけでなく、以下に深層部分をとらえているロールシャッハテストの反応結果と面接時の行動について記す。

表1 BさんCさんの「CMI健康調査表」結果

CMI健康調査表結果 (Cornell Medical Index-Health Questionnaire)

		Bさん	Cさん			Bさん	Cさん
身体的 自覚症	A. 目と耳	0	0	憂うつ	該当せず	該当せず	
	B. 呼吸器系	2	0	希望がない	該当せず	該当せず	
	C. 心臓脈管系	0	1	自殺傾向	該当せず	該当せず	
	D. 消化器系	1	4	神経症の既往	該当せず	該当せず	
	E. 筋肉骨格系	0	0	精神病院入院既往	該当せず	該当せず	
	F. 皮膚	0	0	家族精神病院入院既往	該当せず	該当せず	
	G. 神経系	1	1	易怒性	該当せず	該当せず	
	H. 非尿生殖器系	0	0	強迫観念	該当せず	該当せず	
	I. 疲労度	0	0	理由のないおびえ	該当せず	該当せず	
	J. 疾病頻度	0	0				
	K. 既往症	0	0	神経症判別	領域 I	領域 I	
	L. 習慣	3	1				
	C・I・J	0	1	領域 I	正常 (5%の有意水準)		
	計	7	7	領域 II	どちらかといえば 正常		
精神的 自覚症	M. 不適応	0	0	領域 III	どちらかといえば 神経症		
	N. 抑うつ	0	0	領域 IV	神経症 (5%の有意水準)		
	O. 不安	1	0				
	P. 過敏	1	3				
	Q. 怒り	0	0				
	R. 緊張	0	0				
	計	2	3				

名古屋大学式ロールシャッハ特有の「感情カテゴリー」は、ロールシャッハ反応内容に広く分布し反映されている感情的価値、感情表現に注目し、その相違を分析、量化することによって、個人の感情的構造を明らかにするものである。

例えば、「2匹の猿が楽しそうに踊っている」という反応も「2匹の熊が激しく格闘している」という反応も形式的には「D1+1B、FMa +、A」とスコアリングされるが、反応に伴う感情が異なる。

感情カテゴリーには、敵意感情 (Hostility)、不安感情 (Anxiety)、身体的関心 (Bodily Preoccupation)、依存感情 (Dependency)、快的感情 (Positive Feeling)、その他 (Miscellaneous : 口唇、肛門、性への興味も肯定・否定的に決められず、主要カテゴリーに分類できない反応 (分類不能を含む6スコア))、中性反応 (Neutral Responses : 感情的な意味を持った説明がないもの。健常者では40~50%) があるが、全体的にはシャーマン群と非シャーマン群との有意

差は見られなかった。(表2、図1)

シャーマン群・非シャーマン群と名大式カテゴリ出現比率から導き出した反応数の比較から「その他 (M)」と「中性 (N)」に有意差が見られたことから、「(その他 (M))」が多いのは知的に自己顕示的・誇大的であり、「中性 (N)」の少なさは統合失調症、不適応が示唆される。) シャーマン群では外部の物や力への依存、行動を許してくれる強者への欲求がやや高い傾向があった。

表2 感情カテゴリ反応内訳

	シャーマン群 (N=8)	非シャーマン群 (N=6)	名大式 感情カテゴリ 出現比率
H(敵意)	19 (12.2%)	16 (9.4%)	10.50%
A(不安)	16 (10.3%)	24 (14.0%)	13.30%
B(身体)	12 (7.7%)	14 (8.2%)	5.40%
D(依存)	23 (14.7%)	17 (9.9%)	6.90%
P(快的)	34 (21.8%)	36 (21.1%)	17.40%
M(その他)	25 (16.0%)	27 (15.8%)	1.40%
N(中性)	27 (17.3%)	37 (21.6%)	45.20%

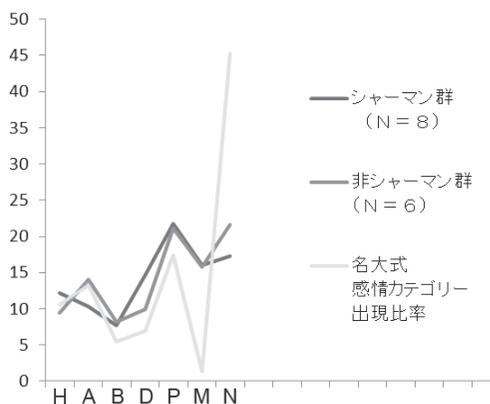


図1 感情カテゴリ反応比率の比較

3. ユタについて

沖縄本島と周辺離島のユタは、その実態数や定かではない。その理由として、①ユタ弾圧以来、世間から身を潜めて生活②ユタの定義の曖昧さなどがあげられる。そうした中、実態はどのように変化して来ているのであろうか。実態数だけでなく、ユタ自身やユタに関わる方法やユタに関わる人自体の変化は如何なるものであろうか。

島村 (2011) は、モンゴル国東部ドルノド県の大草原地帯 (首都ウランバートルからおよそ600km) に位置するある遊牧民のテントの中で「最近は、妙なことが起きる。どこの家に行ってもシャーマンがいる」「幾千ものシャーマンが出てきて、一体どうなることやら」という噂を聞いて、2000年5月聞き取り調査を行い、その結果、調査当時のドルノド県北部の4郡の総人口1万4789人に対してシャーマンは119人 (女性46) 確認でき、民主化 (1990年) 以降の10年間で120人近く (人口比1%) のシャーマンが誕生したことになるとしている。

沖縄では、大橋 (1998) がフィールドを行った沖縄本島北部の3市町村 (名護市、本部町、今帰仁村) の総人口約7万人強の中で、巫業を営むユタ数が30数人であることから、これを基に、当時 (1980年) の沖縄総人口127万人から単純推計して、加えてユタが本島中南部に多

いことを鑑みて、沖縄全体でのユタの総数を少なくとも700人以上とした。さらに、「ユタの人数は近年むしろ増えていると言われている」と記している。

また、塩月・佐藤（2003）は、シャーマニズム復興という意味合いでインターネット・サイト上での霊性ネットワークが広がっていると記している。

筆者が2017年8月にインタビューを行った具志川にある曹洞宗真栄寺住職は、ユタの実数には触れていないが、ユタに関する書籍は増えている。ただ、葬式は仏教式だけど法事ごとは未だユタさんが行っているところが半分位あると付け加えた。

前後するが、筆者が1993年に初めて沖縄に訪れた頃に見聞きしたユタに関する情報（実際にユタに会うことはなかったが）ではその数は今よりは多く、当時に比して2012年、2017年での調査では、ユタ的な霊力は持ちながらユタにはなり切れていないFさんのようにユタ予備軍的な存在が見受けられる一方で、行方不明になっているHさんや調査対象者が高齢で調査が進まなかったということから、ユタは減少傾向にあると感じている。この点に関しては、ユタ関連の実態人数の変遷は把握しきれていないが、前述の大橋や塩月の調査日時と比べて20～40年近くの年月が経っていることも考慮に入れたいといけな。

事例3 Fさん（女性、インタビューおよび検査2012年2月当時61歳）

沖縄本島南部I市にて出生、9人兄弟の8番目。出生後すぐN市に移住し、精肉業を営む父と母に育てられる。母親といとこのお姉さんは霊力が高い。

13歳の時、6歳で亡くなった実姉が「お墓の掃除をして」と夢に立ち、数か月後、療養していた父が亡くなる（迎え入れる準備?）。高卒後、19歳の頃、蛍光灯が眩しくて見られず、父方祖母が（自分の中に）入ってきた。23歳の時、酒で亡くなった祖先が入って、1週間食べられず、しゃべりっぱなし。

その後、現在も仕事しながらも、見えたり聞こえたりする。一方、ユタのところにも行く。

⇒ ユタとしてのアイデンティ模索

事例4 Hさん（男性、インタビューおよび検査2012年3月当時53歳）

3人兄弟の真ん中。父親・弟は病死。高卒。卸業の営業をして7、8年後事故に遭う。その後会社員として勤めるが、ある日突然仕事を辞め、店（運勢鑑定、風水家相）を構える。

以前、バイク事故で臨死体験をした後、物理学をベースにした霊数字をもとに礼節を重んじつつ、神（天照大神）から降りてきたメッセージを伝えている。

今もいつも神に見られ声も聞かれており、神の僕と感じている。 ⇒ 2017年行方不明

4. 近年の変化

日本のマスコミでは、1990年代前半頃よりスピリチュアル・ブームが起こった。具体的には、1992年にはファッション雑誌「CanCam」に「スピリチュアル」が取り上げられ、2003年には江原啓之ひろゆきがテレビ東京の深夜バラエティ番組『えぐら開運堂』に毎週レギュラー出演し、2005年4月からは美輪明宏と共にスピリチュアルな視点から人生を説くテレビ番組『オーラの泉』（2009年3月まで）が放送され、2006年にはスピリチュアル&ヒーリング・マガジン「アネモネ」を創刊した「ビオ・マガジン」が設立されている、しかし、その後、霊的なもの

(出典) 総務省「通信利用動向調査」より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

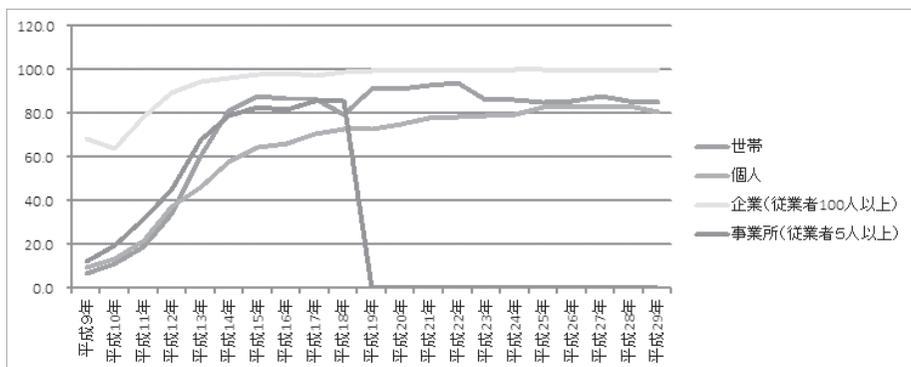


図2 インターネット利用動向の変化

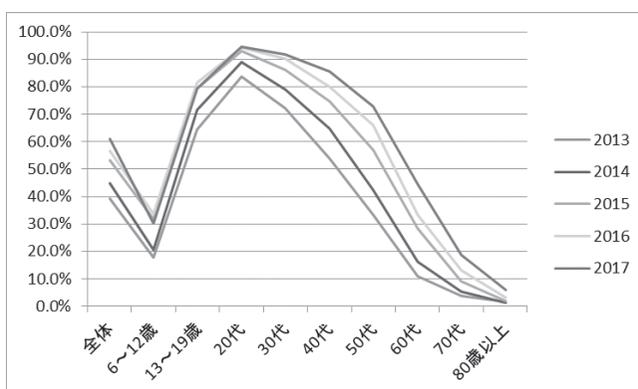


図3 スマートフォンの個人保有率の推移

(出典) 総務省「通信利用動向調査」(各年)より作成

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142110.html>

への疑惑や批判が相次ぎ、日本民間放送連盟が定める放送基準 第8章に「非科学的な迷信やこれに類する運命・運勢鑑定、靈感、霊能等を取り上げる場合は、これを“肯定的に取り扱わない”」と記述されているように、TVをはじめとするマスコミでも霊的・スピリチュアル的なものは取り上げない傾向となる。そのため霊的・スピリチュアル的なものは影を潜め、代わりに2000年頃から急激に利用者が増加してきたインターネットでの表現や告知、関わりを持つようになってきていると思われる。

塩月（2004）は、「聖地とされる『場』をシャーマンと共に訪れること重視する『伝統的』シャーマニズム」から「個人の抱える病や痛みの体験を語り合う『場』がインターネット上で形成されつつある」とし、ユタ自身は、場（家）で構え、ユタ買いに来た人（クライアント）を受け入れ、ともに苦しみや痛みに向き合う従来型（伝統型）のユタではなく、心身の痛みを共有する人々による相互扶助グループの形成や書籍やTV等による一方的発信による方式が台頭し蔓延してきていると考えられる。

それを推し進める原因の一つとして、携帯電話やインターネットの普及、単なる電話としてでないインターネット検索が可能であるスマートフォンが普及したことで、沖縄文化としてのユタの存在を知らなかった人たちが、手軽にユタに触れ、実際に会う機会を作ることが出来るようになってきている（図2，3）。

そこで、近々でのインターネットの「利用動向の変化」と「沖縄・ユタ」をキーワードとした現状を検索してみた結果を以下に示す。

また、インターネット検索上位20におけるユタ関連サイト（「沖縄」「ユタ」で検索 約3,760,000件ヒット 2019.07.07）は以下のものであった。

① 「みやこ島お仕事図鑑」（2017.05.25） <https://okinawa-mag.net/yuta/>

「沖縄の「ユタ」に会ってスピリチュアルなカウンセリングを受けてみた」というタイトルで、沖縄に移住したライター鈴木サラサさんがうるま市の島袋千鶴子氏の鑑定を受けに行く記事。手相や家相、タロットや四柱推命で鑑定。グッズやパワーストーンも販売。

② 「沖縄の当たる占い師 ユタに会う」（2018.12.25） <https://zired.net/okinawa/>

ユタを探す前の予備知識、「生粋のユタ」の定義、情報の集め方、ユタの鑑定を受けるポイントなどの記載の後、「沖縄の当たる占い師「ユタ」おすすめ一覧」として、タロット占いや電話占いのキララ先生、メールや電話セッションを行う名護市の久遠先生、大手電話占いサービスを行う咲耶ローズマリー先生、父方祖先は中国系占術師の家系を持つ那覇市の美杏先生、九星気学を用いる宜野湾市のヨギジュン先生ほか全14名を紹介。

③ 「沖縄にいる！ 有名ユタさん3選」（掲載日付なし） <https://uratte.jp/posts/okinawa-yuta-yuumei>

本物のユタとして、沖縄市登川の比嘉栄子さん、北中城村の又吉陽子さん、アメリカ生まれの沖縄育ちでうるま市のミシェルさんを紹介。さらに占いアプリ「アルカナ」のダウンロードに導いている。 運営会社：電話占い・チャット占いアカルナ

- ④ 「沖縄の4人のユタさんに会って来たお話③★煙草の煙をくゆらして。」(2018.04.03)

<https://ameblo.jp/naomitakamine/entry-12365594027.html>

福岡でタロット占い師をしている高橋ナオミのブログで、浦添市のT先生に会いに行った記事。

- ⑤ 「沖縄の悲劇と大半のユタの大罪」(2016.08.31)

<https://ameblo.jp/nonokao-blog/entry-12195453355.html>

他に「宇宙共通心クラブ」とか「心づくり共室」紹介している京都の女性のブログ。

- ⑥ 「沖縄のユタでよく当たると有名なのは誰？ おすすめの霊能者や選び方まで紹介！」(2018.08.24 (2019.05.19最終更新)) <https://travel-noted.jp/posts/20853>

オーラを読み取る占い鑑定を行う久遠迪知先生、先祖の霊や守護霊等と交信を行い祈祷や様々な拝みも行う又吉陽子先生、メールや電話での鑑定は行わず直接対面鑑定のみを行う比嘉栄子先生、直接対面の他にも電話鑑定や Skype を通した鑑定も行っているアメリカで生まれて沖縄で育ったハーフのミシェル先生、先祖代々100年以上も続く沖縄のユタの直系の血を引く子孫の HARAKAWA 先生ら全10名を紹介。

- ⑦ 占い・開運・スピ総合サイト「ハピズム」より「実際、“ユタ”ってどうなの？ ユタに会ったライターが赤裸々に綴る」(2013.09.01) http://happism.cyzowoman.com/2013/09/post_2947.html

百瀬直也(超常現象研究家。シャーマニズム、古代史、民俗学なども研究。各種カウンセリングも行う。ブログ『探求三昧』主宰。)

- ⑧ 「沖縄のユタ・占い (soul adviser 魂の助言者) 比嘉栄子の公式サイト」(公開・更新日時の記載なし) <https://higaeiko.com/>

1時間・料金：5,000円(浄霊が必要な場合別途2,000円)など記載

- ⑨ 「沖縄ユタ本物の見分け方はあるの？」(2018.10.05) <https://turiguking.com/yuta-miwakekata.html>

ユタの選び方、予約方法を記載。新米霊能者の『ニヤンドロメダ』が管理者？ また、本物の霊能者のいるサイト ベスト3も紹介している。

表3 サイト毎の比較

サイト名	ヴェルニ	ウラナ	Will
霊能者の多さ	1位	2位	3位
在籍数	696名	151名	187名
メディアでの紹介	多数	多数	多数
クレジットカード	○	○	○
銀行振込	○	○	○
ネットバンキング	○	○	×
コンビニ決済	○	○	×
フリーダイヤル	○	○	○
無料お試し +基本操作	1500円分 +10分無料の ガイドで最大 1000円分 最大2500円無料	1分以内は無料 表記がある 鑑定士は10分無料	3000円分
口コミ・評判	口コミ	口コミ (外部)	口コミ (外部)

⑩ 「最後の琉球ユタ はる」(公開日時の記載なし) <https://haru.ura9.com/spsb/>

会員登録+ログイン後、会員ページへ移動。

⑪ 「沖縄のユタは？ 本物でも注意と予備知識を持って」(2018.09.19) 元靈感占い師で Web
デザイナー兼ライター男性が管理。

<https://ataru-reishi.blogspot.com/2018/08/okinawa-yuta-honmono.html>

沖縄のユタは本物の霊能力者であることを前提として、どちらかといえば亡くなった人のメッセージを伝える傾向が高い、と説明し、自ら相談した3名を推薦。YouTubeで「沖縄霊能者(ユタ)」https://www.youtube.com/watch?time_continue=656&v=2mxg6oyI19wを紹介。

また、「若い沖縄のユタほどの力がある人の中には、学問を修めている場合もあり、ただの
拝み屋や先祖供養を行うユタと思われたくない思いも強く、スピリチュアルカウンセラーや占
い師としての肩書で相談に応じられている場合もある」としている。さらに、本物の霊能力者
について「沖縄のユタに限らず、青森の本物のイタコも、目の虹彩が青い(青黒い)傾向にあ
る」と述べている。

⑫ 「沖縄【ユタ】本物はどこ!? 占い師に鞍替え!? 弾圧の歴史も」(2018.10.04) 管理人沖
縄—パワースポットの番人— <https://pow-spo.com/>

全国都道府県別のパワースポットを網羅し、おすすめから穴場までアクセス情報も紹介。沖
縄は、「県内外の投資家が土地を買いあさり、バブルさながらの様相を呈しています。超巨大
な複合商業施設がそびえたち、内地のチェーン店舗が軒を連ね、町の新陳代謝も激しくなっ

います。(中略) 実際、巨大資本の犠牲になり、この地上から消滅してしまった聖地も存在します。」と様変わりする沖縄とユタの伝統について記載。

- ⑬ 「琉球スピリチュアルマネジメントオフィスつなぐ 琉球神記「ユタ七判事」」(2018.11.17)
<http://tsunagu.ryukyu/blog/> 管理人：出雲大社神主である夫を持つ女性。自身のユタ判断経験記(7人)。

- ⑭ 「【本物！】沖縄の当たるおすすめ占い師・ユタのガチ口コミ情報！」(2018.07.18)
<https://uranai-12.com/fortune-telling-okinawa/>
沖縄県でおすすめの占い店について紹介。比嘉栄子、又吉陽子、ミシェルを比較紹介し、LINE トーク占い・電話占いに導入。

- ⑮ 「沖縄の『ユタ』まとめ！ 有名なおすすめカウンセラーなど口コミ付きで紹介！」(2018.12.10)
<https://travel-star.jp/posts/2458>

ユタ占い師として sora を取り上げ、「沖縄の伝統的な「ユタ」の家系ですが、現在「sora」は、結婚し、沖縄ではなく、本土での活動を中心に行っております」相談内容について「鑑定不可能な相談は、土地購入の方角や、引っ越しの方角などの方角の鑑定となっております」と内容を限定。

- ⑯ 「スピリチュアルな沖縄・・・ユタって何？」(2016.11.07、2017.03.05更新)
<http://www.traveler-map.com/10346>
ユタの修業の場として、宜野湾市の森川公園や大山貝塚を紹介。沖縄旅行情報からユタ、占いを紹介。

- ⑰ 「未来を占う沖縄のシャーマン！ 当たる本物のユタに会う方法」(公開日時記載なし)
<https://serendipity-japan.com/okinawa-yuta-12779.html>
管理：セレンディビティと記述(内容不明) 3人のユタによる鑑定体験記。鑑定方法として、1. 唄を歌いながら神様と交信する。2. 神棚に手を合わせてハンジをおこなう。3. 手に触れて相手の未来を読む。と記述。

- ⑱ 沖縄県の地域情報発信サイト さんさん沖縄「沖縄のユタの世界ってどんなもの？」(2018.02.12) <http://sansannokai.org/okinawa-life/300>
沖縄のグルメ、生活、移住、観光など情報サイト。ここでは、沖縄の神様(来訪神、守護神、ヨナリ神)とユタについて記述。

- ⑲ 「沖縄のユタ 又吉陽子」ホームページ(公開・更新日時の記載なし)
<https://matayoshiyouko.okinawa/>
鑑定内容(未来、健康、結婚など)と料金(1時間5千円)、ユタになった経緯など記載。

⑳ 「ユタ直系・島袋千鶴子の琉球推命」ホームページ（公開・更新日時の記載なし）

<http://www.biglobe.venusfortune.com/r-suimei/>

新着、おすすめ、特別鑑定、完全無料、恋愛・結婚、仕事・人生全121メニュー（完全無料～1890円）から選択。

表4 ユタ関連サイトの分類

ユタを紹介（電話やチャットなどに誘導）	②	③	⑥	⑨	⑭	⑰
ユタ体験記・意見（ブログ）	①	④	⑤	⑦	⑬	
ユタ（占い師）(?) 本人のホームページ	⑧	⑩	⑱	⑳		
沖縄・旅サイトでユタ情報提供	⑮	⑯	⑱			
スピリチュアルとしてのユタ情報紹介	⑪	⑫				

上記の結果を鑑みると、上位20サイトのうち30%がサイト内で数名から10名ほどのユタを紹介し、ユタや管理者（もしくは会社）と繋がるようになっている（②③⑥⑧⑨⑩⑭⑰⑱⑳）。また、ユタ本人のHPでは電話番号や連絡方法、利用料金や受け付ける悩みや相談内容の種別が記載されており、直接連絡が取れるようになっている（⑧⑩⑱⑳）。つまり、従来ユタに会うための方法は、知り合いや口コミにより紹介されるなどしてから自らユタのもとに出向いていくのであるが、上位20のうちの半分のサイト（前述）は、インターネットを利用しサイトに繋がるだけで、ユタの知識や情報が皆無でも、また、自らもユタ自身も実際に移動することなく、それぞれが繋がるのである。その方法も様々で、電話やメールをはじめ、Skypeやチャットを用いており（②③⑥⑭）、支払い方法もクレジット、ネットバイキング、コンビニ決済など（⑨）多種である。

こうした点は、本来ひっそりと生業を立てていたユタと比べると、インターネットでの露出度は多く、自己顕示欲が強い傾向が見受けられ、いわゆる伝統型（従来型）のユタとの相違がみられた。

インターネット利用の特徴としては、⑨に代表されるように、3人の霊能者を比較・検討・選択し、クレジットやコンビニ決済などが可能かどうか、お試し（トライアル）が可能かなどの項目が存在することは、クリック1つで購入可能ないわゆるネットショッピングと変わらない様相を呈しており、ユタやシャーマンとのかかわりの取っ掛かり・導入として、直接彼らに対峙することなくインターネットを経由し、ワンクッション置くことでの敷居の低さ・手軽さがユタ側もユタに関係・紹介する側にとってもユタを買うこと（利用すること）や関心を示す人（客層）のすそ野を広げることとなっている。そして、それを機にした仕組みも見られた（⑮⑯）。

こうした点について、塩月・佐藤（2003）は、自らのシャーマン体験ツアーの実際も紹介したうえ、日本におけるシャーマニズム復興現象はインターネット上にもみられ、シャーマニズム関連サイトは学術系、情報提供系、実践系、相談系の4種に大別され、霊性のネットワーク作りを実践していると述べている。

また、石附（2006）は、インターネットを介して「本土出身者がユタ的世界に足を踏み入れている」とし、「今日の沖縄シャーマニズムは、もはや狭い意味で沖縄という地域と沖縄出身内部のみで完結しなくなっている」とも述べている。こうした点は、沖縄は急速に新陳代謝が激しく変化しており（⑫）、沖縄以外の地（本土）で活動を行う（⑮）ユタのサイトが散見されている状況に匹敵すると考えられる。

様々なモノやヒトが変化・変容をしている昨今、従来型（伝統的）ユタやユタとかわる人たちの在り方は、今後どのようなようになっていくのであろうか。人間的なシャーマニズムと機械的なインターネット（IT、ICT、IoT）がどのように関わり、沖縄（日本）におけるシャーマニズムがどのように変化していくのか、これからの沖縄におけるシャーマニズムについて見守り続けたい。

文献

- (1) 青木佐奈枝（2007） 解離性障害者のロールシャッハ特徴—下位障害の比較— ロールシャッハ法研究 11, 13-23
- (2) 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ（2012）複線径路・等至性モデルのTEM図の描き方の一例 立命館人間科学研究, 25, 95-107
- (3) 東資子（2019）病い癒すシャーマン 日本経済新聞 5月4日
- (4) Elade, M. (1958) Birth and Rebirth Haper & Brothers, New York (堀一郎訳 1998 生と再生 東京大学出版会)
- (5) Elade, M. (1968) Le Chamanisme (堀一郎訳 2004 シャーマニズム (上・下) 筑摩書房)
- (6) 濱雄亮（2011）足枷から資源へ ユタ評価の重要性 サイバー大学紀要 3, 67-87
- (7) 比嘉康雄（2017）日本人の魂の原郷 沖縄久高島 集英社
- (8) 外間守善（2016）沖縄の歴史と文化 中央公論新社
- (9) 池上良正（1992）民俗宗教と救い 淡交社
- (10) 石附馨（2006）ユタをめぐる新状況—多様化する依頼者・多様化する対応— 宗教学研究 79(4), 1236-1237
- (11) 伊藤雅之（2009）現代社会とスピリチュアリティ 溪水社
- (12) 片山恵利 沖縄における民間信仰の現在 (山中康弘監修 魂と心の知の探究 心理臨床学と精神医学の間 創元社 517-522 所載)
- (13) 加藤之晴 鏡リュウジ（2018）シャーマンの脱魂型と憑依型の二分類を考える

- (14) 上江田芳江 (1969) ユタのパーソナリティ特性—ロールシャッハテストを中心に— 琉球大学教育学部卒業論文
- (15) 河合隼雄 (2000) 心理療法とイニシエーション 岩波書店
- (16) 岸本寛史 (編) (2002) 山中康裕著作集 4巻 たましいの深み 心理臨床の探究2 岩崎学術出版社
- (17) 松井裕子、堀尾一也、大橋英寿 沖縄のシャーマン〈ユタ〉のパーソナリティ特性 ロールシャッハ研究 24 85-88 1982
- (18) 又吉正治 (1993) 琉球文化の精神分析①～③ 月刊沖縄社
- (19) 長嶺伊佐雄・長嶺哲成 (2011) カミングワ 家族を癒す沖縄の正しい家相 ボーダーインク
- (20) NPO 法人久高島振興会 (2013) 久高島猫の巻 表
<http://www.kudakajima.jp/nekonomakiomote.pdf> (閲覧日：2017年8月10日)
- (21) NPO 法人久高島振興会 (2013) 久高島猫の巻 裏
<http://www.kudakajima.jp/nekonomakiura.pdf> (閲覧日：2017年8月10日)
- (22) 沼初枝・大貫敬一・佐藤至子 (2007) 統合失調症患者の公共反応—第II・III・VII図版の人間像反応について— ロールシャッハ法研究11, 61-71
- (23) 岡部隆志・斎藤英喜・津田博幸・武田比呂男 (2001) シャーマニズムの文化学 森話社
- (24) 岡本太郎 (2016) 沖縄文化論 中央公論新社
- (25) 沖縄観光コンベンションビューロー編 (2000) 美ら島 沖縄観光コンベンションビューロー
- (26) 大橋英寿 (1998) 沖縄シャーマニズムの社会心理学的研究 弘文堂
- (27) 大橋英寿 (2000) 沖縄のシャーマンにみる癒し 心身医学40-6, 423-428
- (28) 大宮司信 憑依の精神病理 (1993) —現代における憑依の臨床— 星和書店
- (29) ピアーズ・ヴィテブスキー 中沢新一訳 (1996) シャーマンの世界 創元社
- (30) 桜井徳太郎 (1988) 桜井徳太郎著作集6 日本シャーマニズムの研究 下—構造と機能— 吉川弘文館
- (31) 桜井徳太郎 (2000) シャーマニズムとその周辺 第一書房
- (32) 斎藤裕 (2013) 精神科医が『カミングワ』から教わったこと ボーダーインク Samara, T (2004) Shaman's Wisdom (奥野節子訳 2014 シャーマンの叡智 ナチュラルスピリット)
- (33) 佐々木宏幹 (2001) 聖と呪力の人類学 講談社
- (34) 佐々木宏幹 シャーマニズム (『宗教学辞典』小口偉一・堀一郎編、東京大学出版会、1973、249-253)
 Harner, Michael, 1980, The Way of the Shaman, New York; John Brockman. (マイケル・ハーナー、『シャーマンへの道』高岡よし子訳 平河出版社 1989)
- (35) サトウタツヤ (編) (2009) TEM ではじめる質的研究 誠信書房
- (36) 塩月亮子 (2012) 沖縄シャーマニズムの近代 聖なる狂気のゆくえ 森話社
- (37) 塩月亮子・名嘉幸一 (2002) 「肯定的狂気」としてのカミダリー症候群—心理臨床家を訪れたクライアントのケース分析— 日本橋学館大学紀要第1号 109-123
- (38) 塩月亮子 佐藤壮広 (2003) インターネットにみる今日のシャーマニズム—霊性のネットワークキング— 日本橋学館大学紀要第2号 79-88
- (39) 塩月亮子 (2004) インターネットによる日本の「伝統的」シャーマニズムと癒し 日本橋学館大学紀要第3号 109-118
- (40) 島村一平 (2011) 増殖するシャーマン—モンゴル・ブリヤートのシャーマニズムとエスニシティ— 春風社

- (41) Stepanoff, C., Zarccone, T. (2011) Chamanism (遠藤ゆかり訳・中沢新一監修 2014 シャーマニズム 創元社)
- (42) 須藤義人 (2011) 久高オデッセイ 晃洋書房
- (43) 高江洲義英 (1983) 南島からみる精神医学と風土 (現代思想11-11 青土社 1983 66-82 所蔵)
- (44) 高橋二郎・大野裕監訳 (2014) DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引き 医学書院
- (45) 谷口貢 (2000) シャーマン (巫者) と成巫過程 (櫻井徳太郎編 2000 シャーマニズムとその周辺 第一書房 65-79)
- (46) 友寄隆静 (1981) なぜユタを信じるか 月間沖縄社
- (47) 湧上元雄・大城秀子 (2010) 沖縄の聖地一拝所と御願一 むぎ社
- (48) 渡邊欣雄 (2002) 沖縄文化の拡がりの変貌 榕樹書林
- (49) Virebsky, P. (1995) The Shaman (中沢新一監修・岩坂彰訳 (1996) シャーマンの世界)
- (50) 安田裕子・サトウタツヤ (編) (2012) TEM でわかる人生の径路一質的研究の新展開一 誠信書房
- (51) 安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ (2015) TEA 理論編 新曜社
- (52) 横山彰人 (2001) 子供をゆがませる間取り 情報センター出版局
- (53) 座間味栄議 (2008) まるごとわかる! ユタ むぎ社

URL

- ① <https://okinawa-mag.net/yuta/>
「みやこ島お仕事図鑑」(2017.05.25)
- ② <https://zired.net/okinawa/>
「沖縄の当たる占い師 ユタに会う」(2018.12.25)
- ③ <https://uratte.jp/posts/okinawa-yuta-yuumei>
「【口コミ付き】沖縄にいる! 有名ユタさん3選」(掲載日付なし)
- ④ <https://ameblo.jp/naomitakamine/entry-12365594027.html>
「沖縄の4人のユタさんに会って来たお話③★煙草の煙をくゆらして。」(2018.04.03)
- ⑤ <https://ameblo.jp/nonokao-blog/entry-12195453355.html>
「沖縄の悲劇と大半のユタの大罪」(2016.08.31)
- ⑥ <https://travel-noted.jp/posts/20853>
「沖縄のユタでよく当たると有名なのは誰? おすすめの霊能者や選び方まで紹介!」(2018.08.24(2019.05.19 最終更新))
- ⑦ http://happism.cyzowoman.com/2013/09/post_2947.html
「占い・開運・スピ総合サイト「ハピズム」より「実際、「ユタ」ってどうなの? ユタに会ったライターが赤裸々に綴る」(2013.09.01)
- ⑧ <https://higaeiko.com/> (公開・更新日時の記事なし)
「沖縄のユタ・占い (soul adviser 魂の助言者) 比嘉栄子の公式サイト」
- ⑨ <https://turiguking.com/yuta-miwakekata.html>
「沖縄ユタ本物の見分け方はあるの?」(2018.10.05)
- ⑩ <https://haru.ura9.com/spsb/>

「最後の琉球ユタ はる」(公開日時の記載なし)

- ⑪ <https://ataru-reishi.blogspot.com/2018/08/okinawa-yuta-honmono.html>
「沖縄のユタは? 本物でも注意と予備知識を持って」(2018.09.19)
- ⑫ <https://pow-spo.com/>
「沖縄【ユタ】本物はどこ!? 占い師に鞍替え!? 弾圧の歴史も」(2018.10.04)
- ⑬ <http://tsunagu.ryukyu/blog/>
「琉球スピリチュアルマネジメントオフィスつなぐ 琉球神記「ユタ七判事」」(2018.11.17)
- ⑭ <https://uranai-12.com/fortune-telling-okinawa/>
「【本物!】沖縄の当たるおすすめ占い師・ユタのガチ口コミ情報!」(2018.07.18)
- ⑮ <https://travel-star.jp/posts/2458>
「沖縄の『ユタ』まとめ! 有名なおすすめカウンセラーなど口コミ付きで紹介!」(2018.12.10)
- ⑯ <http://www.traveler-map.com/10346>
「スピリチュアルな沖縄・・・ユタって何?」(2016.11.07、2017.03.05更新)
- ⑰ <https://serendipity-japan.com/okinawa-yuta-12779.html>
「未来を占う沖縄のシャーマン! 当たる本物のユタに会う方法」(公開日時記載なし)
- ⑱ <http://sansannokai.org/okinawa-life/300>
沖縄県の地域情報発信サイト さんさん沖縄「沖縄のユタの世界ってどんなもの?」(2018.02.12)
- ⑲ <https://matayoshiyouko.okinawa/>
「沖縄のユタ 又吉陽子」ホームページ(公開・更新日時の記載なし)
- ⑳ <http://www.biglobe.venusfortune.com/r-suimei/>
「ユタ直系・島袋千鶴子の琉球推命」ホームページ(公開・更新日時の記載なし)
- ㉑ <https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba101032>
日本民間放送連盟放送基準(2015.11.9改訂)
- ㉒ <https://www.nic.ad.jp/timeline/>
JPNIC アーカイブス インターネット歴史年表(2017.10.27更新)
- ㉓ <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142110.html>
総務省 平成30年度版情報通信白書 インターネット利用の拡がり

反強誘電性液晶の相転移に及ぼす 非液晶分子混合の効果

上 原 宏 行

Abstract

反強誘電性液晶 *R*-MHPOBC に非液晶分子 (4-ジメチルアミノ-4'-ニトロスチルベン [DANS], *n*-オクタコサン) を混合した影響を複素誘電率測定と偏光顕微鏡観察により調べた。DANS を混合すると、強誘電相 (SmC^* 相) が消失したのに対して、オクタコサンを混合すると、副次相 (SmC_γ^* 、 SmC_α^*) が消失した。このように、混合した非液晶分子の種類により液晶の相系列に異なる影響を及ぼすことが分かった。これらの結果から、非液晶分子混合による反強誘電的秩序と強誘電的秩序の強さの変化について議論する。

キーワード : Liquid Crystal, Phase Transition, Doping Effect

1. はじめに

反強誘電性液晶の相転移は分子間相互作用に影響を受けるので、その相系列は液晶の混合比¹⁾、光学純度²⁾、外部電場¹⁾、圧力³⁾などに依存する。反強誘電性液晶には、層構造をもつ多彩なスメクティック相 (Sm 相) が出現し、その代表的な例として、分子が層法線方向を向く SmA 相がある。分子が層法線方向から傾いた SmC 相はさらに細分される。分子が不斉炭素を持ち、層ごとに分子の傾く方位角方向がわずかに異なり、数百層程度で方位角をひと回りする SmC^* 相 (強誘電相) と、隣接層間で分子の傾く向きがほぼ逆になり、数百層程度で方位角をひと回りする二重螺旋構造の SmC_A^* 相 (反強誘電相) が代表的な例である。隣接層間で分子がほぼ同じ向きに傾く強誘電的秩序 (F 秩序) と、ほぼ逆向きに傾く反強誘電的秩序 (A 秩序) が 2 : 1 の割合で構成されるフェリ誘電相 SmC_γ^* 相 (または SmC_{FH}^* と表す) が SmC^* 相と SmC_A^* 相の間に観測されることもある。

スメクティック相が出現する液晶では、分子の永久双極子は分子短軸方向を向いている。層内で分子が同じ向きに傾く理由は、分子の持つ永久双極子と隣接分子内に作られる誘起双極子との相互作用⁴⁾が原因であり、永久双極子間相互作用は原因ではないと考えられている。分子がほぼ逆向きに傾く A 秩序は隣接層内の永久双極子-永久双極子相互作用により、永久双極子が互いに反平行のときに安定化する⁵⁾ことが原因と考えられている。

これまで、著者は相転移、相系列および物性に及ぼす圧力の影響を調べてきた。圧力には3次元的に分子間距離をほぼ均等に縮める効果が期待できるが、それとは異なり、特定箇所の相互作用を変化させることが可能ならば、相転移をコントロールすることが期待できる。その手段の1つに非液晶分子を混合する方法がある。形状の異なる2種類の中性分子を混ぜ、それらの剛体斥力のみを考慮した SmA 相でのシミュレーション研究⁶⁾から、形状の異なる分子同士(長さの比が2.5以上)の場合(図1 (a))、それぞれの分子が別の層に分かれるが、形状が似ている(長さの比が2.5以下)の場合(図1 (b))、2種類の分子は同一層内でランダムに混ざった状態になることが報告された。また、Uemotoら⁷⁾は、強誘電性液晶に非液晶分子を混合することにより、強誘電相 SmC* 相の領域が減少することを報告した。これらの結果を SmC_A* 相に適用すれば、図2のような位置に非液晶分子を混入することになり、SmC_A* や SmC* 相の形成を阻害することが期待できる。本稿では、この考えを基にした研究成果について報告する。

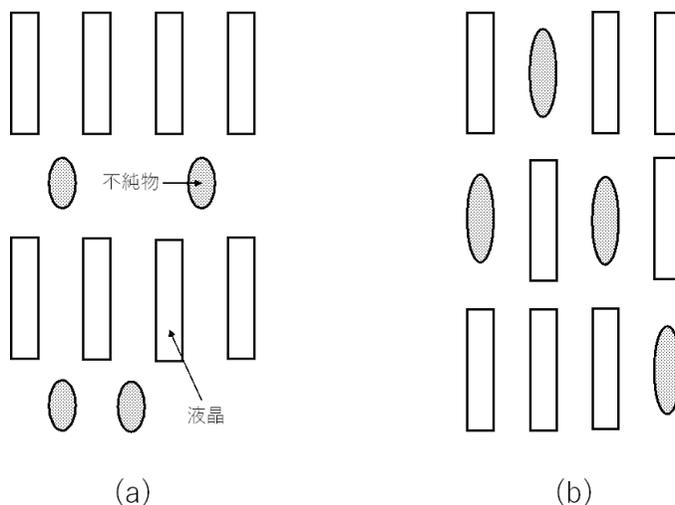


図1 排除体積効果を考慮した2種類の分子の配列 (Ref. 6をもとに)

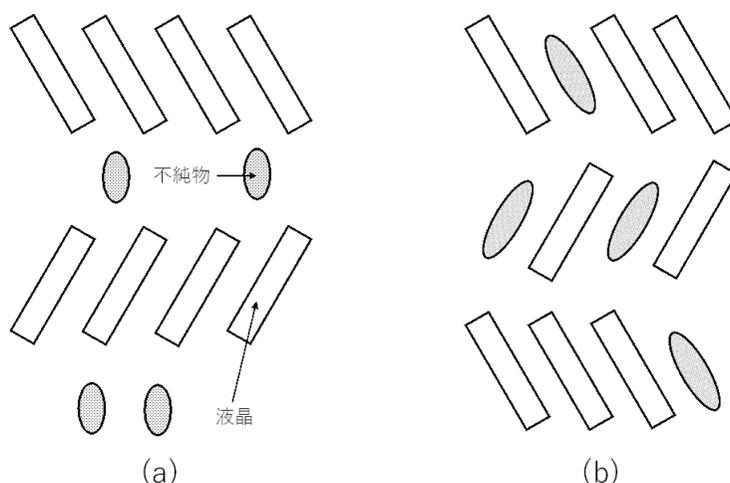


図2 Ref. 6の結果を SmC_A^* 相に当てはめた場合の予想

実は以前に、このデータを論文にまとめようと試みたことがある。しかし、収まりがつかず、「寝かせた状態」になっていた。その後、研究も進み、明らかになった事柄もあることから、改めて見直したところ、一定の理解が得られた。著者が調べた限り、この内容の論文はまだ発表されていないことから、ここに論文として発表する。

2. 測定方法

測定に用いた液晶は反強誘電性液晶 4-(1-methylheptyl-oxycarbonyl) phenyl 4'-octyloxybiphenyl-4-carboxylate (MHPOBC) であり、*R* 体の MHPOBC (*R*-MHPOBC) の相系列は以下のようになる。

Cryst - SmC_A^* - SmC_γ^* - SmC^* - SmC_α^* - SmA - Iso

ここで、Cryst は SmC_A^* 相以上に結晶性の高い液晶相を含む相であり、Iso は等方相（液体相）である。 SmC_α^* 相は、対称性は SmC^* 相と同じであるが、分子の傾く方位角方向が数分子でひと回りする非常に短い螺旋ピッチを持つため、螺旋ピッチが数百分子からなる SmC^* 相と区別される。非液晶分子には 4-ジメチルアミノ-4'-ニトロスチルベン (DANS) と $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{26}\text{CH}_3$ (n-オクタコサン) を用いた。試料セルとして、ポリイミドをスピコートした ITO ガラスをラビングすることにより得られた水平配向セル (EHC 社製) を使用した。電極間の距離は $10\mu\text{m}$ である。試料セルを温度コントローラー (Mettler FP90) 内に入れ、分子配向を均一にするため、10Hz の大きな交流電場を印加した状態で SmA 相から徐冷した後、イン

ピーダンスアナライザーHP-4194Aを用いた複素誘電率(100Hzから10kHz)測定を行った。また、偏光顕微鏡観察はSmA-Iso相転移点の決定と相の共存状態を確認するために行った。

図1の場合、分子の形状が異なりすぎると、2種類の分子が別の領域に分かれ、混ざらない可能性もある。そこで、液晶分子長の1/5程度の安息香酸を混合した予備実験を行ったところ、相転移点に変化がなかったことから、安息香酸とR-MHPOBCは混ざらないと判断した。

3. 結果と考察

3.1 DANSを混合した反強誘電性液晶の誘電特性と温度——混合比相図

DANS濃度を変えたMHPOBCの複素誘電率測定を行った。MHPOBC分子の長さはDANS分子の長さの2.6倍である。図3はDANS 4mol%における複素誘電率の実部 ϵ' を、温度を変化させながら測定した結果である。120.7°Cにおける ϵ' のピークは分子の傾き角方向の集団的揺らぎが誘電率に寄与した結果であり、SmC_α*-SmA相転移点を示している。117.8°Cから120.7°Cまでの範囲はR-MHPOBCの相系列と、 ϵ' の温度依存性からSmC_α*相とみなせる。116.8°Cから117.8°Cの間では、 ϵ' の大きさが周波数により異なり、低周波数では ϵ' が大きな値を示している。この振る舞いは、分子が方位角方向を集団的に動くゴールドストーン・モードであり、この温度域がSmC*相であることを示す。116.8°C以下では、 ϵ' は小さな値をとり、周波数依存性を示さない。これはSmC_α*相の特徴である。複素誘電率の測定結果から、R-MHPOBCでは存在していたSmC_γ*相が、DANS 4mol%では消失したと判断できる。

様々なDANS濃度におけるMHPOBCの ϵ' の温度変化を図4に示す。測定周波数は1kHzである。DANSの混合は ϵ' の大きさばかりではなく、温度変化も劇的に変化させている。DANS濃度の増加に伴い、スメクティック相間のすべての相転移点は下降しており、 ϵ' の大きさも急激に減少した。DANS 6mol%における113°C付近のピークは、DANS 4mol%における118°C付近のSmC*相に対応するが、DANS 4mol%のように、 ϵ' が周波数依存性を示す領域がないことから、SmC*相は存在しても狭い温度域であると予想される。このようなピークはDANS 10mol%では存在せず、SmC*相は完全に消失したと結論できる。一方、SmC_α*相の領域は濃度の増加とともに拡大している。したがって、相系列は以下のように変化した。

R-MHPOBC : Cryst-SmC_α*-SmC_γ*-SmC*-SmC_α*-SmA-Iso
 R-MHPOBC+DANS10mol% : Cryst-SmC_α*-SmC_α*-SmA-Iso

これらを用いた温度-DANS濃度の相図を図5に示す。▲はSmA相中にIso相の領域が現れた温度であり、その温度に保持しても領域の大きさは変化しなかった。また、●はSmA相の領域が完全に消滅し、すべてIso相になった温度である。つまり、この間がSmA相とIso相の

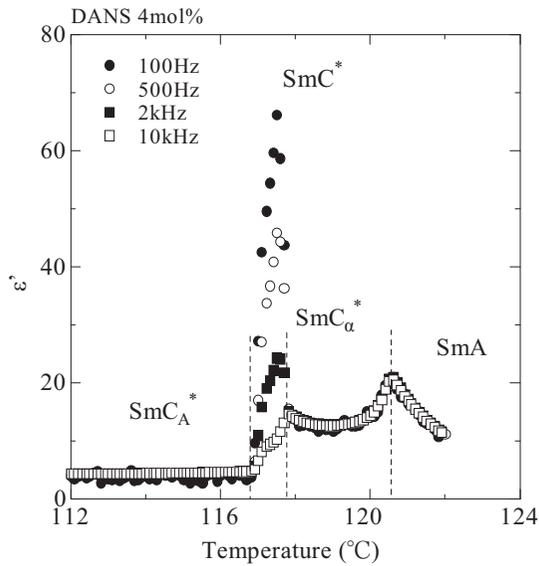


図3 DANS 4mol%混合した反強誘電性液晶 MHPOBC における様々な周波数での複素誘電率の実部の温度依存性。点線は相転移点を表す。

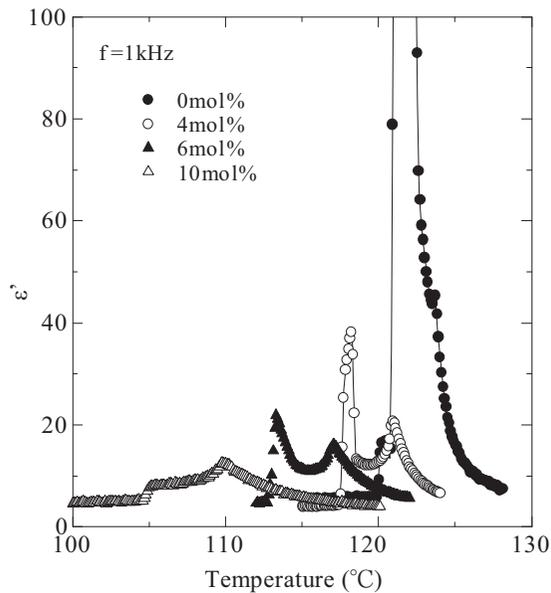


図4 様々な DANS 濃度の反強誘電性液晶 MHPOBC における 1kHz での複素誘電率の実部の温度依存性。0mol%と4mol%における実線は誘電率変化を分かりやすくするために、測定点を直線で結んだ線である。

共存域である。このように SmA-Iso 相転移点は濃度とともに上昇しており、SmA 相の領域は DANS 濃度とともに拡大している。液晶分子と非液晶分子間に相互作用がなければ、液晶相は形成されにくくなるので、SmA-Iso 相転移点は濃度とともに下降するはずである。しかし、SmA-Iso 相転移点が濃度とともに上昇していることから、液晶と DANS 分子の間には何らかの相互作用があることになる。興味深いことは、SmC_α* 相は消失しないが SmC* 相と SmC_γ* 相が消失した点にある。反強誘電性液晶に対する圧力印加の研究⁸⁻⁹⁾から、このような変化は相対的には A 秩序が強く、F 秩序が弱くなったことを示している。

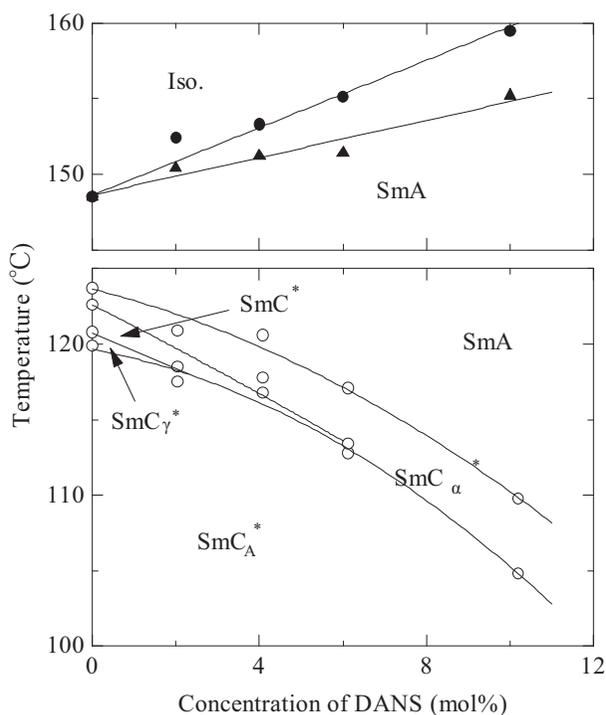


図5 反強誘電性液晶 MHPOBC の温度-DANS 濃度の相図

3.2 オクタコサンを混合した反強誘電性の誘電特性と温度——混合比相図

非極性分子である n-オクタコサンを MHPOBC に混合した。MHPOBC の長さは n-オクタコサンの長さの 1.1 倍である。図 6 は様々なオクタコサン濃度に対する複素誘電率の実部 ϵ' の温度変化である。オクタコサン濃度の増加とともに、 ϵ' が大きな値を示す SmC* 相は低温側に移動した。誘電率の測定結果から判断して、R-MHPOBC では存在していた SmC_α* 相や SmC_γ* 相はオクタコサン 5.5mol% 以上で消失したことが分かる。これらから得られた温度-オクタコサン濃度の相図を図 7 に示す。Cryst-SmC_A* 相転移点にはわずかに濃度依存性があり、濃度と

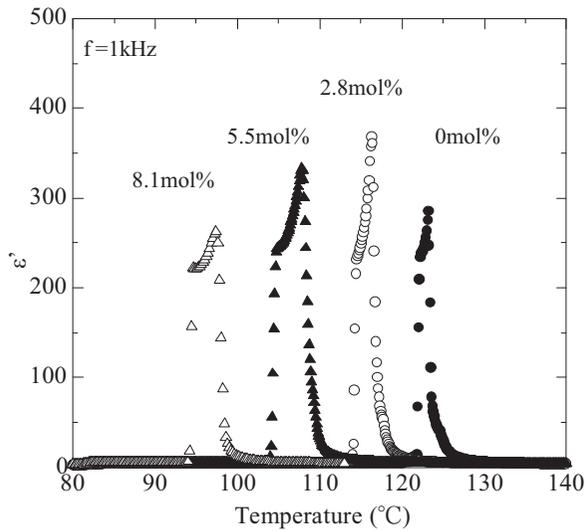


図6 様々なオクタコサン濃度の反強誘電性液晶 MHPOBC における 1kHz での複素誘電率の実部の温度依存性

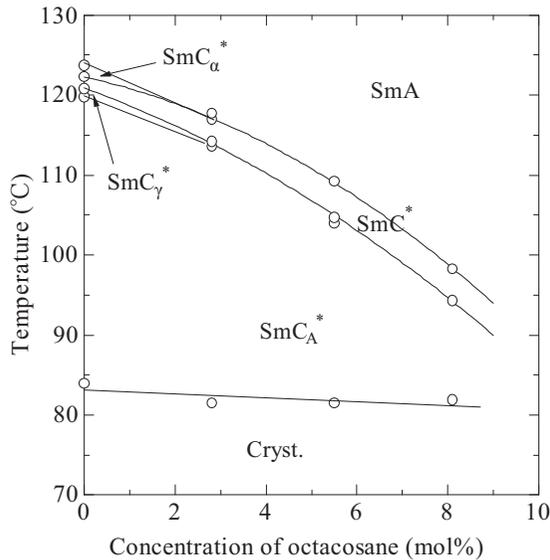


図7 反強誘電性液晶 MHPOBC の温度-オクタコサン濃度の相図

ともに SmC_A^* 相の幅は狭くなっている。約 10mol% の濃度で SmC_A^* 相の消失が期待できるが、8.1mol% 以上混合しても、相転移温度に変化はなく、これ以上は混合できないと判断した。それゆえ、 SmC_A^* 相の消失は確認できていない。これらの結果から、相系列は以下のように変

化した。

R -MHPOBC : Cryst-SmC_A*-SmC_γ*-SmC*-SmC_α*-SmA-Iso

R -MHPOBC + オクタコサン 8.1mol% : Cryst-SmC_A*-SmC*-SmA-Iso

R -MHPOBC の SmA-Iso 相転移点は 148°C であるが、SmA 相と Iso 相の共存域は 8.1mol% のとき、125°C と 141°C の間である。SmA-Iso 相転移点はオクタコサンの濃度とともに下降しているため、オクタコサン分子と液晶分子の間には排除体積効果以外の相互作用は働いていないと考えてよいだろう。また、類似構造の n -エイコサン [CH₃(CH₂)₁₈CH₃] もオクタコサンと同様の変化を示すことが分かった。このような変化は相対的には A 秩序が弱く、F 秩序が強くなったことを示している。

3.3 液晶への非液晶分子混合効果

まず、非液晶分子の混入位置を考える。SmA-Iso 相転移点はオクタコサンを混合すると下降したのに対して、DANS を混合すると上昇した。極性分子である DANS は液晶と何らかの電気的相互作用をするため、液晶相がより安定化したのに対して、無極性分子であるオクタコサンは液晶と電気的相互作用をしていないため、液晶分子同士の相互作用が弱まり、SmA-Iso 相転移点は下降したと考えられる。SmC*(SmC_α*)-SmA 相転移点は 2 つの場合とも、非液晶分子の増加とともに下降した。もし、オクタコサンが液晶と同じ層内に存在するならば、液晶分子同士の距離が離れるため、液晶分子の永久双極子と隣接分子の誘起双極子の相互作用が弱められ、SmC*-SmA 相転移点は下降するはずである。この点は実験結果と矛盾しない。SmC_α*-SmA 相転移点は DANS の増加とともに下降したことから判断すると、DANS 分子もオクタコサン分子と同様に、液晶分子と同じ層内にあると思われる。しかし、SmC* 相の領域は 2 つの場合で全く異なる変化を示した。

液晶と同一層内にあるオクタコサンが液晶と相互作用をしないのであれば、シミュレーション予想のように、A 秩序は形成され、SmC_A* 相の出現にあまり影響を及ぼさないと考えられる。しかし、実際には SmC_A* 相の領域は混合量とともに狭くなり、SmC* 相の領域は広がった。液晶分子の末端鎖は n -オクタコサンのアルキル鎖と類似の構造である。そのため、隣接層間にまたがる形で n -オクタコサンが入れば、SmC_A* 相を形成するとき、隣接層内の液晶分子同士が相互作用をするための対を見つけにくくなり、対形成を阻害する効果になる。また、SmC* 相と SmC_A* 相の共存域が DANS に比べて広いことは、層間にまたがるオクタコサンが本来の相転移を阻害していることが理由と考えることもできる。オクタコサンが層間に存在すれば、SmC* 相を形成する永久双極子-誘起双極子相互作用を引き起こす骨格部分にオクタコサン分子が存在する割合が少なくなるので、SmC_A* 相より SmC* 相が形成しやすくなり、結

果として、SmC*相が広がり、SmC_A*相が減少したと考えられる。

一方、DANS 混合では SmC*相が消失した。以前の研究で、強誘電性液晶に DANS を混合しても、自発分極の大きさはあまり減少しない¹⁰⁾ことを報告した。また、圧力下で自発分極が著しく低下した低光学純度の MHPOBC では、SmC_A*相ではなく SmC*相が拡大した¹¹⁾。反強誘電性液晶では、一般に強誘電相の広い物質は F 秩序が強く、分極は小さい。それに対して、反強誘電相の広い物質は A 秩序が強く、分極が大きい。したがって、DANS 混合は F 秩序を強めていないことが分かる。詳細は不明だが、DANS 混合で F 秩序より A 秩序が強くなったため、SmC*相が消失したと考えられる。

このように液晶に加える非液晶性分子の種類により、相転移を制御することが可能であることが分かった。これらの結果は、MHPOBC の圧力印加の研究より導いた結果（加圧によって、高光学純度試料では A 秩序が強くなるのに対して、低光学純度試料では F 秩序が強くなる⁸⁾）と似ている。この類似性の研究を進めれば、圧力印加と A 秩序と F 秩序の強弱に関する知見が得られることを期待できる。

4. 結論

反強誘電性液晶 R-MHPOBC に非液晶分子 DANS と n-オクタコサンを混合した試料に対して温度-濃度相図を作成した。その結果から、混合する非液晶分子の種類により出現する液晶相が変化することが分かった。つまり、反強誘電性液晶の相転移は非液晶分子の混合により、ある程度、制御できることが分かった。また、混合した非液晶分子の位置を既報のシミュレーションと実験結果から予想し、多くの点で相転移の変化が説明できることが分かった。

謝辞

この測定は東京理科大学基礎工学部の装置を使用して行われた。同大の幡野純名誉教授、古江広和教授はじめ、測定に協力してくれた当時の研究室の学生に感謝する。

参考文献

- 1) T. Isozaki, T. Fujikawa, H. Takezoe, A. Fukuda, T. Hagiwara, Y. Suzuki and I. Kawamura: Jpn. J. Appl. Phys. 31 (1992) L1435.
- 2) M. Fukui, H. Orihara, Y. Yamada, N. Yamamoto and Y. Ishibashi: Jpn. J. Appl. Phys. 28 (1989) L849.
- 3) D. S. S. Rao, S. K. Prasad, S. Chandrasekhar, S. Mery, and R. Shashidhar: Mol. Cryst. Liq. Cryst. 292 (1997) 301.
- 4) B. W. van der Meer and G. Vertogen: J. Phys. (France) 40 (1979) C3-222.
- 5) K. Miyachi, J. Matsushima, Y. Takahashi, K. Ishikawa, H. Takazoe and A. Fukuda: Phys. Rev. E 52 (1995) R2153.

- 6) T. Koda and H. Kimura: J. Phys. Soc. Jpn. 63 (1994) 984.
- 7) T. Uemoto, K. Yoshino and Y. Inuishi: Jpn. J. Appl. Phys. 19 (1980) 1467.
- 8) H. Uehara: Jpn. J. Appl. Phys. 50 (2011) 09NE13.
- 9) 上原宏行：愛知学院大学教養部紀要，第62巻（2016）2号 15.
- 10) H. Uehara, M. Toshimitsu and J. Hatano: Ferroelectrics 273 (2002) 33.
- 11) 上原宏行、幡野純：2001年度日本液晶学会討論会講演予稿集1PA32.

Toward Academic Reading (II): Untying Intricate Clause Complexes and Nominal Groups and Grasping ‘Things’

Masamichi WASHITAKE

Abstract

This paper explores specialized texts written in English in part of the field of economics from the perspective of Systemic Functional Linguistics. It addresses the two different but related questions: one is what grammatical items can cause difficulty when students in Japanese universities read specialized texts connected to economics; the other is whether or not Halliday’s (1993b: 71) assertion that “(t)he difficulty lies more with the grammar than the vocabulary”, which he proclaims while he is discussing writings in science, is true of writings connected to economics. As a result of text analysis, the following are confirmed: grammatical intricacy, embedded clauses and phrases, nominalization, and abstract participants and generalized participants can cause difficulty when students read texts in economics; and Halliday’s (1993b) thought applies to writings connected to economics as well. This paper concludes that specialized reading courses in the context of Japanese universities, ‘learning about language’ is more important than ‘learning through language’ because it has the potential to expand students’ comprehensive ability to achieve their academic success.

Key words: Systemic Functional Linguistics, grammatical intricacy, rankshift, nominalization, learning about language

1. Introduction

It is often difficult for average freshmen in Japanese universities to read specialized texts in English. It is still difficult in foreign book reading courses in their junior year, when they are supposed to have improved both basic skills to read texts in English and fundamental knowledge of their field. It seems that both students and teachers in Japanese universities generally agree on the problematic issues of this kind. However, precisely what causes the difficulty? This paper addresses the question from the aspect of English grammar. The context of the discussion is an educational one: the aim is to help Japanese

university students improve upon their skill of reading specialized texts written in English.

This paper explores specialized texts written in English connected to the field of economics according to the notion that “(t)he difficulty lies more with the grammar than the vocabulary” (Halliday, 1993b: 71). He argues this view while discussing why scientific writing in English became difficult in distinctive manners. Thus, this paper is also an attempt to confirm whether or not his thought applies to economic writing in English.

I use Systemic Functional Linguistics (hereafter, abbreviated to SFL) as the research tool because of its applicable characteristics: it is a linguistic theory that is applicable to a wide range of purposes, such as to understand the nature of text and to assist foreign language learning (Halliday, 1994: xxix–xxx). It views language as a resource rather than a set of rules; thus, language is regarded as a system to construe experience rather than one to express ideas. It looks not only at text, but also at its context; lexicogrammatical analysis has to be related to its social context, in SFL terms referred to as context of situation and context of culture. It is concerned with text rather than sentence; it analyzes discourse by observing the clause, the basic grammatical unit, and elements above, below and beyond it.

In exploring two texts written in English connected to economics, *Organic Futures: Struggling for Sustainability on the Small Farm* by Fitzmaurice, C. J. and Gareau, B. J. (2016) and *Capitalism and Freedom* by Friedman, M. (1962), the following items that are considered to cause the difficulty are found: grammatical intricacy, complicated nominal group, nominalization and abstract and generalized participants. After providing a very general overview of SFL, this paper will illustrate the difficulty related to each item in turn.

2. The Research Tool: Systemic Functional Linguistics

As sketchily mentioned in the introduction, SFL has the characteristics to meet the demand of text analysis. Although this paper is too short to overview the whole theoretical framework of SFL, in order to deepen discussion on the results of the text analysis, sharing some concepts in SFL is required. Thus, in this section, I will provide a brief overview of significant concepts in SFL: metafunction and stratification (see e.g., Halliday, 1994; Halliday and Matthiessen, 1999; Butt et al., 2012).

(1) The first concept is metafunction. Language is constituted of three dimensions, each of which construes a different meaning. In SFL, this concept is referred to as metafunction: ideational metafunction models experience by process, participants and circumstance in clause (this aspect of ideational metafunction is called experiential); it also constructs relationships between clauses as a clause complex

(this is the other aspect of ideational metafunction, referred to as logical); interpersonal metafunction enacts social roles and relationships by making text interactive; and textual metafunction organizes clause as a message and brings coherence in text.

For example, *John knocked the door* is interpreted as follows: from ideational perspective, this type of clause is interpreted as material since *knocked* is a process construing the process of ‘doing’¹, and *John* and *the door* are participants that participate in the process (referred to as Actor and Goal respectively); from interpersonal perspective, this clause is interpreted as ‘giving information’ since the order in Mood is Subject + Finite², where *John* serves as Subject, *knocked* is interpreted as a compound of Finite (past) and Predicator (knock) and *the door* serves as Complement (a component of Residue); from textual perspective, this clause organizes Theme + Rheme structure, where the first element *John* is identified as Theme (the departure of a message) and the rest is identified as Rheme. Figure 1 shows the analysis.

Figure 1: Metafunctional Analysis of a Clause (1)

<i>text</i>	<i>John</i>	<i>knocked</i>	<i>the door</i>
ideational (experiential)	Actor	Process (Material)	Goal
interpersonal	Subject	Finite + Predicator	Complement
	Mood	Residue	
textual	Theme	Rheme	

Since each metafunction has a distinctive meaning, slightly different clauses are interpreted quite differently. For example, compare *John knocked the door* and *the door was knocked by John*. In the latter clause, *the door* functions as Goal, Subject and Theme; and *John* functions as Actor, Complement and part of Rheme. The main point here is that interpersonal and textual meanings in the passive clause are different from those in the active one, whereas the ideational meaning is still the same. Figure 2 shows the analysis of the passive clause.

Figure 2: Metafunctional Analysis of a Clause (2)

<i>text</i>	<i>the door</i>	<i>was knocked</i>	<i>by John</i>
ideational (experiential)	Goal	Process (Material)	Actor
interpersonal	Subject	Finite + Predicator	Complement
	Mood	Residue	
textual	Theme	Rheme	

Logical metafunction, another aspect of ideational metafunction constructs logical relationships

between clauses. There are two dimensions in the relationships: one is tactic system and the other is logico-semantic system. When the status of the related clauses is equal, the structure is called paratactic; on the other hand, when the status is unequal, it is called hypotactic. Logico-semantic relations are grouped into two: expansion where one expands the other by elaborating, extending or enhancing; and projection where one project the other as a locution or an idea. For example, *John knocked the door but no one replied* is interpreted as the combination of paratactic and extension (in expansion). Logical metafunction and clause complex will be further illustrated and discussed in 3.1 below.

(2) The next concept is stratification. SFL sees language as stratified systems according to abstraction: semantics (meaning), lexicogrammar (wording)³ and phonology (sounding). The relationship between each stratum is referred to as realization: semantic is realized by lexicogrammar and lexicogrammar is realized by phonology. For example, a figure (a configuration of process, participants and circumstances) in semantics is ‘congruently’⁴ realized by a clause in lexicogrammar.

Stratification and realization are applied to the relationship between language and context. The stratum of context of situation (situations that are relevant to the texts in question) is realized by language and context of culture (the accumulation of situations in a particular culture) is realized by context of situation. Figure 3 shows a model of stratification of language and context.

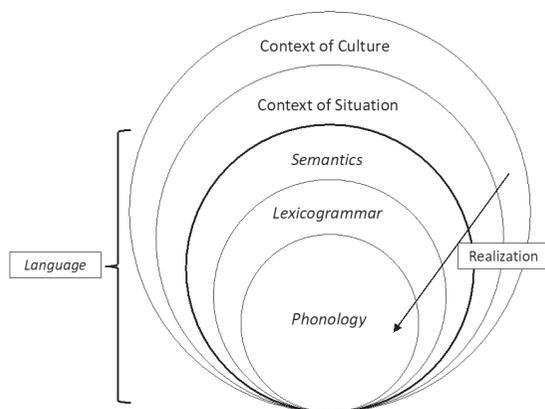


Figure 3: A Model of Stratification of Language and Context

It should be noted that realization is not related to temporal axis (which occurs first?) and causality (which causes which?). It should also be noted that since each stratum is independent, realization is not necessarily ‘congruent’; for example, a quality can be realized by a noun instead of an adjective (e.g., *long*

→ *length*) or a figure can be realized by a nominal group instead of a clause (e.g., *the shop is popular* → *the popularity of the shop*). This ‘incongruent’ type of realization mode is referred to as metaphorical (e.g., Halliday, 1994; Halliday and Matthiessen, 1999), which is discussed in 3.2.2. It is important to mention that congruent and metaphorical is not just dichotomy but a matter of degree: the terms ‘congruent’ and ‘metaphorical’ should be used more precisely, e.g., ‘more congruent’ and ‘more metaphorical’.

Having sketched some of the main concepts in SFL (very briefly though), it should now be possible to illustrate some of the problems in economic texts from the Systemic Functional perspective.

3. Grammatical Difficulty in Writings in Economics

This section illustrates the grammatical characteristics that can cause difficulty in reading texts connected to economics. Example texts are below (In order to make my illustrations clear, the order of some of the extracts may be changed from the order in which they appeared in the original sources.).

Extract 1

If Hollywood and the movie industry had been government enterprises or if in England it had been a question of employment by the British Broadcasting Corporation it is difficult to believe that the “Hollywood Ten” or their equivalent would have found employment.

(Capitalism and Freedom, p. 20)

Extract 2

One may believe, as I do, that communism would destroy all of our freedoms, one may be opposed to it as firmly and as strongly as possible, and yet, at the same time, also believe that in a free society it is intolerable for a man to be prevented from making voluntary arrangements with others that are mutually attractive because he believes in or is trying to promote communism.

(Capitalism and Freedom, p. 20)

Extract 3

(a) It is widely believed that politics and economics are separate and largely unconnected; that individual freedom is a political problem and material welfare an economic problem; and that any kind of political arrangements can be combined with any kind of economic arrangements.

(b) The chief contemporary manifestation of this idea is the advocacy of “democratic socialism” by many who condemn out of hand the restrictions on individual freedom imposed by “totalitarian socialism” in

Russia and who are persuaded that it is possible for a country to adopt the essential features of Russian economic arrangements and yet to ensure individual freedom through political arrangements.

(c) The thesis of this chapter is that such a view is a delusion, that there is an intimate connection between economics and politics, that only certain combinations of political and economic arrangements are possible, and that in particular, a society which is socialist cannot also be democratic, in the sense of guaranteeing individual freedom.

(Capitalism and Freedom, p. 7)

Extract 4

(a) Despite the increasingly visible presence of organic foods in our consumer culture, questions remain about what effect this explosive growth—and profitability—has had on the farmers who produce these foods.

(b) Even more fundamentally, for many people answering the age-old question of “What’s for dinner?” the notion of “organic food” remains a nebulous concept with variable associations ranging from health food to sustainable food—and everything in between.

(Organic Futures, pp. 27-28)

Extract 5

As organic agriculture came to be defined primarily in terms of prohibited chemical inputs rather than as a broader, agro-ecological and community-based process, the terrain of the organic market shifted in ways that benefited the types of large organic operations that could meet the demands of an industrial food system.

(Organic Futures, p. 62)

When we consider the complexity of text, there are at least two characteristics: the structure of sentences and that of nominal groups. On one hand, this type of text is complex in that the structure of the sentence is rather intricate. Grammatical intricacy can be illustrated by the construction of what is called in SFL a clause complex⁵ (Halliday, 2002).

On the other hand, looking at the proportion of lexical items per clause or ‘lexical density’ (Halliday, 1993a; Halliday, 1993b), extracts shown above do not seem so dense. For example, Extract 1 consists of four clauses, includes one embedded clause and has 20 lexical items. Thus, its lexical density is 4.0. Extract 4(a) which consists of a clause and two embedded clauses has 15 lexical items. Thus, its lexical density is 5.0. They are higher than that in casual speech (around 1-2) but not as high as that of written scientific

texts (around 6-10) (Halliday, 2004b). However, the structure of nominal groups is rather complicated because of embedded clauses and phrases and nominalizations.

Nominalization is related to a further problem, abstract participants. Whether they are institutions or events, abstract things are more difficult to understand than concrete ones. Generalized participants also contribute to this kind of difficulty.

This section will address these issues with illustration. After exploring texts, grammatical items that should be shared with students for improving their reading skills may be suggested.

3.1 Grammatical Intricacy

As already mentioned, clause complex is interpreted as the relations between clauses that has the two dimensions: “the system of interdependency or ‘tactic’ system, parataxis and hypotaxis” and “the logico-semantic systems of expansion and projection” (Halliday, 1994; 215-221).

There are two types of taxis. When one element modifies another and the status of the two are equal, the relation is called parataxis (expressed by the notations, 1 2 3 ...): one is initiating and the other is continuing. By contrast, when one element is dominant and the other is dependent, it is called hypotaxis (notations: α β γ ...). Typically, clause complex exploits a combination of paratactic and hypotactic relations. For example, Extract 1 can be interpreted as follows:

If Hollywood and the movie industry had been government enterprises

β 1

or if in England it had been a question of employment by the British Broadcasting Corporation

β 2

it is difficult to believe that the “Hollywood Ten” or their equivalent would have found employment.

α

Logico-semantic relations are grouped according to the two fundamental relations of expansion and projection. By expansion, one clause expands the other by elaborating, extending or enhancing it. There are various relations in each category: i) in elaboration, one clause elaborates the other by paraphrasing, giving examples or clarifying it (notation: =); ii) in extension, one clause expands the other by adding something new (addition, replacement or alternative) (notation: +); iii) in enhancement, one clause expands the other by referring time, space, manner or cause or condition (notation: \times). Extract 1 can be interpreted in combination with taxis and logico-semantic relations as follows:

If Hollywood and the movie industry had been government enterprises

×β 1

or if in England it had been a question of employment by the British Broadcasting Corporation

β +2

it is difficult to believe that the “Hollywood Ten” or their equivalent would have found employment.

α

By projection, one clause is projected through the other. There are two subtypes: what is projected verbally, referred to as locution (notation: “); and what is projected mentally, referred to as idea (notation: ‘). The projecting clause may be verbal or mental. For example, the beginning part of Extract 2, which includes mental process *believe* and projected idea can be interpreted as:

One may believe,

α α

as I do,

α ×β

that communism would destroy all of our freedoms,

‘β

Figure 4 and 5 shows the multi-layered analysis of Extract 1 and 2 conducted in terms of types of taxis and logico-semantic relations.

Figure 4: Multi-layered Analysis of Extract 1

Types of Taxis and Logico-semantic Relations		<i>Text</i>
×β	1	<i>If Hollywood and the movie industry had been government enterprises</i>
	+2	<i>or if in England it had been a question of employment by the British Broadcasting Corporation</i>
α		<i>it is difficult to believe that the “Hollywood Ten” or their equivalent would have found employment.</i>

Figure 5: Multi-layered Analysis of Extract 2

Types of Taxis and Logico-semantic Relations			Text	
1	α	α	<i>One may believe,</i>	
		$\times\beta$	<i>as I do,</i>	
	β		<i>that communism would destroy all of our freedoms,</i>	
+2			<i>one may be opposed to it as firmly and as strongly as possible,</i>	
+3	α		<i>and yet, at the same time, also believe</i>	
	β	α	<i>that in a free society it is intolerable for a man to be prevented from making voluntary arrangements with others that are mutually attractive</i>	
		β	1	<i>because he believes in</i>
			+2	<i>or is trying to promote communism.</i>

As shown in Figure 4 and 5, the structure of some of the clause complexes is so complicated. The skill to ‘untie’ these multi-layered constructions seems essential in understanding specialized texts connected to economics. Thus, it seems reasonable to present a suggestion that English teachers need to share the knowledge of taxis and logico-semantic relations with students and to instruct how to untie clause complexes as the run-up to reading economic writings. This does not mean that students and teachers have to gain the knowledge of SFL concepts and terminologies; learning grammar should not be students’ burden. Rather, it is more reasonable to exploit the resource of so-called school grammar, which students are familiar with. However, since providing teaching methods is not the main purpose of this paper, the question of teaching should be kept outside the scope of this present discussion.

3.2 Complexity in the Nominal Group

Not only the intricacy of clause complexes but also the complexity in the nominal group contribute to the difficulty in the texts. As already mentioned, not as much ‘dense’ as written mode of science (Halliday, 1993b), the extracts include quite a few complicated nominal groups. It seems that embedded clauses and nominalizations increase the complexity.

3.2.1 Embedded Clause and Phrase

In a nominal group⁶, either a clause or a phrase may characterize Thing as Qualifier. Almost all Qualifiers are rankshifted: a grammatical unit that is higher than or equivalent to the nominal group in rank (i.e., a clause or a phrase) functions as constituents of a nominal group. These items are referred to as rankshifted or embedded (an embedded clause is expressed by the notation [[]], an embedded clause

complex by [[[]]] and an embedded phrase by []; and clause complexes are divided into clauses by the notation ||.). In addition, an embedded clause may function as Head of a nominal group without projecting clauses, which in SFL terms is referred to as fact (Halliday, 1994: 265-266). From the perspective of embedded clauses and phrases, Extract 3, the beginning of Chapter 1 of *Capitalism and Freedom* is complicated. See the following analysis.

(a) It is widely believed [[[that politics and economics are separate and largely unconnected;|| that individual freedom is a political problem and material welfare an economic problem;|| and that any kind of political arrangements can be combined with any kind of economic arrangements]]].

(b) The chief contemporary manifestation of this idea is the advocacy [of “democratic socialism” [by many [[[who condemn out of hand the restrictions on individual freedom [[imposed by “totalitarian socialism” in Russia]] || and who are persuaded|| that it is possible [[[for a country to adopt the essential features of Russian economic arrangements|| and yet to ensure individual freedom through political arrangements]]]]]]].

(c) The thesis of this chapter is [[[that such a view is a delusion,|| that there is an intimate connection between economics and politics,|| that only certain combinations of political and economic arrangements are possible,|| and that in particular, a society [[which is socialist]] cannot also be democratic, in the sense of guaranteeing individual freedom]]].

Extracts 3(b) and (c) are especially complicated because of the layered usage of embedded phrases, embedded clauses and embedded clause complexes. In (b), *the advocacy* is modified by the Qualifier (a prepositional phrase) beginning with *of “democratic socialism”* which then is modified by Qualifier (a prepositional phrase) beginning with *by many*. Then, the Head of the nominal group, *many* is modified by Qualifier (a clause complex) beginning with *who condemn*. This embedded clause complex is composed of two paratactically related embedded clauses: the initiating clause beginning with *who condemn* extends the continuing one beginning with *who are persuaded*. The continuing clause projects the idea that begins with *it is possible* where *it* is not a participant but a Subject placeholder. The non-finite clause complex beginning with *for a country* is composed of two non-finite clauses whose relations are paratactic and extension. These non-finite clauses are projections with no verbal or mental clauses that project them. As mentioned earlier, this type of projection is referred to as fact. Extract 3(c) is a relational clause and includes an embedded clause complex which composed of four embedded clauses (each one is related by parataxis and extension) and an embedded clause serves as a Qualifier (*which is socialist*). Figure 6 and Figure 7 show visual illustrations of the analyses.

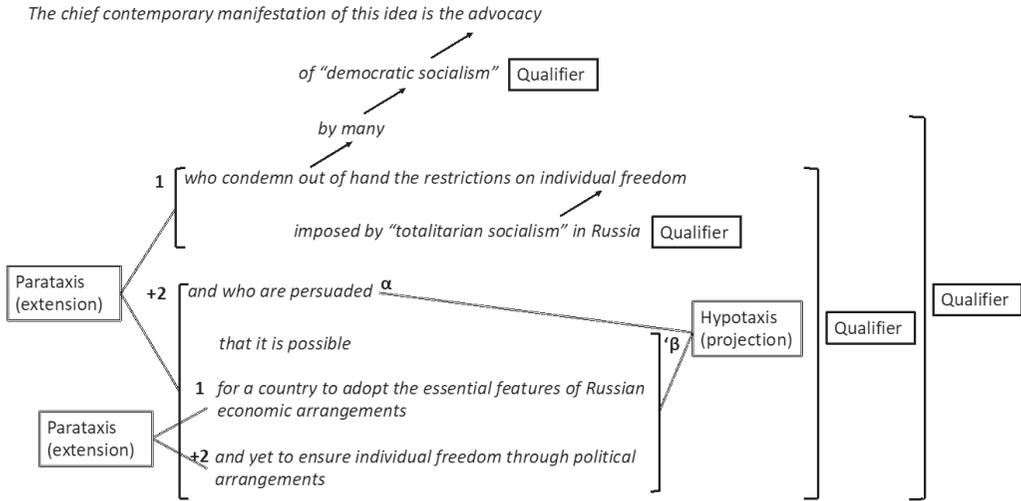


Figure 6: A Visual Illustration of Extract 3(b)

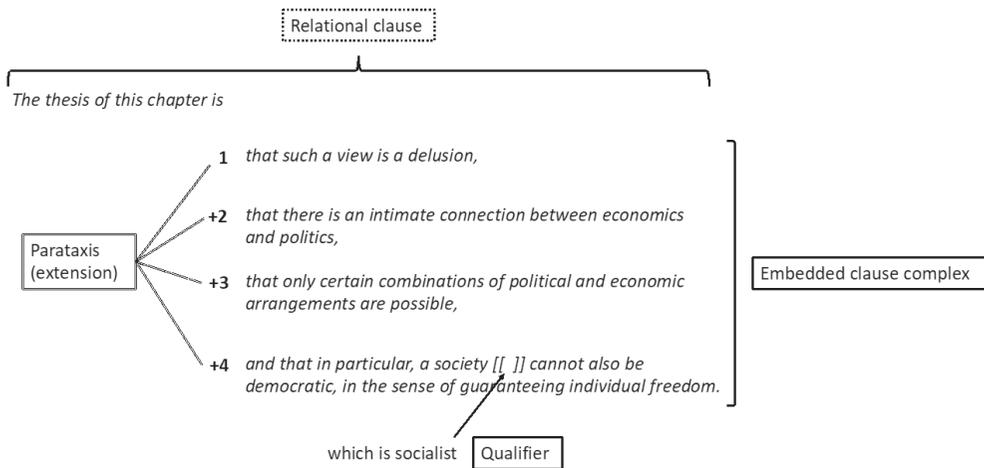


Figure 7: A Visual Illustration of Extract 3(c)

It seems important that teachers share these grammatical characteristics and functions with students before they start reading texts; it is crucial in reading this type of texts to understand the modifying structure of embedded clauses and phrases and to realize the difference between embedded clauses and projections.

3.2.2 Nominalization

Nominalization is a significant part of grammatical metaphor, metaphorical realization involving shifts and fusion: shifts between ranks and classes toward a thing; and semantic fusion with the original category (see e.g. Halliday, 1994: 342-353; Halliday and Matthiessen, 1999: 227-296; Halliday, 2004b). For example, *voluntary arrangements with others* from Extract 2 is a nominalized expression; this nominal group can be more congruently interpreted as *(someone) voluntarily arranges with others*. In this metaphorical expression, a figure which is congruently realized by a clause is metaphorically realized by a nominal group (a shift between ranks) and process which is congruently realized by a verbal group is metaphorically realized by a nominal group (a shift between classes). It has to be noted that the metaphorical thing, *arrangements* still remains its original status of process (thus, *arrangement* is ‘process + thing’): congruent realization and metaphorical one are not exactly equal in meaning (Butt et al., 2012: 97-99). For example, the nominal group, *intimate connection between economics and politics* from Extract 3(c), where a figure is metaphorically realized by a nominal group, a process by a nominal group and a participant by a part of a nominal group (prepositional phrase) can be more congruently interpreted as *economics and politics are intimately connected*. Figure 8 shows the analysis.

Figure 8: Unpacking Nominalizations

Key to figure:

<i>original text</i>
grammatical class/ grammatical function (metaphorical form)
grammatical class/ grammatical function (congruent form)
<i>unpacked text: example</i>

<i>voluntary</i>	<i>arrangements</i>	<i>with others</i>
adjective/ Classifier	noun/ Thing	prepositional phrase/ Qualifier
adverb/ circumstantial (Manner)	verb/ Process	prepositional phrase/ circumstantial (Manner)
<i>(someone) voluntarily arranges with others</i>		

<i>intimate</i>	<i>connection</i>	<i>between economics and politics</i>
adjective/ Classifier	noun/ Thing	prepositional phrase/ Qualifier
adverb/ circumstantial (Manner)	verb/ Process	nominal group/ Actor
<i>economics and politics are intimately connected</i>		

The process to interpret metaphorical form as more congruent form, called ‘unpacking’ (Halliday, 2004b) is an important skill to ease complexity derived from nominalization. It may provide readers with

better understanding.

As the analysis of the examples illustrates, unpacking nominalizations in extracts does not seem too difficult. However, since nominalization is abstract and metaphorical expression, there are cases that unpacking is not sufficient for full understanding. Furthermore, unpacking has to be conducted carefully because completely unpacked texts would be “clumsy and frequently unsatisfactory version” (Thompson, 2014: 252). For example, although *political arrangements* and *economic arrangements* from Extract 3(a) can be unpacked relatively easily, the more congruent forms, *(someone) arranges (with someone) about politics* and *(someone) arranges (with someone) about economics* do not make sense adequately. To take another example, *prohibited chemical inputs* from Extract 5 includes ambiguity: it can be unpacked as *(someone) put prohibited chemicals* or *(someone) prohibits putting chemicals*.

Specialists can understand such nominalized expressions without unpacking because of their familiarity with the style as well as with their research fields. On one hand, nominalization plays an important role in organizing texts and accumulating knowledge (Halliday, 1993a; Martin, 1993a), but on the other hand, it increases abstraction and ambiguity, which can keep laypersons away. One way to address this problem is, as already illustrated, to unpack nominalizations; the other way is to interpret nominalized expressions as they are. As Halliday (1994: 353) argues, “however far one may choose to go in unpacking ideational metaphor, it is important also to analyse each instance as it is”. A reasonable suggestion here is not to explore nominalization thoroughly but to consider its functions in the text in question. In any case, it is important for teachers to understand the language phenomenon of grammatical metaphor.

3.3 Abstract Participant and Generalized Participant

The final problem is concerned with the participant, a component participating in the process when language construes experience. A significant number of abstract participants and generalized participants are included in the extracts. They are realized by nominal groups whose Heads are abstract noun or general noun.

Abstract nouns such as *voluntary arrangements with others* (from Extract 2), *intimate connection between economics and politics* (from Extract 3(c)) and *prohibited chemical inputs* (from Extract 5) are, as illustrated in 3.2.2, related to nominalization.

General nouns such as *industry*, *enterprises*, *man*, *people* and *market* as well as nominal substitutes *one* and *many* are also found in the extracts. General nouns are used to refer to instances of given categories. For example, *a horse* can be referred as *the animal* and *John* can be referred as *the man* (Halliday and

Matthiessen, 1999: 189). In ideational terms, general nouns are also used as Head in nominal group accompanied by Qualifier. As illustrated in 3.2.1, this usage may increase complexity in nominal group because of Qualifier. Both general nouns and nominal substitutes are used to achieve the cohesive effect functioning anaphoric reference (Halliday and Hasan, 1976: 274–277). Thus, some general nouns can be interpreted by reference to subordinate nouns that have appeared in the text in question or by reference to their subordinate nouns outside the text. However, there are ones that are difficult for laypersons to interpret.

Abstraction is a move from concrete entities to abstract ideas and generalization is one from individual to general people, things and matters (Halliday, 2004b: 27). Teachers need to share the knowledge of the abstract and general things in texts as well as of related grammatical items with students.

4. Conclusion

This paper has conducted the text analysis to address two related questions: to illustrate the characteristics that can cause difficulty when Japanese university students read specialized texts written in English connected to economics; and to show whether or not Halliday's (1993b) claim that "(t)he difficulty lies more with the grammar than the vocabulary" (Halliday, 1993b: 71) applies to texts in economics. Through the analysis, the paper has cleared the following items that can cause difficulty: grammatical intricacy, embedded clauses and phrases, nominalization, and abstract participants and generalized participants. It also has confirmed that the suggestion, "(t)he difficulty lies more with the grammar than the vocabulary" (Halliday, 1993b: 71) applies to texts in economics as well. However, the characteristics of grammatical difficulty depend on the nature of text types. Thus, in order for students to fully understand a certain text, teachers need to point out the lexicogrammatical items that can cause difficulty in the text in question and instruct students how to resolve problems that result from these characteristics.

According to Halliday (2004a), there are three aspects to language development: 'learning language', 'learning through language' and 'learning about language'⁷. 'Learning through language' is an important facet in learning, in both liberal arts and specialized education. However, more important in academic reading in the context of Japanese universities seems to be 'learning about language', which means to understand the lexicogrammatical tendencies of the text that they address. The process of 'learning about language' includes essential skills to be a successful student: for example, building knowledge, consulting dictionaries, thinking critically, deepening insight and especially tackling problems on your own. In order for students to improve their comprehensive ability to achieve academic success, presumably more effort

needs to be exerted on language learning.

Notes

- 1 SFL assumes six process types in English: material (doing & happening), mental (sensing), relational (being), verbal (saying), behavioural (behaving) and existential (existing). Each process type consists of distinctive process, participants and optional circumstantial elements. For example, material process has an obligatory element, Actor (doer) and an optional element, Goal (an entity that the action is done to). There are a wide range of circumstances: for example, extent (e.g., *for three hours* in *Mary worked for three hours*), location (e.g., *in the office* in *Mary worked in the office*) and manner (e.g., *quietly* in *Mary worked quietly*). For details, see e.g., Halliday (1994) and Halliday and Matthiessen (1999).
- 2 From the perspective of interpersonal metafunction, a clause is divided into two parts: Mood and Residue. Mood organizes speech function by the order of Subject (the element that is responsible for the proposition) and Mood (the element that encodes tense and/or speaker’s opinion). Speech functions other than giving information (realized by Subject + Finite) are: demanding information (Finite + Subject/ WH- element as Subject + Finite/ WH-element + Finite + Subject); giving goods & services (Subject + Finite) and demanding goods and services (no Finite and Subject). The rest of the clause is called Residue; it consists of Predicator, Complement and Adjunct (for details, see, e.g., Halliday, 1994; Butt, et al., 2012).
- 3 SFL regards lexis and grammar as the same category. The difference between the two is degree of delicacy: more delicate part of grammar is lexis (see e.g., Halliday, 2002a; Hasan, 2019).
- 4 For example, when a process is realized by a verbal group, a participant is realized by a nominal group and a figure is realized by a clause, the realization mode is called congruent.
- 5 Although it is no misunderstanding that a sentence can be defined as a clause complex, in SFL, the term clause complex is preferred, since “a sentence is a constituent of writing, while a clause complex is a constituent of grammar” (Halliday, 1994: 216). Thus, although this paper uses sentence for the purpose of this study, it does not use the term as a grammatical unit but as a unit of written language that starts with a capital and ends with a period.
- 6 According to Halliday (1994: 191), a nominal group is interpreted as:

those	two	splendid	old	electric	trains	with pantographs
Deictic	Numerative	Epithet		Classifier	Thing	Qualifier
		Attitude	Quality			

- 7 Although Halliday (2004a) discusses these aspects in terms of children’s language development, at least ‘learning through language’ and ‘learning about language’ are relevant to language education.

References

Butt, D. et al. (2012) *Using Functional Grammar: An Explorer’s Guide* (3rd ed.). South Yarra: Palgrave Macmillan.

Fitzmaurice, C. J. and Gareau, B. J. (2016) *Organic Futures: Struggling for Sustainability on the Small Farm*. New Haven and London: Yale University Press.

Friedman, M. (1962) *Capitalism and Freedom*. Chicago: The University of Chicago Press.

- Halliday, M. A. K. (1993a) 'Chapter 3 On the Language of Physical Science' In M. A. K. Halliday and Martin, J. R. (eds.) *Writing Science: Literacy and Discursive Power* 54–68. London: Falmer.
- Halliday, M. A. K. (1993b) 'Chapter 4 Some Grammatical Problems in Scientific English' In M. A. K. Halliday and Martin, J. R. (eds.) *Writing Science: Literacy and Discursive Power* 69–85. London: Falmer.
- Halliday, M. A. K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar* (2nd ed.). London: Arnold.
- Halliday, M. A. K. (2002a) 'Categories of the Theory of Grammar' In Webster, J. J. (ed.) *On Grammar (Volume 1 in the Collected Works of M. A. K. Halliday)* 37–94. London and New York: Continuum.
- Halliday, M. A. K. (2002b) 'Spoken and Written Modes of Meaning' In Webster, J. J. (ed.) *On Grammar (Volume 1 in the Collected Works of M. A. K. Halliday)* 323–351. London and New York: Continuum.
- Halliday, M. A. K. (2004a) 'Chapter 16 Three Aspects of Children's Language Development: Learning Language, Learning through Language, Learning about Language' In Webster, J. J. (ed.) *The Language of Early Childhood (Volume 4 in the Collected Works of M. A. K. Halliday)* 308–326. London and New York: Continuum.
- Halliday, M. A. K. (2004b) 'Chapter 2 Language and Knowledge: the 'Unpacking' of Text'. In Webster, J. J. (ed.) *The Language of Science (Volume 5 in the Collected Works of M. A. K. Halliday)* 24–48. London and New York: Continuum.
- Halliday, M. A. K. and Hasan, R. (1976) *Cohesion in English*. London: Longman.
- Halliday, M. A. K. and Matthiessen, C. M. I. M. (1999) *Construing Experience through Meaning: a Language Based Approach to Cognition*. London and New York: Continuum.
- Hasan, R. (2019) 'The Grammarian's Dream: Lexis as Most Delicate Grammar' In Webster, J. J. and Cloran, C. (eds.) *Describing Language: Form and Function (Volume 5 in the Collected Works of Ruqaiya Hasan)* 143–173. Sheffield and Bristol: Equinox.
- Martin, J. R. (1992) *English Text: System and Structure*. Amsterdam: John Benjamins.
- Martin, J. R. (1993a) 'Chapter 10 Technicality and Abstraction: Language for the Creation of Specialized Texts' In Halliday, M. A. K. and Martin, J. R. (eds.) *Writing Science: Literacy and Discursive Power* 203–220. London: Falmer.
- Martin, J. R. (1993b) 'Chapter 11 Life as a Noun: Arresting the Universe in Science and Humanities' In Halliday, M. A. K. and Martin, J. R. (eds.) *Writing Science: Literacy and Discursive Power* 221–267. London: Falmer.
- Thompson, G. (2014) *Introducing Functional Grammar* (3rd ed.) London and New York: Routledge.
- Wignell, P. (1998) 'Technicality and Abstraction in Social Science' In Martin, J. R. and Veal, R. (eds.) *Reading Science: Critical and Functional Perspectives on Discourse of Science* 297–326. London and New York: Routledge.

「諦忍律師と徳川宗春」再考

川口 高風

キーワード：諦忍律師 徳川宗春 興正寺 建中寺

一 はじめに

八事山興正寺は現在、真言宗高野山派の別格本山である。正式の寺号は八事山遍照院興正律寺といい、開山には弘法大師、開基には興正菩薩を勧請し、事実上の開山である中興開山は天瑞円照、総本尊は銅鑄の大日如来である。

江戸時代の興正寺は南都西大寺の法流で、和泉神鳳寺派の律宗であった。しかし、明治五年三月の宗派に属する届出で真言宗高野山派となった。高野山の奥の院に似ていることから「尾張高野」とも呼ばれ、中興開山の元禄期以来、有識僧の来往、修行僧の掛搭する者は多く、境内の東山は女人禁制の結界地であった。また、第五世諦忍律師（以下、諦忍と称す）の代には、学僧諦忍の徳を慕って多くの僧俗の礼謁や菩薩戒伝授が行われている。

「諦忍律師と徳川宗春」再考

興正寺は東西の両山に分かれているが、「両山由緒縁起」「広縁起」などによれば、東山は天瑞円照によって貞享五年（一六八八）に開かれ、遍照院興正律寺と称し、本尊は恵心僧都作といわれる阿弥陀如来である。西山は元禄二年（一六八九）に寺領として寄進されており、同九年（一六九六）には徳川光友より念持仏の正観音像を寄進せられ、観音堂を建立して本尊とした。そのため西山を普門院と称したが、享保十四年（一七二九）二月六日に西山の竈から出火して食所、寮、物置、薪小屋などを焼失したことがある。

諦忍代の寛延四年（一七五二）には弥陀堂が建立され、慈覚大師作と伝えられる阿弥陀如来が本尊とされるようになった。しかし、本来の西山は「両山由緒縁起」の八事西山由緒縁起に、

元禄十丑年二月

大納言光友様与梨西山房舎寮女人拜堂表門惣堀土手周垣等悉ク御造立或ハ御修理等被為仰付候

西山之儀若殿様方大殿様御近従衆折々御参詣御休息所二御座候

とあり、東山が結界されたのに対し、西山は女人が拜することのできる所として、徳川光友を始め殿様方や側近衆が参詣の際、休息所とされた所でもあった。

このように興正寺は東山の遍照院と西山の普門院からなり、蔵書も両山にあった。しかし、現在では西山が中心となり、東山は堂宇のみとなっているため、東西両山の蔵書は西山の八事文庫に

収納されている。

筆者は、その八事文庫に所蔵する書籍や文書の整理を昭和五十一年十月から同五十三年八月頃までの約二年間行い、所蔵目録を公刊した（『尾張八事文庫書籍目録』〈昭和五十三年十一月 第一書房〉、『尾張八事文庫文書目録』〈平成五年四月 第一書房〉）。

その整理中に、尾崎久弥氏が『徳川宗春年譜』（昭和三十三年八月 名古屋市経済局貿易観光課）で紹介した「由緒書」（文書三四）以外に「文書二二八」に分類される「由緒書」を見出した。

それには朱や墨で削除の指示が加えられている見せ消ちがあり、その見せ消ちによって最晩年の宗春の行動と人柄を知ることができた。それを平成六年三月発行の「愛知学院大学禅研究所紀要」第二十二号に「諦忍律師と徳川宗春」で発表した。

一方、諦忍は諱を妙竜といい、空華子とも号し、天明六年（一七八六）六月十日に八十二歳で示寂している。『念仏無上醍醐編』『律苑行事問弁』『以呂波問弁』など多くの著作を出した学僧で、尾張の高僧の一人にあげられている。戒律学を中心に禅、密教、浄土にも秀出た人であり、詳しい伝記や著作、思想については拙著『諦忍律師研究』（平成七年十二月 法蔵館）で明らかにした。

筆者は以前、八事山興正寺の「由緒書」によって、宝暦十三年（一七六三）九月二日の尾張第七代藩主徳川宗春公（以下、徳川宗春と称す）の興正寺参詣を考察した。しかし、平成二十年には、阿部秀樹氏によって「前中納言様御参詣留」（以下、「御参詣留」）が八事文庫に所蔵することを確認し翻刻された（『江戸時代の八事山興正寺——八事文庫文書にみる尾張高野の歩み——』平成二十年三月 勁草書房）六十四、一四四頁。阿部氏は「御参詣留」の詳しい考察はなされていないため、筆者は「由緒書」と比較しながら、徳川宗春が興正寺に参詣した一日の新しい事実を明らかにしようと考えた。

「御参詣留」は八事文庫の「文書二四」に所収している。しかし、「文書二四」は諸の覚や控などが合冊になっており、拙編者『尾張八事文庫文書目録』八十四頁には「堂舎書上の扣 一冊 二四」となっている。細目には（口上之覚（文化十四年四月）、堂舎書上之扣（寛政三年差出）、八事山興正寺堂舎之覚（寛政元年三月）、西山能満堂本尊開扉の件（文化十三年四月）など）とあるのみで「御参詣留」はあげられていない。筆者の整理した当時のカードをみると、タイトルは記入してあるが、覚や扣ともにあるところから、目録では「など」として省略した。これは筆者の大ミスであったが、阿部氏はそれを見出し翻刻して紹介された。阿部氏に改めて感謝申し上げたい。

「御参詣留」の筆者は、興正寺側の使僧として担当した知事の卓然であることが内容から明らかである。八事文庫文書一七四の「覚」は借金返済についての覚書であるが、同じ使僧の卓然が役所へ出したものである。両文書を対照すると同じ筆であるところから、「御参詣留」は卓然が記したことは確かである。担当者自ら書き留めたものであるため、資料の信憑性は高いものといえ

る。しかし、八事文庫には宗春参詣後の文書に卓然の名はまったく出てこない。何か理由があったかと思われる。そのため卓然の詳しい行歴は不詳である。

後年に成った「由緒書」は、「御参詣留」を参考にしていることは確かである。「御参詣留」が箇条書きになっているため、それを整理したものが「由緒書」である。しかし、他にも御参詣に関するメモがあつて書き加えたと思われる箇所もあり、「由緒書」は興正寺に伝わる口伝と数種の文書を利用して成つたものである。

二 徳川宗春の略伝と諦忍との交流

徳川宗春は尾張藩三代藩主綱誠の第二十子で、幼名を萬五郎、次に求馬と称し、元服して通春と名乗った。元禄九年（一六九六）十月二十八日に尾張で生まれ、生母は側室三浦氏（宣揚院）であつた。正徳三年（一七一三）四月、江戸へ出府し、享保元年（二七二六）二月七日、將軍家継に謁し、七月、従五位下主計頭に叙任された。同十四年（一七二九）八月、奥州梁川藩三万石を受封したが、翌十五年十一月には兄継友（尾張第六代藩主）が病死し嗣子がいなかったため、その後を継ぎ第七代藩主となった。同十六年正月には宗春と改め、従来の因襲打破を示した。三月には『温知政要』を著わして仁政の基本を説き、四月に藩主として入国した。五月には諸士の芝居見物などを公許し、六月より八月には「御側風説書」を作つて人間性重視の意嚮を明らかにした。

また、御下屋敷（現在、名古屋市東区葵、代官町付近）を再建し町民の盆踊りをみた。九月より十一月頃には知多郡大野、犬山などに遊行している。同十七年五月、嫡子国丸の端午の節句において、庶民を邸内に入れ見物させた。六月には、城下に富士見原の遊廓を開き、九月には將軍吉宗が上使を宗春に派して三ヶ条の問責を行ったが、宗春は巧みに弁解して免れた。十二月には権中納言に任ぜられている。同十八年四月には西小路（遊里）に徴行し、九月より十一月にも岐阜、知多などに遊行した。なお、この年、遊廓、芝居、音曲、祭礼などが未曾有の盛況を呈していた。元文元年（一七三六）三月には江戸へ出府したが、宗春不在中の国許では風俗の取り締まりを強化した。同四年（一七三九）正月、幕府は宗春に塾居謹慎を命じており、その後、明和元年（一七六四）十月八日、御下屋敷において薨ぜられた。同月二十二日に葬儀が行われており、建中寺に葬られた。法号は章善院殿厚善孚式居士、諡は遠公である。

以上、宗春の略伝をながめたが、宗春が藩主であつた享保十五年（一七三〇）十一月より元文四年（一七三九）正月までの約八年間は積極的に藩政改革が行われ、幕府の意向にとられない自由奔放な政治が行われた。その中、諸制限の改廃や富士見原、西小路、葛町の三遊廓の開設、大須や橘町を中心に芝居小屋増設の許可、その他、祭礼を華美にしたり芸能を奨励したことは注目すべきことであつた。これらを軸として尾張はめざましい発展を遂げたが、幕府の追及は厳しくなり、しかも財政的破綻も加わつた

ため、ついに元文四年（一七三九）正月、將軍吉宗より蟄居謹慎が命ぜられ失脚した。一時は三都を凌ぐとまで評された尾張の繁昌も暗転となり、遊廓は廃止され、芝居小屋も整理されて、再び六代藩主継友までの政策であつた質素儉約が励行されることになつた。

その宗春藩主時代の尾張の政治、社会、風俗などについて記したものに『遊女濃安都』がある。『遊女濃安都』は極めて内容に異同が多く題名も種々みえるが、享保十六年（一七三一）より始まり元文四年（一七三九）に終わる九年間の記録である。末尾に宝暦四年（一七五四）及び明和元年（一七六四）の記事もみえるが、それは付録にすぎない。『遊女濃安都』にあげられている宗春の参詣寺社は建中寺、定光寺、熱田社、七ツ寺、若宮八幡などで、興正寺については全く記されておらず、諦忍との交流も記されていない。そこで、興正寺に所蔵する資料によって両者の関係を明らかにしてみよう。

ところで、以前、尾崎久弥氏がその著『徳川宗春年譜』で「諦忍和上行牒記」（甲乙二冊、末弟仮名乞士光謹誌）と「由緒書」（二冊、文政七年二月改書上、同四月十三日改記済）から関連記事抜き書きして、宗春と諦忍との交渉を指摘した。しかし、拙稿「諦忍律師伝の研究」（昭和五十四年三月「愛知学院大学禅研究所紀要」第八号）で明らかにしたように、昭和五十四年には「諦忍和上行牒記」が興正寺に所蔵されておらず、同じ編者の八世英旭謙光による「諦忍和上行業記」と同主旨の内容と考えられた。なお、「由緒書」は八事文庫文書三四に該当する。興正寺にはその他、この「由緒書」成立以前の寛政六年（一七九四）十月の「覚」（文書八〇）や文化十五年（一八一八）以後に成立した「由緒書」（文書二二八）を始め「由緒書」（文書三四）と同一複写の「由緒書」（文書三七）や嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」（文書一一九）なども所蔵しており、それらによって宗春と諦忍の交流を年譜形式にしてながめてみたい。

〔宗春と諦忍の交流〕

年号	西暦	事	項	宗春年齢	諦忍年齢
享保十八年	一七三三	是年、宣揚院より興正寺へ御紋附戸帳（錦地）一枚を寄附す。		38歳	29歳
〃十九年	一七三四	五月七日、宗春、諦忍を興正寺五世に命ず。		39歳	30歳
元文四年	一七三九	正月十三日、宗春、蟄居謹慎す。十月三日、宗春、三の丸東大手門の西南角にある邸に幽閉される。十二月十七日、八代藩主宗勝より黒印頂受す。		44歳	35歳
〃五年	一七四〇	五月、宗春を前中納言と奉称す。		45歳	36歳
〃六年	一七四一	二月、宣揚院、幡（剣袷御紋附）二流を寄附す。		46歳	37歳

寛保二年	一七四二	三(四)月、宣揚院、浄土変相(浄土曼荼羅)一幅を寄附す。その開眼法要を修行す。以後、毎年二季彼岸に掛けて法要を修行す。	47歳
〃三年	一七四三	九月、宣揚院、幡(劍葵御紋附)二流を寄附す。九月二日、宣揚院卒去す。建中寺に葬る。	48歳
宝暦二年	一七五二	是年、河村秀根、宗春の奥番となり幽居まで近侍す。	57歳
〃四年	一七五四	十月十一日、宗春、御下屋敷へ御引き移る。	59歳
〃十年	一七六〇	四月、諦忍、宗春のもとにより七日間、土砂加持法を修し現当滅罪を祈願す。六(七)月、宗春、自筆の「八事山」及び打敷、額取立料も添えて興正寺へ寄附す。九月五日、諦忍は「八事山」を自ら模写して額面に仕立て、弥陀堂に掲げた。自筆は宝蔵に納めた。(七月以後の事項は、「由緒書」(文書三四)で宝暦十一年となっている)十月二十四日、四月より病となっていた宗春の長女頼姫が卒去す。(七月以後の事項は、「由緒書」(文書三四)で宝暦十一年となっている)十月二十四日、四月より病となっていた宗春の長女頼姫が卒去す。	65歳
〃十一年	一七六一	四月十日、宗春、建中寺参拝の外出許可が出た。六月五日、九月二日、宗春は建中寺へ参拝す。	66歳
〃十二年	一七六二	六月、宗春、手植の蓮花一瓶、水砂糖一鉢(南京焼蓋物入)を興正寺へ贈る。諦忍、御礼として西瓜及び自作の詩歌を納める。	67歳
〃十三年	一七六三	九月二日、宗春、建中寺に参拝後、興正寺へ御参詣し、諦忍より垂誠を受けて光明真言、十声念仏などを受得す。宗春は帰館後も日課として称名を修した。当日、諦忍、唐画釈尊像、浄土曼荼羅を講釈す。同月二十一日、宗春の側室ら侍女数人が来山し、諦忍より十声念仏を受ける。十一月十七日、九代藩主宗睦より黒印頂受す。	68歳
明和元年	一七六四	十月八日、宗春薨去す。同月二十二日、葬送し建中寺に葬る。翌二十三日より二十九日まで法会を修す。	69歳
安永四年	一七七五	四月、宝泉院(宗春側室、お薫)、諦忍を古渡の住居に請し設齋供養する。法話を聴聞し侍女にいたるまで十声念仏を受ける。	60歳
〃八年	一七七九	是年、宝泉院、山林を興正寺へ寄附す。	71歳
〃九年	一七八〇	十一月八日、宝泉院卒去す。	75歳
天明二年	一七八二	五月十九日、貞幹院(宗春側室、おはる)卒去す。	76歳
〃六年	一七八六	六月十日、諦忍示寂。是年、宗春二十三回忌に当る。	78歳
			82歳

三 興正寺御参詣以前の交流

「由緒書」には宝暦十年四月、同十二年六月、同十三年九月二日の宗春と諦忍との交流が記されている。従来、尾崎久弥氏の紹介した文政七年二月改書上の「由緒書」(文書三四)によつてのみしか交流は紹介されていなかったが、同題の「由緒書」(文書一二八)にはもっと詳細な交流が記されている。この「由緒書」の確かな成立年次や筆者は明らかにならない。しかし、文化十五

年(一一八一)二月十八日に諦忍の弟子の英旭謙光が八世住職に就くことが記されているところから、早くても文化十五年二月以後の成立である。そのため「由緒書」(文書三四)と同時期に成立したものと思われる。しかし、本文には多くの見せ消ちがあり、下書き、草稿かと思われるが、見せ消ちには「由緒書」(文書三四)に記されていない当時の様子が詳しく述べられており、見せ消ちを生かしながら「由緒書」(文書三四)と対照して各年次の交流を明らかにしてみよう。なお、ラインで囲んだ部分は見

せ消ちの部分である。

最初に、宝暦十年（一七六〇）四月の記事をあげてみる。（左の対照表）

四月に宗春は諦忍へ御祈祷を依頼している。それは「諦忍和上伝」によれば、「国家安全、諸人受業、業障消滅、後生浄土」の祈願とある。しかし、北川宥智『徳川宗春——（江戸）を超えた先見力——』（平成二十五年十二月 風媒社）五十一頁によれば、四月に近衛家に嫁いで従三位北政所となった長女の頼姫が病となったため、自らの滅罪と頼姫の息災、また、自らの周りの亡くなった方々の追福菩提を願うてのことではないかといわれる。頼姫は十月二十四日に薨去した。そのため宗春は、すべての子が逝去してしまつたのである。

「由緒書」（文書一二八）の見せ消ちによれば、諦忍は御祈祷を七日間行つており、そのお礼として六月に宗春は御自筆の山号三字の掛物一幅と唐銅燈籠二基を西山の弥陀堂の本尊前へ寄附した。また、諦忍へは晒布とお菓子を下さっている。その他の宗春

よりの寄附品は御紋附緞子卓圍一枚、御紋附挑燈二張、それに興正寺へ参詣した時に下さった晒布で九条袷縹を作つて什物としている。そのため袷縹も宗春よりの寄附品となっている。「八事山諦忍和尚年譜」によれば、同年七月に贈られたとある。なお、

「由緒書」（文書三四）は、

一章善院様御自筆當寺山号之御掛物壹幅御文面写取、左に書

上申候

八事山

右者、宝暦十一年巳九月五日、御表具被仰付桐之御箱に御入被遊、稲葉七蔵殿御取次にて被下置、其節御書面写取額に取立候様にと之御事にて額取立料も被下置候付、立額に仕西山弥陀堂に掲置申候、但右 御自筆之品は宝蔵に納置申候

とあり、御自筆の山号の掛軸は翌同十一年九月五日に表具され、桐箱に入れて稲葉七蔵の取次で興正寺へ納められた。その際、書面を写し取つて額にも取立てられることから額取立料もいただ

<p>一宝暦十年辰四月</p> <p>前中納言宗春様より御祈^禱願被仰付、^禱御付住職諦忍比丘七ヶ日之間御祈禱被致御備物等有之、為御札</p> <p>御自筆^{八事山}之三字御書被遊、^右御本紙之通写し^額額に致し候様にとの御事</p> <p>明額に、^{たし}願^申し^上願^得は</p> <p>西山弥陀堂に掛申度旨被聞召</p> <p>御大慶思召候との御事</p> <p>木品等被下置額御寄附被下置、本尊前唐銅燈籠御奉納、住職諦忍比丘へ晒^等被下置候</p> <p>御菓子</p>	<p>「由緒書」（文書一二八）</p> <p>一宝暦十年辰四月</p> <p>一章善院様御祈禱被仰付候、御備物之儀は相分不申候</p> <p>但本文之儀に付</p> <p>一章善院様御自筆當寺山号之三字、御掛物壹幅、唐金燈籠式ツ、西山弥陀堂へ御寄附被遊、其節住職諦忍晒布并御菓子被下置候</p> <p>「由緒書」（文書三四）</p>
--	--

き、西山の弥陀堂に掲げるとのことであった。なお、自筆の軸は宝蔵に納め置くという。

「諦忍和上行業記」などの伝記資料によれば、書面を写し取ったのは諦忍である。また、それらのことを聞いて宗春は大変喜ばれていた。この事項の年次は「由緒書」(文書三四)によれば、

「宝暦十一年九月五日」とあるが、事実は前年の同十年のことではなからうか。それは「八事山諦忍和尚年譜」や「諦忍和上行業記」「八事山第五世和尚行業記 下巻」などには、四月に宗春のもとめによる加持祈祷が四月に行われ、その御礼として山号の三

大字を六(七月)に賜わり、模写して額を作るとともに文面は表具され、桐箱に入れられて九月五日に興正寺へ納められたのである。すなわち同年に行われたのであった。宝暦十三年九月二日に興正寺へきた宗春は、弥陀堂でその額を見たことであろう。しかし、それについての宗春のコメントは何も記されていない。

次に、宝暦十二年(一七六二)六月の記事をあげてみよう。

(左の対照表)

「由緒書」(文書三四)によれば、宝暦十三年六月のことであり、「由緒書」(文書二二八)は前文に続いて「同年」とあるところから、宝暦十三年六月のこととみられる。しかし、諦忍の伝記資料ではすべて宝暦十二年六月のことになっており、「由緒書」とは一年のずれがある。尾崎氏も『徳川宗春年譜』三十五頁で「諦忍和上行業記」より宝暦十二年説をとっているが、どちらが正しいかは確かめていない。これは「由緒書」の年号記載の誤りと思われる。諦忍の伝記資料にいう宝暦十二年六月のことである。

当日、宗春より御手植の蓮花一瓶と南京焼蓋物に入った氷砂糖瓜と諦忍自作の謝恩の詩歌を差し上げている。その詩歌は、

奉謝

前黄門公夏日賜蓮

溽暑炎炎山欲然 無風無雨堪腹々

忽看香气洗煩熱 瓶裡交枝紅白蓮

三伏の比君の許より蓮花を手つから瓶に

さしはさみて送り給ひたるを悦び奉て

濁りにもそまぬ美香のはちす花

見ても涼しきわかれと終はる

色深き君かなさけの花の香を

<p>一 同年六月 前中納言様より御手生之蓮花一瓶并水砂糖壹鉢南京焼蓋物大被下置候、右為御礼西瓜并諦忍比丘自作之詩哥指上被申候趣 御満悦不大形旨、稲葉七蔵殿より御手紙被申越候</p>	<p>「由緒書」(文書二二八)</p> <p>一 宝暦十三年未六月従 章善院様御手植之蓮花壹瓶并水砂糖壹鉢(但南京焼蓋物入)被下置候、右為御礼西瓜并諦忍自作之詩哥指上申候</p> <p>「由緒書」(文書三四)</p>
---	--

誰に語りてともにきかまし

とある(「八事山第五世和尚行業記 下巻」)。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、宗春が大層喜んだと御付の稲葉七歳よりの手紙が来たことをいつている。

四 御参詣の準備と御参詣

(イ) 御参詣の準備の解説

宝曆十三年(一七六三)九月二日、宗春は興正寺へ上山した。諸堂を参詣し諦忍とも対談して法話を聴聞しており、その様子が「御参詣留」や「由緒書」に記されている。そこで、最初に宗春が参詣する前の興正寺の準備の様子をながめてみよう。

「由緒書」(文書一二八)によれば、八月二十五日に御付の稲葉七歳より手紙が来て、二十七日に下見のために御作事手代衆が参上することをいつてきた。また、寺社方吟味役の小出半四郎が二十六日に出して二十七日早朝に着いた手紙によれば、「稲葉氏が下見に来る」との申し出であった。ところが、「御参詣留」では八月二十六日に稲葉氏より興正寺の知事の卓然に屋敷へ参上するよう連絡があり、卓然は即刻に参上している。

このように、稲葉氏の下見が資料によって手紙から参上になっている。その内容は宗春が建中寺へ九月二日に御参詣するにあたり、其山(八事山興正寺)へも立ち寄りたことであった。そのため明二十七日に稲葉氏と御作事手代衆二人、御勘定方の手代一人、御押一人、大工一人らが来て下見をした。「御参詣留」

によれば、その方々に一汁二菜の昼食を出している。

二十八日は雨天であったが、夜半0時頃には御作事方より手代衆と大工肝煎一人、日傭頭一人が興正寺に来た。その他、大工、畳張付師、左官などの職人が来て仕事をあてられ、興正寺に宿泊して九月二日早朝までかかって完成した。直したところは「御参詣留」によれば、本堂の二十六畳、方丈・御座敷の十畳、唐紙八本、袋柙坐付紙二本上塗り、廊下の柿葺き取指、本堂廊下の下板取替、太鼓廊下、窓などの貼り替えを行っている。見せ消ちによれば、本堂と方丈の障子は残らず替えたようである。

御厠は御作事方で作られ持ち込まれたが、御参詣後には持ち帰っている。そのため宗春専用の御厠が用意されたことがわかる。また、方丈の広庭の竹戸は、御作事方が座敷の竹縁の差し替えを行っている。興正寺側でも所々を直しており、九月二日朝までにできた。したがって、突貫工事であったといえよう。なお、九月一日には御膳などを入れた長持三釣が興正寺へ運ばれている。

(ロ) 九月二日の御参詣——午前中——の解説

九月二日、天気は良好で早朝の六時(午前六時)過ぎ頃に御先番の御納戸横山三左衛門、奥御番の江原瀬左衛門、御小姓の大塩波右衛門、御納戸詰ら五人が参られて下見した。横山氏が興正寺とすべての相談を行っており、興正寺側は知事の卓然が担当して諸事を取り扱った。なお、お備品は卓然が受け取っている。

(イ) 御参詣の準備

「御参詣留」(文書二四)	「由緒書」(文書二二八)	「由緒書」(文書三四)
<p>宝曆十三年未九月二日 前中納言様御参詣留 興正寺 使僧 寛</p> <p>一 八月廿六日に稲葉氏より卓然に参り呉候様に申来候、即刻参り候処、先之御内意候、前中納言様建中寺へ九月二日御参詣に付、其山へ御立寄被遊候筈、就夫、明廿七日、七藏・御作事手代等、其山へ見分に被参候筈、為其先之御内意に申候、此皆方丈へ申達候</p> <p>一 寺社方小出半四郎殿より廿六日付、廿七日早天に触状参り、九月二日、前中納言様其山へ御立寄に付、稲葉七藏殿為見分、其山へ被参候義申来候、別紙有之候</p> <p>一 同日昼前に、稲葉殿并に御作事方手代兩人、御勘定方手代菅人、御押菅人、御大工菅人、登山被致候て、見分相済罷帰り被申候、右之衆中へ菅汁式菜宛昼飯出申候</p> <p>一 同廿八日雨天候得共、入夜九ツ時頃に、御作事方より手代衆并に大工肝いり菅人、日備頭菅人、右之通相見候、職人大工、畳屋張り付師、左官、夫々相受取申候、九月二日朝迄に漸出来、障子三〇、方丈も同断</p> <p>一 畳本堂廿六畳、方丈・御座間十畳、唐紙八本、袋拵坐付紙式本上塗、廊下柿葺取指、本堂廊下少し板取かへ、障子本堂不残、方丈障子不残、大鼓廊下マト共に張かへ</p> <p>一 御廁者御作事方より参り候、其後、御参詣相済、又々御作事方へ取戻し被申候、方丈広庭、竹戸御作事方より御座間竹縁、手前よりも所々作事為致候、九月二日朝迄に□□□仕かへ引上出来</p> <p>一 御膳等菅通、九月朔日に三釣参り候</p>	<p>一 宝曆十三年未九月二日 前中納言宗春様御立寄御感之一件左に書上申候</p> <p>宝曆十三年未八月廿五日、御附稲葉七藏殿より手紙にて廿七日為見分御作事手代衆被参候旨被申越并</p> <p>寺社方吟味役小出半四郎殿より廿六日□□手紙にて廿七日早朝着稲葉七藏殿見分に相見可申旨御申越候て成</p> <p>則廿七日稲葉七藏殿并御作事手代衆兩人御勘定方手代衆菅人并押菅人御大工菅人被罷越見分相済被帰候</p> <p>又廿八日夜、御作事方より手代衆并大工肝煎日用頭参り、其外職人大工畳屋張付師左間面等参り受取仕事</p> <p>九月二日早朝迄に諸事出来職人等帰申候、<small>尤其間職人は寺に止宿致し候</small></p> <p>御廁は御作事方より拵参り相済候上にて又々持帰り被申候</p> <p>九月朔日長持三釣<small>諸色持入</small>持来</p>	<p>一 宝曆十三年未九月二日 章善院様御立寄被遊候</p>

愛知学院大学 教養部紀要 第68巻第1・2・3合併号

(四) 九月二日の御参詣 ― 午前中 ―

<p>〔御参詣留〕(文書二四)</p> <p>九月二日天氣宜、四ツ時頃前に</p> <p>一 九月二日天氣宜、朝六ツ、過頃に御先番御小納戸横山三左衛門殿、奥御番江原瀬左衛門殿、御小姓大塩波右衛門殿、御小納戸詰、都合五人被參候て、見分引合等三左衛門殿、御初穂受取申候</p>	<p>〔由緒書〕(文書二二八)</p> <p>同日早朝六時頃、御先番御小納戸横山三左衛門殿奥御番江原瀬左衛門殿御小姓大塩波右衛門殿等都合五人被參候て見分、横山氏万端懸合當寺知事役卓然と申僧引請諸事申候</p> <p>一 前中納言様には二日四時被為成候、<small>騎馬御目付衆五人其外五十人衆御都合廿五人御供也</small></p>	<p>〔由緒書〕(文書三四)</p> <p>最初方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え御参詣直に泰心院様宣揚院様御牌前^え御拝礼被遊本尊^え御拝相濟候て又、方丈^え被為成御休息被遊候</p>
<p>一 御前は建中寺より当日四ツ時頃前に被為入、本堂より御上り御供、御表殿様之通、騎馬御目付衆人、五十人御目付衆人、五拾人衆三十七人、御側衆、御医師衆人、都合上分廿五人</p> <p>一 間積りは、方丈広間御側衆御次、食堂供茶弁当、御小納戸詰衆受取、御側衆休息所也、知事寮は騎馬御目付衆、六疊仕切り五十人御目、御房子役八疊御押五人、十式畳には小使八人、御長持等持置候</p> <p>一 御前御道具は玄關より拾式畳、両所に懸ケ置候</p> <p>一 御馬は風呂呂屋^え入、重て御成り之節は外にて馬屋相達し可申候事</p> <p>一 五十人衆は前寮中西式軒</p> <p>一 御小人四十八人は玄關北外によし垣晝敷、上より出来休息所</p> <p>一 御作事方手代衆、其外一所衆は西寮、東間西間には御中間衆人、大工肝いり、御仲間、御座頭</p> <p>一 本堂^え被為入候、直に泰心院様・宣陽院様御位牌御拝礼、直に被遊管之処、御振合替り、先方丈へ御入被遊、夫より御手水本堂にて御共に被遊候て、是れは上より乗る、御拝礼被遊候、方丈には本堂北中程に御拝礼前より着座被致候て、御拝礼被為濟、夫より方丈御対顔、始て御挨拶被為成て、又々方丈御座間へ御入、御休息、御土産、方丈御弘め被為</p> <p>一 兼て稻葉氏^え引合置候通御品々、山内栗湯行香鉢、<small>東水九口</small>上梨香鉢、御所柿^{十二}香鉢差上候</p> <p>一 御飯三汁七菜手製にて差上候、献立二三日前、稻葉氏何入御覧候、殊之外宜と御意候由、御膳殿召上り、引菓子三品、小重に入差上</p>	<p>御前には直に方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え〔為〕御参詣、直に泰心院様宣陽院様之御位牌前^え御拝礼被遊候、寺主^{諭忍比丘}御拝礼已前より本堂〔北〕之中程に〔出〕着座被致</p> <p>御前には御雲前御拝礼相濟、本尊^え御拝礼被遊、住職^{諭忍比丘}へ御懇之御挨拶被為、在夫より方丈^え被為成御休息被遊候、〔寺主〕被下物左之通</p> <p>昆布百枚^{當日御土産}</p> <p>晒布式疋</p> <p>銀 五枚 <small>目錄にて</small></p> <p>右 横山氏より知事卓然^え被相渡候</p> <p>一 御膳^{三汁七菜}</p> <p>〔石〕は當寺より献上仕候</p>	<p>其節住職第五世諭忍比丘御目見被 仰付昆布百枚、晒布式疋、銀五枚被下置候</p> <p>其節寺より御膳^{三汁七菜}山内之ゆて栗香鉢、梨子香鉢、御所柿香鉢奉進之候外に、大饅頭一折、髭籠入御所柿香</p>

候、是又別紙有之

○此取入

尤最前献立書付蘭山氏之指出御前奉伺に書付真御覽に入候處、殊之外御意に叶ひ候由

御膳召上り引渡菓子昆布

當寺より献上品

山内之

栗湯出 壹鉢

梨子 壹鉢

御所柿 壹鉢

外に

大饅頭 壹折

御所柿

あかざ杖

知事兩人

卓然より
慈眼より

献上品

岩石并菅花一鉢

籠、藜杖壹本奉差上之

知事卓然より岩に付候石菖蒲草花壹鉢献上仕候、右御膳召上り相済候て

一御宮に大曼頭五十折入、ひげ籠御所柿五十入、方丈よりあかさ御つ

へ卓然、慈照岩付不生 桃子冬至冬本上ル

宗春は、建中寺に参詣後の四時前（午前十時前頃）に興正寺へ到着した。一行は騎馬御目付衆一人、五十人目付衆一人、その他に五十人衆、御側衆、医師一人など二十五人のお供であった。

では、一行はどのようなコースで興正寺へ来たのであろうか。

御下屋敷から建中寺へ、建中寺から御下屋敷の東側の水筒先筋を下って飯田街道へ出たのか、それとも建中寺の東側の車道筋を下って街道へ出たのかは明らかでない。街道へ出れば、あとは古井、川名、山中、杖中、八事の道順で進んだ。約六・五キロの距離である。

現代人の標準では、一時間で四キロを歩くことができる。そう

すると、建中寺から興正寺まで約一時間四十分かかることになる。しかし、二十五名の一行のため約二時間から二時間十五分程かかったのではなからうか。興正寺には「四ツ時頃前」（午前十時前頃）に着いていることから、午前七時半から八時頃には建中寺の参拝を終え、出発していたかと考えられる。そして興正寺の東山門の黒門を通り、不動坂を上って東山の方丈へ着いたのである。

「御参詣留」によれば、宗春は本堂より上り、直ちに父の泰心

院（三代藩主綱誠）と母の宣揚院（梅津の方）の御位牌に拝礼するはずであったが、順序がかわり、先に方丈へ行き手などを洗って浄めた後、本堂へ参詣され、両親の御位牌に拝礼されている。その点について「由緒書」には最初から方丈へ行つたことになっている。住職の諦忍はそれ以前より本堂北の middle に着座していたようで、宗春は御霊前に拝礼した後、本尊にも拝礼して、初めて諦忍と対面され懇ろの挨拶を行い、方丈へ戻つて休息され御土産品を諦忍が披露した。宗春より下された品は昆布百枚、晒布二疋、白銀五枚で、横山氏より卓然に渡された。

「御参詣留」には、お供の休憩所が配置されている。方丈広間には御側衆、食堂に用意した茶弁当を御小納戸詰衆が受取り、御側衆の休憩所とした。知事寮は騎馬御目付衆、六畳仕切りに五十人御目付、建物を警護する者は八畳に御押五人、十二畳には小使八人、御長持などを置き、宗春の道具は玄関より十二畳、二ヶ所にかけて置かれた。

馬は風呂屋へ入れ、今後も御参詣にくる場合のために外に馬屋を用意するようにとのことであった。五十人衆は前寮の西二つ、御小人四十八人は玄関北の外によし垣葺敷、上よりできた休息所、御作事方手代衆、その外、一所衆は西寮、東間西間には御中間一人、大工肝入り、御仲間、御座頭であった。

このように「御参詣留」によって宗春の御参詣の様子が明らかになるとともに、お供の休息所も明らかになった。特に馬屋について、興正寺には馬屋がなかったため「風呂屋」に入れたのである。

これは東山にある「浴場」のことであろう。これによって考えられることは、宗春が道中、馬に乗ってきたこと、しかも、東山の方丈あたりまで乗ってきたのではなからうか。興正寺の御制札に「境内放飼牛馬事」の禁制となっているが、乗馬についての禁制はないため、乗馬できたとも考えられるのである。

さて、昼食として興正寺より三汁七菜の御膳を用意して出した。献立については二、三日前に献立の書付を稲葉氏に御覧いただき伺つたところ、ことの外良いとのことであった。宗春はお膳を召し上つた後、引菓子として山内でとれた栗を湯出たもの一鉢、梨子一鉢、御所柿一鉢を小重箱に入れて差し上げた。さらに御屋敷へ大饅頭一折、髭籠ひげこに入れた御所柿一籠、それに諦忍よりあかぎの茎で作つた杖一本が献上されている。なお、知事の卓然と慈眼よりは、岩についた石菖蒲草花一鉢が献上された。

(八) 昼食後の御参詣の解説

昼食後、宗春は諦忍と親しく話をされ法語を聞いている。その後のことは資料によって異なっており、「御参詣留」には「一御飯相済、方丈御対座にて御咄し御法話被申候て、其上御十念御受被遊候」とあり、御十念を受けられたとある。「由緒書」（八事文庫文書一七八）では「住職諦忍比御対面と被仰出 御自身敷物被為取て御平座にて 御嚙被遊 其上十念真言等御受被為遊候節は御席を被為退 御三拝被為在候事」とあり、同じく八事文庫文書三四の「由緒書」には「諦忍御目通え罷出、十念真言等御受被

遊候」とあって、諦忍より十念、真言等を受けられている。また、「什物帳」（八事文庫文書九三）には「中納言宗春様御寄附御参詣之節諦忍比丘光明真言并御十念御授法話申上候」とあり、諦忍が光明真言、御十念を授けて法話している。ただし、今までの勤行次第とは反対で、光明真言が先になっている。さらに、「一覽」（八事文庫文書一三七）には「諦忍比丘御対談三帰十念御受け法話御聴聞被遊候」とあり、宗春は諦忍より三帰、十念を受けて法話を聞いている。

先にあげた「由緒書」（八事文庫文書二二八）によれば、宗春は諦忍と対面の際、自分の敷物（座布団）をはずし足を楽にして話をされている。さらに十念、真言などを受けられる時には席から下って三拝されている。

これらの資料から考えると、宗春は諦忍に三帰、三竟を受けてから十念、光明真言を受けたと思われる。なお、三帰とは三帰依文のことで、「弟子某甲 尽未来際 帰依仏 帰依法 帰依僧」と三回唱え、仏法僧の三宝に帰依することである。続いて三竟、十善戒を受ける。

次に南無阿弥陀仏の御名を十遍唱えることにより、阿弥陀仏の極楽浄土に往生できる十念を行い、その後、大日如来の真言である光明真言（唵 阿暮伽 阿嚩者娜 摩訶訶捺囉 麼拏鉢頭麼 入縛囉 跛囉鞞利 哆野 吽）を唱えれば、仏の光明を得て諸の罪報を除くことができる秘密念仏（真言念仏）の教えを受けている。その際、宗春は席から下って三拝されている。その後、知事

の卓然と慈眼にも思いやりの言葉をかけている。

その後、落ちつかれたところで、宗春はたばこを吸ってよいかと尋ねられた。それに対し、先に稲葉氏よりお頼みがあり、先年、二代藩主光友も参詣の際に召し上がられたと申し上げると、宗春はご満悦で、たばこを吸われた。宗春がたばこを吸うことは『遊女濃安郡』に「五尺計の御煙筒御持奥御茶道衆 其先かつぐ」といっており、長い煙管を持たせていたところからも明らかである。なお、参詣の際の装束は、宗春もお供も熨斗目しめで麻の上下かみしもの礼装であった。

御参詣所は護摩堂、経蔵、大日堂、西山の虚空蔵堂（能満堂）で、虚空蔵堂において休息の後、弥陀堂へ参詣された。弥陀堂では以前、自分が揮毫した山号額の掲げられているのを見たことであろう。また、光友より寄附された唐画釈尊説法の大曼荼羅と宣揚院より寄附された浄土曼荼羅が御堂の左右に掛けられており、諦忍はそれについて講釈を申し上げたところ、宗春は大変に喜ばれた。諦忍の具体的な説明は明らかでないが、おそらく大幅の両図が興正寺に所蔵するはこびとなった縁由などであったものと思われる。次に観音堂へ参詣され、光友より寄附された御守御本尊の観世音菩薩に拝礼するとともに諦忍より説明を受けた。そして玄関では、興正寺の衆僧に向って言葉をかけられている。西山の方丈で休息し、お茶やお菓子を召し上がった。なお、御側衆も同じようにお茶やお菓子をいただいている。

その後、宗春とお供はここで御服を御召し替えられて東山へ帰った。その途中、西山で松茸を御覧になり少々ご満悦で、それ

(ハ) 昼食後の御参詣

<p>〔御参詣留〕(文書二四)</p> <p>一 御飯相済、方丈御对座にて御咄し御法話被申候て、其上御十念御受被遊候、稲葉氏卓然引合被下候、御前にも御敷物御取り被遊候由、方丈には東山本堂裏堂に居間する</p>	<p>〔由緒書〕(文書二二八)</p> <p>御昼後、住職<small>諱忍比丘へ</small>御対面と被 仰出、御自身敷物被為取て御平座にて御 嘶被遊、其上十念真言等御受被為遊候節は御席を被為退 御三拜被為在候事</p> <p>其後、知事役<small>慈眼者共へ</small>御目見被為 仰付<small>厚き御言葉 頂戴仕候</small></p> <p>夫より御たばこ用ひさせられても苦しからざるやと 御尋御座候付、先年瑞龍院様御成之節も御用御座候よし 申上候得は</p> <p>御前御たはこ御用ひられ候事</p> <p>御前御装束のしめ麻上下<small>同断</small></p> <p>一 御参詣所は 護摩堂 経蔵 大日堂 西山 虚空蔵堂<small>虚空蔵堂にて 御休息</small> 弥陀堂</p> <p>〔右之諸堂〕</p> <p>〔國唐画之〕积尊説法之大曼荼羅 宣陽院様より御寄附被遊候 浄土曼荼羅</p> <p>右之二品堂之左右に懸諱忍比丘講釈被申上、具に 御聴聞被為遊御満悦之由に御座候 夫より観音堂え御参詣</p> <p>瑞龍院様より御寄附被遊候御守御本尊 観音菩薩<small>御声被為懸</small> 御拝礼被為遊、玄関にて衆僧え御目見被為 仰付、<small>御息之御言葉 頂戴仕候</small></p>	<p>〔由緒書〕(文書三四)</p> <p>昼後、諱忍 御目通え罷出、十念真言等御受被遊候</p> <p>其節知事兩人え御目見被仰付候</p> <p>其後、護摩堂、経蔵、大日堂、西山虚空蔵堂え御参詣被 遊 御小休之上弥陀堂え被為 成、先年 瑞龍院様より御寄附被遊候唐面釈尊像并 宣揚院様より御寄附被遊候浄土曼荼羅、右之二品堂中左 右に懸置、諱忍之講釈被 仰付御聴聞被遊、夫より観音 堂へ御参詣被遊、玄関にて衆僧え御目見被 仰付</p>
<p>一 御前在之分御尉斗目御上下、御供尉斗目麻上下</p> <p>一 御参詣、護摩堂・経堂・大日尊・西山能満堂え御休息、弥陀堂臨御 寄附唐金大幡、宣陽院様御寄附曼多羅、方丈講談被致候、観音堂 にて本尊・瑞龍院様御所持義被申上候</p>	<p>直に西山方丈之間え被為入御休息、又々御茶菓子差上、御側來へ</p>	<p>直に西山方丈え被為 成御小休被遊候付、御茶御菓子等</p>

(二)翌九月三日の様子と御備物の解説

翌三日、諱忍は卓然を稲葉、横山両氏へ遣わし、宗春の御機嫌

を取らせて御殿へ持ち帰っている。また、大日尊前の広庭では少しお休みなされて、光友によって御建立されたことなどを尋ねられ、それについては卓然が答えている。その後、方丈へ帰り小休止した後、御茶漬を召し上がった。そのメニューは菜飯、田菜、冬瓜の葛かけで、お茶も召し上がられた。

を伺っている。当日、諸堂へ参詣された時のお備物(御初穂)は大日尊へ金三百疋、護摩堂、能満堂(虚空蔵堂)、弥陀堂、観音堂へ各金二百疋宛、それに泰心院様(父、綱誠)御霊前へ白銀三枚、宣揚院様(母、梅津の方)御霊前へ白銀二枚、さらに西山弥陀堂の暁料として金五両、知事の卓然と慈眼へ各金二百疋宛、興正寺の弟子中の証運、聞性、戒岩、教順、惠範、真龍、惠明の七人へ金百疋宛を供養された。二種の「由緒書」には記されていないが、「御参詣留」には方丈(諱忍)への御土産として菓子、昆布百枚、さらに白銀五枚、晒二疋が御備物とされている。

なお、「御参詣留」には記されていないが、「由緒書」(文書一 二八)によれば、同月二十一日に宝泉院様、左近殿、おはる殿ら宗春の側室の御女中方が興正寺へ参詣している。ただし、「八事

<p>被下候由、夫より御服御召かへ、御供も同断、東山へ御帰り、西山にて松茸御覧、少々出御満悦、御殿へ御持参</p> <p>一 大日尊広庭にて御休息、先年御参詣被遊候、<u>関山内齋舎</u>等談、卓然へ御尋被遊候、方丈へ御帰り御休息、御茶漬差上可申候由、伺申候処、可然御事差上申候、菜飯にてん菜、冬瓜にくすかけ、茶計りにて宜召上り候、近付御立方丈御暇乞広間北よりにて着座、御前は当日□□御挨拶被遊候て御立、卓然は□□本堂縁北方に罷有、稲葉氏・鈴木氏御路より被帰候、衆は南方にて御見送り被申候、<u>御暇乞申上候て卓然本堂縁北方に罷出、七蔵殿・佐々蔵殿は南方に敷登して御見送り被申候</u></p>	<p>召上、御側之衆へも被下置候由、御服被召召替</p> <p>東山へ御帰有て松茸御上覧、卓然御案内仕候、御取らせ之茸共御殿え為御持御喜悦之御事</p> <p>大日尊広庭にて先年瑞龍院様御建立之儀共御尋被遊候、<u>卓然御覧</u>又、東山御立上候、夫より方丈え被為成御膳被召上、御膳此方より奉献上候</p> <p>其後住職え</p> <p>御念頃之厚き御挨拶被仰聞、御暇乞被為在追付御立御機嫌能御帰館被遊し</p>	<p>奉獻進候</p> <p>夫より猶又東山え被為人、松茸為御取に相成</p> <p>其後方丈え被為成、御小休被遊候付、御茶御菓子等奉獻進候、夫より猶又東山え被為入松茸為御取に相成、其後方丈え被為成御膳被為</p> <p>召上御膳寺より奉獻上候</p> <p>帰御被遊候</p>
--	--	---

(二) 翌九月三日の様子と御備物

「御参詣留」(文書二四)	「由緒書」(文書二二八)	「由緒書」(文書三四)
<p>一 翌三日御前、昨日御機嫌宜御帰り被遊候哉、為御伺卓然差上申候旨、稲葉氏へ遣し候</p> <p>御初穂覚</p> <p>一 大日尊え 金三百疋</p> <p>一 護摩堂え 同式百疋</p> <p>一 能満堂え 同式百疋</p> <p>一 阿弥陀堂え 同式百疋</p> <p>一 観音堂え 同式百疋</p> <p>一 泰心院様御霊前え 白銀三枚</p> <p>一 宣陽院様御霊前え 白銀貳枚</p> <p>右通</p> <p>一 方丈え 菓子昆布百枚 御土産</p> <p>追て</p> <p>一 白銀五枚</p> <p>一 晒 貳疋</p> <p>方丈え</p> <p>一 金五両 西山 本堂昼 三拾壹料</p> <p>一 同式百疋ツ、 卓然 慈眼え</p> <p>一 同百疋ツ、 弟子中七人 証運・聞性・戒岩・教順・惠範・真龍・惠明</p> <p>右之通参り候、目録は別に有之候</p>	<p>翌日、御伺のため知事卓然を以稲葉氏横山氏迫遣候事</p> <p>御機嫌御伺申上候</p> <p>右節目録</p> <p>御備品并被下物目録</p> <p>泰心院様御霊前え 白銀三枚</p> <p>宣陽院様御霊前え 白銀貳枚</p> <p>大日尊へ 金三百疋</p> <p>護摩堂へ 金貳百疋</p> <p>虚空蔵堂へ 金貳百疋</p> <p>弥陀堂へ 金貳百疋</p> <p>観音堂へ 金貳百疋</p> <p>西山弥陀堂昼料 金五両</p> <p>外に</p> <p>知事役 卓然へ 金貳百疋</p> <p>慈眼へ 金貳百疋</p> <p>大衆 七人え 金百疋ツ</p> <p>一 同月廿一日御女中方</p> <p>泉様 左近殿 おはる殿 御参詣 泉様より御備品</p> <p>大日尊え 金貳百疋</p> <p>虚空蔵堂へ 金貳百疋</p> <p>弥陀堂へ 金貳百疋</p> <p>観音堂へ 金貳百疋</p> <p>左近殿 おはる殿より御備品</p> <p>大日尊え 金貳百疋</p>	<p>右諸堂え御参詣被遊候付、御備物等左に書上ケ申候</p> <p>泰心院様御牌前え 白銀三枚</p> <p>宣陽院様御牌前え 白銀貳枚</p> <p>大日尊え 金三百疋</p> <p>護摩堂え 同断</p> <p>虚空蔵堂え 同断</p> <p>弥陀堂え 同断</p> <p>観音堂え 同断</p> <p>西山弥陀堂え 昼料金五両</p> <p>外に知事兩人え</p> <p>衆僧七人え 金百疋宛</p>

(ホ)「別紙」にあたる二枚の「覚」

<p>「御参詣留」(文書二四)</p> <p>此式枚は此間へ入可然所へ入可申候</p> <p>覚</p> <p>一 取持之義は稲葉氏迄聞合申候処、本名古屋辺其外共に一向不相成候由、寺領百姓、村方共は召任同様不苦候と申事故為付致候、笠寺勝九郎、川名村太助、内分にて松田善助殿へ同九蔵此所相頼調菜等板斎之間合申候</p>	<p>一 御次え廿五菜にて出候廿五人分、其外御表より御供衆一向仕度出し候及不申候由、御座候処、差懸り手当致し呉候様に被申間候故、一汁三菜にて御目付衆、房子役押十人計り出申候</p> <p>一 御小人五十人へ白飯紙包式つ、遣し候、御小人頭へ切手相渡し取かへ相渡し候、□□</p> <p>一 献立等品々追て及挨拶候、品書付別記有之</p> <p>前後上下御尊儀よく相済申候也</p>	<p>「由緒書」(文書二二八)</p>	<p>「由緒書」(文書三四)</p>
--	---	---------------------	--------------------

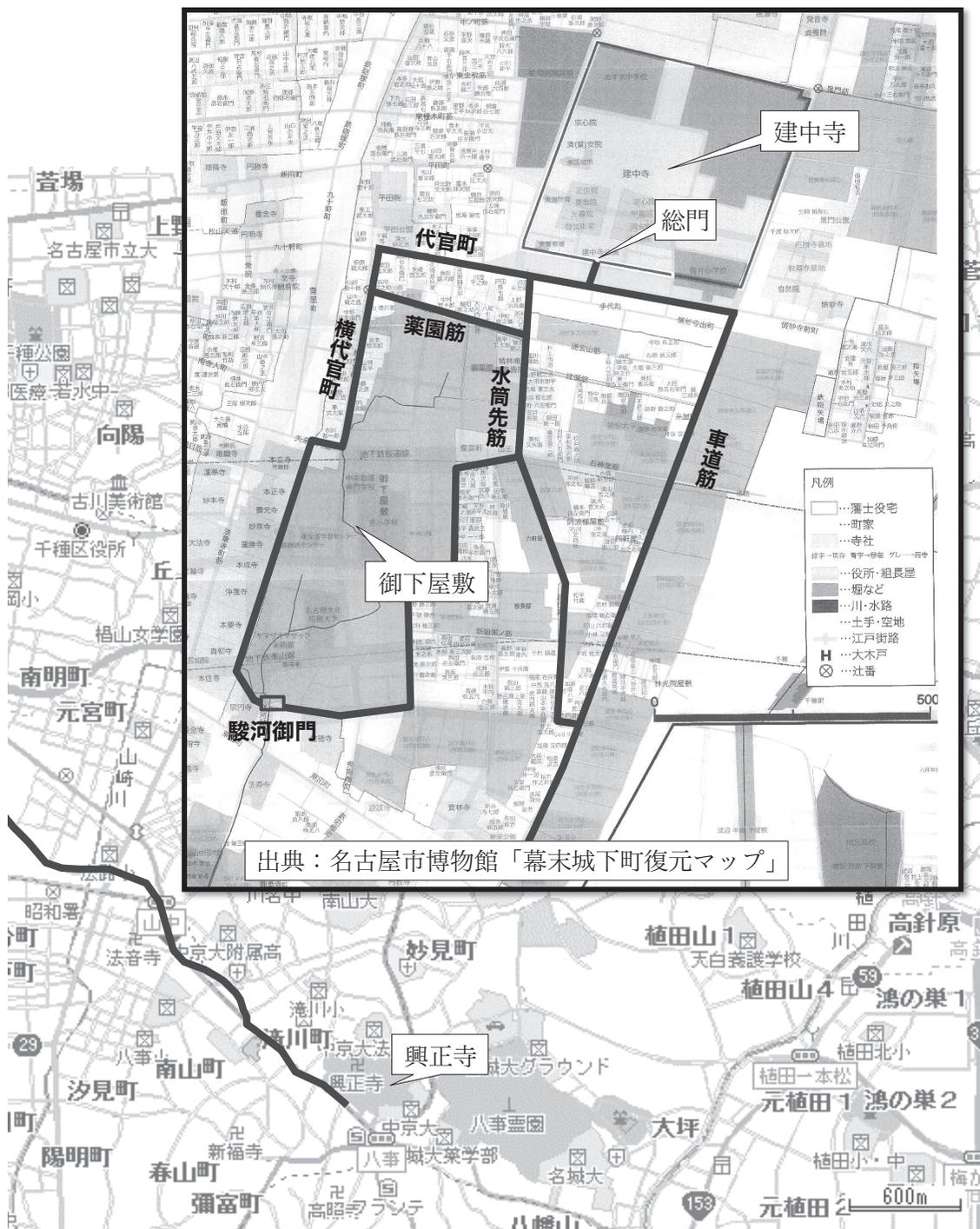
「山諦忍和尚年譜」などの伝記資料では、九月二十日となつており、宗春と同じく十念を受けている。その際、宝泉院様より大日尊、虚空蔵堂、弥陀堂、観音堂へ各金二百疋宛がお備物となっている。また、左近殿とおはる殿からは大日尊へ金二百疋がお備物とされている。当然ながら御女中方は女人禁制の東山伽藍ではなく、西山の弥陀堂で十念の教えを受けたものと考えられる。

別紙にあたる二枚の「覚」の解説

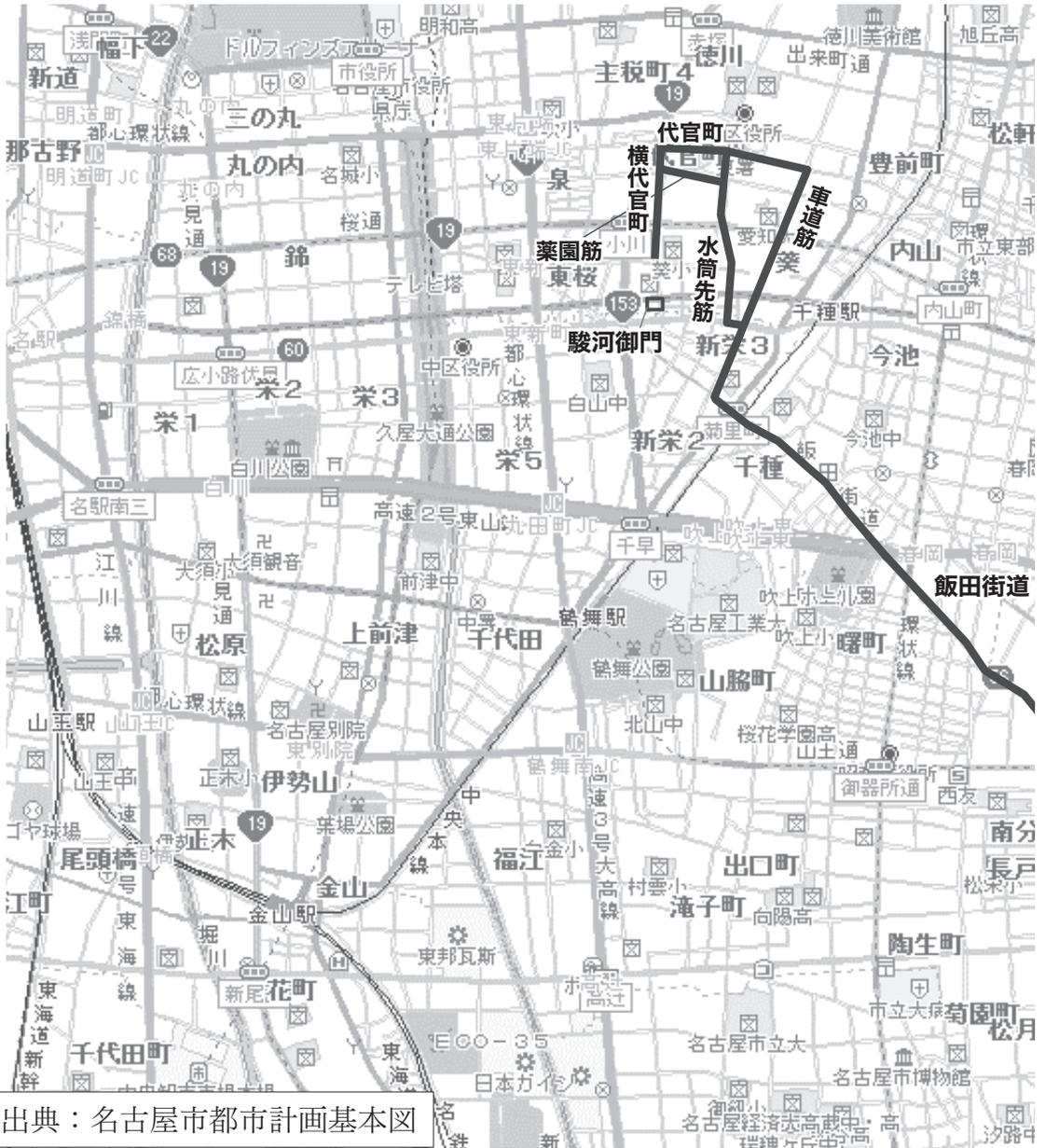
「御参詣留」の最後にある「覚」は、留書の該当する所に追加

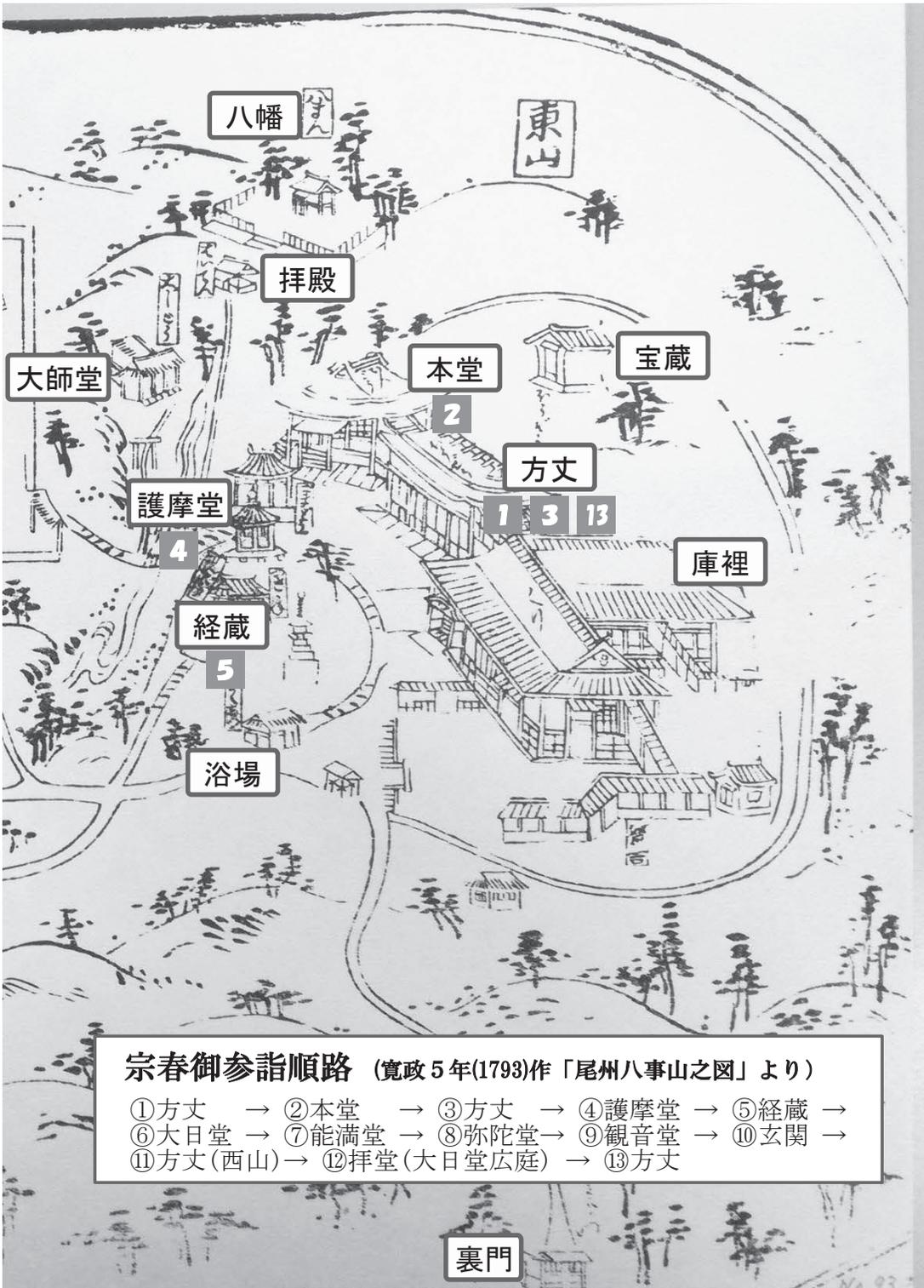
される文である。二ヶ所あり、「御参詣留」にある「別紙」がこれにあたるようである。最初の文は「御参詣の準備」の「別紙有之候」にあたり、もう一つは九月二日午前中の御参詣の「是又別紙有之」の別紙にあたる。

以上、「御参詣留」と二種の「由緒書」から興正寺へ参詣した宗春と諦忍との交流をながめてきた。特に、宝曆十三年九月二日の参詣の様子は「御参詣留」と「由緒書」(文書二二八)の見せ消ちによって新しい事実が明らかになった。宗春は諦忍の伝記資料によれば、この日以来、翌年(明和元年)十月八日に薨せられ



御下屋敷・建中寺より興正寺へのコース





宗春御参詣順路 (寛政5年(1793)作「尾州八事山之図」より)

①方丈 → ②本堂 → ③方丈 → ④護摩堂 → ⑤経蔵 →
 ⑥大日堂 → ⑦能満堂 → ⑧弥陀堂 → ⑨観音堂 → ⑩玄関 →
 ⑪方丈(西山) → ⑫拝堂(大日堂広庭) → ⑬方丈



るまで、南無阿弥陀仏の十念の称名と光明真言を毎日唱えていたといわれ、宗春の最晩年は諦忍より安心を得られたものと考えられるのである。

五 弥陀堂でみた曼荼羅

——唐画釈迦説法大曼荼羅と浄土曼荼羅——

すでにみたように、宝暦十三年九月二日の宗春参詣の際、弥陀堂には光友寄附の唐画釈迦説法大曼荼羅と宣揚院寄附の浄土曼荼羅が掛けられ、それについて諦忍が詳しく講釈したところ宗春は御満悦であった。諦忍の説明がどのようなものであったかは明らかでないが、おそらく両曼荼羅図が興正寺に所蔵するはこびとなつた縁由などもあったと思われる。その由緒をながめてみよう。

最初に、唐画釈迦説法大曼荼羅は「広縁起」（文書十二）によれば、

一 元禄十一年寅六月廿一日唐絵大釈迦光友公御寄附被成候事

…

一 元禄十一年寅十一月廿八日御建立之宝蔵出来蔵中本尊大幅

釈迦尊入仏供養

とあり、元禄十一年（一六九八）六月二十一日に光友が寄附したもので、十一月二十八日には完成した宝蔵の本尊として入仏供養が行われている。宝蔵は元禄九年四月の境内図に記されていないが、寛政五年（一七九三）三月の真隆実徹代における板木の「尾

州八事山之図」（板木九三）には、東山本堂の裏に「ほうぞう」とある。その位置は元禄九年の境内図において土蔵となっており、土蔵が宝蔵に変わって本尊として納められたのであろう。享保三年（一七一八）四月に興正寺より寺社奉行所へ出した「両山由緒縁起」（文書二四八六）によれば、宝蔵は二間、三間の瓦葺という。

唐画の大きさは「什物帳」（宝永四年八月、文書四十八）によれば、

釈迦絵像 箱有り
宝蔵本尊 一幅

御長 竪一丈一尺九寸

一丈式寸七分

とあり、縦は一丈一尺九寸（現在の軸装は二・七九メートル）、横は一丈二寸七分（現在の軸装は二・七四メートル）の大幅である。また、絵像の名も「由緒書」や「覚」などにより「唐画釈迦説法大曼荼羅」「大幅釈迦尊」「釈迦絵像」「渡り釈迦尊絵像」「渡り釈迦尊説法絵像」などと異なっているが、嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」（文書一一九）には、

元禄十一年寅八月三日

○渡り釈迦尊説法絵像

但大幅 宋思恭之筆

一幅

とあり、宋代の思恭作と伝えられている。しかし、思恭作と伝えるのは「覚」（文書一一九）が最初であり、それ以前の「由緒書」や「覚」には全くあげられていない。そのため唐画とか渡り

とあるところから、江戸後期頃に宋代の有名な画士張思恭作に充てたのではなからうか。本画の伝承は、豊臣秀吉が朝鮮出兵の時に得たものと伝えられ、それを光友より興正寺へ寄附されたといわれている。たとえば、尾張藩士の細野要齋の著わした『感興漫筆』巻二にも

○八事山紀行

天保十三壬寅四月九日、八事山開帳終りの日也。……

本堂 本堂の額無量光とあり、諦忍の書也。

正面は弥陀、慈覚大師作。

東は宋朝思恭の作、釈迦説法の図。

秀吉公朝鮮征伐の時に得る所也といふ、光友公より御寄附也。

当山第一の宝物なりと云。

西は当麻曼茶羅、宣揚院殿御寄附。

と伝承されている。

したがって、本画は仏像の図相、筆致、彩色などから李朝仏画と考えられるが、我が国で表装し直した時に「唐絵釈迦説法図」などと記され、中国人画匠思恭の作と伝承されたものと思われる。そして『感興漫筆』にいうように、興正寺の御開帳には当麻曼茶羅（浄土曼茶羅）とともに掛けられていたことが明らかになる。

次に浄土曼茶羅は「由緒書」（文書一二八）によれば、宣揚院様よりの御寄附品の書上に、

「諦忍律師と徳川宗春」再考

寛保二戊辰四月御奉納

浄土曼茶羅 大幅 軸并に
表具御紋附

一幅

とあり、寛保二年（一七四二）四月に宣揚院が奉納した。しかし、諦忍の伝記資料では三月に寄附され、諦忍を導師として開眼供養を修行していることが記されている。本図は縦二・〇一メートル、横二・〇五メートルの大幅で、当麻曼茶羅の四分の一の写しである。奉納以後、毎年春秋の彼岸に掛けられ、法要を修行していたことが天明八年十月の「葵御紋付御改書上之扣」（文書三九）に

一 浄土曼茶羅

一幅 箱共

右は寛保二年四月御寄附、其以後毎年二季之彼岸に掛法要修行仕候とあることから明らかになる。

六 宗春と宣揚院・宝泉院よりの寄附品

興正寺に所蔵する文政七年（一八二四）四月改記の「由緒書」（文書三四）を中心にして、宗春らが寄附した寺宝をとりあげ、それらについて他の由緒書や諦忍の伝記資料なども合わせて考察を加えてみよう。

(イ) 宗春（章善院）よりの寄附品

一、八事山

これは宗春自筆の山号の掛物である。「由緒書」（文書三四）によれば、「宝暦十一年（一七六一）九月五日に表具装され、桐箱に納められて稲葉七蔵の取次によって興正寺へ納められた。

その際、書面を写し取り額にするように金子も下され、額を西山弥陀堂に掲げた。」とある。しかし、諦忍の伝記資料によると宝暦十年のことである。自筆の掛物は宝蔵に納められ、現在も所蔵している。

二、打敷

一枚

これは縹子地で、宝暦十一年九月五日に寄附された。

三、御紋附純子卓囲

一枚

四、御紋附挑燈

二張

五、唐銅燈籠

二基

ただし、銘文などはない。

六、御紋附純子水引

一枚

三より六までの寄附年月日は明らかにならない。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、六は記されておらず、その代わりに「九條袈裟 一衣」がある。これは、宗春が興正寺へ御成の時に下された晒布によって袈裟を作ったもので、それを什物としたのである。

(ロ) 宣揚院(宗春の母)よりの寄附品

一、御紋附戸帳

一枚

ただし、錦地で享保十八年(一七三三)に寄附された。

二、幡

二流

これは劍葵御紋附で、元文六年(一七四二)二月に寄附している。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、袖幡で四流となっている。

三、浄土曼荼羅

一幅

表具軸共御紋附で、寛保二年(一七四二)四月に寄附された。「八事山諦忍和尚年譜」「諦忍和上伝」では同年三月となっており、「由緒書」(文書一二八)では大幅という。

四、幡

二流

劍葵御紋附で、寛保三年(一七四三)九月の参詣した際に寄附したことになっている。しかし、宣揚院は同年九月二日に卒去しているため、それ以前であろう。「由緒書」(文書一二八)における袖幡四流とは、本幡二流を合わせて称したものと思われる。しかし、寄附年次は明らかでないが、「由緒書」(文書三四)より寛保三年九月であることが明らかになる。

五、御紋附水引

一枚

これは地花色純子であったが、寄附年月日は明らかにならない。

六、御祠堂金二拾両

寄附年月日は明らかにないが、寺社奉行所立合金として預かっており、毎年、利息の銀十二匁ずつ下される。

七、瑞龍院様御位牌

一基

二代藩主光友の位牌、寄附年月日は不明。

八、晃禅院様御位牌

一基

六代藩主継友の位牌、寄附年月日は不明。

九、宣揚院様御自身御位牌

一基

宣揚院自らの位牌で、「由緒書」(文書一二八)によれば、劍葵

御紋附の御厨子に入っている。瑞龍院様、晃禅院様の位牌と共に、寛保二年（一七四二）に納められたようである。

十、御紋附挑燈 二張

十一、源敬様御自筆三幅対掛物 三幅

十二、瑞龍院様御賀鳩御杖 一本

光友の御杖。

十三、瑞龍院様御筆色紙掛物 一幅

光友の色紙。

十四、黒棚外ニ棚添 一箇

ただし、金物で剣葵紋附である。

十五、剣葵御紋附御手あぶり 一箇

十六、剣葵御紋附文庫 一箇

十七、梨子地蒔絵小箱 一箇

十八、御紋附御茶台 一箇

十九、御紋附天目台 一箇

二十、石之宝塔 三基

御銘文などはない。光友、宗春及び御自身の菩提のため元文元年（一七三六）十月五日に造立されたようである。「由緒書」

（文書二二八）によれば、年月日などは不明となっている。

以上が「由緒書」（文書三四）による寄附品であるが、「由緒書」（文書二二八）には、その他に

瑞龍院様御筆和歌 一幅

瑞龍院様御所持御笛 二管

「諺忍律師と徳川宗春」再考

ただし、一管には鳳吹と銘がある。

晃禅院様御自筆忠之字掛物 一幅

右の三品も加えられている。

(Ⅷ) 宝泉院（宗春側室、お薫の方）よりの寄附品

一、章善院様富士の御吹絵 一幅

二、章善院様御所持水精数珠 一連

三、山林 愛知郡新屋敷村之内一ヶ所

この山林は宝泉院より御祠堂金拾両御寄附の御内意があったため、その金子により安永八年（一七七九）に松山を求めて御祠堂山とした。宝泉院も御満悦であることを天明三年（一七八

三）九月に寺社奉行所へ申達している。

四、渡り浮杜丹香爐 一箇

寄附年月日は不明である。

五、御祠堂金貳拾壹両

これは宝泉院の没後に納められるもので、稲葉七蔵によって持参された。

以上の五点であるが、位牌については

一宝泉院殿御位牌従

殿方様御安置被 仰付候哉 年月共相分不申候

とあるように、九代藩主宗睦によって安置された。なお、「由緒書」（文書二二八）には

一天明六年

宝泉院殿御位牌 御安置

とあるところから、天明六年（一七八六）であったものと思われる。その他、「由緒書」などには記されていないが、宝泉院真蹟の和歌を所蔵している。その軸の箱書や軸の表書を見ると、

宝泉院君和歌真蹟 一幅

宝泉院消息文

宗春卿御内室宝泉院殿和歌 一幅

八事山宝蔵 尾陽八事山興正寺什物

此和歌墨蹟者宝泉院君所為而冷泉垂相澄覚公所点也。今装演為一軸蔵于八事山高照寺。君章善公世婦。姓猪飼名華子。称和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。法號曰宝泉院阿薰芳貞大禪定尼。

とある。歌の詞書は

よはひむそちにみち侍るによりことふきの御詠をたまはりしか
はかしこまり□をよめる

とあり、和歌は

ことのはのめくみつきせぬ松かけのいつみのみつはちよもにこ
らし

老いらくのことふきいはふことのはのめくみにちよのよはひを
もへむ

とある。六十才の還暦を迎えて詠歌され、それに対する感謝の心を詠じたものである。なお、天明二年（一七八二）十一月八日の宝泉院三回忌に冷泉為泰、為章が詠じた歌も所蔵している。それには、

宝泉院尼のたむけに寄雪懐旧といふ事を

ため泰

花紅葉ちれば風さえしら雪のむかしをしたふみめぐりのあと
寄雪懐旧を

ため章

うつもれぬ言の葉くさそあとふもすきし三年の雪のふること
とある。右の二幅については『阿薰和歌集』後集六（名古屋市鶴舞中央図書館蔵、河村オ・六・十二）に所収の同歌の後に、
両卿御手向はよそひて二幅とし八事山興正寺に納りしよし
と記されていることは、興正寺に所蔵することを裏付けるものである。また、同一幅の軸書は諦忍が記しており、それをあげる
と、

和歌 二幅対 諦忍誌焉

章善公世婦猪飼氏名和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。享年六十六。法號曰宝永院阿薰芳貞大禪定尼。生平好歌学于冷泉家。當大祥之忌両公作歌追慎今装為対幅蔵于八事山興正寺。両公一則前黄門藤原為泰卿。澄覚公之子也。一則右衛門督藤為章卿。為泰公之子也。幅背所頼矩州四兼曰休姓越智稻葉氏。秀根姓藤原河村氏。益根其子也。将親伊藤氏。皆冷泉公門人。

天明二年壬寅季冬

侍尼 遊仙院栖霞妙起 芝香院深林延寿識

尾張八事山興正寺什物

とあり、宝泉院が冷泉家に歌を学んでいたことや宗春の側近で

あった堀己休（稲葉七藏の剃髪後の号）、伊藤将親なども冷泉家の門人であったことが明らかになる。

七 おわりに

徳川宗春は元文四年（一七三九）正月、將軍徳川吉宗より隠居謹慎を申し渡され、江戸の尾張藩中屋敷で謹慎生活を送ることになった。同年九月二十二日には江戸を出発して十月三日に名古屋へ入ったが、東海道を通らずに木曾路を通つての名古屋入りであった。道中では、幕府の達しにより民衆が宗春を出迎えることは許されなかった。帰国した宗春は名古屋三の丸の東大手門の西南にある屋敷に幽閉され、十五年後の宝暦四年（一七五四）に城下の御下屋敷へ移された。この引き移しの時、「本遊女濃安都」の附録には

一宝暦四年戌十月十一日、御隠居様御下屋敷へ御引移、夜に入、五ツ頃、京町筋萱屋町へ御懸り被_レ為_レ入候。右御道筋御人之節、白張挑燈燈し申候。辻々へ町方より御足軽罷出人留、町々拝見不_三罷成_二云々。

とあり、宗春の行列は五ツ頃（午後八時）に出発した。道筋では葬式に用いる白張提燈を燈して迎えており、葬送に似ていた。

以後六十九歳で亡くなる明和元年（一七六四）まで十年間、ここで謹慎生活を送ったのである。

御下屋敷は藩主時代に改装して、そのお披露に町民を集めて盆踊り大会を行っている。また、屋敷内の北側には薬草園を創設し

て、徳川吉宗から拝領した朝鮮人參を育て領民に配布している。このように宗春にとって思い出深い場所であった。

伝記資料などによれば、藩主時代には尾張徳川家の菩提寺である建中寺を始め定光寺、熱田社、七ツ寺、若宮八幡に参詣している。しかし、隠居謹慎後は外出も許可されず、寛保三年（一七四三）九月二日に生母の宣揚院が八十二歳で亡くなったときも、葬儀への出席や墓参りも許されなかった。また、宝暦元年（一七五一）に大御所であった徳川吉宗が亡くなったときも宗春の謹慎は解かれなかった。謹慎して二十二年後の宝暦十一年（一七六一）四月十日に建中寺の父母の靈廟に参拝することが許された。それは名古屋市蓬左文庫に所蔵する尾張徳川家の「御系譜」の「宗春卿」の伝記に

一、同十一巳四月十日、松平右近将監殿宅江御家老御呼出相成、御両親様之御墳墓、御靈前江御年回并御祥月、御参詣之御儀、殿様御願之通相濟。

と記されており、老中の松平武元（たけちか）の屋敷へ尾張藩の家老（成瀬正泰か竹腰勝起）が呼出されて願いが許されている（『尾張徳川家系譜』（昭和六十三年三月『名古屋叢書三編』第一卷）七十九頁）。許可を得た宗春は同年六月五日（父命日）と九月二日（母命日）に建中寺へ参拝した（大石学編『規制緩和に挑んだ「名君」——徳川宗春の生涯——』（平成八年十一月 小学館）一八五頁）。しかし、建中寺参拝の様子は明らかにならない。なお、隠居謹慎が解かれたのは吉宗から命ぜられて以来、百年以上経た

天保十年（一八三九）に第十一代将軍を退いた家斉の男子斉荘が尾張藩十一代藩主となったのを機として、同年十月に従二位権大納言を追贈して尾張藩の歴代藩主に加えることが許されたのである。

その二年後の宝暦十三年には、興正寺へ参詣している。参詣の様子は、すでに拙稿「諦忍律師と徳川宗春」で二種の「由緒記」を対照して、「見せ消ち」を利用しながら宗春の行動を明らかにした。しかし、「御参詣留」も加えて対照してみると、従来知られていなかった新しい事実が明らかになったので紹介してみたい。

まず、第一は宗春の隠居謹慎後、宝暦十一年に初めて建中寺への参拝が許された。それまでは、一切の外出が許されていなかったのである。「御参詣留」によれば、宝暦十三年九月二日に建中寺へ参拝して其山（興正寺）へも立ち寄るとある。しかし、興正寺へ急に立ち寄ったのではなく、前もって御作事方から大工や左官などが行つて畳や唐紙を替えたり、本堂廊下の下板も取替えて迎える準備をしている。おそらく興正寺にも両親の御霊牌が祀られているため、その参詣も許されるものと拡大解釈して宗春の希望通り建中寺より興正寺へ立ち寄ったのではなからうか。しかし、幕府より興正寺への立ち寄りが許可されていたかは明確でない。興正寺参詣に関する資料は、興正寺のみしか見出だせないものである。

二に、八月二十七日昼前の打合せに集った稲葉氏や大工などへ一

汁式菜の昼食を出していること。

三に、新しく替えたものとして本堂二十六畳、方丈、御座間十畳、唐紙八本などの修繕箇所が具体的に明らかになった。

次に参詣に来た九月二日についてみよう。

(一) 当日は、天気が良好であったこととお供の休息所の部屋割が明らかになった。

(二) 馬は風呂屋（浴場）で休ませるが、今後の御参詣のために馬屋を外に用意しておくこと。

(三) 初めは本堂に入って両親の位牌へ拝礼する予定であったが、予定がかわり、最初に方丈へ行き、手洗いしてから本堂へ行つて牌前に拝礼するよう変更した。

(四) 昼食後、西山の諸堂の御参詣も終り、帰館する際、興正寺の住職や知事らの見送りの様子が明らかになった。

以上、宗春の興正寺の一日について「由緒書」と「御参詣留」を対照してみると、右のような新しい事実が確認できたのである。

本稿は令和二年十二月十二日に昭和文芸小劇場で開かれた「宗春公が来た！ 興正寺の一日——宝暦十三年九月二日——」の講演のために再考したところから生まれた成果である。主催された昭和区役所地域推進室の皆様は厚くお礼を申し上げます。

丘宗潭の思想研究

——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料——

菅原 研州

キーワード：曹洞宗学 正法眼蔵 仏祖正伝禅戒鈔 丘宗潭

一、はじめに

本論は、近代曹洞宗の宗乗家である丘宗潭（一八六〇～一九二一）の思想研究を行うものである。丘は、令和三年に没後百年に当たり、また、参学師である西有穆山（一八二一～一九一〇）も生誕二百年となる。斯様な年には、近代曹洞宗で構築された宗旨を思想的に研究し、また、各祖師の顕彰に繋がりたいと願っている。

なお、これまでに筆者は、丘に係る『室内三物秘弁』及び『教授戒文』、そして授戒会の説戒録などで、未発表となっていた写本を翻刻公開することで、その思想の解明に取り組んできたが、本論では主として以下の三点を論じたい。

①『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂について

②『正法眼蔵』観について

③『修証義』観について

まず、①については丘の主要業績であるとして良い。丘の門人であった岸澤惟安（一八六五～一九五五）は、丘の業績中で『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂を高く評価し、「改訂仏祖正伝禅戒鈔即霞丘老漢¹⁾とまで言い切った。また、今回、筆者自身、改訂作業の一端を知ることが可能な写本・刊本を入手したため、改訂作業の意義などを検討したい。

②について、丘は大本山永平寺の初代眼蔵会講師であることが知られている。そこで、その『正法眼蔵』観を知るために、眼蔵会の提唱録を見ておきたい。また、丘は曹洞宗大学林（後の駒澤大学）教授であった時、曹洞宗中学林教科用書として『正法眼蔵』の訂字本を刊行している。その意義も検討したい。

③について、丘の法嗣である丘球學（一八七七～一九五三）の編集による『曹洞宗意綱要』において、丘の『修証義』観が示されている。従来の『修証義』研究の中でも、同書は考察の俎上に載ることが少なかったため、本論で検討しておきたい。

二、『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂について

近世洞門学僧・万仞道坦（一六九八～一七七五）が宝暦八年（一七五八）に自序を著し開板された『仏祖正伝禅戒鈔』（以下、『禅戒鈔』、改訂本は『改訂禅戒鈔』と略記）は、道元・懐奘等

の下で構築された『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』について、道元門下の経豪『梵網経略抄』の解説や、関連する経論を引用した註記を附しており、既に拙論⁽²⁾でも論じた通り、近世後期には洞門戒学の研究に参照され、近代以降も継続的に活用された。

そこで本項では、近代における『禅戒鈔』関連の記事を、略年表の形で示しておきたい。

一八八一年一〇月 『禅戒鈔』開版・出雲寺文次郎
一八八六年 五月 『禅戒鈔』開版・梶田勘助
一九〇三年 六月 西有穆山提唱『仏祖正伝禅戒鈔講話』刊行・鴻盟社

一月 経豪『正法眼蔵抄』上下巻刊行・鴻盟社
一九一〇年一二月 西有穆山遷化

一九一二年 五月 丘宗潭改訂『改訂禅戒鈔』自跋(翌年鴻盟社から刊行)

一九二一年 八月 丘宗潭遷化

一九二四年 三月 『改訂禅戒鈔』改訂再版(再改訂)刊行・鴻盟社

一九三〇年一二月 『曹洞宗全書』「注解二(『梵網経略抄』所収)」刊行

一九三二年 五月 丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』刊行・鴻盟社

八月 『曹洞宗全書』「禅戒」(『禅戒鈔』所収)刊行
一九五一年 七月 岸澤惟安『改訂禅戒鈔』を部分改訂(差点記

本)

一九五五年 三月 岸澤惟安遷化
一九七一年 岸澤惟安提唱・門脇聴心編『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』全四巻刊行・曹洞宗宗務庁(一九七四年まで)

近代に入ってから、『禅戒鈔』は度々開板されており、学人が手に取りやすい状況であった。だからこそ、解説・提唱が希望され、『講話』が出版され、尚更に禅戒参究への道を開いたが、その最中、『禅戒鈔』本文の問題が認識されるに至ったとされる。丘自身が述べる改訂の動機は以下の通りである。

一 原本間字句讀下シ難キ處アリ。前後文意ノ支離スル處アリ。初心晩學之レヲ苦ム。改訂ヲナス所以ナリ。⁽³⁾

ただし、これはあくまでも丘自身の見解であって、経緯はまた別であった。丘の講話において、以下のように説明されている。

禅戒鈔は、根本的に開山の戒義を發揮せんとしてあらはされたものだが、其の原本たる梵網経略抄が、さてさて読みにくい。従つて萬仞和尚がよほど骨を折られたやうだが、その禅戒鈔がまた読みにくい、解つたやうであるが解らぬ處あり、首尾あはぬ處あり、暗中摸索のうれへがある。誠に困りさつた。

西有禪師が再三提唱なされたが、其のたびごとにいろいろの事を承つた。ここの文章と、ここの文章とをつなぎ合せ、此の句と此の句とをつなぎ合せたら好からう。此の文字を入

れて、此の句をばふいたら好からうといはれたから、其の当時から改訂したいと思ふて、いろいろのことを獨參して、種種記憶にのこつて居る。そこで幾度か禪戒鈔を提唱し、かつ原本の梵網經略抄について、多少參究もし、注意もした。

二三年まへ、いつ何どき怎樣なことがあるかも知れぬからと思ひ、筆をとつて改訂にかかつたが、来月静岡において、

此の禪戒鈔を讀んでもらひたいから、出版してくれといふ依頼があつたので、此の改訂禪戒鈔を出版することにした⁽⁴⁾。

このように、『禪戒鈔』の改訂は、まずは西有が本文の問題を指摘し、それを受けて丘が改訂作業を行ったという経緯が見えてくる。なお、詳細は後述するが、本来の『禪戒鈔』と『改訂禪戒鈔』を比べると、構成から本文の選択に至るまで、ほぼ全文に及んでいることが分かる。また、『丘講話』では、「そのかはつて居るところは、頭に科段をつけた。これは今案だ。それも西有禪師の思召しによつたもので、文字は衲がつけた⁽⁵⁾」とあり、科段と段名の付加も改訂点である。

以下には構成の変更を検討したい。左記の表の上段は、一般的な『禪戒鈔』の構成で、下段は『改訂禪戒鈔』とする。なお、各段の項目名は各原本に依拠したが、項目名が無い場合は項目最初の数文字を名称の代替とするか、「」を付して筆者が補った。丸数字は『禪戒鈔』の構成に基づいた順番である。『改訂禪戒鈔』のみの項目は※を付した。

『禪戒鈔』（明治一四年版）構成

『改訂禪戒鈔』構成

※題字（森田悟由）

※改訂禪戒鈔序（岸澤惟安）

※凡例（丘宗潭）

①序（萬仞道坦）

②或問

②或問

⑧規約

③諸仏大戒

③諸仏大戒

※懺悔

※戒

④三帰依（懺悔鈔）

④三帰依

⑤三聚戒

⑤三聚戒

⑥〔十重禁戒〕

⑥〔十重禁戒〕

⑦先ツ煩惱ト一切業障海

※戒ノ次第

⑧規約

※跋（丘宗潭）

以上の比較の通り、『改訂禪戒鈔』では、戒の意義の提唱部分を追記している。また、「懺悔」については、『禪戒鈔』で「三帰戒」中に「懺悔法」の提唱を引いており、それも、「三帰戒」に関する『梵網經略抄』が無いために、「懺悔ノ鈔ヲ出ス」としてある。ただし、それを『改訂禪戒鈔』では、三帰戒よりも前に出

した。これは、宗門の受戒が懺悔から始まり、三帰・三聚浄戒・十重禁戒と続くことを承けたものであろう。『教授戒文』もその通りの順番となっている。

それから、『改訂禅戒鈔』巻尾の「戒ノ次第」について、『禅戒鈔』では、『観普賢菩薩行法経』から「一切業障海」偈を引いている『梵網経略抄』を参照して、「思実相」の上での生仏不二を説こうとしているのだが、これのみで『教授戒文』結論にある意味を共有するのは困難である。その点、改めて十戒全体の「戒ノ次第」を開示することで総括した、『改訂禅戒鈔』の意図は明らかで、合理性もある。

なお、『改訂禅戒鈔』は筆者所持大正一〇年（一九二一）第四版の刊記から判断して、同年までに四版以上を重ねた。その後、大正一三年（一九二四）に改訂再版（再改訂）が刊行され、『改訂禅戒鈔』で初版以降に確認された誤字脱字等の訂正に始まり、一部は文章構成も改められた。なお、『丘講話』は、その再改訂本への提唱となっているが、刊記等に再改訂の時期を定めることがないため、実際の関係性は不明。また、再改訂本が刊行されたのは丘の没後のため、再改訂の実行者が丘か岸澤か詳細不明であるが、状況からは丘の生前中に再改訂がなされていたものか。『丘講話』は非常に簡潔な提唱であり、改訂経緯の詳細を知ることが困難である。

また、『曹洞宗全書』「禅戒」に収録されたのは、『禅戒鈔』（底本は江戸・浅倉屋久兵衛による後刷本）であった。例えば、『曹

洞宗全書』「室中」に収録された万仞道坦『室内三物秘弁』が、岸澤による改訂本だったのとは、明らか相違がある。理由は不明ながらも、底本とすべき版本が存在していた『禅戒鈔』と、写本のみで伝来した『室内三物秘弁』の違いといえようか。

二一、『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂に見る思想的意義

前項で述べた通り、『禅戒鈔』から『改訂禅戒鈔』への改訂は、西有が先導し、それに丘や岸澤が応えた形であると理解されるが、その思想的意義について検討してみたい。

『禅戒鈔』と『改訂禅戒鈔』を比較すると、「三帰戒」「三聚浄戒」については同じだと見て良い。無論、『禅戒鈔』の「三帰戒」項には、「懺悔鈔」が入っているが、それは不自然であり、本来の『教授戒文』の順番に従い、『改訂禅戒鈔』のように十六条戒よりも前に懺悔が編入されるべきことは明確である。よって、その部分を除いて、「三帰戒」「三聚浄戒」は改訂の前後で同じと見て良いのである。

そして、「懺悔」の項目について、『禅戒鈔』では「懺悔法アラハルトキ三帰三聚戒モ攝セスト云事ナシ」とし、懺悔から諸戒に展開する様子を重視し、その後に『観普賢菩薩行法経』から「一切業障海」偈⁶を引いて、いわゆる「実相懺悔」に帰着させている。

一方、『改訂禅戒鈔』では、最初に「仏法ヲ見聞スル得分ハ、以テ懺悔法爲最初得分」としながら「一切業障海」偈を引いて、

「実相懺悔」に帰着させた。これは、『教授戒文』が「懺悔文」読誦であることに鑑みて、相違がある。ただし、『教授戒文』も、本来の『仏祖正伝菩薩戒作法』も、懺悔の思想について触れられることが無いため、『梵網経略抄』から、「一切業障海」偈中の「端坐思実相」を承けつつ、坐禅に懺悔の力を込めたとも見られる。ただし、「皆従妄想生ヲ置テ、端坐氏実相ニテ解スルトハ不可心得」とされ、妄想のままを実相とはできないため、あくまでも無分別なる坐禅の意義を説く。その後、「以懺悔三宝ト名ク。帰依トナツク」として、更に懺悔から諸戒へ展開する様子を示す。全体の流れとして、『改訂禅戒鈔』はまず懺悔の意義を示した上で、諸戒に展開する流れが見られることで、懺悔と戒との関係を明示した。『改訂禅戒鈔』の方が分かりやすい。

なお、上記一件に関連して、『丘講話』「懺悔」項を確認しておきたい。大意としては、天台智顛『金光明经文句』から「取相懺悔、作法懺悔、無性懺悔」の三懺悔を引いている。丘は、『梵網経略抄』では懺悔の思想や作法を種々挙げていて分かりにくいため、「明瞭に無性懺悔の解るやうにせん⁽⁸⁾」との思いで纏めたという。「無性懺悔」の思想的な把握については、『従容録』「第五則清源米価（青原盧陵話）」の万松行秀垂示を大意とし、「大體善惡にこころなきに達するが懺悔だ⁽¹⁰⁾」として、懺悔を「転迷開悟」に準えて「滅悪生善」だと考えることを否定し、善悪が二つながらに無性に達することを説いた。

そして、「無性懺悔」を選択した理由は、『丘講話』「懺悔」項

の冒頭から、大内青巒（一八四五〜一九一八）の『曹洞教会修証義聞解』を批判してのことだったと理解出来る。青巒は『修証義』「第二章懺悔滅罪」の「彼の三時の悪業報必ず感ずべしと雖も、懺悔するが如きは重きを転じて軽受せしむ、又滅罪清浄ならしむるなり」に対して、「一切業障海」偈の「衆罪は霜露の如く、慧日能く消除す」を重視して、「懺悔の一念が、一切の罪過を消滅させる」ことを説いた。丘はそれを「彼れ一流の説だ」としつつも、「それから大いに間違ひを生じた」と批判している。そして批判の理由を、「宗門の懺悔は、眞妄無性の理に透脱するが目的だ⁽¹¹⁾」としたのである。青巒の『修証義聞解』では、『修証義』を「在家化導」のためのテキストだと位置付けており、おそらくは丘の立論方法とは異なっている。

丘には『修証義』を提唱した『曹洞宗意綱要』が残されているが、『修証義』の、特に「懺悔滅罪・受戒入位」は『禅戒鈔』の立場から説かれている。そして、丘は「承陽大師の懺悔滅罪の御精神は、洵に簡單⁽¹²⁾」としつつ、「懺悔は佛果の功德なり」を重要語だと定めている。この語は、道元自身の著作や上堂語としては確認出来ず、『梵網経略抄』の「懺悔ノ法ト云ハ、所詮以佛果菩提法懺悔ト可習也⁽¹³⁾」が、『禅戒鈔』にも『改訂禅戒鈔』にも引かれていたため、その取意として示されたものであろう。その上で、懺悔の結果として仏果の功德に到達するのが通常の見解だとすれば、それを転じて、懺悔そのものが仏果の功德だと把握すべきだという。そして、「妄想と実相との二つを超越して、仏果の

功徳に投入したのが懺悔の法である⁽¹⁴⁾ともしている。先ほどからの繰り返しの通り、善と悪、妄想と実相という分別を破することを、懺悔だとしているのであり、「無性懺悔」に則っていることは明らかといえる。

それから、『改訂禪戒鈔』特有の一段として、「戒」の項目も見ておく必要がある。同項について、丘は以下のように指摘する。

萬仞和尚の禪戒鈔には、戒といふ題目はないが、衲がそれを區別して、宗門における禪戒の心得かたを述べた⁽¹⁵⁾。

つまり、「戒」の項目は、丘によつて書き加えられたものであり、更に思想的には防非止悪の義ではなく、「善悪是非に心なきが、宗門の戒法なり⁽¹⁶⁾」とし、無分別の立場からの戒法を主張している。そこで、『梵網経略抄』から、「戒トハ制止ナリ、對治ナリ」と引くが、続けて「我與大地有情同時成道ト制止スルナリ、故ニ佛戒ト云フ⁽¹⁷⁾」とすることで、いわば、釈尊と同一の成道に生きる衆生を見出しつつ、先に挙げた丘自身の主張を際立たせているといえよう。更に、「戒」項目の末尾には、『梵網経』から「衆生受仏戒一偈を引いて、如来の正戒を受けた衆生のあり方を開示している。これは、『仏祖正伝菩薩戒作法』自体には見えるが、『教授戒文』には見えない語句である。しかし、三帰戒が始まる前に、その意義を確認しておくことで、受ける戒の本質を知らしめたことを意味していよう。そして、これは「十六条戒」自体の位置付けにも関わってくる。

しかし瓔珞經や、梵網經は、攝律儀の一戒より他戒を出す、

本末ありと説けども、宗門にては、戒法みな實相なるゆゑ、本末を説かぬ⁽¹⁸⁾。

曹洞宗における戒思想からの伝統的解釈でも、「三聚淨戒」の「第一攝律儀戒」に、「十重禁戒」を配する場合があるが、丘はそれを否定し、むしろ『教授戒文』の「攝律儀戒」への解釈「諸仏法律の窟宅とする所、諸仏法律の根源とする所なり⁽²⁰⁾」を元に、「人人本具の仏性は、諸仏の法律の窟宅なり、根源なり⁽²¹⁾」として、仏性に基づいて三聚淨戒も、他の諸戒も出現するという。そのため、戒同士の関係性を説かず、全ての戒本が実相との立場を主張した。

また、本書は「十重禁戒」の「第十不謗三宝戒」で締め括られるが、巻尾の一節が『改訂禪戒鈔』では変更されている。『禪戒鈔』の場合は、『教授戒文』中の「世間の津梁なり」についての『梵網経略抄』の提唱を挙げているが、これでは、全体の総括には繋がらない。よつて、『改訂禪戒鈔』では、科段の名称を「第四明列不謗三宝戒於十戒最後之意」として、「戒ノ次第ヲ立ル事不同也」及び「又十戒、一一ノ戒品、三寶ノ功徳現前セサル事ナシ」の一節を引くことで、「十重禁戒」全体を仏身の顕現だと見なした。そして、不謗三宝戒を説いたとしつつも、各別の十戒を否定し、「根本ノ道理ヲ知りヌレハ、都不被犯也ト可心得也⁽²²⁾」と総括したのである。先に見た通り、十六条戒を仏性とし、巻尾では仏身として見ることで、『改訂禪戒鈔』全体を一貫した思想で貫通することになるのである。

なお、筆者所持の明治四三年序『改訂禪戒鈔』写本⁽²³⁾では、科段の内容が変化しており、「第十不謗三宝戒」について、科段第四段の名称を「第四段戒ニ三種ノ別アルコトヲ明ス」とし、先に挙げた『改訂禪戒鈔』版本の巻尾、「根本ノ道理」の一節に続いて、「菩薩戒ニハ三重ノ道理アルヘシ」の一節を加えている。本論前節でも指摘した通り、『改訂禪戒鈔』の巻尾は本来、科段名と内容から十六条戒全体を締め括る意図があつたと思われるが、写本においてそれが更に強く理解出来よう。ただし、当写本からは書写の経緯などが判然とせず、丘及び岸澤によつて企図されていた『禪戒鈔』改訂経過の一端が知られる程度の結果しか得られていない。

三、『正法眼蔵』について

丘は大本山永平寺で明治三八年から行われた眼蔵会の初代講師を務めたことで知られている。筆者の手元には丘が大正四年に、二度目の眼蔵会講師を務めた際の講義録があるため、その読解を通して丘の『正法眼蔵』提唱方法について検討してみたい。

- 一、冊数 一冊
- 一、料紙 B4縦書相当原稿用紙
- 一、大きさ 縦24・5cm×横17cm
- 一、装丁 袋綴
- 一、題目 外題 大正四年在永平寺 丘宗潭師 講演聞書
内容 靈根論

丘宗潭の思想研究

小学生及女学校生ノ為ニ講演
眼蔵提唱（礼拝得髓卷・雞声山色卷、開講
偈・即事）

大本山永平寺六十四世性海慈航禪師大休悟
由大和尚百箇日供養拈香

- 一、枚数 本文 九丁
- 一、行字数 毎葉一二行 毎行二六字前後
- 一、書写年 大正四年五月一五〜一九日
- 一、筆記者 雪香道人（愛知県東浦町安徳寺一三世・横井轍道）
- 一、所蔵者 菅原研州

大正期に永平寺で行われた丘の講演について、愛知県安徳寺一三世の横井轍道（「徹道」と表記する記録もあるが、本人の印は「轍道」表記）が筆記した講演録に、永平寺の眼蔵会の記録が収録されていたため、本論末尾に翻刻した。

なお、「眼蔵提唱」は一見して簡潔に過ぎる内容である。これは筆記者による適度な要約である可能性を否定できないが、丘自身が必要なように指摘していることに注目したい。

眼蔵は解りすぎて居る。講釋する處はない。己見を以て眼蔵を讀まんとするから解らぬ。佛意を以て讀めば、眼蔵はあのとほりで不審はない。佛意をさぐり、佛意を看破するでなければ可かぬ。⁽²⁴⁾

『正法眼蔵』は分かりやすいため、その本文のままよく、講

積する余地は無いというのである。この立場は、門人の岸澤惟安が同様の指摘をしていたことが知られている。⁽²⁵⁾

今回翻刻した提唱録からも、丘の提唱は簡にして要を示すものであり、特に各巻の冒頭において、「此巻ノ思召」や「大綱」などの表現を用いて、一巻全体をまず把握させていたことが理解出来る。そして、その際には、「大意ジュサンヲ見ヨ」ともある通りで、面山瑞方による『正法眼蔵品目述賛』⁽²⁶⁾も併用していたと思われる。

また、「溪声山色」巻の提唱では、冒頭で「唯谿聲山色佛法ニ親シ」として「溪声山色」を仏法として把握することを示しつつ、巻尾でも「正信心ノ時―一切事佛法トナリ谿聲山色…」としている。つまり、各巻において肝心要となる道理（本巻の場合には、溪声山色即仏法）を貫通させて提唱する様子が理解出来る。

ところで、丘が用いていた講本については、別の講演で「承陽大師の御精神は眼蔵の巻が九十五巻ありますから」⁽²⁷⁾と示しているため、山本版九五巻本であったと思われる。

その上で、筆者の手元には「曹洞宗大学林教授丘宗潭師訂正」と掲げる『正法眼蔵出家功德附聞解(全)』がある。「曹洞宗中学林教科用書」とも題されている通り、明治三十三年当時の曹洞宗中学林用の教科書として、丘による校正が行われた『正法眼蔵』本文であるが、内容から山本版本を底本としている。そして、巻尾には「故瑞方面山師著述」の『正法眼蔵出家功德卷聞解』を収

録している。当時はまだ、『聞解』全体の著述者を面山に帰していたため、この表記となっている（現在は一部の巻を除き門弟の斧山玄鋤に帰する）。『聞解』への評価として、西有穆山による『正法眼蔵開講備忘』では、「御聴書御抄ハ可尊第一ノ書ナリト雖比九十五巻全備セザレハ今全部ヲ拜覽セント欲スルモノ遺憾ナキ不能依テ先最初ハ私記ト聞解ニ依テ拜覽スヘシ六堪老人云ク面山和尚ノ述賛ハ正法眼蔵ノ大意ヲ得タリ」⁽²⁸⁾とあって、述賛による大意把握とともに、初学者向けへの参考書として雑華蔵海の『正法眼蔵私記』と『聞解』が推奨されている。西有には『正法眼蔵』の「私記会本」の編集が知られているが、丘が「私記」ではなく『聞解』を選んだのは、やはりその大意や文義の把握の容易さや価値を求めたためかと思われる。『私記』は達意的な註釈が特徴で、宗旨として『正法眼蔵』本文を把握するには適するが、そういう発想自体に慣れていない初学者には厳しい一面を有するところに注意しておきたい。

つまり、丘自身は、大綱の把握に『述賛』を推奨しており、提唱では各巻を徹底する道理を貫通させているが、学人が知りたい各文の意について、特に教育的見地から『聞解』を採用したといえよう。

四、『修証義』への評価について

提唱録である『曹洞宗意綱要』は「前曹洞宗大学長」の肩書きで記録されたものであり、宗門当局の意図を十分に汲んだ内容で

あるが、『修証義』解釈は宗師家の立場と、曹洞宗大学関係者という二つの立場を両立させたものといえる。

そして、「三 修証義に就いて」の一節が収録され、続けて「四 修証に就いて」「五 懺悔滅罪と受戒入位」「六 發願利生と行持報恩」の各節で『修証義』に準じた提唱が行われている。

まず、『修証義』全体への評価は以下のように示されている。

然るに此修証義を以て吾々の修養に資するものとし、又檀信徒の修養に資する所の一切の方針としたる所の修証義は、受戒入位が中心である。⁽²⁹⁾

『修証義』の要点について、「第三章受戒入位」と「第五章行持報恩」との間で説が分かれることがあるが、丘は明確に前者を中心とした。更に、檀信徒の修養のみならず、「吾々の修養」にも資するとし、僧俗四衆にとつての聖典だと認めるが故に、以下の問題が提示されることになる。

是に於て今日の吾々の修養に資する所の大方針と稱する修証義の中心になるのは受戒入位である。而して兩祖の思召の御著述に現はれて居る所のお言葉が、坐禪中心になつて居る、此矛盾はどうか、何所へ行つても何時も此問題が出る。⁽³⁰⁾

右記は、『曹洞教会修証義』が編集されて以降、常に同じ問題が宗派内に存在したことを示すといえよう。そもそも、明治二〇年代に曹洞扶宗会の会員総意として編集（実質的には、大内青巒による編集）された『洞上在家修証義』は、明治二二年の「第三次末派総代議員會議（後の曹洞宗宗議会議）」で可決された「洞上

在家化導標準」によって、曹洞教会全体のテキストとして採録され、更には、当時の両大本山貫首（總持寺・畔上棟仙「管長」、

永平寺・滝谷琢宗）による緻密な校正を経た結果、明治二三年二月に『曹洞教会修証義（現行『修証義』）』として公布された。

そして、『修証義』公布後、最初に出た解説書は大内青巒『修証義聞解』であり、青巒は『修証義』を「在家化導」のテキストとして位置付け、「在家安心」を得るために、「受戒入位」における『梵網經』「衆生受仏戒」偈を重視したのであった。ところが、その後、『曹洞教会修証義』の主校正者であった滝谷琢宗は、『修証義筌蹄』において、青巒の主張を暗に批判し、『修証義』とは「曹洞教会」という名前を冠している以上、教会を構成する「僧俗四衆」にとつての安心を説く文献であるとした。

つまり、在家化導としての「受戒入位」が、四衆にとつての安心となつたために、坐禪による安心だとされていた僧尼二衆にとつて、『修証義』自体が矛盾を生じることになつたのである。⁽³¹⁾

そこで、丘自身はこの問題を「中心が變つたやうである」や「中心が動いたもの」⁽³²⁾としつつ、「受戒入位の中心と云ふことと、坐禪中心と云ふ事は何にも變つたものではない」とし、『教授戒文』『梵網經略抄』『禪戒鈔』などを典拠としながら、受戒と坐禪とを分別し、是非を争ふことを「必ず坐禪でなければならぬ、必ず戒法でなければならぬと云ふのは、それは形式に囚はれての話」と批判した。そして、以下のように総括した。

然らば受戒中心も坐禪中心も同じことであつて、必ずしも坐

禪中心でなければならぬ、必ずしも受戒中心でなければならぬ事はない。今日では受戒中心と言ふ事になった。⁽³³⁾

これは、「禪戒一如」の一解釈であるといえよう。当時の曹洞宗はまだ、「禪戒一如」という用語を公式には用いておらず、現在のように『曹洞宗宗制』の「教義」に組み込まれるには、昭和一六年公布の『宗制』を待たねばならなかった。ただし、丘と同時代になる秋野孝道（一八五八〜一九三四、曹洞宗大学長・大本山總持寺貫首）提唱の『通俗曹洞宗の安心』には、「禪戒一致」という項目を設け、両祖のテキストに見える「禪戒一致論」を参照しつつ、江戸時代における卍海宗珊『禪戒訣註解』を引くなどした。つまり、後の「禪戒一如」は「禪戒一致」として宗門碩徳の間で唱えられ始めており、丘もその動向は承知していたのだろう。⁽³⁴⁾『修証義』に因む宗意安心の問題を、「禪戒一如」によって打破するという流れに賛同した様子が、その提唱から見られるのである。

それから、『修証義』は元々、曹洞扶宗会で用いていた「四大原則」に依拠して信仰実践体系を組み立てたが、その理解を巡っても議論が存在する。同原則は詳しく「本証妙修の四大原則」とも呼称される。前半の「懺悔滅罪・受戒入位」をもって衆生が安心を得る「本証」に配し、後半の「発願利生・行持報恩」を安心を得た衆生が仏祖に対して行う報恩行としての「妙修」に配したのである。ただし、『修証義』への提唱・解釈を巡って「本証妙修」を配するかどうかは、そもそもの「四大綱領」の構造自体が

『修証義』解説で取り扱われなくなり、総じて後退したことが報告されている。⁽³⁵⁾つまり、「本証妙修」もまた同様である。

しかし、丘は永平道元『弁道話』で説かれた「修証一等」を用い、宗門では修と証とを分別しないという立場から、以下のよう

に提唱した。

此修証義の四大原則と云ふものは總て證を離れぬ修でありま
す。修を離れぬ證であるからして、懺悔滅罪でも、受戒入位
でも、發願利生でも、行持報恩でも本證であり妙修である。
何れも四大原則の「皆本證」であり、妙修であると云ふ意味
に窺はれるのであります。⁽³⁶⁾

本来は、「四大原則」を「本証」または「妙修」に配するところ、丘の場合は一々を「本証妙修」全体に配したのである。修証の無分別を立場とすれば、当然の帰結ではあるが、『修証義』解釈上は、かなり独特な解釈である。一方で、丘の門人であった岸澤惟安も自らの提唱『宗意安心』でこの解釈を踏襲している。

それから、全体を「本証妙修」として解釈することと、「受戒入位」を中心とすることについては、以下のように会通している。

どの行どの章の説法をしても、總て其説法は皆受戒と云ふもので結完するに定つたもので、云ふまでもなく受戒中心の宗教なのである。是は皆修證から現れるのであります。それより外に現れる所はない。だから懺悔滅罪にせよ、發願利生にせよ、行持報恩にせよ、倫理道德の話に至るまで、總て皆此

本證妙修より現はれたる所の道である。本證妙修の道である。⁽³⁷⁾

『洞上在家修証義』を編集した青巒は、あくまでも『梵網經』『衆生受仏戒』偈から、「受戒入位」を中心としつつ、「懺悔滅罪」を前方便とし、「発願利生・行持報恩」を後の実行に配したが、丘は一等としての「本証妙修」から「受戒入位」中心の思想を組み立てている。これは、『修証義』自体がそのように読める文献として編まれているが故であろう。

なお、丘の講義録である『仏教の真髓』『第三日講演』でも『修証義』を採り上げているが、檀信徒相手の平話であるため、思想的に特段注目する必要は無い。

五、宗門の本尊論について

丘による宗門本尊論の議論については、既に論じたところでもあるが、本論では『禅の信仰』の本尊論と、『丘講話』で展開された仏身論を踏まえつつ検討してみたい。

まず、『禅の信仰』では仏教全般の信仰論などを踏まえつつ、各宗派にはそれぞれの本尊があると提起された。本尊を論じるに当たり、その定義を『大日経義积演密鈔』に求め、「諸聖、行者もと宗主とする所に随ふ故に名づけて本尊となす」⁽³⁸⁾とあることを受けつつ、宗派の僧侶・檀信徒が一樣に、最尊最勝の宗趣と仰ぐ対象が、その宗派の本尊だとし、以下のように断言する。

我が曹洞宗の本尊は釋尊である。妙法でも、僧衆でも、觀音

丘宗潭の思想研究

でも、藥師でもない。⁽⁴⁰⁾

曹洞宗が近代教団として、「曹洞宗務局」を中心とした体制を構築していくにあたり、明治八年に開催された第一回末派総代議員会議において、既に釈迦牟尼仏と高祖永平道元・太祖瑩山紹瑾を中心とした「一仏両祖」を仰いでいくように定めているため、この丘の断言は周知のことだったように思うのだが、敢えて上記の主張が行われた理由は、以下の問題提起から理解出来る。

我が曹洞宗のは、その宗主とする所は歸依三寶である、このほか別に本尊のある譯が無いといふ人がある。然しその人達の思つてゐることは正しくない。⁽⁴¹⁾

これは、当時の曹洞宗内で、本尊として仰ぐべき対象に、「帰依三宝」を主張する場合と、釈迦牟尼仏を主張する場合があったことを受けている。この問題が起きた理由は、『修証義』に由来する。『修証義』では、その中心を「第三章 受戒入位」と「第五章 行持報恩」の何れに置くかで、本尊論に影響を与えた。例えば、大内青巒は、曹洞宗内に存在した本尊唱名論について批判し、授戒の一事をもって布教に充て、そのための『修証義』を編纂した旨を主張した。⁽⁴²⁾ 更には、次のようにも注意している。

若し又高祖の御指導に随ふとならば『一佛の名號を稱念せんよりは南無歸依佛と稱念せよ』と明かに正法眼藏には示されておる。然るに今何の理由も無く、南無釋迦牟尼佛と唱へると云ふやうなことは甚だ無意味でもあり、且は他宗他門の笑ひも招くも氣恥かしい次第では無いかと云ふやうな議論もあ

つたのである。⁽⁴³⁾

明治期の通称「随意布教」時代（明治八〜一七年⁽⁴⁴⁾）から曹洞宗内の一部で、「南無釈迦牟尼仏」の本尊称名法が流行しかかっていたのは事実であり、それが更には本尊観にまで影響を与えていたようで、青巒はその状況を批判しつつ、『修証義』での「受戒入位」を強調した。一方で、丘は、釈尊一仏への信仰は説きつつも、本尊称名に安易に同意しているわけでも無い。丘が釈迦牟尼仏を本尊に定める理由は、以下の三点が確認される。

①『修証義』「第五章 行持報恩」の「過去現在未来の諸仏、

共に仏と成る時は必ず釈迦牟尼仏と成るなり」を参照し、あらゆる仏が釈迦牟尼仏になる意義を強調。

②曹洞宗では「三仏会（降誕会・成道会・涅槃会）」を両祖以來伝統的に修行していること。

③両祖による釈尊信仰。

この内、注目されるのは①であろう。

まず、丘は釈迦牟尼仏と他の諸仏の関係について、以下のように指摘する。

過去現在未來、三世十方の諸佛が、佛に成るといふ時に、何佛になるのかと云ふと、彌陀佛となるのでもない。大日如來になるのでもない、釋迦牟尼佛となるなり、といつてある。

即ちこの文字によつて、三世十方の諸佛は皆本當の佛ではない化佛である、釋迦牟尼佛の妙徳を現はすために、衆生の根氣に應同して出現された化佛であることが判る。⁽⁴⁶⁾

つまり、他の諸仏を化仏に配置することで、転じて釈迦牟尼仏を高めて本仏と見なす発想であることが理解出来るよう。

ただし、この問題については、既に大内青巒が、曹洞宗で用いる「十仏名⁽⁴⁷⁾」を典拠に（法身の毘盧遮那仏は特段指示が無いけれども）、報身の盧舍那仏は宗門でも用いる『梵網經』の教主であつて、盧舍那仏からすれば、釈迦牟尼仏は化身に配置されると指摘している。⁽⁴⁸⁾そして、『修証義』本文では、「過去現在未来の諸仏、共に仏と成る時は必ず釈迦牟尼仏と成るなり」に「是れ即心是仏なり」と続くことを承けて、「即心と云ふは我々お互ひの心のみ、と云ふことじや、我々お互ひの心のみ、の外に釈迦牟尼仏も無ければ三世諸仏も無い⁽⁴⁹⁾」ともするため、釈迦仏よりも更に、即心是仏を強調していることが理解出来る。

要するに、青巒の議論は、どこまでも帰依三宝を重視し、釈迦一仏への帰依に固執することを否定していくように組み上がっているのである。そして、それは本来の『修証義』を率直に読めばそうならざるを得ないと理解出来る。

この点を丘は、『禅の信仰』の「釈尊と帰依三宝」章「三帰と本尊」において、三帰依は邪解されやすいと注意しつつ、三帰依は「翻邪帰正」を根本義として仏門の人となり、続けて宗派の本尊への帰依をしていくべきだという。この議論は、『法苑珠林』卷八七「受法部第五⁽⁵⁰⁾」の一節を受けて展開されたものであるが、青巒ほどに整然とした議論が展開されているわけではない。つまり、翻邪帰正としての三帰に、両祖の釈尊信仰を繋ぎ合わせたよ

うに見えるのである。

ただし、『丘講話』における「三帰依」の備考に「佛身觀の故實」の一節が見られる。同節において、仏身觀については学問上の宿題になっているとし、その理由を村上專精（一八五一〜一九二九）の『仏教統一論』（一九〇一年）に求めている。そもそも、原始仏教から大乘仏教への展開の中で、歴史上の釈迦牟尼仏は多身を持たされるようになったが、村上の提題の結果、各宗派でも仏格が研究・検証されるようになったという。そのため、丘は道元における仏身觀を明かす必要を主張している。

まず、道元が仏身を論じる前提として、一切の事象を「法身の妙体」から見ているとし、その根拠について、『正法眼蔵』「溪声山色」巻で引用した蘇東坡の偈の「溪声便是広長舌、山色無非清淨身」に求め、人間の生老病死から草木牆壁瓦礫まで、「押しつくるめて法身の妙體といふ」⁽⁵¹⁾と主張し、よって、「たとひ歴史上の釈迦牟尼仏であらうが、深秘に属する法身の當體であらうが、乃至生老病死、四大五陰にいたるまで、法身の妙體だ」という。

このように平等法身への直觀をもって仏身を把握するとしても、ここから更に釈尊を本尊とする発想に至るには、もう一段階の議論の展開を要する。そこで、丘自身が参照したのは、經豪『正法眼蔵抄』の「釋尊の御功德、以諸法爲佛體、以佛體爲諸法、故に。釋尊の御功德ならずと云ふ事、一法としても可隔所に非ず」⁽⁵³⁾であり、更には『改訂禪戒鈔』に引いた「抑佛ト云ハ今ノ釋尊ノ御功德也、佛ニ各各アリ、先ツ法身ノ佛ト云フ、コノ妙體

ハ佛ノ本ナルヘシ」⁽⁵⁴⁾を参照していくべきであろう。ともに、道元及び道元門下によって主張されたと位置付けられた文言であるが、釈尊の功德として、諸法と仏体の不二一体を示すことで、仏身を釈尊と見なしているのである。

ただし、この発想は、例えば凡見による把握などを否定していくため、縦しんば一切の衆生が仏身の現れであると理解しても、その自覚の困難さを招く。そのため、先に挙げた『禪の信仰』に見る一般世間への本尊論の提唱（三仏会の儀礼や信仰面を強調したものと、『禪戒鈔』における僧衆向けの提唱との乖離が際立つともいえる。

六、結論

本論では、近代の洞門を代表する宗師家であった丘宗潭の思想について、『仏祖正伝禪戒鈔』『正法眼蔵』『修証義』の三点に関して論じ、更にそこから派生する形で、宗門の本尊論などを見た。

筆者は、丘の門人であった岸澤惟安が「世人は霞丘老漢を稱揚するに、ただ正法眼蔵に究竟參徹するを以てして、禪戒に參徹究竟せることはおいて問はざるがごとし」と問題提起しつつ、丘自身について「然れども老漢がいかに禪戒に參徹究竟せしかは、おそらく老漢みづからもこれを知らず」⁽⁵⁵⁾として、丘自身の宗乘の眞面目を、禪戒及び『改訂禪戒鈔』の参究に求めたことに重大な関心があった。そのため、本論では岸澤によって鑽仰された丘の宗

乗について、思想的に把握するべく、如上の通り検討してきた。

その結果、現段階で容易に参照されうる著作群を見る限り、丘の思想的な特長は『正法眼蔵』提唱よりも『禪戒鈔（あるいは改訂版）』とその講話から把握されるのは事実である。また、『丘講話』において、仏身観への提言が収録された意義は大きく、この結果を踏まえ、本尊論については従来よりも深めて検討することが可能となった。

近代以降の曹洞宗教団では、急に設置された本尊（一仏両祖）への思想的な意義が確定しない時代であったが故に、丘のような立場の宗師家には、その確定への要望が多く寄せられたことであろう。本論で採り上げたように、その一部について、丘は積極的に応えようとしている。更に、本尊論と切り離すことが出来ない『修証義』についての検討も試みた。丘の『修証義』観は、「修証不二」の妙諦からの解釈であり、宗侶が自らのために学ぶのであれば、積極的に参照されるべきであろう。

そして、丘の主張が後代にまで十全として残ったかどうかは、尚更に検証を要するかと思われる。筆者自身も、丘について、従来はどうしても岸澤という巨壁に隠れてしまい、その教示を拝する機会を得なかった。今回、令和二年が丘の百回忌であることに因み、関連する資料を収集し、未発表の筆記録なども入手したため、まずは、筆者自身の力の及ぶ範囲で検討した。

近代曹洞宗教団の思想的問題に僅かな一著を加えるのみであったが、宗学・宗乗の参究を志す者として、研究成果を通して

先賢の顕彰に繋がることを願う。

註

- (1) 岸澤惟安「改訂仏祖正伝禪戒鈔講話につきて」、「丘講話」所収
- (2) 菅原二〇二一 b
- (3) 『改訂禪戒鈔』「凡例」参照
- (4) 丘宗潭「玄談」、「丘講話」所収
- (5) 丘宗潭「玄談」、「丘講話」所収
- (6) 『観普賢菩薩行法経』に「一切業障海、皆從妄想生、若欲懺悔者、端坐念實相。衆罪如霜露、慧日能消除」（『大正蔵』卷九・三九三 b）とあって、懺悔思想の一端を示す教説として、各宗派の戒学関係の文献において言及される。本論では、「一切業障海」偈と呼称する。
- (7) 天台智顛『金光明経文句』「釈懺悔品」には、「懺悔に三有り。一つには作法、二つには取相、三つには無生」（『大正蔵』卷三九・六〇 a）とあり、「無生（性）懺悔」は「一切業障海」偈から「端坐念實相」を引きつつ、「滅無明」としている。丘は、上記一節を参照したものである。なお、丘の参学師である西有穆山による「四大原則」への「垂誠」でも、「三懺悔」を指摘していることが、横井轍道筆記「西有禪師垂誠 布教」から理解される。
- (8) 『丘講話』三七頁
- (9) 『大正蔵』卷四八・二三〇 a
- (10) 『丘講話』三八頁
- (11) 上記三節は『丘講話』三七頁参照。丘は、青巒の『修証義問解』の四二頁を批判している。
- (12) 『曹洞宗意綱要』九五頁

- (13) 『曹全』〔注解二〕五二二頁下段
- (14) 『曹洞宗意綱要』九八頁
- (15) 『丘講話』五一頁
- (16) 『丘講話』五一頁
- (17) 上記二節は『改訂禪戒鈔』三丁表参照。
- (18) 『丘講話』八三頁
- (19) 面山瑞方『若州永福和尚説戒』〔三聚淨戒〕、『曹全』〔禪戒〕一五六頁下段、なお丘が面山の説戒を参照していることは『丘講話』等に明らかで、この説も面山への批判の可能性がある。
- (20) 『全集六』二二四頁
- (21) 『丘講話』八五頁
- (22) 『改訂禪戒鈔』四〇丁表
- (23) 明治四三年二月断臂日に書かれた「禪戒鈔ノ出所」を「序」に持つ、佐藤潭水書写の『改訂禪戒鈔』である。本書の内容は、版本『改訂禪戒鈔』と部分的に相違しており、版本が成立する過程で書写されたものと推定される。なお、筆記者の佐藤は、「序」について、「以上岸澤後堂老師ガ臘八才一日ニ垂示サレシ大綱ナリ」とし、それに続けて『改訂禪戒鈔』の本文を記すため、岸澤の手元にあつた編集途中の『改訂禪戒鈔』を書写されたものと推定される。
- (24) 『曹洞宗意綱要』一六四頁
- (25) 志部一九八四
- (26) 『永福面山和尚広録』卷一七、『曹全』一語録三二六二三〜六四二頁
- (27) 『曹洞宗意綱要』五八頁
- (28) 興隆寺本『正法眼蔵開講備忘』六丁裏〜七丁表
- (29) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (30) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (31) 『修証義』を巡る問題の詳細は『曹洞宗近代教団史』〔第七章 大内

丘宗潭の思想研究

- 青巒居士と『修証義』 教会・結社〕及び〔菅原二〇二〇〕を要参照
- (32) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (33) 『曹洞宗意綱要』六二頁
- (34) 秋野孝道は丘に続いて永平寺の眼蔵会講師を務めている。『禅学大辞典』「眼蔵会」項参照。また、丘自身も「禪戒一致」の語を明治三九年の段階で用いている。菅原二〇二二b参照。
- (35) 石原二〇一八
- (36) 『曹洞宗意綱要』八〇〜八一頁
- (37) 『曹洞宗意綱要』八九頁
- (38) 菅原二〇二二a
- (39) 「四 本尊」、「禪の信仰」三六頁
- (40) 「五 曹洞宗の本尊佛」、「禪の信仰」四〇頁
- (41) 「五 曹洞宗の本尊佛」、「禪の信仰」三八頁
- (42) 「第三 修証義編集纂の縁由」、「修証義講話」一八〜二八頁
- (43) 「第三 修証義編集纂の縁由」、「修証義講話」二四〜二五頁
- (44) 明治期における曹洞宗の布教法確立の経緯については、菅原二〇一八を参照されたい。
- (45) 「六 本尊佛釋尊」、「禪の信仰」四二頁
- (46) 「六 本尊佛釋尊」、「禪の信仰」四二〜四三頁
- (47) 「十仏名」は、永平道元『赴粥飯法』、『正法眼蔵』「安居」巻、瑩山紹瑾『瑩山清規』などに収録されている。なお、現行の曹洞宗の作法では一般的に、『赴粥飯法』所収の「清浄法身毘盧舍那仏・円満報身盧遮那仏・千百億化身釈迦牟尼仏・当来下生弥勒尊仏・十方三世一切諸仏・大乘妙法蓮華経・大聖文殊師利菩薩・大乘普賢菩薩・大悲觀世音菩薩・諸尊菩薩摩訶薩・摩訶般若波羅蜜」〔全集〕六・五八頁）が用いられている。
- (48) 『修証義講話』二二頁、及び『修証義聞解』一三七〜一三八頁

- (49) 『修証義聞解』一三九頁
 (50) 『大正蔵』卷五三・九二六a
 (51) 『丘講話』七四頁
 (52) 『丘講話』七三頁
 (53) 『丘講話』七五頁、『正法眼蔵抄』の該当箇所は『釋尊讚嘆説法詞』(『曹全』「注解二」六三二頁下段)
 (54) 『第十不謗三宝戒』、『改訂禪戒鈔』三七丁表裏
 (55) 『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話につきて』、『丘講話』所収

参考文献

《一次資料》

- 万侶道垣編集『佛祖正傳禪戒鈔』出雲寺文次郎・明治一四年
 万侶道垣編集『佛祖正傳禪戒鈔』梶田勘助・明治一九年
 西有穆山提唱『正法眼蔵開講備忘』畔上樺仙所持写本・長野県興隆寺所蔵
 西有穆山提唱・岩上覚成編『佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・明治三六年
 西有穆山提唱『西有禪師垂誡 布教』横井轍道筆記『精神の生活』写本
 丘宗潭訂正『正法眼蔵出家功德附聞解(全)』森江佐七・明治三三年
 丘宗潭提唱・横井轍道筆記『大正四年在永平寺 丘宗潭師 講演聞書』大正四年
 丘宗潭改訂『改訂佛祖正傳禪戒鈔』鴻盟社・大正元年初版、大正一〇年第四版、引用時は『改訂禪戒鈔』と略記
 丘宗潭改訂『改訂佛祖正傳禪戒鈔』鴻盟社・大正二三年改訂再版(再改訂本)
 丘宗潭改訂・佐藤潭水書写『改訂佛祖正傳禪戒鈔』明治四三年序(写本)
 丘宗潭改訂・岸澤惟安差点記『改訂佛祖正傳禪戒鈔(差点記本)』瑞岳

院・昭和五七年

丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・昭和六年、引用時には『丘講話』と略記

丘宗潭講演・福島甲子三編『仏教の真髄』北越新報社・大正六年

丘宗潭提唱・丘球學編『禪の信仰』鴻盟社・昭和二年

丘宗潭提唱・丘球學編『曹洞宗意綱要』鴻盟社・昭和四年

大内青巒『曹洞教会修証義聞解』鴻盟社・明治二四年、引用時は『修証義聞解』と略記

大内青巒『曹洞教会修証義講話』鴻盟社・大正一一年、引用時は『修証義講話』と略記

滝谷琢宗『曹洞教会修証義筌蹄』明教社・明治二六年、引用時は『修証義筌蹄』と略記

※以上は全て、筆者が原本またはその撮影データを所持

『大正新修大蔵経』引用時は『大正蔵』と略記し、巻数・頁数・段のみ表した。

『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』曹洞宗全書刊行会刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号と頁数・段数のみで示した。

『道元禪師全集』全七巻、春秋社、引用時には『全集〇』〇〇頁とし、巻数・頁数のみ略記した。

《二次資料》

志部憲一『洞門の人——眼蔵会歴代講師(二)』、『傘松』昭和五九年四月号、志部一九八四

曹洞宗総合研究センター編『曹洞宗近代教団史』曹洞宗総合研究センター・二〇一四年

石原成明『四大綱領の形成とその扱われかたについて』、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要(第十九回)』二〇一八年、石原二〇一八

菅原研州「近世後期洞門僧の教化意識について」、『日本仏教総合研究』一

六・二〇一八、菅原二〇一八

菅原研州「大内青巒居士の戒思想」、『東海仏教』六五・二〇二〇年、菅原二〇二〇

菅原研州「近代洞門における室内三物研究について」、『愛知学院大学教養

部紀要』巻六八一・二・三合併号所収、菅原二〇二一a

菅原研州「洞門における『教授戒文』の作法的意義について」、『教養部紀

要』六八一・二・三合併号所収、菅原二〇二一b

附録・丘宗潭『眼藏提唱』翻刻資料

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の雪香道人筆記『大正四年在永平寺 丘宗潭師講演聞書』所収の丘宗潭『眼藏提唱』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は丘宗潭『眼藏提唱』該当分として記載。【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。
- ・判別不能の文字は■とした。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。

【4才】

大正四年五月大本山永平寺ニ於テ丘師

眼藏提唱

礼拝得髓卷

○^{大綱}木葉ハ題：得法ハ礼拝ニアル 断ビ心身共ニ放下ノ処ニ傳

ハル ○此卷ノ思召一時代名利ニ流■：得髓ヲ目

的トセス名利ヲ目的トスル故ニ法ハ得ラレズ此御心意ヲ：

用心集：参禅学道ハ正師ヲ求ムベキ：的中

○大丈夫―孟子―富貴、ヒニ誠：動セサルモノ

(不味：因果ノ中ニ在テ修行スル人) (以上ヲ告テ) 偏我：言ナレハ師資一

体：○有心：精進弁道ノ意：此修行直ニ別物ニアラズ

○誠心ハ心ニアルニアラス法ヲ重モク身ヲ軽ルクスル処誠心―懺悔

ノ時消滅 ○生セシム―二様ニ見ル^ル■キル師資ニカ、ル

【4ウ】

○著椅―雪山童子ノ因縁^ヲ○若田―法華―ヒロマル：

○依葉―依法ト全ジ○大比：二百五十戒^ヲ○署ハ表テ書

ノ意○僧正司―僧正ストコロノ役○ウバリ比丘―浄飯王ノ家来

難陀比丘ヲ佛ノシカラル平等法中ニ於テ戒ヲ立ル迄：○志^ヲノ文字

考子、眞実ノ義○一頓―許ス○擊闕―志閑禪師ヲ受

テ言フ ○解院―(役屋敷)・龍象―龍ハ大ナリ象大

メタル言フ ○不是：宗乗轉喚ノ妙処デロウウス○イハンヤ―客又

換の誤記か

ナリ○七歳心ニ所ナシハ心成：○阿羅：ヘキヨードニト ヤシユタラ

○シカシ：大乘法ヨリハ捨ツルトコロトアル文章見ニクイ

一本ニルクト作テ見方モアル二説之者○院号―ニシヨセ

ルアリ：○主従：内持ノ^ヲ又一本ニ従ニ作ル

○願志―十願ヲ立ツ歴々ナルモ今ハ茲ニ破ス

【5オ】

○比丘尼：田父ヤ人ノ至ル処ヘ比丘尼イタレシ転倒ノ意

○戒壇三重結界：結界法

夫の誤記

雞声 山色卷

東婆ヲ尊敬シタルモノニアラス―半ハウシノカハレシ唯谿聲 坡の誤記

山色佛法ニ親シノイ 大意ジュサンヲ見ヨ

境ニ於テ一念纒(ハヤ)忘スル是レラニ眼 念ヲ忘スル処六ジニ具

シ佛說法ナリ是レ自己ニ歳到○五蘊悉ク雞声

六根六ジニ一枚一セツナ同感―スルナリ 見聞六塵ヲ

超エルト：

阿：文通り一應ヲ見テ宗意傳道受業―阿耨：

道修証不二 祖意事―ネレト―佛ノ通ラルクカミヲマイテド

口道ヲ通サレタ―○殻―玉子ノカラ―自在ノ意

【5ウ】

大宋―筆海ノ上ニハ眞龍―佛海龍ヲ学ス：

○イクバク：調ベノ語―浦ヨリキカシテ東婆ノ修行

○朝宗：天皇ニ拜謁ノ為ニ初二集ルノ儀

○靈雲：尋劍客―知恵ニ論 ○山色上ノ三人ヲ結バ

レタル心持○自己：字眼ナリ

○菩提ノ行願：且以 餓鬼之話―菩薩ハ慈悲一片

唯^ハ聖曰菩薩ハ生死ヲ園林トナシ

無住國師 ○キクコトアラン―未采記ニアラン―世法ヲスツル処ニ佛法ヲ持

沙石集― ツ―佛法ヲ持ツ所ニ於テ世法ヲタモツ―ステルハヒロ

フノ目的○心術―コ、ロノマコト○オサカリ○コタクアリシノ事

○幻ヲ幻ト知レバ即离レル○イハン

【6オ】

維の誤記

坡の誤記

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

——附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』
翻刻資料——

菅原 研州

キーワード：曹洞宗学 仏祖正伝菩薩戒作法 教授戒文 丘宗潭

一、はじめに

本論は、曹洞宗において用いられる『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』の意義について検討したものである。なお、現状は『仏祖正伝菩薩戒作法』によって実施される「伝戒式」の「教授道場」で教授師によって読誦されることが基本である。しかし、近世に授戒会が加賀大乘寺の月舟宗胡禪師（二六一八〜一六九六）によって再興¹されて以降、『仏祖正伝菩薩戒作法』（以下、『菩薩戒作法』と略記）がそのまま授戒会の道場作法に転用され、「教授道場」

もまた転用された。

その結果、『教授戒文』は本来の僧尼二衆への「伝戒」時に読誦されるのみならず、僧俗四衆を相手にした授戒会でも読誦されるようになり、現状まで至っている。

つまり、現状の『教授戒文』は、本来の想定を超えて用いられている可能性があり、その是非は検討されて然るべきである。

よって、本論では『教授戒文』活用史というべき論を進めながら、末尾には新出資料である『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』を翻刻・収録した。『教授戒文』参究の一助になることを願っている。

二、『教授戒文』の位置付けについて

『教授戒文』については、その名称が『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』ともされるが、『菩薩戒作法』を用いて行う伝戒作法時に、教授道場において、教授師が戒文を教授したものと位置付けになっている。

これまでの先行研究²では、『教授戒文』の著者について議論となっているが、現段階に至るまで、明確な結論が出ているわけではない。ただし、最古級の写本だと判断される『仏祖正伝菩薩戒教授文』奥書に、以下のように出ていることが注目されている。

右教授の文、むかしはただ口伝してふでにのこさずといへども、永平和尚あまねく諸人にさづけしゆゑに、昇和尚教授とましまししとき、はじめて一説をしるして、戒の大概をとき

おきたまへるを、いま慧球姉公に戒法をさづくるとき、はじめて訓のままにかきてあたふるなり⁽³⁾。

『教授文』は、瑩山紹瑾禪師（一二六四〜一三二五）が、慧球（生没年不詳）に戒法を授けた時に、『教授戒文』を和訓したものを授けたとされている。そこで、瑩山禪師の見解を検討すると、永平和尚（＝道元禪師「一二〇〇〜一二五三」）が、広く『教授戒文』を授けていたため、懷辨禪師（一一九八〜一二八〇）が教授師になった時に、一説を記して戒の大概を説いた、といえようか。ここに「一説をしるして」とあるが、幾つかの説き方があったものの、その一説を懷辨禪師が記したと見ることも可能である。

従来議論で問題になっていたのは、『教授戒文』の完本の写本と、経豪禪師『梵網経略抄』での引用文とが合わない、あるいは『梵網経略抄』中でも、引用されている『教授戒文』の本文が異なるという指摘であるが、これらは、先に挙げた「一説」をどう採るかで、ある程度の判断は可能となるようにも思う。つまり、元々複数存在していた『教授戒文』の幾つかが、その由来などを明示しないままに後代に伝わった、という理解をしても良さそうに思う。

なお、筆者もこの写本における文言の問題について、一点関心を持っており、それは、冒頭に近い部分で「嗣法超越於三際」（広福寺本『教授戒文』⁽⁴⁾、『教授文』⁽⁵⁾）とあるが、大正期に宗門から下附されるようになった『教授戒文』⁽⁶⁾は「受戒超越於三際」と

なっている。「嗣法」と「受戒」という僅かな相違ではあるが、これは『菩薩戒作法』の位置付けに関わる。つまり、『菩薩戒作法』は、洞門所伝の仏祖正伝菩薩戒を相伝する場ではあるが、同時に「合掌曲身して、師資嗣法の名字を見る」⁽⁷⁾とあって、嗣法としての菩薩戒相伝であったと判断されるべきである。つまり、本来は古写本通りの「嗣法超越於三際」が妥当だと考えられるわけである。しかし、後代の写本などでは「受戒超越於三際」になっており、この相違が、例えば江戸時代に授戒会が興隆してくる時に、「嗣法」ではなく「受戒」の意義を強調するために改変されたのか、それとも、元々「受戒」とする写本があったのかで評価が分かれるが、この辺も現段階で判断が付かないというべきであろう。

特に、近世洞門の学僧・瞎道本光禪師（一七一〇〜一七七三）には、『禅戒口訣或問』や『宗伝戒文試参請』といった宗門の禅戒関係の著作が知られ、特に瑩山禪師が伝附した『教授文』の写本を持っており、特に後者ではその内容の解説も行っている。だが、そこでも、「受戒超越於三際」⁽⁸⁾であり、写本伝播解明の困難さを表している。

三、『菩薩戒作法』の「教授道場」について

「教授道場」とは、『菩薩戒作法』に見える行法の一つである。

次に教授師の道場。

此の道場、亦た寢堂の第三堂の内、東辺に著いて椅子一隻

〔法被を装せず〕・棹一隻〔之を装す〕を設く。拜席、設展椅の南に展げて設く、燭一条、棹の東に設く。棹上の左に華瓶を立て、松枝を挿む。次に香炉、次に教授文、次に払なり。払は西、瓶は東。

次に教授師。或いは当首座、或いは前住寺院の尊宿、其の余の尊宿、必ず和尚の指揮に依りて之を請す⁽⁹⁾。

上記一節は、「教授道場」の莊嚴について論じられ、更に、教授師を請する際の人選法を明記している。先に指摘したように、道元禪師の下では懷辨禪師が教授師を務めたとされるが、確かに道元禪師の下で首座を務めており、条件は満たしていたと考えられよう。更に、後代の記録ではあるが、懷辨禪師は「僧海・詮慧等深草の諸衆、尽く師を以て教授圍梨となす。一会の上足なり⁽¹⁰⁾」とも評されており、これも懷辨禪師が教授師を務めていたことを伝える一節として理解出来よう。

なお、「教授道場」中の作法は、以下の通りに示されている。

即ち道場を出づ。入時の路を経て、教授師の道場に赴く。

教授師、拜席上に到りて、椅に向かいて問訊罷、椅に到りて衣袖を取め、跏趺坐し合掌す。

受者、問訊して上香す、焼香罷、拜席上に到りて、展坐具三拝し、長跪し合掌す。

広く戒相を説く〔今、教授師の文有り〕。

此の間、和尚、纓外の椅に居て脚を取めず、焼香侍者、和尚の椅の西傍に侍立す。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

教授、戒相を説き訖れば、受者、又た礼三拝し、坐具を取めて問訊して立つ。

教授師、起ちて問訊し、受者を率いて道場に赴く⁽¹¹⁾。

ここから、教授師が受者に対して戒相を説く際に、「教授師の文」があったことを伺わせる。なお、先行研究ではこの一句を回って別の表記があったことを指摘するが、例えば、大正期以降の宗門下附の『菩薩戒作法』のように「今、別に教授の文有り」という場合もある。「教授師の文」であれば、当然に戒相を説くのは教授師だが、「教授の文」であれば、教授師とは限らないことになる。

そこで、教授師を別に立てるか、戒師が兼ねるかで、議論があったことを紹介しておきたい。

一師二師の事、戒法伝授のとき、一師・二師を用いるの両様なり。

其の二師とは、一には教授師、二には戒師なり。

其の教授、先づ之の道場の外に於いて受戒の作法、並びに口訣等を教授すべきなり。次に授戒師、正戒並びに血脈を正授す。其の時、教授師、之の道場の内に於いて壇の東方に坐を設く、是れ証戒の為なり、是れ叢林一様なり。

一師と云は、戒師一人、之の道場の外に於いて教授し、次に内の道場に入り登壇受戒するなり。宋朝の禪院、両儀を用いる所なりと雖も、一師の義、猶お以て勝と為す所以は、初祖達磨、二祖に之を伝うるの時、只だ一師のみなり。時に二

祖、請して云く骨相已に換ふ、戒相豈に然からずや、願わくは仏祖の正戒を授けたまえ（云々）。

其の時、宗門に寺無し、仍て少林寺に寓住して只だ仏殿の廊に居して面壁するのみ。時に初祖、示して云く、汝、夜半無人の時、東廊に来たるべし（云々）。

仍て初夜の後、少林寺の仏殿東廊に於いて唯だ一人のみにて之を伝授す。

時に道具等、全く無し、只だ二祖の袈裟を敷いて、師坐して而も授くるのみ。仏前の灯明を借りて而も之を用ゆ、此の一大事、全く記録を許されず、唯だ面授口訣し来たる所なり。故に、正義伝授の人に非ざれば、遂に知ることを得ず。

今、東廊を借用して伝灯するは、是れ即便ち、彼の芳躅を擬するものなり。其の後、六代の伝法・受戒、只だ一師のみなり。⁽¹³⁾

これは、『梅山和尚戒法論』と呼ばれる文献の奥書に相当する箇所に見られる一節である。なお、拙論⁽¹⁴⁾において論じた通り、当文献は中世の太原派を代表する梅山聞本禪師（？〜一四一七）の著作だと確定することは、今のところ困難だと思われるが、しかし、上記に引用した「一師二師の事」の部分は、中世の曹洞宗で実際に検討された可能性がある。その傍証として、同じく中世の太原派の伝戒作法を伝える、万光道輝禪師（一六八一〜一七五七）書写の『血脈法式』⁽¹⁵⁾では、教授師が随喜しない『菩薩戒作法』を基本としているのである。⁽¹⁶⁾

具体的には、「道場莊嚴」において、卓上に「戒文（おそらく『菩薩戒作法』を意味するか）」を置き、「正授道場」へと場所を変える様子が無いままに、「次に師、拂子を打し、則ち舊處に置き、教授文を誦す」⁽¹⁷⁾とあるが、これは本師（戒師）による『教授戒文』誦讀なのである（つまり、実質的な「教授道場」）。更に、『菩薩戒作法』の本来の様子では、「正授道場」中に教授師の介添えなどがあるべきだが、『血脈法式』では一切見られず、作法の全てが終わった後で、「教授有れば」⁽¹⁸⁾と断った上で、教授師が随喜した場合の作法が例外事項として記されるのである。つまり、先に挙げた『戒法論』と同じ太原派室中に相伝した伝戒作法に、「二師」による作法を示すものがあつたことを意味する。

なお、戒師が教授師を兼ねる根拠は、中国禅宗初祖達磨大師から二祖慧可大師への伝戒としており、当時の少林寺は禅宗専門の寺院ではなかつたため、達磨大師が一師で行つたはず、との見解を呈している。ただし、この説は、主要なる灯史には確認出来ないことであり、本書でも、「記録を許されず」と不備を認めている。しかし、おそらくは『六祖壇経』において、五祖が袈裟で周圍を覆つて他見を許さないようにしながら法を密附したことや、百丈懷海による禅院独立を意識しているとは思われる。

以上の検討からは、「教授道場」の作法に複数の方法があつたことを示すのみであるが、現代の我々が考える作法のみではないことを確認しておきたい。

四、近世の授戒会における「教授道場」について

これも既に拙論⁽¹⁹⁾で確認をしたことであるが、現行の授戒会は江戸時代に加賀大乘寺二六世・月舟宗胡禅師によって再興されたとされる。そして、再興の際に、「正授道場」と「教授道場」が『菩薩戒作法』に準拠する形で行われたものと推定される。例えば、以下の指摘が存在している。

尋テ戒師ト稱シ戒會ヲ開ク者ノ有リト雖モ、其説戒至テハ則
 教家ノ途轍ニ墮シテ此戒文ノ如キハ則教授道場ニ於テ僅ニ口
 ニ誦スルコト一返スルノミ。⁽²⁰⁾

これは、江戸時代の洞門学僧・万仞道坦禅師（一六九八〜一七七五）による『禅戒鈔』「序」の一節であるが、当時の「教授道場」において、『教授戒文』をただ一度読むのみであると指摘し、その批判として、『梵網経略抄』などを通して内容を参究することを説いたのである。

なお、上記内容に関連して、宗門の授戒会作法で現存最古とされる、指月慧印禅師（一六八九〜一七六四）述の『開戒会焼香侍者指揮』を参照してみたい。同書には、教授道場の詳細については論じられていないが、以下の記述が見られる。

・焼香侍者ハ室中ノ儀軌ヲ精細ニ淵底シ、ソノ寺院ノ格式ニヨ
 リテ、教授堂、寢堂、幔外等ヤ又ハ懺悔（今時行之）ノ處ヲ
 定メ、ソノ通路ノ便宜等ヲ懷ニスベシ、⁽²¹⁾
 ・次ニ登壇ノ講習ス、但シ通路ノミ幕ニテ隔テ、莊嚴スルニヲ

ヨバズ、講習モ教授堂ニ到リ、幔外ヲ經テ道場ニ到リ、焼香
 等ノミ講習ス、登壇等ニハヨバズ、⁽²²⁾

上記内容から、明らかに教授堂（教授道場）が設置されていることは分かるのだが、その道場としての行法までは伝わらない。そこで、他の作法書を確認したところ、『戒会直檀寮指南記』には六日目黄昏以降の行法として、以下のようにあった。

教授場ニ皈ル戒子教師江焼香三拜直壇手磬二声ヲナラス合掌
 教授戒文了テ又手磬二声ニテ坐参拜セシム⁽²³⁾

つまり、教授場（教授道場）において、前後の三拜を含め、『菩薩戒作法』の通りに『教授戒文』を誦誦していた様子が理解出来よう。

また、他の方法での作法も確認されている。
 手磬に随つて教授と同じく問訊し、教授の後ろに随つて即ち道場を出づ。入時の路を経て、教授の道場に赴く。〔教授道場図入る〕此の如く排列す。教授師、拜席上に到り、椅に向て問訊罷、椅に就て跏趺坐す。即ち懺悔帳焼却す。次に受者焼香（隻手拈香）すること前の如し。次次三拜し訖りて、具上に長跪合掌し、教授師の広く戒相を説くを聴く。説戒訖りて受者三拜す。⁽²⁴⁾

これは、『伝戒受戒道場莊嚴法』の一節であるが、特徴は「教授道場」で懺悔帳焼却が行われていることである。なお、『伝戒受戒道場莊嚴法』は、一般的な授戒会で六日目に行われる戒師・教授師の「請拝式」から始まり、時間を改めて「教授道場」から

「正授道場」へと進む。一方で「懺悔道場」は五日目に行われることが多いが、当作法書には記載されていない。つまり、前日の「懺悔道場」では、懺悔帳が作られていたが、その時点で焼却せずに、翌日の「教授道場」で行っていたことになる。通常、懺悔帳焼却は懺悔道場で行うようになるため、この辺は作法の一変容として理解するしかない。

また、「広く戒相を説く」とあるが、これは『菩薩戒作法』の記述に合致している。そして、この時に『教授戒文』が使われたであろうことは、当作法書における「教授道場」莊嚴の指示において、卓上に『教授文』とあることから明らかである。

なお、大乘寺山内の作法書である『禪門大戒直壇指南』でも、「右ノ懺悔帳ハ、受戒ノ晩、教授師、戒子教授道場ニ率イテ、椅上ニ跏坐シ了テ、先封ヲ切り、へ小刀用意」焼却ノ由ヲ、戒子ニ告テ、即焼却ス、然後、教授ノ式ヲ行ズ」とあり、『伝戒受戒道場莊嚴法』と同様の作法を確認することが出来る。現段階では、現代とは異なる作法が存在した理由が分からないため、今後機会を得たならば、懺悔道場の検討を通して、右の作法が行われた理由を確認してみたい。

五、近世の授戒会における「教授道場」を回る諸問題

近世の洞門授戒会における「教授道場」に関連して、二つの問題を提起しておきたい。

(1) 黄檗宗の『弘戒法儀』の影響の有無について
 (2) 近世における授戒会作法の議論の影響について
 まず、(1)だが、黄檗宗の『弘戒法儀』『授戒日規』合冊本⁽²⁶⁾を確認したところ、教授師の位置付けについて、以下の知見を得ることが出来た。

- ① 具足戒を受ける前「将授具足戒先差教授師授持衣教鉢法儀第七」では教授師を請して「持衣教鉢の阿闍黎」としている。
- ② 「或将出家或将授具足戒俱应先授四依法第九」では教授師を請して「四依の阿闍黎」とし、四依法の開示をさせている。
- ③ 「将登壇授具足戒預問難法儀第十」では教授師を請して「審明遮難の阿闍黎」とし、尋問者としている。
- ④ 「登壇授大比丘具足戒白四羯磨法儀第十一」では三師の一として教授師を拝請するが、「第六教授師出衆問遮難法」で受者への尋問を行う。更に「第七召入衆法」「第八乞授戒法」では、教授師が受戒に臨む沙弥の誘導等を行う。
- ⑤ 「比丘白四羯磨受具足戒已次日差闍黎師与説随相法儀第十二」では戒師が教授師を遣わして、「四波羅夷」などの戒相を開示させる。

⑥ 以下は菩薩戒の授戒となる。「将授菩薩大戒和尚差阿闍黎問難七遮法第十四」について『弘戒法儀』では「阿闍黎」のみの表記で、内容からは教授阿闍黎だと思われるが、判然としない。一方で、『授戒日規』の「初七下午問七遮罪」では「教授師を請して七遮を問う」となっているため、教授師を

拝請しており、更に、『弘戒法儀』では「正授菩薩大戒軌儀第十五」において教授阿闍黎に受者の「七逆罪（七遮）」の有無を問わせている。

⑦前段の遮難が済むと、改めて戒師を拝請するが、従来の状況から一転して、毘盧遮那如来・盧舎那如来を拝請して戒源とし、釈迦牟尼如来を拝請して得戒大和尚とし、文殊師利菩薩を羯磨阿闍黎、弥勒菩薩を教授阿闍黎、十方の諸仏を証戒阿闍黎、諸大菩薩を同学聖侶として拝請し、理念的な三師としている。これは、菩薩戒の授戒では標準的な作法といえる。

⑧『弘戒法儀』は、菩薩戒の授戒までで項目を終えるが、『戒日規』はその後に続いて、「初八午誦梵網經」を挙げ、「教授師を請して戒經を誦す」とある。

以上の通り、黄檗宗の『弘戒法儀』では、具足戒（比丘戒）と菩薩戒を続けて授ける日程となっているが、その中で、それぞれに教授師を拝請している。具足戒ではいわゆる尋問者としての位置付けと、四波羅夷などの開示を行わせている。菩薩戒でも尋問者としての位置付けをしつつも、最終的には『梵網經』誦誦を行わせるなどしている。

そこで、曹洞宗の教授師と比べてみれば、「教授道場」の設置は無く、また、戒法の開示を行うとしても、洞門の『教授戒文』のような開示という内容では無い。そのため、『菩薩戒作法』によって構築された洞門の「教授道場」の位置付けは、独自のものだといえるだろう。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

六、面山瑞方禅師の「教授道場」への評価

前項で挙げた(2)について、これも拙論⁽²⁷⁾で論じた通り、加賀大乘寺を中心に構築された近世の授戒会作法に対し、面山瑞方禅師などが批判していたことを示した。

なお、面山禅師による授戒会作法批判は永平寺四〇世・大虚喝玄禅師（一六六二～一七三六）が関三刹や寺社奉行所に訴えていた「永平寺戒儀興復願」の影響を受けたものだと思われる。大虚禅師が面山禅師に自らの主張を開示したことは、『傘松日記』に「時に禅師、委しく洞宗戒儀を武江府に訴うるの緒余を話す」と見える。

そこで、大虚禅師による戒儀興復の誓願は、『永平寺史（下）』で「第六章 宗統復古運動と永平寺」の「第一〇節 喝玄・雄禅の二禅師と戒儀復興」の項目にて詳述⁽²⁹⁾されている。その報告を受けつつ検討すると、まず、大虚禅師の主張には、授戒会に対する苦言は見られるものの、当時宗派内にてデファクトスタンダードになりつつあった大乘寺式の授戒会作法に対して、批判の射程がどれほどであったのかは判断が付かないといえる。そのため、前掲の拙論では敢えて両者の関係を開示しなかった。ただし、『傘松日記』では「因みに茶話、禅門戒壇の委悉なり」としており、⁽³⁰⁾

当時的大乗寺式の授戒会を詳しく検討した可能性もある。

授戒の式は偏(偏む)に高祖伝来の作法に依り、他派の法式を混ぜずべからざるの事⁽³¹⁾とあるが、これだけでは面山禪師が主張したような、授戒儀軌全般を視野に入れた批判、特に加行全般、懺悔道場などへの批判まで含むかどうか、判断が付かないのである。大虚禪師が「他派」というのは多分に黄檗宗を意識しているのだろうか、一方でその法式とはどこまでを指すのか、慎重に検討する必要がある。

なお、前掲拙論で述べた通り、面山禪師の主張した授戒会作法は広く受け容れられることは無く、大乘寺式の授戒会作法が現在までも宗門内で通用している。これは、大虚禪師の「永平寺戒儀興復願」が、享保二〇年の段階で寺社奉行所によって退けられたことの影響もあるかもしれない。

それから、面山禪師による「教授道場」への評価を検討してきた。『若州永福和尚説戒』では大乘寺式の授戒会作法、就中「正授道場」について四衆一等に開示することを批判しており、これは大虚禪師が「達書」として関三刹に開示した主張の「一、高祖帰朝の以後、広く戒会を開き、門徒の僧侶は申すに及ばず、他派の宗師へも伝戒之れ有り、其の外、在家の授戒の男女等のあまたなるも、広く興行すべからざるは勿論の事⁽³²⁾」を受けたものであるとも思われる。つまり、伝戒と授戒とを分けるべきとの主張であり、面山禪師も在家への授戒には『大儀軌』と称される『菩薩戒作法』ではなく、『小儀軌』と呼ばれる「授戒作法」を用いるべきだと主張した。そうなると、先述の通り、大乘寺式の授戒

会作法は『菩薩戒作法』に則って、「正授道場」「教授道場」を構築したと推定されるが、もし、同作法を用いないとなると、「教授道場」の位置付けが不明となる。

そこで、面山禪師による四衆への授戒時の説戒録である『若州永福和尚説戒』を見てみると、『梵網経』等に依拠しつつ、菩薩戒（十六条戒）の意義を四衆へ開示されたことは明らかだが、戒本の提唱では『教授戒文』への言及は見えない。ただ、「加行ノ因縁」項で当時の授戒会中の懺悔道場における対首懺悔を批判する中で、「ユヘニ禪門戒教授文ニ、既依佛祖證明、得大清淨、是乃懺悔力也トアリ⁽³³⁾」とあり、この一節に『教授戒文』からの引用が確認される。よって、「教授道場」自体への態度は判然としなことが分かる。一方で、瞎道本光禪師が所持していた『教授文』について、「則復夕宗祖説戒之貝葉記也ト言ヘリ⁽³⁴⁾」と述べたことを、瞎道禪師が伝えているため、面山禪師は道元禪師自身による説戒の記録だと評していたと理解可能であり、更に「貝葉」とするからには、經典・仏説に準ずる扱いをすべきであったということになる。なお、『仏祖正伝大戒訣』一序⁽³⁶⁾においても、面山禪師は『教授戒文』について、『教授文』で示された由来と同じ見解を示している。

七、『教授戒文』の参究・活用について

近世・近代の洞門学僧達による『教授戒文』参究の系譜については、既に先行研究⁽³⁷⁾が存在するため、その成果を受けつつ、本項

では『教授戒文』の参究及びその活用が、道俗四衆に向けたものであったのか、それとも僧尼二衆に対するものだったのかを確認しておきたい。

そこで、近世の主たる参究結果について、略年表の形でまとめておきたい。

- 一七二四年刊 甘露英泉『戸羅敲髓章』
- 一七二四年書 面山瑞方『仏祖正伝大戒訣』（後の一七四八年に刊行）
- 一七三四年書 面山瑞方『傘松日記』
- 一七三五年序刊 指月慧印『禅戒篇』
- 一七四一年まで 白痴述、如宗編『禅戒伝耳録』
- 一七五二年 万仞道坦『梵網経略抄』入手
- 一七五二年題 万仞道坦『教授戒文鈔源支』³⁸
- 一七五二年提唱 面山瑞方が但馬大用寺の戒会で説戒（後に『若州永福和尚説戒』）
- 一七五四年書 瞎道本光『禅戒口訣或問』
- 一七五七年まで 三洲白龍『禅戒游刃』³⁹
- 一七五八年序刊 万仞道坦『仏祖正伝禅戒鈔』
- 一七六〇年刊 面山瑞方『若州永福和尚説戒』
- 一七六七年書 瞎道本光『宗伝戒文試参請』
- 一七七四年序 万仞道坦『禅戒本義』（翌年刊行）
- 一八四一年題 本秀幽蘭『永平教授戒文辨解』⁴⁰
- 一八六一年提唱 直翁梅指『授戒会式』

まず、右の通りに並べてみると、明らかに『教授戒文』を用いた説戒を行った事例としては、指月慧印禅師『禅戒篇』の位置付けが際立つ。内容から、道俗四衆に対するものであることは明確だが、前述の通り、指月禅師は授戒会で「教授堂（教授道場）」を採用していたことが明らかであるため、『教授戒文』を説戒に用いたのは自然なことである。

そして、その後の参究成果のほとんどは、四衆を相手に『教授戒文』を用いていた。一方で、明らかに読み手を出家者に限定していたのは、万仞禅師『禅戒鈔』である。良く知られているように、同書の「規約」⁴¹では濫りに多くの者の目に触れないように注意を促している。ただし、本書を授戒会の説戒や布薩などで用いることまで禁止されているわけではない。よって、『教授戒文』への解説を含んだ経豪禅師『梵網経略抄』という、従来秘匿度が高かった文献も、『禅戒鈔』を通して徐々に人の目に触れるようになり、宗門の戒学参究に用いられた様子が理解可能である。

末尾に挙げた直翁梅指禅師『授戒会式』では、説戒の「十重禁戒ノコト」において「僧衆ハヨク省得スベシ、在家ノ菩薩モ同じノミ、十戒トモ菩薩戒弟故、一心戒儀教授戒文ノ道理心得ナクテハナラヌ」としており、在家にも『教授戒文』の道理を把握するように促している。更に同項では『教授戒文経豪鈔（梵網経略抄）』を明らかに用いている。⁴³ただし、内容は全て万仞禅師『禅戒鈔』に引かれた文言に一致（文相は若干相違する）するため、梅指禅師の参究に『禅戒鈔』や『禅戒本義』（一心戒文を収録）

が用いられたものか。

以上に概観した通り、近世末期には『教授戒文』と、その解釈としての『梵網経略抄（あるいは『禪戒鈔』）』が揃っており、近代以降の『教授戒文』の参究・活用は、授戒会の戒弟四衆への開示を含むのは当然のこととして学僧達に理解されていたことだろう。

八、『丘宗潭老師』『教授戒文』『提唱録』 について

今回、本論の末尾には、新出資料の『丘宗潭老師』『教授戒文』『提唱録』（以下、『提唱録』）を翻刻収録した。令和二年に百回忌を迎えた、近代洞門を代表する宗乗家である丘宗潭老師（一八六〇～一九二一）の『教授戒文』提唱である。書誌情報は、拙論「近代洞門における室内三物研究について」（本誌掲載）と共通しているため、参照されたい。日時のみ示せば、明治三九年（一九〇六）九月一〇日午前に行われた提唱である。

なお、丘師による『教授戒文』口授は、細川道契老師編『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』にも「教授戒文口傳」として収録されているが、『提唱録』の方が分量が多い。簡単に両書の同異点を挙げておきたい。

- ① 両書とも『教授戒文』に対する提唱・口授。
- ② 『提唱録』は合冊されている『室内三物秘弁』の聴講者を引き続きで受講したと思われる、複数人に対する提唱である。

る。一方で「教授戒文口傳」は聞き手の情報が乏しいが、細川師個人への説示か。両書とも出家者への開示であったと思われる。

- ③ 「教授戒文口傳」では、口授の動機を『教授戒文』がただ戒会の時に読まれるのみであることを批判し、本来は戒儀の口伝を伴うとの立場から、提唱された。

本論では両書を思想的に比較しようと企図していたが、細川師編の「教授戒文口傳」は余りに短すぎるため、比較の対象としては不適切だと判断した。よって、まずは丘師の『提唱録』の概要を紹介したい。

『提唱録』の本文全体は一万字を超えており、『教授戒文』のほぼ全体について開示されている。具体的には、宗門の仏祖正伝菩薩戒における「仏祖正伝」の意義から始まり、戒本である三帰・三聚浄戒・十重禁戒、そして末尾の引請に到るまで丁寧に開示されたものである。ただし、「懺悔」は「懺悔の文は云はなくても分て居るだローから止めとしておかう」とし、『教授戒文』の文言をごく簡単に提示した程度で、省略されている。

それから、丘師の『教授戒文』成立論だが、『提唱録』では冒頭部分で「之れは禪戒を御開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記された物だから取も直さず我宗の戒である禪戒の根本である」とする⁽⁴⁵⁾ように、瑩山禪師『教授文』の見解を踏まえたものと理解できる。なお、「教授戒文口傳」でも、上記内容とほぼ同じ見解であるが、「太祖様の言にも二代様によつて出来た

といふことがある」としつつ、その経緯は面山禪師『仏祖正伝大戒訣』から受けたとしている⁽⁴⁶⁾。

(二) 『提唱録』で参照された文献

丘師が本提唱において参照された文献は、次の通りであった。

・『景德伝灯録』(五七丁表) 「馬祖下の維清禪師」の言葉を引くが、該当人物及び内容等の典拠不明。何らかの記憶違いか、筆録時の誤記か。字の關係から靈源惟清かとも考えたが、一一一七年遷化の靈源は『景德伝灯録』に入っていない。

・本秀幽蘭『永平教授戒文辨解(略辨)』(五九丁裏・六〇丁表・六二丁表) 三聚淨戒の一々について幽蘭和尚の著語を引用している。『永平教授戒文辨解』は、著者直筆本と『曹全』収録本(『略辨』)との間に、書誌学的問題が含まれると報告されている⁽⁴⁷⁾。『提唱録』の筆録時期からすれば、『曹全』収録の底本となった岸澤惟安老師(二八六五〜一九五五)の書写(大正七年「二九一八」)よりも前に提唱されており、注意を要するが、先の問題を解決するほどの情報が開示されたわけではない。

・万仞道坦『禪戒本義』(六二丁表・六三丁裏・六四丁表・六四丁裏・七三丁表・七六丁裏) 『禪戒本義』は三聚淨戒・十重禁戒の一部で参照されているが、主として同書で引用された『梵網経略抄』を見るために引用されている。なお、同じ目的であれば、万仞禪師の『禪戒鈔』でも良いはずだが、『提唱録』では『禪戒本義』が主として用いられた。理由は後述する。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

・万仞道坦『禪戒鈔(禪戒抄)』(五六丁裏・六四丁表) 『提唱録』全体で二箇所名前が見えているが、丘師は『禪戒鈔』について以下のように批判している。

禪戒抄などには色々と書てあるが沢山書けば書く程分り悪くなる(五六丁裏)

皆な禪戒本義を求めて見るが善ひ本義は文が簡にして明かじや禪戒鈔はダラ／＼して居る却て分り悪ひ今頃の衆は禪戒本義あることも知らぬ人が多い(六四丁表裏)

『禪戒鈔』に比べて『禪戒本義』の文章が簡潔ではあるが、丘師はそれを評価している。丘師自身、提唱は簡潔であったとき⁽⁴⁸⁾れているが、自らの提唱方法のリズムに良く契つたものか。なお、丘師の『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』が、岸澤師の筆録を元に没後刊行されており、その冒頭の岸澤師「改訂仏祖正伝禪戒鈔講話につきて」や、丘師自身の「玄談」を見ていくと、『禪戒鈔』を重視しており、そこには『禪戒本義』の名前は出て来ないのだが、『提唱録』では別様に見えてくることには注意しておきたい。要するに、岸澤師が描いた丘師の姿と、それ以外の伝承には相違が存在している可能性があるのである。なお、丘師による『禪戒鈔』改訂については、また機会を得て検討してみたい。

・『達磨一心戒文』(五八丁裏・六三丁表・六四丁表裏・七一丁表・七二丁表・七三丁裏・七四丁表・七五丁表・七六丁表裏) 主として十重禁戒の提唱の際に引用されている。なお、『禪戒

本義』では冒頭に「嵩嶽達磨大師戒文」として『一心戒文』を引用しているが、その影響か。

永平道元『正法眼蔵』「諸悪莫作」巻（五九丁表・六五丁裏・六六丁表） 三聚淨戒の第一摂律儀戒及び十重禁戒の第一不殺生戒の提唱で参照されている。

・指月慧印『禅戒篇』（六七丁表） 十重禁戒の第一不殺生戒を示す際に参照されている。

(11) 禅戒論にじつじつ

◎「我宗の戒」について

まず、『提唱録』冒頭部分では、以下の説示が見える。

之れは禅戒を御開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記された物だから取も直さず我宗の戒である禅戒の根本である（五三丁表）

禅戒を「我宗の戒」としているが、宗派・宗旨としての特徴までは示されていない。

◎禅定（坐禅）と戒との関係について

宗門では禅戒と云ふて禅定と戒が一つである（五六丁裏く五七丁表）

此の佛戒は佛祖正傳の戒だ此れを受持せば佛境界だ位大覚に同ふし終る汝も如是我亦如是禅戒一致じや一切の公案は尽く戒法の上にある此の戒法は一千七百則の有る處じや公案と戒と更に変りは無い禅と戒とは一致である禅即戒此れを誤まら

ぬ様にするが能い（八一丁表）

明治期の『修証義』刊行以降、宗門内では安心の問題を回つて、坐禅と受戒との関係性が模索された。その上で、丘師は『修証義』の有効性を認め、『曹洞宗意綱要』という提唱録を残され、「宗門の受戒入位と云ふ安心は、達磨大師の坐禅と云ふものと決して矛盾するものではない」とされ、更に、受戒と坐禅について選択的・分別的思考を有する者は「形式に囚はれての話」⁵⁰とまで批判された。

よつて、禅戒一如の立場に立つことは明らかだが、特に『教授戒文』の提唱においては戒の側を中心にしながら、その受戒の功德を前提に禅戒一如を説かれている。

◎道徳との対比

普通の様に道徳的に説く戒法では危険でならぬ吾が禅戒では自性灵妙に徹する故に大丈夫た（六六丁裏）

或現大身或現法身此れが才七不自讃毀他戒じや天地に讃毀する自他は無ひ之れが禅戒だ此れを置いて普通の文字の通りの道徳戒では禅戒では無ひ道徳戒だ（七五丁表）

佛性法性に通達する時世間の倫理道徳も之れより起る其れを世間の道徳話の様に盗人をしては成らぬぞ虚言を言ふては成らぬ位では禅戒とは言へぬ之れが佛祖の一大事因縁だ（七八丁裏く七九丁表）

丘師は斯様に、禅戒と道徳との対比を行い、両者を混同しないように示されたが、この時代、例えば高田道見老師（一八五八く

一九二三)の『通仏教安心』で、「安心以後の道德」が説かれ、在家信者に対して五戒の受持を通して、世間の道德を實踐するよう促すなどしていた。高田師の見解を直接の批判対象にしているかは分からないが、宗派内の一部に、明らかに道德をもって持戒に比する流れがあつたことは明らかである。

今の書生衆の云のを聞けば或は消極的の道德であるとか或は曰く禁欲主義である禁欲主義は印度古来の道德である今日の道德は積極的で無くば■成らぬなと云ふて居る高い米を食ふて比の様な馬鹿な事を云ふツマラヌ(八〇丁裏)

更に、右の一節を見れば、禁欲主義だと断定されることへの反発心もあつたことが分かる。矢島錦蔵氏の『倫理学講義』にも「禁欲主義」という一章が設けられ、⁽⁵²⁾ 仏教をその代表のように扱っている等、同様の見解などが当時、言論界で発せられたものであろうか。そして、丘師は、達磨の『一心戒文』を引き、自性靈妙に徹する禪戒の本義を求めよう促している。

(三) 原坦山和尚への評価

昨日三嶋へ行たら常林寺に坦山和尚の偈が有た彼れは滑稽和尚である曰く通身如泡沫心性似金剛石火電光裡坦然常寂相と書て有た我慢が見へる偈は人格が見える大切な者だ面山和尚の偈に曰く我れに大力量あり風吹ば即ち倒ると身境一枚である至た者だ坦山和尚は身性各別の見外道の見た此の様な外道和尚が有難とは訳の分らぬ話だジャン顔に女が戀れて命を捨

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

てる位だから其れも仕方が無い今まは坦山和尚の様なことではない其の様な見を起しては成らぬ(六〇丁裏く六一丁表)これは、三聚淨戒の「第三撰衆生戒」への提唱として行われた一節である。丘師は、坦山和尚の主張が余程気に入らなかつたのか、仏道ではないと断じた。その理由を検討してみると、現在の静岡県三島市内の常林寺に赴いた際に坦山和尚の偈を見て、おそらく「通身如泡沫心性似金剛」とあつたことに不満を懐かれ、これを「身性各別の見」だと見たことになる。

曹洞宗では道元禪師『弁道話』の説示を根拠に、身心一如をもって仏法とする。その立場から見れば、坦山和尚の主著である「心識論」や『心性実験録』⁽⁵³⁾では、解明の対象である心識・心性に入れ込みすぎていて、しかも、西洋の科学との関係性を求めて心識・心性の本源が脳髓だと断定している。そうなれば、我々の全身の位置付けは極めて曖昧となる危惧が生じる。先の坦山和尚の偈は、その危惧されているところを「通身如泡沫」と詠んだため、批判を免れ得なかつたといえる。

(四) 慈雲尊者飲光への評価

話は外の事に成るが話して置かう黒田様にも話たが黒田様は大悟の羅漢じやと云はれたが彼の慈雲律師の記かれた本に金剛聖聞解と云ふがある金剛聖を話された者で近年鴻盟社から出版した本だ其の本の中に云く般若波羅密に通達せずは戒を得得することは出来ぬ戒を悟たのでない大悟徹底せば一切の

戒には反かぬ今の禅僧は大悟を唱ふるも無慚無愧な⁷をする何で大悟徹底したか大悟徹底の衲僧なれば天地と吾と同根萬物と吾と一体である其の因縁一体の者が何を自とし何を他として殺すのである盗む可き者も無く男女の相も無ひ殺す可く盗む可く淫す可き者を見ぬ空無我に達せば悪として為すべきはない故に不邪淫戒不偷盜戒を發得する事か出来る般若三昧に通達せば一切戒を發得する戒法發得が出来ずは大悟の人でない(七九丁裏〜八〇丁裏)

まず、「黒田様」について、丘師の『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』には、浄土宗の黒田真洞上人(一八五五〜一九一六)の説教を聞いたことが示されており、交流があったと理解出来よう。⁵⁴⁾

慈雲律師とは、近世中後期に活動した慈雲尊者飲光(一七一八〜一八〇五)のことである。ここで指摘されている『金剛聖聞解』であるが、実際には『金剛般若波羅蜜經講解』であり、鴻盟社から明治二五年(一八九二)に刊行された。

丘師が引用された「戒の發得」について、直接の同文を見出すことは出来なかったが、類似した戸羅波羅蜜などへの提唱は数箇所見られるため、それらを意識したものか。

なお、大悟徹底を戒法發得と見ていることの方が、むしろ慈雲尊者の主張を受けているようにも思う。慈雲尊者は『金剛經講解』において、大悟をしたと主張した者が、その後無碍に悪行を重ねることを批判し⁵⁵⁾つつ、本来は戒法の發得に繋がるとした。

明治時代以降、僧侶の結婚が問題となっていた時代に、果たし

て大悟徹底による戒法發得がどれほどに行われていたものか不明であるが、丘師がこの一節を説いた理由は多分に聴衆への激励の意図もあつたものかと拝察され、また、それは西有穆山禪師(一八二一〜一九一〇)の意向も受けられたものか。⁵⁶⁾

九、『教授戒文』の作法的意義について

『教授戒文』は、『菩薩戒作法』に基づいた伝戒式、あるいは授戒会の中で「教授道場」で教授師が読誦するもの、という位置付けが基本である。

おそらく、道元禪師の頃は様々な『教授戒文』(あるいは「教授の文」)があつたのだと思うが、それが経豪禪師『梵網經略抄』の参究対象となり、更には、懷辨禪師によって筆録されたことがそのまま伝承に組み込まれつつ『教授戒文』として書写され、また、瑩山禪師の『教授文』へも展開していった。

近世に入ると、加賀大乘寺二六世の月舟宗胡禪師による授戒会(禅戒会)の再興などで「教授道場」が確立され、結果として『教授戒文』読誦という作法が一般化した。

一方で、『教授戒文』自体は、決して容易な内容ではなく、宗旨との関連性が重んじられる文献でもある。そのため、授戒会の説戒の時に『教授戒文』が組み込まれ、また、『教授戒文』自体をより適切に学ぶため、『梵網經略抄』が参照された『禅戒本義』『禅戒鈔』なども編集され、巷間に流布した。

なお、授戒会における「教授道場」については、「懺悔道場」

との関わりを見る必要も理解できたが、本論では採り上げることが出来なかった。機会を改めて検討したい。

近世の万仞道坦禪師、近代の丘宗潭老師の批判にも見えたように、「教授道場」では『教授戒文』をただ読んで終わるという場合も多かった。そのため、『教授戒文』自体を学ぶように促した提唱が筆録されて、現代まで伝わった。

本論で収録した丘師の『提唱録』などは、その記録の一つである。『教授戒文』を学ぶことは、宗侶自身は、自らが受けている仏祖正伝菩薩戒の真意を把握するために必要であり、更に、授戒をしていく際には思想的根拠ともなる。本論が、『教授戒文』の学びの一端の寄与することを願いつつ、以上としておきたい。

註記

- (1) 菅原二〇二〇
- (2) 青龍一九六九、佐久間一九九六、晴山一九九八
- (3) 『全集六』二二二頁
- (4) 『全集六』二二二頁
- (5) 『全集六』二二八頁
- (6) 『洞上室内儀軌』所収
- (7) 『全集六』一八七頁
- (8) 『曹全』「禪戒」四〇八頁上段
- (9) 『全集六』一七四頁、訓読は筆者
- (10) 『三大尊行状記』「懷菴禪師章」、「曹全」「史伝(上)」一四頁下段、

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

訓読は筆者

- (11) 『全集六』一七六頁、訓読は筆者
- (12) 青龍一九六九
- (13) 『梅山和尚戒法論』奥書、『面山古伏雜誌』二二三丁裏〜二四丁表、訓読は筆者
- (14) 菅原二〇二〇
- (15) 『統曹全』「禪戒」所収本を参照
- (16) 菅原二〇一九a
- (17) 『統曹全』「禪戒」一二七頁、訓読は筆者
- (18) 『統曹全』「禪戒」一三〇頁下段、訓読は筆者
- (19) 菅原二〇二〇
- (20) 『禪戒鈔』「序」四丁表
- (21) 『統曹全』「清規」四七三頁上段
- (22) 『統曹全』「清規」四八二頁下段
- (23) 『戒会直檀寮指南記』一三三丁裏
- (24) 『統曹全』「清規」四八八〜四八九頁、訓読は筆者
- (25) 『統曹全』「清規」四九七頁下段
- (26) 『弘戒法儀』「授戒日規」合冊本参照
- (27) 菅原二〇二〇
- (28) 『統曹全』「法語」四五〇頁下段、訓読は筆者
- (29) 『永平寺史(下)』九三〜九四二頁を参照
- (30) 『統曹全』「法語」四五〇頁下段、訓読は筆者
- (31) 『永平寺史(下)』九三四頁、訓読は筆者
- (32) 『永平寺史(下)』九三三頁、訓読は筆者
- (33) 『曹全』「禪戒」一七三頁下段
- (34) 『禪戒口訣或問』一八丁表
- (35) 菅原二〇一八

- (36) 『曹全』「禪戒」八七頁下段
- (37) 青龍一九六九、佐久間一九九六
- (38) 佐久間一九九七
- (39) 青龍一九七九
- (40) 本多一九九九
- (41) 『曹全』「禪戒」四五五頁上段
- (42) 『統曹全』「禪戒」四〇二頁下段
- (43) 『統曹全』「禪戒」三九七頁下段
- (44) 『提唱録』五四丁裏
- (45) 『提唱録』五三丁表
- (46) 『細川』「講話」一三一頁
- (47) 本多一九九九
- (48) 志部一九八四
- (49) 『曹洞宗意綱要』四六頁
- (50) 『曹洞宗意綱要』六二頁
- (51) 『通仏教安心』一三八〜一四五頁
- (52) 『倫理学講義』一五八〜一六一頁
- (53) 原坦山の著作は『坦山和尚全集』を参照。なお、「心識論」は元々、明治二年に刊行された『時得抄』に収録
- (54) 『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』一三〇頁
- (55) 『金剛經講解』一二七頁
- (56) 菅原二〇一九b

参考資料

《一次資料》

- ・『面山古伏雜誌』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.3/02943）
- ・『戒会直檀寮指南記』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.8/02910）
- ・『禪戒口訣或問』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号188.8/02854）
- ・『弘戒法儀』『授戒日規』合冊本、刊記無し・江戸期版本と推定、『弘戒法儀』冒頭に「黄檗祖沙門隆琦編正」と記載、筆者所持
- ・万仞道坦『仏祖正伝禪戒鈔』出雲寺文次郎・明治一四年版、筆者所持
- ・葛城慈雲『金剛般若波羅蜜經講解』鴻盟社・明治二五年、本論等では『金剛經講解』と略記。
- ・矢島錦蔵『倫理学講義』富山房・明治三四年
- ・高田道見『通仏教安心』仏教館・明治三七年
- ・丘宗潭提唱『教授戒文』提唱録』明治三九年筆録、筆者所持、本論等では『提唱録』と略記
- ・原坦山著・釈悟庵編『坦山和尚全集』光融館・明治四二年
- ・曹洞宗務院編『洞上室内儀軌（仏祖正伝菩薩戒作法・教授戒文・伝法室内式）』曹洞宗務院蔵版、印刷年次不明、筆者所持
- ・丘宗潭提唱・丘球學編『曹洞宗意綱要』鴻盟社・昭和四年
- ・丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』鴻盟社・昭和六年
- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』曹洞宗全書刊行会刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号と頁数・段数のみで示した。
- ・丘宗潭提唱・細川道契編『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』高乗寺・昭和二四年、本論等では『細川』「講話」と略記

- ・永平寺史編纂委員会『永平寺史』上下巻、大本山永平寺・一九八二年
- ・青龍宗二翻刻「正高寺本『禪戒游刃』」、『駒澤大学仏教学部論集』一〇・一九七九年、青龍一九七九
- ・佐久間賢祐『教授戒文鈔源支』について(2) 翻刻、『曹洞宗研究員研究紀要』二八・一九九七年、佐久間一九九七
- ・本多寛尚「翻刻・校注『永平教授戒文辨解』」、『駒澤大学禪研究所年報』一〇・一九九九年、本多一九九九
- ・『道元禪師全集』全七巻、春秋社、引用時には『全集〇』〇〇頁とし、巻数・頁数のみ略記した。

《二次資料》

- ・青龍宗二「教授戒文について」、『宗学研究』一一・一九六九年、青龍一九六九
- ・志部憲一「洞門の人——眼蔵会歴代講師(二)」、『傘松』昭和五九年四月号、志部一九八四
- ・佐久間賢祐『教授戒文』解釈の系譜、『宗学研究』三八・一九九六年、佐久間一九九六
- ・晴山俊英『梵網経略抄』における教授戒文について、『宗学研究』四〇・一九九八年、晴山一九九八
- ・菅原研州「瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究」、『禪研究所紀要』四六・二〇一八年、菅原二〇一八
- ・菅原研州「万光道輝の研究」、『禪研究所紀要』四七・二〇一九年、菅原二〇一九 a
- ・菅原研州「有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について——付録『対客一話』翻刻資料——」、『愛知学院大学教養部紀要』六六一・二・三合併号・二〇一九年、菅原二〇一九 b
- ・菅原研州「洞門授戒会作法成立の一考察」、『禪研究所紀要』四八・二〇

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

二〇年、菅原二〇二〇

注意喚起

本論に附録した『提唱録』本文には、人権問題に抵触する可能性がある語句等が見られた。閲覧・参究の場合には、差別等に繋がらないよう、呉々もご注意願いたい。

・原坦山を批判した箇所で、「外道の見」「外道和尚」と用いている。外道とは本来、仏道以外の思想や、その思想の信奉者を指す言葉であったが、後には道に外れていることを侮蔑的に表現することで、人権的な問題を含んでいる。

附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱』所収の『教授戒文』提唱分を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は『室内三物秘弁』提唱分に続く数となっている。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。ただし、「為」「成」「可」など一部は漢字のまま表記した。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。
- ・内容には、現代の人権擁護の観点からは問題となる語句等が見られるが、本論註記に付記しておいたので参照されたい。
- ・文中の■は筆録者の塗り潰し。

【53オ】

教授戒文 丘老師提唱

明治三十九年九月十日午前

此の教授戒文は中々に六か敷分るまいけれども大切な
なことからざつと一應読で置かふ之れは禅戒を御

なは衍字か

開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記

された物だから取も直さず我宗の戒である禅戒の根本で
ある此の戒文を分けて二となす 夫諸佛大戒者よ
り聯綿於古今^二に至る迄を古傳を述べ我大師釈迦

では衍字か

【53ウ】

牟尼佛陀以下は伝来の様子を述べ以下は文の如く受戒
である此の戒は諸佛の大戒なる故に護持する者は諸佛
である超越於三際とは此れは皆には分るまいが全体を
云へば分り切て居ることだが夫れが中々分らんだ授戒の
当処に三際は超越して居るのじや志を堅く以て居れば
分る様に成る時も有るだロー分らぬ者を今ま無理に
分らせよーとするのは柿の青ひの色ませよーとする
様な者で駄目だ証契と云ふ事が大事だ此の禅戒を

以は持つの誤記

【54オ】

証契するのだ証契だからボンヤリして居ることでない
今日の者は此の証契と云ふことが無ひ其れだから超越於
三際の時が分らん証契即通すると三際と云ふ者は既に
無ひのじや故に超越する先佛は証契即通せられて今日に
聯綿として来て居るのだ其を師匠が弟子を得て今將
付授すと戒を傳へるのは即ち佛祖傳來の深恩に酬ゆる
のである而して其弟子を得て傳戒するの目的は人天眼
目と為ヨーと云ふのである若し傳戒の者として眼目目標

【54ウ】

と成ることが出来なれば其れは弟子が悪いのだ

故に傳戒の人は是非眼目と成らねばならん戒は佛祖の慧^命である故に此の戒を証契即通して惠命を断絶

せぬ様にせねばならぬ其れには順序として懺悔をする

のであるが其れは先佛の證明を仰がねば成らぬのである

懺悔の文は云はなくとも分て居るだローから止めとして置

こう既に佛祖の證明を仰で懺悔をする其れは身口

意の三業の垢を浄除と拭ひ取るのだから口で懺悔の文をべら

【55才】

べらとしやべると云ふ事では無ひ心に浄除と云ふことが

無くば何にもならぬ其の垢を拭ひ取るのは懺悔の力を出

来るのだ又た佛祖の證明に依て明了と成るのである先

佛万祖方を証人に立てるのである

一体三宝とは三寶と云ふかはなれども一の上の三寶だ真

如の一体に三宝がある真如を佛宝とも法宝とも僧宝と

も云ふ故に一体三宝と云ふのだ此の一体の三宝は显れざる上の

話で显れたのが現前三宝である之を未來際に傳へて行くの

【55ウ】

が住持三宝である此の三つの三宝は一の真如に過ぎないのであ

る一切の佛と云ひ諸の菩薩と云も悉く自己の佛性の显

現だ別物は無ひ即ち真如一体の显れたのだ阿耨多羅

三藐三菩提是れが佛法である是れが清浄離塵であ

る理事和合して水と波の如く成る之れが僧宝だ現前

証菩提とは釈尊を基準としてあるのである然れば

先^のは不現前の三宝で今度のが現前三宝だ現と不現
其れ丈の相違である或転海藏とは此れは華嚴

【56才】

經のことを云ふので彼の華嚴經は大部分龍宮海に

藏て居る故に海藏と云ふのだ印度では貝葉に書て

傳た故に云ふので是れ等は尽く法宝である彼の一体

真如の不現前の三宝が世尊に依て現前したのである

誠に文が順序能く出来て居る此の様なことは理

屈では無ひのだから皈依する時で無くば分らぬ或は

天上或は人間塵中虚空海藏に轉じ貝葉に轉

じ種々なる方面より今日に傳へ来て居る此れが住持

【56ウ】

三宝である如是真如に皈依する処於て戒を得る事

が出来るので佛為師不師餘道此の決心が必用だ

此の処に於て一体三宝を証得する事が出来るのだ

一体三宝を悟るのが現前三宝だ此れを長く護持し

て行くのが住持三宝だ然れば一の者を三に別たので三は

別では無ひのだから分らぬ故に話して夕すのだ禪戒

抄などには色々と書てあるが沢山書けば書く程分り

悪くなる宗門では禪戒と云ふて禪定と戒が一であ

【57才】

る一体の三名佛の法報応三身は即一身と云ふ如く名

を換へたまで、禪定と戒法は一つじや馬祖下の維

清禪師曰く無上菩提身に蒙らしむるを戒と云

ひ心に蒙らしむるを定と云ひ口に蒙らしむるを恵と

云ふと云はれた此れは慶徳傳燈録に出て居る語だ

が此の語に依れば身口意に掛けて戒定恵の三を別

たので実は一である云ふ事は明らかであらう故に我宗

では衆生本有の佛性を戒云ふのだ故に名けて三昧

【57ウ】

王三昧と云ふのだ三昧は佛性三昧だ身に於ては戒と

云ひ心に於ては定三昧と云ふ師資面授傳戒する上に

於て其の道理はある古人は嗣法のみで傳戒せなんだ人

もある然し傳戒は不用じやと云ふのでは無い古人にあ

る故に云ふて置くまでじや此れは変法である面授の時

に師の佛性と資の佛性とは二面ないのだから嗣法のみ有

て傳戒が無くとも法に於て相違は無ひ証契即通

の時にあるのだ師資の佛性相照して中に影象は無

【58オ】

いのだ然れども傳戒の儀式を行ふて傳へると云ふのが

正式である上三物秘弁に於て云ふた通り吾宗の戒

は佛性戒じや佛性に何の防非止悪がある防非止悪

なぞとのみ云ふは戒を知らぬ連中が云ふので甚だ当

らぬ佛性戒の显る処に自ら防非止悪の儀も有らうが

佛性戒其者は防非止悪では無いのだ佛とは佛性真

如だ八万の寶藏も佛性真如を説た者じや此の佛性

景の誤記

真如を學ぶ者を僧と云ふ懺悔とは何ぞ普通

【58ウ】

では悪を止めると云ふが吾門では煩惱即菩提佛性

に通達するのだ一切佛性だ一切の煩惱は真如であ

る佛性以外の者は一物として止む可き悪が無い達

磨大師は佛性を悟るを戒と名くと云ふて御座る佛

性の上に二百五十戒も比丘尼の五百戒も三千の威儀

も八万の細行も显るのだ佛性三昧である宗門より

云ふと一として小乘律は無ひ三藐三菩提の法である

一切の戒は佛性の威儀だ此の所謂を述るのが三

【59オ】

聚淨戒十重禁戒であるのだ 撰律儀戒 撰とはヲ

サメルの義で此の撰律儀戒の内に二百五十戒も五百

戒も三千の威儀も八万の細行も撰て居るのだ故に文

に法律の根源と云ひ窟宅と云ふてある沢山の法律

は皆な佛性の上に集て居る衆生本有の佛性が八万

の法藏と成るのじや佛法律の根源である佛性とは

如何なることぞ停ト心意識之運轉ト止ト念想觀之測

量莫レ因レ作レ依トと云ふ処が佛性三昧だ此の佛性三昧

【59ウ】

より八万の寶藏も显现するのだ普通撰律儀戒

と云へば一切の悪ひ事は為るで無いと云ふのだが御開

山は諸悪は莫作じやと云はる、諸悪は実想だ莫

法の誤記か

相の誤記

作である故に一切の諸悪が法律の根源だ量見違

了の誤記

しては成らぬ諸悪莫作の巻を見て能く参究するが能い但馬の出石の見性寺の幽蘭和尚は此の撰律儀戒の下に側耳清風開眼目と云ふ句を付けられた幽蘭和尚の境界の洒落なる処が見へる様だ

【60オ】

第二撰善法戒 此の戒は文に有る如く能行所行で行ふたり行はれたりするのだ此れが阿耨多羅三藐三菩提の法だ三千の威儀も布施愛語も能行の人も所行の法も阿耨菩提じや初中後共に別は無ひ此の撰善法界の下に幽蘭和尚は到得皈來無別事と句を

戒の誤記

付けられた平生底の左之右之仕事■が撰善法戒じや洗面の時も當願衆生だ入浴の時も當願衆生だ三宝禮拜の時も當願衆生だ

【60ウ】

才三撰衆生成 衆生教化とは超凡越聖の處が教化だ自他を解脱する処に教化し尽して居るのだ普通教化と云へば説教でもして色と云ふて夕かせることを教化と云ふが宗門のは大に異て居る昨日三嶋へ行たら常林寺に坦山和尚の偈が有た彼れは滑稽和尚である曰く通身如泡沫心性似金剛石火電光裡坦然常寂相と書て有た我慢が見へる偈は人格が見える大切な者だ面山和尚の偈に曰く我れに

【61オ】

大力量あり風吹ば即ち倒ると身境一枚である至た者だ坦山和尚は身性各別の見外道の見た此の様な外道和尚が有難とは訳の分らぬ話だジャン顔に女が戀れて命を捨てる位だから其れも仕方

無ひ今まは坦山和尚の様なことではない其の様を見を起しては成らぬ、凡を超へ聖を越へ自他脱落の話だ大千沙界海中沤一切聖賢如電拂と証道歌

には有る大千沙界海中沤だから人法共に沤だ此の時

【61ウ】

は大千沙界と共に凡聖尽く濟度し尽して居る凡聖を解脱した時に一切衆生界を教化し尽したので或る人が私に問ふた經中には積尊でも弥陀でも一切衆生を濟度し尽さずば正覚を取らずと云ふてあるが其れでも二尊共佛と成て御座る虚言を云ふたのですかドーかと問た故に私は答へて御前迷ふて居るのが佛は教化し尽して御座るのだ迷ふのは自分が悪ひ凡聖を超越し自他を解脱する時衆生

【62オ】

は教化し尽されて居る大悟徹底の時に迷者は見えぬと云ふて遣た大智様は欲度衆生無衆生と云ふて御座る虚言じやと思ふたら衆生界の源底を尽して見るが能い幽蘭和尚が此の偈を撰衆生成の下に

引て句を付られた禪戒本義曰経豪鈔曰三聚淨

戒は皆な此れ阿耨多羅三藐三菩提なり又曰一実相の功德を三度に説く之と心得なり此れ諸悪莫作じや

一実相律義じや十重禁戒も実相の律儀である八万の

【62ウ】

細行も実相の律儀である宗門傳戒の様様は此の通りだ経豪様は阿耨多羅三藐三菩提なりと説れ

である一切の奉行は此れ修善なり善悪無記の善

に非ず故に阿耨多羅三藐三菩提の法である衆

生の悉有は皆な佛性だから三度説くなり云ふ

のだ吾門では參學の堂奥に至る時傳戒を許

すと云ふのが御定りじや御開山は身心脱落の時に如

淨様から此の戒を得られたのだ

【63オ】

十重禁戒

此れも阿耨多羅三藐三菩提の法を十度説くと心得

べし此の様な明文は無いが三聚淨戒の処にある故に一伏性

を十度説くと見て差支は無い自性の灵妙を異名

を以て十度説くのであると万仰和尚は達磨の一心戒

に云はれた然れば十重禁戒は正しく異名を以て

自性灵妙と十度説くのである太祖様の所では心

地に非無き自性戒とあり非とは是非の非に非ず然

【63ウ】

れば如何不止善不止悪じや冢に對せずして照し自に触

れずして知る此れ自性戒だ之れは理屈では■いかぬ待

對を絶したるを冢に對せずして照すと云ふのだ妄想

するなと其の様な事では駄目だ縁に對せずして自

心に徹底した時に真に分るのじや其れを六祖檀經には

心地無相戒と云ふてある縁に對せずして照す自に觸

れずして知る此れ無相戒じや禪戒本義では三聚

淨戒は皆な此れ阿耨多羅三藐三菩提なり又曰く一

【64オ】

実相の功德を三度説くなり心得るなりと云ひ佛の處

では十重禁戒三聚淨戒じや達磨の下では自性灵妙

じや廓然無聖じや不識じや六祖に至ては無相戒じや御

開山の處に來ては一実相の功德系統がチヤント定て

居る壁觀三昧無相戒一実相の功德十重禁戒三

聚淨戒異名澤山あるが佛性戒の一だ皆な禪戒

本義を求めて見るが善ひ本義は文が簡にして

明かじや禪戒鈔はダラ／＼して居る却て分り悪ひ今

【64ウ】

頃の衆は禪戒本義あることも知らぬ人が多い

第一不殺生 之れは一心戒に自性灵妙於常住法中斷

滅の見を生せず名けて不殺生戒と云ふとある此の

達磨の一心戒より解せば自性灵明妙常住と云ふか

ら動かぬ事の様に思ふであローが常住とは空無

思の誤記か

壇の誤記

我と云ふことだ自性灵妙は空無我だ空無我法に徹底せは殺すべき者は無ひ断滅の見を起しては成らぬ空無我法に於て何を魚とし何を獸類として殺すの

【65オ】

じや断滅の見る可き筈は無ひ殺すべき者の見へる内は空無我に達して居らぬのだ

引きよせて結ばば柴の庵なり鮮くれば元の野原なりけり

一切の法は庵である日露の戦争を見る戦て居る最

中は一生懸命の交換我慢の張り合で有る戦争

に実性が有た様で有たが小林・男・トウイツテの一言の

講話で満州の埜に徳風颯々じや其の徳風も講和

の出来さる先きは醒風颯々で有た我見ある時に殺す

【65ウ】

のだ若し戦争に実性実体あるなれば中々講和は出来

ぬ我見の張り合の時戦争は行なはる自性無我性に徹

底せば殺すべき者は無ひ断滅の見を起し様はない此

の無我性に徹底したのを名けて不殺生戒と云ふの

た普通不殺生戒と云へは甲乙を立て、云ふ事不徳

義であるから殺すで無ひぞと云ふのだが今は自性

無我法に達するから殺すべき者が無ひ此の自性灵

妙に徹したのを不殺生戒と云ふのだ御開山様は諸

【66オ】

悪莫作巻に曰く諸悪莫作トオコナヒモテユク諸

悪スデニツクラレスナリユクトコロニと御示しに成て居

る之れ一切法空無我性に通達するからである喩へば

草を根から引き抜て取る様な者だ此の戒を持てば無

量永劫に殺すべき者は無い常住の法に通達せば殺

すべきことは出来ぬのだ普通の不殺生戒の説き方で

は草を芽だけ切り取た様な者だ何時芽が出て

本の通りに成るか分らぬ危険千万じや今まは一心戒

【66ウ】

を戒文に显したのだ衆生の生命は殺されぬ殺す可き生

命は無ひ文に生命不殺とあるが殺さずと云ふのでは無ひ

不殺^{ツツ}じや不殺の處に於て空無我法なる佛種は増長

する自性灵妙の佛種増長じや莫殺とは莫作と同

じ殺すべきものは無いのじや此の戒の持てる処殺生は出

来ぬ此の戒の有る處一切の戒法が持てるのだ普通の様に

道徳的に説く戒法では危険でならぬ吾が禪戒では自

性灵妙に徹する故に大丈夫た譬て佛戒は天子の行

【67オ】

幸の如しと禪戒編に書てある佛戒の行へる処に一切戒

悉く行へるのだ此の様に戒を行ふ處は余門には無ひ

吾門の特色である或宗では戒は威儀じやなど、云

ふて居る大ソーナ違いじや今は一切灵妙無我法に

通達せずば佛者とは云はせぬ今ま一つ心得るべきことは

輕重を分つことである普通人を殺すを重とし人

以外の動物を輕しとし又た動物でも龍とか象とか牛馬を殺すを重しとし小虫を殺すを輕とし如斯

【67ウ】

輕重を付けるのが普通じやが宗門の殺生戒には輕重

は無ひのだ一切無我法に通達する故に一切法の上に付て

殺すべき者は無ひ宝積經に出て居る事だが文殊

が劍を抜て佛に向た佛問ふて曰く何をか為す文殊

曰く佛を殺さんと欲す佛曰汝ち殺すべき佛身を見

るやと云はれた言下に文殊劍の藏め処が無かつ杜て

困たとある不殺生戒は此の處じや文殊は閉口して

仕舞た風が居ると思ふから殺す魚が居ると思ふ

【68オ】

から漁する一切法は無性一切法は無我一切法は無相と

徹底せば汝何をか殺す汝殺すべき佛身を見るや

如是禪戒を授戒するのだから難有のだ此の無相の

戒には一切の戒として含まざることとは無い故に能所

を見て殺すなと云ふ様な淺薄の話では無いのだから

づ之れ位で置かう長々敷沢山に云へば云ふ程分ら

無くなるから

オ二不偷盜 今朝云ふた様なことを十辺云ふだけ

【68ウ】

のことで別なことではない此の不偷盜戒の元に亙く

三輪清淨無所希望諸佛同道也とあるが此れは

心境如々解脫門開也と仕た方が能い何れも開て見れば一つ事だが矢張心境如々と仕た方が能い之れは

講釈せぬでも善ひ様な事だ自性灵妙於不可得

法中不起可得念為不偷戒とある一切の法は不可得

の法だ一法として得べきものは無ひ然るを凡夫は得べき

者がある様に思ふ不可得の法中に可得の念を起せば

【69オ】

佛性に犯す法に反く何を者として盗むのである盗む

べき者は認められぬ然るを有として可得の念を起す

是を偷盜と云ふのだ白隱和尚曰く有りと見て無

きは常なり水の月一切の法は皆な水中の月だ其の

様子を前には心境如々解脫門開と云はれたのだから

空に名くるので盗む者も盗まれる者も空無我性だ

繫縛は無い解脫門は常に開て居る一切の物にあ

りと云ふ自性の念を生ずる故に殺す心も起れば盗む

【69ウ】

心も起るのだから大向に明文がある如是に授持するのが

佛戒の持ち方である

オ三不貪婬 普通では僧侶は不貪婬戒で在家

の者は不邪婬戒と云ふのが定りたが佛戒から云ふと

出家在家共に不貪婬戒である愛の念を起さず

とは如何円覺經曰一切諸法皆眞如無男女相

無自他相無犯無持名眞持戒とある之れを無着

と云ふのだ一切の法は真如の相である愛着の念の起

【70才】

るべき相は無い三輪空着じや男女の二葉は氷と水の

如し一切の法は諸佛同道じや如是男女の相に達観する

を不貪婬戒と云ふ円覚経の中に安臺車と云ふ女が

有た此の女常に智見も勝れて居る舍利弗が其

の女を見て男なれば能かローに惜らくは女じやと云ふ

た女曰く我十四五年來男女の相を求むるに不可得

舍利弗黙然たりとある舍利弗も大に閉口して

仕舞た三輪清浄として男女の相は不可得だ如

【70ウ】

是に男女の相に達観するを不貪婬戒と云ふのだ一

言にして十重禁戒を云へば一切の法は無我空無性無

相じや梵網経には一戒光明と云ふてある佛性の一

戒だ有に非ず無に非ず諸佛の本源行菩薩道

の本源だ本源と云へば又別物がある様に思ふだロ

ーが走ーで無い佛が本源である佛性法性のことだ

第四不忘語 如是難有甚深の戒を知らずに道德

話にして舞^仕ふては勿体無い自性灵妙不可説

【71才】

法中不説一字為不妄語戒と一心戒にある何にもべちや〜

としやべることは無ひしやべる事のあるは一切法に自性を認

めるからだ一切法空に通ずれば説く可き者は無い

寂の誤記

不止・善不止・悪だ古人曰く這裡は何の所在ぞ有

と説き無と説く夢を見て居るのだ夢を見る

と色々と説かねばならぬ魯祖僧の来る有れば面壁

す魯祖の面壁は不妄語だ葉山久しく陸座せずへ云

云の葉山 座の話も皆な不妄語戒だ法輪本転般若

【71ウ】

の空無我性の法輪缺けて居る事は無い必ず満足して

居る吾彼のみ満足に非ず有情非情法輪を転じて居

る聖中には水鳥樹林念佛念相と云て居る御開山は賣

り買ふ声も法の声哉と云はれた実相の甘露の法に一

潤て一枚に潤て何人も真実を得て居るのだ此の様な

有り難い戒をば普通の様に虚言を云ふな位で置く

其れでは三界有為の法世間生滅の戒だ佛戒は不生不滅

だ常住の戒である三普通貫の戒だ故に始めに三際を

【72才】

超越すと云ふ此の戒は本轉である轉せざる時は無い未

來に於ても過去に於ても此の戒である戒法の根本義じや

世の道德も之れを出でぬ本轉過去の過去際より未

來の未來際迄缺る事なく余る事なし更に不変である

才五不酤酒 此の禪戒は大事因縁である故に血脉に佛

戒は一大事因縁なりとあるのだ諸佛は此の戒を显す為

めに各々に出現される釈尊は之れが為に印度に出現さ

れ達磨は戒を傳ふる為に西來された達磨の戒では自

思の誤記

陸の脱字か

【72ウ】

性灵妙於本来清浄法中不生無明相為不酤酒酒

山の処では見塵路と云ふことに成る佛見法見も見塵

路だ本来清浄の法界に佛見法見を起す故だ心を

乱す者を酒と云ふのだ灵妙の法中迷悟を起す酒に

非ずして何ぞ未将来とは其処を云ふのだ将来と未

将来を共に酔はぬ其処が大明だ佛見法見無き時に火

を放つのだ佛見を起せば見に碍へられ法見を起せば

法に碍へらる之れ佛見法見の酒の為に酔て居るのだ

【73オ】

座原文禅箴には冢に対せずして照しと云ふ不酤酒戒だ禅戒本義には佛祖正傳の座原文禅を不酤酒戒と名くとある

座禅とは佛性三昧宝鏡三昧だ座禅箴を見と見塵

路は無い毎日く朝読て居ても居眠半分だから分ら

ぬのだ不思量而現不互而成へ乃至曾無染汚之親其

親無委而脱落とある染汚無き処にも居ない脱落

をする将来未将来一切に犯されぬ水清徹地と云ふ

処だ此れ佛祖正傳の三昧だ圣中に文殊大士一日佛見

【73ウ】

法見を起せば此の通りだ南泉の斬猫之れが不酤酒

戒だ

第六不説過 達尸の戒では自性灵妙無過患法

中不説罪過為不説四衆罪過戒と云ひ賣り買ふ

聲も法の声山の色谷の響きも実相の法燕子実相

を談ずがま荷葉に上て正覚を唱ふ溪聲広長舌

山色清浄身更に罪過は無ひ其れを同道同法同証

同行と云ふ更に別塵は無ひ莫教説過と文にある

【74オ】

何を罪過として説くのだ至道無難唯嫌揀擇

同証同行一切法は皆な本証悉く妙修に非ざるは無

し汝も如是我も又如是更に罪過は無い此を才六不

説過戒と為す一戒く悉く佛性の光明璨爛として居

る防非止悪ではなひ白毫光である

第七不自讃毀他 達尸は自性灵妙於平等法中不

説自他為自讃毀他戒とある自他は無ひ自他を見る

のは法性に通達せぬ故だ佛性に徹底せぬのだ金剛

【74ウ】

経を見よ無我相無人相無衆生相無住者相とある之れ

佛が金剛三昧に入て明めて御説に成ると上は佛界より

下地獄界の底に至るまで無我相じや平等の法である

其の平等なる一心戒を乃佛乃祖証尽虚と云ふのだ証

とは何を証するのだ大地虚空も一枚に成るのだ此の時

大地に寸土なく空に中外なし之れ大地を証し虚空を

証したのだ此の時寸土も中外も無ひ之れを達尸は

平等法中と云はれた夫れを書き換へられた迄だ天

【75オ】

地と吾れと同根万物と吾と一体此の語甚だ奇なる
 地に寸土は無ひ法界一枚の月の毘界だ或現大身或現
 法身此れが才七不自讚毀他戒じや天地に讚毀する
 自他は無ひ之れが禪戒だ此れを置いて普通の文字の
 通りの道德戒では無ひ道德戒だ

第八不慳財 自性灵妙真如周遍中不起一相慳執
 為不貪慳戒と一心戒にはある御開山もよく意を云ひ
 抜た者じや法の上より云へば一句一偈万功万徳だ何

【75ウ】

に故である真如佛性である心至一卷も大般若六百巻も

変りは無ひ一法一証だ諸佛諸祖だ念佛一聲も法華

題目も諸佛諸祖である一法の法性ならざるは無ひ従来

不曾惜也目の前に显て居る華嚴聖には一色一香無

非中道と云ふてある一色一香の上に中道は显れて居る惜

では居らぬ其れを惜で説かぬとは訳の分らぬ馬鹿の

話だ鴉鳴鶴噪幾時休せぬ如是に徹底するのが才

八不慳法財戒である玄沙は尽大地一顆の明珠と云ふた

【76オ】

明珠の前には前三々后三々だ従来一法として曾て惜では

居らぬ何れの戒と虫も実に難有

才九不瞋恚 達尸は自性灵妙於無戒法中不許実我名

不瞋恚戒とある御開山は能くも如是説かれた者だ瞋

恚の起る時は我の有る時じや無心無念の時にムカツキ

は無い非退非進……此れ無我と云ふことだ法は無
 我である我があればこそ進退虚実がある一切法は進と
 退と虚も実も無ひ去無去處来無来處一切法無我

【76ウ】

性に通達すれば般若の灵光が显れる般若の灵光を以て

自己を莊嚴して居る更に瞋る可き者は無い

第十不謗三宝戒 達尸は自性灵妙於一切法中不起

生佛二見為不謗三宝戒とある如是佛如是誰ぞ或

は汝は是惠超之れが不謗三宝戒だ生佛の二見を起

さ、る時汝は是れ惠超である更に惠超其の者を取り

除けぬ不二である禪戒本義に御抄を引て曰く一体ト

ハイカンマツ佛トハ法身伏ニテ周遍法界ナル大伏ナリ

【77オ】

法トハ諸法実相トテコレ周遍法界ナルモノナリコノ故二人

々各々卅尊ト同時成道ノ現身ナリ喫茶喫飯尊

ト同体法輪ノ演法間隙ナキモノナリコレガ世間ノ律梁ニ

テアル僧宝ナレバ各自薩婆若海ノ徳アル人々ナリとある

現身演法とは其處じや今の人々の現身が自性灵妙

生伏不二現身が法身の現生だ大日聖に一切衆生言語陀

佛因也と此れ現身じや同く大日經に一切衆生言語陀

罗尼也とあり之れ演法だ薩婆若海とは佛相海だ現

【77ウ】

身も演法も佛相海だ一口に云へば三宝の動作だ身を云へ

津の誤記

性の誤記

性の誤記

ば佛言語を云へば陀羅尼吾人の行住坐臥は三宝の行住坐臥じやと云ふ。だ理事更に相違せず法に反かぬ処が和合僧じや故に総ての動作か薩婆若海に皈する之れ世間の律・梁と云ふのだ此の三宝が世間の渡し舟だ故に比の三宝の佛戒を頂戴し今身より佛身に至る迄行住坐臥尽未来際に持て行けよと御示しだ

此ノ十六條ノ佛戒以上は概念である故に或は礼拝或は

【78才】

拝受と語を分て御云である法に依り教に依りて佛戒を受けよ吾れ汝を導て佛戒を受けさしてやる引證

するから礼受せよ教授が戒想を説て聞かせて檀

の前に連れて行のであるから礼拝讚歎限りは無い

戒相を能く聞て居るから誤りも無く授戒する

ことが出来るのだ此の戒は一の佛性法性をば十重禁

戒と云ひ三聚淨戒と云ひ三皈と云ふ皆な佛性の外は無

い佛性の理に通達する故に虚言は言へぬ云ふ可き虚

【78ウ】

が無いのだ今の人が戒は佛教道德じやと云ふが戒其の者は

道德では無いが道德も之れより出るのである此れが一

切道德の根源である一切の法は虚に非す実に非す

故に謗るべき者は無ひ三宝を謗るは徹底せぬからだ

瞋る可き者も無ひ前三々后三々鴉鳴鶴噪幾時休

せぬで法の慳み様も無ひ慳みても显れて居るに非ずや

后にも显れて居る此の法に通達せば他にして毀り様も無く讚め様も無いのだ佛性法性に通達する時

【79才】

世間の倫理道德も之れより起る其れを世間の道德話

の様に盗人をしては成らぬぞ虚言を言ふては成らぬ

位では禪戒とは言へぬ之れが佛祖の一大事因縁だ実

に難有甚深である丁寧に云へば中々一席や二席

では話し尽すは出来ぬが大体を云へば之れ丈だ

先づ大体は之れ丈で相違は無ひ故に是に依て大

体を知り禪戒の何たるを知り甚深なる道理を兼

知するか能い然して世間の戒師様の話を見よ禪戒で

【79ウ】

は無ひ道德戒が尋い

話は外の事に成るが話て置かう黒田様にも話たが黒田

様は大悟の羅漢じやと云はれたが彼の慈雲律師である

実にエライ人だ得道の羅漢である序でだから話して

置かふ彼の慈雲律師の記かれた本に金剛聖聞解と

云ふがある金剛聖を話された者で近年鴻盟社から

出版した本だ其の本の中に云く般若波羅密（原文）に通達

せずは戒を發得することは出来ぬ戒を悟たのでない

【80才】

大悟徹底せば一切の戒には反かぬ今の禅僧は大悟を

唱ふるも無慚無愧なををする何を大悟徹底し

相の誤記

津の誤記
此の誤記

たか大悟徹底の衲僧なれば天地と吾と同根萬物
 と吾と一体である其の同根一体の者が何を自とし
 何を他として殺すのである盗む可き者も無く男
 女の相も無ひ殺す可く盗む可く淫す可き者を見ぬ
 空無我に達せば悪として為すべきはない故に不
 邪淫戒不偷盜戒を發得する事か出来る

【80ウ】

般若三昧に通達せば一切戒を發得する戒法發得
 が出来ずは大悟の人でない一切の戒を悟る一切の戒は

自心・自相の显现である今の書生衆の云のを聞けば

実の誤記

或は消極的道德であるとか或は曰く禁欲主義で

ある禁欲主義は印度古来の道德である今日の道

徳は積極的で無くば■成らぬなそと云ふて居る

高い米を食ふて比の様な馬廩な事を云ふツマラヌ

此の誤記

大悟とは自心実相に通達した事を云ふ通達した物が

【81オ】

如何して盗み如何にして妄言するぞ戒法に順ごう

処は実相に順た者だ厥く處は自性に反くのじや

馬鹿な事を雷同しては成らぬ此の佛戒は佛祖正

傳の戒だ此れを受持せば佛境界だ位大覺に同ふし

終る汝も如是我亦如是禪戒一致じや一切の公案

は尽く戒法の上にある此の戒法は一千七百則の有る處

じや公案と戒と更に変りは無い禪と戒とは一致で

【81ウ】

ある禪即戒此れを誤まらぬ様にするが能い

(身)

近代洞門における室内三物研究について

——附録『丘宗潭老師』室内三物秘辨』提唱録』
翻刻資料——

菅原 研州

キーワード：曹洞宗学 室内三物秘弁 丘宗潭

一、はじめに

本論は、近代の曹洞宗における「室内三物」研究を概観するものである。

また、後尾には附録として新出資料『丘宗潭老師』室内三物秘辨』提唱録』を翻刻して掲載した。併せて参究の資助とせられることを願っている。

曹洞宗における「室内三物」とは、江戸元禄期の「宗統復古運動」以降に定められ、ある学僧の境涯が満ちたことを師匠が認められた際に、その証明として伝授（これを嗣法・伝法と呼称する）されるものであった。具体的には、『嗣書』『大事』『血脈』である。

江戸元禄期の「宗統復古運動」が成就するまでも、これらの「室内三物」が活用されていた事例はあるが、必須の伝授物ではなかった印象である。しかし、当該の運動を推進した出山道白禪師（一六三六〜一七一五）・梅峰竺信禪師（一六三三〜一七〇七）の二師は、次のように主張したとされる。

傳法之本意者、正敷罷り成候フ訣、申上候、其ノ訣ハ者、

洞家傳法之三物

- 一 嗣書 傳法之正脈也、
- 一 血脈 傳戒之正脈也、
- 一 大事 嗣書血脈内證之密意也、

右、嗣書血脈之二物者、其體者一レ種ニ而、同ク釋迦如來ヨリ、今日之本師迄、名字連來、洞濟之系圖ニ而、御座候、其内、嗣書之系圖者、傳法之正脈ニ御座候故、一師印證、堅グ相守之、血脈之系圖、其ノ外、其寺寺傳來之秘法等者、移リ替リ之砌、只今迄之通ニ仕候者、其ノ寺開山之系圖、并ニ一切法儀等茂、捨リ不申、尤本末之儀式等、諸事有リ來候通ニ而、只三物之内、嗣書一種、再傳不仕迄ヲ以、傳法之本意相立申候、此ノ一事、御吟味ヲ以、洞家之正法、御取立被下候様ニ、奉願候、右之趣、權現様、洞家一宗江、被仰付候、御條目ニ能相叶申義ニ御座候、

右は、「宗統復古運動」の顛末を記した『宗統復古志』からの引用だが、二師は、宗派の僧侶が伝法を行う場合には、これらの「室内三物」を伝授し、更に特定の寺院に入るには、『嗣書』以外

の『血脈』『大事』の二物を先代の住持などから重受することを提案した。その後、洞門の両大本山や、関三利など統治側の議論を経て、ほぼこの通りの内容を幕府は認めた。元禄一六年（一七〇三）八月九月のことである。

結果、江戸時代を通して、師から仏法を受け嗣いだ証明である『嗣書』のみは一回きりの伝受だが、師から戒を受け嗣いだ証明である『血脈』と、その内容を証明する『大事』は、寺院（当時、伽藍には開山以来の系統が法「伽藍法」として具わっているという考えがあった）を受け嗣ぐ際に重受された。よって、江戸時代元禄期以降は『嗣書』『血脈』『大事』『伽藍血脈』『伽藍大事』の「五物」を受け嗣いでいた。

この制度は、明治期に入り、曹洞宗自体が明治七年以降、従来の両大本山東京出張所を改組して編成された曹洞宗務局によって運営されるようになると、特に伽藍相統について改正がなされ、「全国末派寺院」に向けて「第一號 八年一月十三日」（伽藍二脈重授廃止ノ件」とも呼称）の布達が発布された。

師資面授嗣法了畢三脈ヲ帶テ以テ法燈ヲ維持スルハ宗祖ノ家訓ニノ毫モ違犯ス可カラズ然ルニ中古亂燈祖規ヲ敗リ院ニ由テ師ヲ換ヘ其弊殆ンド濟フ可ラザルニ至ル元禄ノ度出山梅峯之ヲ患ヒ屢々官衙ニ哀訴シテ復古ノ勵勞アルハ末派ノ熟知スル所ナリ然ト雖積年ノ弊垢一洗悉ク拭フガ如クナル能ハズ遂ニ伽藍二脈重授ノ規ヲ創シテ以テ當時ノ意ニ充タシム延テ今日ニ至リ尚ホ克ク宗祖ノ家訓ニ復セザルハ豈ニ兒孫の遺憾ナ

ラズヤ因テ今般斷然伽藍二脈重授ヲ廃止シ候條末派ノ僧侶厚ク此意ヲ體スベシ自今師資面授入室傳法三脈ヲ帶ル者ハ永瑩門下何レノ寺院ニ住スルモ亶ニ伽藍二脈ヲ附贅スルニ不及候此旨布達候事⁽²⁾

議論の過程は分からないが、明治八年になった途端に発せられたことから、それまでも検討はされていたことが推測される。要するに、この布達によって「伽藍法」と「伽藍二脈」が廃止され、人法のみを残したのであった。一方で、「伽藍法」とは、江戸時代に明確化された寺院同士の本末関係を強調するものであったが、上記の廃止に伴って、本末関係も同時に解消されたと思う僧侶が出たことが、明治八年の「第一回曹洞宗末派寺院総代会議」で指摘されたため、翌年の宗務局布達「第二號 九年二月十五日」⁽³⁾では、末派寺院に対して、本寺からの諸義務を尽くすように戒めたのであった。

さて、上記は形式と作法の二面について論じたのみだが、江戸元禄期に右の通り「室内三物」乃至「五物」が定まり、僧侶として所持が求められるようになると、その研究も進むことになり、膨大な数の解説書が編まれるように至った。一例だが、昭和初期に当該分野を研究されていた永久岳水先生は、直接関係があるものと断つた上で二三本の解説書を挙げている。⁽⁶⁾

ただし、「室内三物」への解説に、それらを伝授する「伝法式」の作法まで含んでいる文献と限定した場合、該当するのは以下の三本となる。

- ・面山瑞方『伝法室内密示聞記』（享保年間以降に成立か）
- ・万仞道坦『室内三物秘弁』（宝暦年間に成立）
- ・瞎道本光『室内聯灯秘訣』（宝暦三年に成立）

この内、従来の曹洞宗で広く用いられたのは、万仞禪師の『室内三物秘弁』（以下、『秘弁』と略記）であり、明治期以降は各種単行本も出され、『曹洞宗全書』『室中』にも収録された。同じく、面山禪師『伝法室内密示聞記』も近代以降に『洞上室内及禪戒論叢』や『曹洞宗全書』『室中』など、幾つかの文献に収録はされたが、『秘弁』ほどの流布はしていない。瞎道禪師『室内聯灯秘訣』は写本のみが確認され、その全体の研究もまだ端緒に就いたばかりである。⁽⁷⁾ いや、そもそも上に挙げた文献は、江戸期までは全て写本のみであった。その後、明治期も後半に差し掛かると、『秘弁』の刊行や勉強会の実施などで、宗派内における重要度が大きくなった。

以下、本論では、近代における「室内三物」の参究について概観し、曹洞宗内の宗旨・教義への影響なども考察してみたい。

二、近代洞門の室内三物参究関連略年表

本項では、筆者の管見の限りではあるが、近代洞門における「室内三物」参究に関連する事項を略年表の体裁で提示し、全体の流れを俯瞰しておきたい（敬称等略記）。

明治 八年 一月 曹洞宗務局が布達で伽藍二脈を廃止。

近代洞門における室内三物研究について

明治一八年	四月	曹洞宗務局提出の『曹洞宗宗制』が内務卿松方正義によって認可、「曹洞宗僧侶教師分限稱號并試験規則」で僧侶の分限が定まる。
明治三四年	夏	西有穆山が曹洞宗大学・洞上青年夏期講習会で『秘弁』を提唱。 ⁽⁸⁾
明治三九年	二月	曹洞宗務院『曹洞宗宗制』『曹洞宗僧侶教師分限稱號法』を改正し、僧侶の分限を一部変更。
明治四二年	九月	丘宗潭『秘弁』提唱（本論附録）
明治四二年	一月	丘宗潭が細川道契に『秘弁』を口授。 ⁽⁹⁾
明治四三年	二月	一喝社『室内三物秘辨』刊行
明治四三年	一二月	西有穆山遷化（世寿九〇）
明治年間		『洞上室内三物論叢』刊行 ⁽¹⁰⁾
大正 二年	一二月	愛知県内寺院の要請で丘宗潭校訂『校訂室内三物秘辨』（玉林斎）を刊行（翌年三月に再刊）。
大正 三年		丘宗潭が『秘弁』提唱（『眼藏家の逸話』）
大正一〇年	八月	丘宗潭遷化（世寿六二）
大正一二年	九月	岸澤惟安が『改訂室内三物秘辨』の序を記す。
一〇月		『曹洞宗宗制』『曹洞宗僧侶教師分限稱號法』が改正されて「宗令」に入り、僧侶の

分限を一部変更。

大正一三年 四月 岸澤惟安改訂『改訂室内三物秘辨』（鴻盟

社）刊行

大正一四年 七月 中村隆道編『洞上室内及禪戒論藪』（鴻盟

社）刊行

八月

曹洞宗務院「曹洞宗僧侶傳法令」を發布し、伝法式等に用いる三種の式本（『洞上室内儀軌』）や三物地帛を、印刷・下附と通知。

昭和 五年 一月

本嶽祖仙・永久岳水共著『室内三物秘辨講話』（禪學普及会）刊行

五月

大久保道舟編『曹洞宗大系譜』（仏教社）刊行

昭和 七年 秋

岸澤惟安が名古屋奉安殿布教部主催の正法眼蔵会で『秘弁』を提唱。

昭和 八年一〇月

岸澤惟安による前年の提唱を『改訂室内三物秘辨觸耳録』（奉安殿護國院布教部）として刊行。

昭和 一二年

杉本俊龍が因幡道交會で「室中切紙」解説書の頒布を懇望される⁽¹⁾。

昭和 一三年 六月

『曹洞宗全書』「室中」に『改訂室内三物秘辨』を収録。『秘弁』諸系統中、岸澤本を事実上の公式テキスト化。同様に面山瑞方

『伝法室内密示聞記』等も収録。

七月 杉本俊龍『洞上室内切紙并参話研究』（室内研究頒布會）刊行

『曹洞宗全書』「拾遺」に『日域曹洞室内嫡

一〇月

秘傳密法切紙』を収録。

昭和 二三年 夏

細川道契が東京都宗務所主催の「三物秘辨講習會」で講義。

昭和 二四年一〇月

細川道契が前年の講習會記録と、自身が筆録していた丘宗潭の提唱録を翻刻し『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』（高乗寺）刊行。

以下、右の事績について解説していきたい。まず、明治八年の布達は既に論じたところだが、追記をしておきたい。江戸時代まで伽藍法に基づく伽藍二脈が残った理由について、元禄期の「宗統復古運動」以前の慣習を残したと見るのは簡単だが、もう一つ、宗派内において、外部には見えにくい実質的な分派があった可能性がある。曹洞宗は徳川家康によって元和元年（一六一五）七月に発せられた「永平寺諸法度」「總持寺諸法度」に基づき、両大本山制を定められた。

更に、幕府の政策で寺院の本末関係が整備されると、全国各地の曹洞宗寺院は、必ず永平寺か總持寺の末寺に入ることとなった。その上で、各寺院は開山以来の系統を守る形で色分けされた

と思われる。ある学人が、自分の師匠が住持だった寺院を弟子として受け嗣ぐのであれば問題は無いが、別の系統の寺院に入る際に、それまでの自分の嗣法を捨てて、移転先の寺院の開山以来の法系を嗣いだ。これを「因院易師」などという。

しかし、「宗統復古運動」以後、自分の法系自体を変えることは出来なくなつたため、便宜的に開山以来の法系を「伽藍二脈」に込めて相続したわけである。これを言い換えれば、寺院住職の就任権の自由化が図られたともいえる。実際に、運動を推進した卍山禅師の法嗣である隠之道顕禅師（一六六三〜一七二九）は、自らが首座を勤めたことを機縁として、全く異なる法系の下総国東昌寺の住持に入るなどした。関東の寺院は伽藍法でいえば通幻派（峨山韶碩——通幻寂霊と続いた法系）である場合が多く、就中相模国大雄山最乗寺に源を発する寺院が多いが、隠之禅師が入つた東昌寺は、最乗寺末ではないが下総総寧寺（通幻寂霊開山）末であり、同じく通幻派である。要は、通幻派寺院に明峰派（峨山韶碩の兄弟弟子になる明峰素哲より発する系統）の者が入つたことを意味していた。

宗務局による明治八年の布達はこの流れを更に強め、開山以来伽藍に付属された伝灯ではなく、入る住職個人を重んじたのである。しかし、例えば浄土宗でも同じような改革を推し進めた結果、強い反発を招いた場合もあったとされる。白旗派を中心とした浄土宗に統合された鎮西義名越派では、僧侶の分限を定める課程まで独自性を失つたことに対して、不満が出ていたことを報じ

た例もある。⁽¹²⁾

曹洞宗では、名越派ほどの強い不満が出たとは聞いていないが、それでも、前節で挙げた布達で「自今師資面授入室傳法三脉ヲ帯ル者ハ永鑿門下何レノ寺院ニ住スルトモ」と断つてゐることからは、伽藍法の問題が住持就位の問題に直結するものだったことを窺わせるのである。同時に、この一節からは、住持就位の条件に、面授・入室・伝法し、三脈を得た者と規定したのであるから、伝法式の必要性が高まつたことは想像に難くない。

そして、僧侶の分限を定めた『曹洞宗宗制』の変遷も、宗侶に対して「室内三物」への学びを深める要請に繋がつたであろう。まず明治一八年（一八八五）に最初の『宗制』が編まれ、僧侶の分限を以下のように定めた。

第一得度 第二入衆 第三立身（已上ヲ教師補位トス）
第四傳法 第五住職 第六轉衣 第七結制（傳法已下ヲ總テ教師位トス）⁽¹³⁾

この内、本論に関わるのは「第四傳法」であり、以下のような解説がされている。

第四 傳法ハ立身ノ後一年若クハ二三年（證契即通ヲ期トスルユヘ年限ナシ）ヲ經師僧へ請願シ教示ヲ受テ一七日加行満スルキ三更入室傳法嗣續スルヲ云 以上ヲ長老ト稱ス⁽¹⁴⁾

右の説明の通りで、この段階ではまだ「伝法」は各寺院・法系の室中に一任されていた様子が窺える。立身、つまり一会の結制で首座を勤めた後であれば、「伝法式」に必要な七日間の加行を

行えば良かったのである。「長老」とは、七つの「分限」を四段階に分けた際の呼称で、第二段階に該当する。

この後、明治三十九年（一九〇六）に改正された「曹洞宗僧侶教師分限稱號法」では、先に挙げた「分限」の内、「第五住職」が無くなった程度で、大きな変更は無かった。⁽¹⁵⁾ また、明治一八年時には、「伝法」について右のように詳しく説明されていたが、本法では「分限」全体を説明する短文に略述される程度である。

そして、大正一四年（一九二五）の「曹洞宗僧侶傳法令」に至るが、その前に、大枠となる「分限」自体が、大正一二年（一九二三）一〇月の「僧侶教師分限稱號法」改正⁽¹⁶⁾によって変更され、「第二入衆」が削除されて全五段階となった。その上で、「分限」全体の説明に入っていた「伝法」に関する規程は、「曹洞宗僧侶傳法令」として別立てとなり拡充された。

「曹洞宗僧侶傳法令」⁽¹⁷⁾は、本文が全一三條、書式が全二号、そして「傳法心得書」全五項目が附帯され、末尾に明治八年の布達「〇伽藍二脈重授廢止ノ件」を再録している。「僧侶傳法令」からは、現代の規程に通ずる内容が、この時に確定したことが理解出来る。特徴は、本文第五條で儀軌本（傳法式本・傳戒儀軌本・教授戒文）の錯誤を避けるため、宗務院で印刷して下附するとして、第六條では、三物地帛も宗務院で準備し下附するとした。そして、この両條を補う内容として、「傳法心得書」の第一項目で、傳法は「古來密室不通風」と称して室中の秘伝ではあったが、「特ニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ一定ノ標準ヲ定ムル必要アル」と認

めて、宗務院での印刷等を推進することを決めたようである。第二項目では式本について、室中相互の相違はともかくも、写誤を伝えられる事例が多いとし、宗務院で諸本校定を行い、定本（『洞上室内儀軌』と呼称）を印刷し下附することにしたという。また、第四項目では三物地帛の説明をし、それまでは特段定めるところが無かった地帛を、永平寺所蔵の道元禪師『嗣書』を基準に梅華地と定め、しかも、入手困難を想定し、宗務院が特製し下附するとした。そして、本論として重要なのが第五項目で、三物の調認法は各室中の相伝に依準することを求めつつも、「室内三物秘辨等ヲ参照シ鄭重如法ニ調整スベシ」と示した。つまり、宗門で公式に、三物調認の参照先を『秘弁』に定めたのである。一応、「等」とはあるが、当時比較的容易に入手可能な作法書が『秘弁』のみだったことを思うと、当局の意図は明らかである。

この一節は、現行の『宗制』には見られない内容であるが、一期の宗務当局が、『秘弁』を重視していたこと、そして、昭和に入って『秘弁』に係る提唱録・解説本が刊行された理由が明確になったといえよう。

また、昭和一三年（一九三八）は『曹洞宗全書』の刊行が進み、関連して従来書写のみで伝わるが多かった室内関係の文献が、翻刻収録された影響は推して知るべきである。室中の秘とされていた文献が公開され、広く可視化されたのである。併せてこの頃、杉本俊龍老師による切紙参究本も刊行された。宗門内この方面の参究を志す者がいて、情報の共有が望まれた時代だっ

たといえよう。

三、近代洞門における『秘弁』参究について

近代洞門における『秘弁』参究については、二つの流れから見
ていく必要がある。

一つは、『秘弁』参究を進め、講義・講読をされた祖師方の
繋がり。

一つは、『秘弁』定本確定作業。

まず、前者については、永久『講話』で以下のようにまとめら
れている。

近代に於て三物の深義を研究し、其の鼓吹につとめたもの
は、西有禪師を始めとする其の一家一門である。自分は、幸
にも西有禪師の活骨髄を把握せられた、總持寺貫首禪師猗下
には直接の指南を受け、岸澤惟安老師より宗乗についての深
い法愛を蒙り、別に丘宗潭老師が三物祕辨を提唱された筆記
を、古いもの新しいものと二三種拜讀するの法運を恵ま
れた。¹⁸⁾

大本山總持寺独住三世・西有穆山禪師（一八二一〜一九一〇）
を中心に、その指導を受けた方々による展開であることを明示さ
れている。岸澤惟安老師（一八六五〜一九五五）は西有禪師の法
嗣であるし、更に丘宗潭老師（一八六〇〜一九二一）は西有禪師
の法嗣ではないが、門人としてその指導を受けられ、印可証明を
受けたとされる。¹⁹⁾

さて、西有禪師御自身については、前項の略年表に挙げた通
り、明治三四年に曹洞宗大学（後の駒澤大学）で、青年僧向けに
『秘弁』の提唱をされたという。また、後述するが、丘師も西有
禪師から『秘弁』の講義を聞いたとしているので、本来であれば
提唱録などが残っていて然るべきだと思う。ただし、最新の西有
禪師研究である伊藤勝司氏『西有穆山という生き方』でも、該当
する著作の名前は見当たらない。もしかすると、提唱録がまだ見
付かっていないだけかもしれない。今後、調査などを通して、近代
における『秘弁』参究の嚆矢たる成果を拝覧・参究する機会を得
たいと願っている。

それから、後述するように、岸澤師による『改訂秘弁』が『曹
洞宗全書』「室中」に収録されるに及び、宗門のスタンダードを
作り上げた印象が強い。師には提唱録も残されており、昭和七年
（一九三二）秋に名古屋市奉安殿（後の大本山永平寺名古屋別
院）の布教部が主催した「正法眼蔵会」での提唱録が、翌年『觸
耳録』として刊行された。『改訂秘弁』本文の一々の語に、懇切
丁寧な註釈がされており、しかも、それまでの諸提唱等に見られ
た事績確認の誤りなどを指摘していることも、特記すべき事柄で
ある。

一例として、『秘弁』の宝暦一三年（一七六三）本は、万俣禪
師が跋に「宝暦十一日春、朱印訂賜の鈞命を蒙り」とされる通
り、徳川九代將軍家重隠居（宝暦一〇年）に伴う一〇代家治への
代替わりの際に、上州宝積寺が受けていた「朱印状」の再交付を²⁰⁾

受ける目的で、宝暦十一年（一七六一）に江戸に登った時、滞在していた芝の青松寺山主の秀公から依頼されたものであった。しかし、跋にある通り、「秀公」の遷化により渡せなかつたとされていた。

なお、岸澤師の調査²¹⁾では、従来「秀公」に該当するとされた青松寺二〇世・嶺南秀恕禪師は宝暦二年（一七五二）遷化のために合わず、同寺二八世・大威秀猊禪師は安永六年（一七七七）遷化で時代が合わず、最終的に宝暦十一年（一七六一）に遷化された同寺二六世・真常貫如禪師ではないかとされるが、今度は「秀公」という名前と合わないとされる。これらは『秘弁』成立に関連して改めて解明されるべき事柄といえよう。

また、師の『改訂秘弁』は本文の並びが独自のものとなっているが、その本文に即した提唱として『觸耳録』は貴重である。師には、他にも多くの提唱の機会等があつたと思われるが、『改訂秘弁』に即した学びを志すのであれば、本書を通してその口訣に触れることが出来よう。

また、丘師は、本論末尾に翻刻収録した『提唱録』以外にも既に東京高尾高乗寺の細川道契老師によって筆録された提唱録（細川『講話』）が、昭和二十四年に刊行されている。今回、『提唱録』は解題を通して細川『講話』との比較を行っている。そして、先に挙げた永久師は、丘師の提唱録を二、三種拝読したというが、他にも残されたものだろう。

永久師が指摘されるように、まずはこの三師によって『秘弁』

の講義・講説が熱心に行われて普及し、更には、テキストの校訂等を経て刊行され、『宗制』で公式な参照文献と位置付けられることで、『秘弁』の宗門内の位置付けは不動のものとなった。永久師自身、この方々から指導を受け、提唱録を参照されたというから、『三物』参究を志すのであれば、先の三師の道を辿るべきだといえよう。

三―一、『秘弁』のテキスト校訂について

『秘弁』を学ぶ際に最良と判断できるテキストは、現段階に至つてもなお、分かつていないといふべきであろう。それは、『秘弁』自体の成り立ちに関連している。例えば、丘師は『提唱録』で、『秘弁』の成立と伝承について以下の見解を提示しておられる。

此の三物と云ふ物に付て秘弁と名を付て万仞和尚が述べられたそれが今日に伝へ居るので有る、此春も三河の方で聞けば此れを書かる、には非常に骨を折られた者で何度もくも書き換へられた者と見へて其の時に書かれたのが三河の御住山地に沢山有たソ―だ、それが何時の頃にか散逸して仕舞て今までは無ひと云ふ惜ひ事を仕た者だ、²²⁾

三河の住山地とのことだが、万仞禪師が開山となつた万福寺（現在の愛知県岡崎市内）を指している。丘師が伝えた通りであれば、万仞禪師は繰り返し『秘弁』草稿を書かれていたことが推測出来るが、その稿本は現在、散逸しているとされる。

そこで、最も多くの写本を拝覧されたであろう岸澤師の所見は、以下の通りである。

惟安、三物秘辨の古寫本七種を藏す、

曰く、寶曆八年以前の稿本、

曰く、寶曆八年本、

曰く、寶曆十三年本、

曰く、明和五年本、

曰く、明和九年本、

曰く、安永二年本、

曆號を記せざる者の、別に洞上秘辨一本を藏す、⁽²³⁾

この一節は、『曹全』本『秘弁』「序」にも収録され、良く知ら

れたことではあるが、筆者は写本相互の関係性までは理解が及んでいなかった。更に、この写本の全てを見ているわけではない。

よって、本論では近代の研究者の捉え方を見っておくとし、併せて岸澤師の以下の説示も参照しておきたい。

寶曆八年以前の稿本は、年號が書いてない、處々に訂正してあるから草稿であらう。寶曆八年の年號をうったのが、一番くはしい稿本を清書したものだ。明和五年本、これには跋がある、それとはなしに、天桂禪師のあやまりをたゞされたものだ。寶曆十三年本、これが今讀む本で、簡にして要を得て居る。明和九年本と、安永二年本とは、同じもので、たゞ拜寫した年號がちがふだけで、寶曆八年本と殆んど同じだ。この安永二年本が、一番しまひの年號になつて居るから、八年

近代洞門における室内三物研究について

本若しくは安永二年本が、萬仞様の三物に對する御意見の定つた本と思ふ。年號のうつてない本がある、これは次ぎ次ぎに、なほしてゐたうちの一冊である。外に洞上秘辨といふのがある、前の本とは趣きが違ひ、始めに參同契、寶鏡三味の假名書の註があつて、後に三物秘辨のせてある。⁽²⁵⁾

上記の通り、『秘弁』には寶曆八年の広本、寶曆十三年の略本、この二系統を中心に、更に跋の有無を含め、複数の系統が存在していたことを理解出来る。

この広略二本に対する評価だが、丘師『校訂秘弁』「序」には寶曆八年・寶曆十三年・明和五年の三本のみを挙げており、その關係については、以下の通り提唱されている。

廣略あるのみというが、此の廣略は今日から考へて見て穩かでない處がある、寶曆八年本は誠に廣く説いてある、三物に關係ないことが澤山あるから、それは抜いた方がよい、又略本で見ると、餘り簡略すぎて言語の足らぬ處がある、先年西有禪師が是について足らぬ處は補ひ、要らぬ處は削つて、色々親切に申さるゝには、若し後日お前達が秘辨を提唱するならば、此の書き加へた本によつて後世に傳へた方が好からうとのことで、それが抑々校訂の考の起つた動機である。⁽²⁶⁾

これは、細川『講話』で伝えた見解である。既に西有禪師の段階で、諸本異同の問題が認識され、定本を確立する意図があつたとされる。細川師が伝えるところでは、西有禪師は明治三四年(二九〇一)までに自身が校合された一本を『洞上室内三物秘

辨』と題して周囲に配布していたとされる。⁽²⁷⁾ 一方で丘師は、岸澤師が伝えるところでは、「霞丘老漢、十三年本の、簡にして而して要を得たるを喜び⁽²⁸⁾」とある通り、宝曆一三年本を重視していた印象を得させるが、その理由は次の通りであった。

此の秘弁は先にも云ふ如く、何度もくも書かれた者故に、色々諸方で伝へ居るが、此の寶曆十三年の本は、西有禅師から借りて寫し又た講義も聞た事であるが、ドーも完全で無ひ様に思ふ（上註に別本或は一本に曰とあるが此の引である一本の方が却て詳ひ様に思ふ、その別本とて完全な事は無ひが、文の照應接続が寧ろ能い様に思ふ、其の本は寶曆八年孟夏中五月と奥書がして有る（以下略）⁽²⁹⁾）

丘師は宝曆一三年本を西有禅師所持の一冊を写されて入手し、更にその講義も聞かれたとあり、宝曆一三年本を重視されたのは、西有禅師に続いたためであった様子が分かる。更に、西有禅師は頭註に宝曆八年本との同異を記され、その様子を見た丘師は、宝曆八年本であっても完全ではないと判断している。また、ここから、宝曆一三年本を中心に、宝曆八年本を見ながら校訂を進める校訂方法が定まった。これは、明和五年本には、宝曆一三年本とは違った別の跋文が収録されているが、それが『校訂秘弁』に採用されていないことから明らかである。岸澤師が指摘されるように、明和五年本の跋文には天桂伝尊禅師の嗣法観・三物観への批判が含まれるが、その議論は『伝法式行法』の執行には直接関係が無い。

更に、『曹全』「室中」に収録され、スタンダードになった印象も強い岸澤師『改訂秘弁』であるが、この一本は従来の編集と比較して、文章順が大幅に変更されている。「序」には以下のように示されている。

然れども老人（※丘師）の主とする所は、偏に嗣書に在り、是を以て叙次錯互、必ずしも儀規に随わず、且つ老人未だ嘗て高祖の嗣書を瞻禮せず、紀述論訛無きに不ず、今其の叙次を更め其の論訛を正し、一に儀規に随ひ、専ら高祖の嗣書に遵ふ、〈中略〉惟だ恨くは大事の第三圖、及び第五圖の圖說、猶ほ未だ晦澁を免れず、因て八年本に對勘し、補訂改竄し、題して改訂室内三物秘辨と曰ふ。⁽³⁰⁾

丘師『校訂秘弁』と岸澤師『改訂秘弁』との最大の違いは、内容を伝法儀規に合わせたことと、丘師以上に宝曆八年本を採用して、晦澁なる文章を改めたことである。これは、『秘弁』自体をどのように位置付けるかにも関わるのだが、少なくとも岸澤師は曹洞宗における室内伝受のための『伝法室内式』の口訣を示すことを重視し、その作法を円滑に行うために編むと判断したことが明らかである。

ところで、上記に見える岸澤師による改訂は、丘師の了解を得たものだとされた。

この校訂室中三物秘辨が、大分廣まつて居るが、一番先きに嗣書を出し、次ぎに室内の作法が出て、その次ぎに大事な出て、儀規本とはすつきり、順序がちがつて居るから、呑み

こみにくい、そこでわしが、儀規本の順序に随つて、本文の順序をあらため、丘老僧のお達者な時にお目にかけ、「かういふ順序にして頂くと、話しよくもあり、また聴きよいと思ひます」と申ししたところ。「さうがよからう」と申されたが、最後の改訂が出来ずに遷化になつたから、拙衲が改訂したのだ。⁽³¹⁾

生前の丘師に対して、岸澤師は右の通り了解を取つて全体を改訂したという。改めて、先の一文とも重ねて解釈すると、従来の『秘弁』は冒頭に『嗣書』の図と口訣を掲載し、その後、『伝法室内式』の式法の口訣を挙げ、続いて『大事』『血脈』その他の口訣を掲載した。しかし、『伝法室内式』の順番からすれば、最初に必要なのは式法で、途中で『嗣書』の相承があり、室内伝授物の授与の中に『大事』が入ることになる(『血脈』は伝法加行五日目の「伝戒式」で授与し終わっている)ため、その順番に改めるべきだという見解なのである。筆者はこの点に違和感を抱いているが、それは後に詳述したい。

三二二、『秘弁』テキストの比較

本項では、『秘弁』のテキストについて、以下の六本を挙げ、その順番や配置などを比較してみたい。本文の後に表を掲載したが、基本を①丘師『校訂秘弁』に定め、次いで②岸澤師『改訂秘弁』を置き、更に以下の諸本を並べて検討することとする。

③万延二年書写『洞上傳戒秘辨』所収本

近代洞門における室内三物研究について

④明治四二年刊行『秘弁』一喝社

⑤昭和五年刊行永久『講話』講義講本

⑥昭和五年刊行永久『講話』巻末所収本

なお、①『校訂秘弁』を挙げるに際し、同本に付されている題よりも更に細分化して掲げること、以下の諸本との比較を容易ならしめるものとする。

比較の結果、①丘師『校訂秘弁』の内容の順番を改めつつ、一部文章を増広させる形で②岸澤師『改訂秘弁』が成立したことが明らかとなった。特に、『嗣書』に係る口訣が巻尾に回され、儀規の順番に一致させるといふ意図の通りである。

また、④の一喝社『秘弁』は、巻末の跋文が明和五年とされている通り、その系統の写本を翻刻収録したものである。

そして、問題は⑤と⑥の永久『講話』所収本であるが、本書は⑤講義講本と、⑥巻末所収本の本文が明らかに相違しており、編集した永久師は「三物秘辨講話の基本として用ひたものは文が短いから、内容の多いものを特に附録としてのせた次第である」とする。そして、⑤永久『講話』講義講本は「跋(宝曆一三年)」が収録されており、略本といえよう。

⑥永久『講話』巻末所収本については、③『洞上傳戒秘辨』所収本とは写誤と思われる字句が異なる程度で、順番や内容は同じであるため、同系統の写本を利用したものと思われる。③と⑥はともに、跋等が無く、執筆年次などは書かれていないが、推定する手がかりがある。両本とも巻尾に収録された万俣禅師の諸口訣

中に、「余 正法眼藏を提唱すること既に二十餘年⁽³³⁾」とある。岸澤師による伝記⁽³⁴⁾を見ても、万仞禪師の『正法眼藏』提唱が何歳からのことか判然としないが、宝暦二年（一七五二）に永平寺へ拝登し道元禪師五百回忌に随喜され、その帰路に『正法眼藏聞書抄』を拝覧したとされるため、この一件の後と考えるのが自然であろう。宝暦二年は万仞禪師五五歳であり、その二十余年後といえば、明和九年（安永元年・一七七四）以降になる。よって、③『洞上傳戒秘辨』所収本及び⑥永久『講話』巻末所収本は、明和九年本や安政二年本に相当する写本の系統だと推定できよう。また、岸澤師はこの両本の内容は同じだとされ、更に宝暦八年本に相当するともされる。丘師は宝暦八年本には、本筋に無関係の内容も含まれると指摘されるが、両本の体裁は指摘の通りであることが確認されたため、明和九年以降の系統と同じだと判断して良からう。

四、『丘宗潭老師』『室内三物秘辨』提唱録』解題

今回、本論の末尾には、新出資料の『丘宗潭老師』『室内三物秘辨』提唱録』を翻刻収録した。書誌情報は以下の通りである。

- 一、冊数 一冊
- 一、料紙 楮紙
- 一、大きさ 縦24・1cm×横16cm
- 一、装丁 袋綴
- 一、題目 外題 題簽無し

内題 室内三物秘辨 肖盧丘老宗師御提唱

一、枚数 本文 八一丁

一、行字数 毎葉八行・各行二二字前後

一、筆録時 明治三十九年九月六日～一日

一、筆録者 不明

一、筆録地 不明

一、所蔵者 菅原研州

なお、内容については、更に詳細を示しておきたい。

・室内三物秘辨

第一席 九月六日午前八時開講（二丁表～二二丁裏）

第二席 九月七日午前（二二丁裏～二五丁裏）

第三席 九月八日午前（二六丁表～四一丁表）

第四席 九月八日午後二時（四一丁表～五二丁裏）

・教授戒文

第一席 九月一〇日午前（五三丁表～八一丁裏）

右の通り、全五席の内、四席までが『秘弁』で三日間、その後一日置いて全一席で『教授戒文』の提唱が行われたため、全四日となる。なお、『教授戒文』提唱は、細川『講話』にも収録されているが、『提唱録』の方が分量が多い。機会を得て翻刻等を行い、他の提唱録との比較検討をしたいと願っている。なお、第四席までの『秘弁』に比べ、『教授戒文』は一席に費やす紙数が多く、二席分の記録とも思ったが、文面上は分からない。

また、題には「肖盧丘老宗師御提唱」とあるが、「肖盧」とは

師が住持していた伊豆修禪寺の山号である。
 丘師による『秘弁』提唱は、細川『講話』にも収録されているが、『提唱録』との同異点は以下の通りである。

①両書とも宝曆一三年の跋文を持つ『秘弁』に対する提唱。
 ②『提唱録』は複数人に対する提唱で、細川『講話』は細川師個人への説示。

③細川『講話』の方が全体的に詳細である。特に伝法の作法に係る説示の分量は全く異なる。

④『提唱録』は提唱全体のテーマを定めて説示された。

まず、①丘師が自分で校訂された『秘弁』への提唱であるとするれば、当然のことではある。ただし、他師の提唱録と講本が異なっていることには留意されたい。

②細川『講話』では「時は明治四十二年一月十三日より十七日までの五日間〈中略〉同じ芝區三田の老漢の宿所に通ふて入室口授を許された〈中略〉然も老漢の宿所に於て、右三物の口訣を授かり、其時更に教授戒文の口授も受け⁽³⁵⁾」とある通り、細川師が個人的に口授されたものである。一方で『提唱録』は、『嗣書』書式を示す際に「若し皆なの嗣書に、此れ等の文字が有たら書き改めるが能い」とある通りで、明らかに複数人の聴衆への説示である。

③細川『講話』は細川師に個人的に口授されたものであり、非常に細やかな内容である。一方で、『提唱録』では「然し大体は此の書で能いのじや尽して居る此れ以外に口伝は有るが深く攙き

過ぎては成らぬ故に遠慮して書かれなんだ者と見へる⁽³⁶⁾」とある通り、口伝について「攙き過ぎては成らぬ」との立場だったと見え、『提唱録』での口伝の説示も最小限であったと思われる。

④『提唱録』は明治三十九年の提唱録である。丘師は前年に大本山永平寺の初代眼蔵会講師を務められた。丘師の提唱について、岸澤師が丘師自身の言葉として「まず一篇の大綱を把握し、次に脈絡照応を考え、首尾貫注して一気に説く⁽³⁷⁾」を伝えているが、『提唱録』もその通り、問題点を「宗門の特色・本尊・安心」などに置き、その上で『三物』こそがそれらの問題の解決を示すとの立場から提唱されたものだといえる。また、脈絡照応を気にしておられることは、後述する通り『提唱録』でも同様である。

また、『提唱録』の一部には、現代的な人権擁護の立場からは問題というべき用語等が散見されるが、その一部は本論末尾の註記に記しておいた。『提唱録』を参究される際には、取り扱いに注意されたい。

五、『丘宗潭老師』室内三物秘辨『提唱録』の論点

『提唱録』での提唱は、前項の④に挙げた通りで、「宗門の特色・本尊・安心」などを主たる問題として説かれている。

そこで、宗門の特色等については、以下の説示が見られる。

此の三物は宗門の法實である、此の大切な法實の何にたる事を知らず、研究を為よーともせない、宗門の特色は何で有り、宗門の特色を研究せずば成らぬと云ふて、点然として

耻るを知らぬ、甚だ敷は宗門の本尊が定つて居らぬとか云ふ、我が禅戒は他宗には無い大に異つて居る大なる特色で有る、馬廉な話じや、宗門の特色も本尊も三物の内に明に显れて居るで無いか、幸の事で有るから充分に研究して将来に誤を伝へぬ様に⁽³⁸⁾するがよい、

まず、宗門の「特色」は「禅戒」であるとしている。ただし、「禅戒」について『提唱録』では提唱されず、詳細は万仞禪師『仏祖正伝禅戒鈔』への提唱録である丘師の『改訂佛祖正傳禅戒鈔講話』を参照されるべきであろう。

よつて、本論では、本尊論と安心論について検討する。

・此の寂光浄土唯心浄土久遠釈迦此れが我が曹洞宗の御本尊だ此れを知らぬから本尊が分からぬ何のと云ふ⁽³⁹⁾

・三身即一の釈迦寂光浄土と確と定て居る我宗の信者は寂光浄土に三身即一の釈迦と成るのだ本尊論も浄土論も書生衆の様に別に騒で尋ね廻るに及ばん寂光浄土に往生して佛果を成就し久遠の釈迦と成て本来の面目に皈着する確な者でないか⁽⁴⁰⁾

右は、『大事』「第四図」への提唱で示されたものであり、『三物』に遵つた本尊論が構築されていることが分かる。『大事』「第四図」は黒円相の下に「寂光浄土・唯心浄土・久遠釈迦」の三句が書かれたものであるが、「図説」には「此の図は、諸仏の出世には必ず所依の土有ることを明すなり」とあるが、⁽⁴¹⁾それを受けて丘師は、右のように示された。

「寂光浄土」とは仏の住む安寧で清らかな悟りの世界である

が、「唯心浄土」とは寂光浄土が仏の心であると示すと同時に、この娑婆世界であることを示す。「久遠釈迦」とは『妙法蓮華經』「如来寿量品第十六」で示された通り、釈尊は久遠の過去に成道し、種々の教えを衆生のために説いていると示されたことである。そこで丘師は、曹洞宗の信者は寂光浄土即唯心浄土において、法報応の三身を統一した久遠釈迦になるとし、これが本尊であるという。つまり、『三物』の伝持者たる僧侶に今此処で、三身即一にして寂光浄土の主宰たる久遠釈迦になるように求め、そして、本来の面目に帰着するとも説かれるのである。なお、細川『講話』でも、『大事』「第四図」に従つて本尊論の開示は⁽⁴²⁾行われ、内容も詳細であり、「寂光浄土」等三句の繋がりを提示されてもいるが、『提唱録』は簡潔であるが故に、明確な本尊論として価値がある。

此の三脉に依て吾宗の信仰の基準は分て居る（中略）此れに依て金剛の信仰を確立すべきである安心を定む可きである血脉を一見しても如是に分るで無ひか⁽⁴³⁾

更に右の通り、『三物』によつて宗門の信仰も安心も定まるといふ。

ところで、明治時代以降の曹洞宗は、本尊論や安心論で大いに混乱することとなったが、本尊は釈迦牟尼仏に定め、安心については『修証義』がそれを定める向きもあった。丘師は『曹洞宗意綱要』に収録された『修証義』への提唱で、これらの問題も言及された。

まず、本尊の問題は、『修証義』「第五章行持報恩」に「謂ゆる諸仏とは釈迦牟尼仏なり、釈迦牟尼仏は即心是仏なり」とあるのを承け、以下のように示された。

釋尊本尊と云ふことは言ふまでもない。宗門は釋尊が本尊に定つて居る。釋尊の精神を其儘迦葉が受け繼いで、迦葉の精神を歴代の祖師方が受け繼いで現在に至つたので、頭に釋尊んがあります。故に是は、釋尊が本尊様で結局は釋尊に歸する。それが現在の南閻浮提の一切諸佛は釋迦牟尼佛になる。

〈中略〉而して釋迦牟尼佛と云ふは然らば何かと云ふと、即心是佛、手近くの自分の手許が釋迦牟尼佛である。然らばそれは何者が即心是佛であるか、即心是佛といふは誰といふぞと審細に參究すべし、何者か即心是佛であるか、先きからずつと申して來た、受戒入位、發願利生、行持報恩の釋迦牟尼佛の佛法を行ふのが即ち釋迦牟尼佛である。⁽⁴⁴⁾

明らかに『修証義』に基づいた本尊論が展開されていることが分かる。特に、『修証義』「第三章受戒入位」によつて、本証の定まった衆生が、發願利生・行持報恩として妙修が展開されていくところを抜き出して、一卷の巻末にある「即心是仏」の問題に帰着させておられる。つまり、受戒入位以降、行持報恩にまで展開させている衆生それ自身が即心是仏であり、釈迦牟尼仏なのである。更にその具体相について、これらの「四大綱領」を「徹底的に實行して、力ある信仰を持ち、眞實の佛法を以て社會の救済を⁽⁴⁵⁾」⁽⁴⁵⁾することが、衆生にとつての役目であるという。

また、安心論について、『曹洞宗意綱要』では以下のように示されている。

それで宗門の受戒入位と云ふ安心は、達磨大師の坐禪と云ふものと決して矛盾するものではない。矛盾せぬといふ證據は、心地の非の無いのが自性戒でありませう。然れば心地一歳に屬するものを脱落する状態、それが三昧王三昧に立ち到る。然らば、心地を開明して本心に安住するのが戒法で、是は坐禪と何にも變つたことはない。⁽⁴⁶⁾

丘師は、戒法を中心とした「受戒入位」には、正当の安心ではないとする見解を批判し、戒定慧の三学一等の立場から右のように示された。「受戒入位」が達磨の坐禪と矛盾しないことは、宗門一般は「禪戒一如」として教義化されたが、その一つの姿が右の通りである。なお、丘師は『修証義』を正面から批判されることはなく、「本尊論」「安心論」などは、むしろ『修証義』の教義体系を巧みに用い、誰にでも実践可能な実践法として示されたことが分かる。

ところで、右の「本尊論」「安心論」について、『秘弁』由来の文脈が出家者でも堂奥に入る被伝法者向け、『修証義』が四衆一体のものとして理解されるが、四衆相互の關係について、丘師自身は以下のようにも示される。『提唱録』から見ておきたい。

然れば一脈一々が三脉である伝戒相兼は嗣法相兼だ伝法と授戒と別があるなどと云ふは馬鹿な話じや二法は無ひ一体三名だ在家の者でも出家すれば嗣書は伝へるのじや在家では伝へ

る事が出来ぬのだ在家では勃陀勃地の位は與へられぬ二法ありとすれば信仰が二となる受戒入位は達磨の壁觀三昧だ二途は無ひ三身即一の如し一途である然し如是一途だと云ふと直に伝戒のみで嗣法相承は不入用じやと云ふ議論が起ローがソーで無ひ嗣法は出家のみに限り受戒は道俗に通ずる故に嗣法相統^統の者必ず戒脈は有るが戒脈ある者必ずしも嗣書ありと云ふ事は出来ぬ寛狭の別があるのだ寛狭は有るも軽重は無い何だか嗣書が一番難有くて大事が其の次に難有血脈が其の次の様な心がするが決してソーで無ひ軽重は無ひのだ何れも供養恭敬尊重すべし三脈は必ず嗣法相統の人は離しては成らぬ始終付て参究すべきである⁴⁷

これは、曹洞宗の実態を示したものといえる。在家信者に対しては「授戒会」や「檀信徒喪儀法」などを通して、『血脈（戒脈）』が授与されるが、『嗣書』『大事』は出家者のみである。これは、在家信者を差別したのではなく、出家して機縁契えば「勃陀勃地」の位が与えられ、『血脈』以外の『三物』も授与されるとした。しかし、この見解について、二つの面から批判の対象となったようである。

- ① 出家と在家の信仰が二つとなる。
- ② 出家者は伝戒のみで嗣法相承が不要か。

まず、①について、宗門の信仰とは、先の『曹洞宗意綱要』で挙げたことと同様、受戒入位を達磨の壁觀三昧（坐禪）と見て、三身即一で如是一途の積尊に成り行く途を示した。しかし、その

結果、在家の立場に近づき、②の批判に繋がってしまうことになる。そこで、丘師は「寛狭は有るも軽重は無い」という立場を主張することで、安心論という観点では「禪戒一如」のように統一しているように見えるが、実態は出家と在家の軽重を認めないとしつつ、各人の立場、あるいは日常の過ごし方という観点で出家と在家という「寛狭」の差が出るようになる。

近代に入つて以降、新たな教団の姿や教義を模索する中で、本尊論や安心論は混乱した。更に、『修証義』を発端とする安心論の問題もあつた。当初、曹洞扶宗会で『洞上在家修証義』の成立に関わつた大内青巒居士（一八四五〜一九一八）が、最初の註釈書『修証義聞解』において、明確に「在家安心」の書と位置付けたが、『洞上在家修証義』を『曹洞教会修証義』へと校正した永平寺六三世・滝谷琢宗禅師（一八三六〜一八九七）は『修証義筌蹄』で青巒居士の見解を反駁され、『修証義』の安心は四衆一等であるとの立場を示した。そのため、滝谷禅師が遷化された後の明治三〇年代以降、宗門の安心論は種々の議論を招いた。一例としては、在家は『修証義』『受戒入位』で安心を得るが、宗侶は坐禪を中心にするというものであり、他にも、「南無釈迦牟尼仏」の本尊称名なども検討された⁴⁸。しかし、丘師の安心論は「禪戒一如」を踏まえつつも、受戒と坐禪の二分化でも一体化でも無い第三の道を探るものであつたと評することが出来よう。

六、『校訂秘弁』から『改訂秘弁』への改正は適切か

既に論じた通り、丘師『校訂秘弁』から岸澤師『改訂秘弁』への改正は、以下の特徴を持っている。

①全体の順番を『伝法室内式』の作法に合わせて改編した。

②『大事』図など一部の口訣の不足を補った。

この内、②については妥当な補筆であると思われる。元々、丘師自身も、宝暦一三年本の不足を、宝暦八年本で補う作業をしていたためである。

問題は①である。「三一二」の図表の通り、岸澤師は冒頭にあった『嗣書』関連の口訣を、「①享保年中龍源寺万光和尚」を除いて『伝法室内式』行法口訣及び『大事』図口訣よりも後ろに置いた。

なお、丘師『校訂秘弁』の編集方針について、岸澤師は既に紹介した通り「然れども老人の偏に主とする所は、嗣書に在り」とし、『嗣書』に注目したものと評している。

しかし、万仞禪師の『秘弁』執筆動機を考えると、やはり『嗣書』口訣が冒頭にある方が良いように思う。理由だが、岸澤師が「①享保年中龍源寺万光和尚」のみは当初の位置に残したように、万仞禪師の『三物』及び「室内作法」参究は、三河龍源寺一四世・万光道輝禪師（一六八一〜一七五七）から、永平寺所蔵の道元禪師将来『嗣書』の写本を見せて貰ったこと由来する。万

仞禪師は、自身が大乘寺・大機行休禪師（一六六六〜一七三〇）、卍山の資、大乘寺三四世）より拝受した『嗣書』等の『三物』と比較したと述べている。そして、更に道元禪師将来『嗣書』に見られる独特な祖師名にも注目しながら、『嗣書』が西天・東土と受け継がれてきたとすれば、「馬鳴」「龍樹」などの漢訳名であるはずが無いとの結論に至っている。ここから、万仞禪師自身が受けた『三物』について、その不安感が解消され、明確な事実にとどり着いた感動を伴っていることを見逃すわけにはいかない。同じような感動は、瞎道本光禪師がやはり、万光道輝禪師の法嗣・宝園靈樹長老から道元禪師将来『嗣書』の書写を見せてもらい、万仞禪師同様に祖師名に注目したことが『室内聯灯秘訣』から知られる⁽⁵⁰⁾。よって、『秘弁』の場合、『嗣書』書式の口訣が冒頭に来ていることが重要であり、丘師が『嗣書』に注目されたのは、万仞禪師の意向に従った結果だとも思われるのである。

更に、丘師は『秘弁』の文章について、脈絡照応に留意されていた。

但だ此の再製の本に付て疑はしい處がある、隨て此の秘弁何者ぞと云ふ様な考へが起る、其の訳は此の書の終りの、顧不^{こふ}下開祖三三代後所製乎の十二字で有るが、嗣書は太白相兼未詳其始（云云）終りに到る前後章句の照應より見ると味く融^と合が付かぬ、後人の挿入では有るまいか、彼の八年の分には大事の如きも又た永平の筆記なる事上に記すが如しと有る字の数も十二字で有る、此れで無くば文章が照應せない、如何

にも十二字が継子に成て居る、再製の本には相違ないが此の十二字だけは後人の挿入だローと思ふ、上の図説の解釈より見るも前後の様子より考へるも此の十二字だけ別な文字が入た事は明である、大事は確に高祖大師が記された者である、二三代後に出来た者だと云ふ説は卍山和尚が云ひ出たので有るが、此れは妄説である⁽⁵¹⁾、

これは、『校訂秘弁』巻末の「⑬2相伝嗣書太白相承」に見られる一節であるが、丘師が問題とされる文章については、永久『講話』講義講本に該当する一節を収録するため、両者を比較してみた。

・『校訂秘弁』「大事圖參、始終與正法眼藏九十五卷、同其玄旨、顧不止顯參同契等之奧義而已歟」⁽⁵²⁾

・永久『講話』講義講本「大事の如きは、圖參始終の玄旨、正法眼藏の提唱に同じ。顧ふに開祖二三代の後に下らずして製する所なるか」⁽⁵³⁾

右に引いた『校訂秘弁』は、丘師が紹介した「宝曆八年本」とも違っており、更に、永久師も本文を訓読してしまっているもの、前後のつながりは理解可能で、「顧ふに開祖二三代の後に下らずして製する所なるか」は「顧不下開祖二三代後所製乎」に相当する。なお、永久師も『大事』図は道元禪師製作を信じるため、疑義を呈している⁽⁵⁴⁾。

この件について、丘師の立場は提唱の通り、『大事』図は道元禪師から二三代後の成立とするのは後人の挿入だと見ており、

しかも卍山禪師の見解を受けたものだろうともしている。これは、『洞門衣衲集』「菩薩戒大事圖説」項に「如是授者表出所謂一大事相。而依此大事語中古師家製大事圖一枚」⁽⁵⁵⁾とあって、『大事』図を中古の師家の作ったものだとした見解を、丘師は「妄説」だと断じていることが分かる。

また、『校訂秘弁』本文⑭「唱歴代仏祖之尊号有口伝」について、『提唱録』二八丁表では『大事』図との関係で、場所を変更することを示した。つまり、他の写本、あるいは前後の脈絡照応から、より正確な文章の構成を求められ、その結果の『校訂秘弁』であったことを指摘しておきたい。

伝戒・伝法の結果、『三物』全体を一等に重視することは分かるが、宗門では道元禪師『正法眼藏』「嗣書」巻が存在する限り、『嗣書』の重要性は今更指摘するまでもない。そして、永平寺所蔵の道元禪師将来『嗣書』からその原型を知った万仞禪師の感動を共有しようとする限り、編集方針は『校訂秘弁』の方がより適切だと思われる。

また、宗門の『秘弁』重視の方針が示された大正一四年の段階で、既に丘師は遷化しており、岸澤師の見解や研究成果がより共有されやすかった状況が推測される。その結果として『曹洞宗全書』「室中」に岸澤師独自の編集となる改訂本が収録され、現在に至るのであるが、それは果たして本来の『秘弁』の構造という観点から、許容出来るのだろうか。疑問を提示しておきたい。

七、結論

本論では、近代洞門における『三物』参究のあり方について検討し、その中で明治期以降の『曹洞宗宗制』では万仞道坦禅师『室内三物秘辨』の重要性が高まり、それとともにテキストや提唱録が整備される様子を概観した。

また、令和二年に百回忌となる丘宗潭老師に関する新出資料の『提唱録』を紹介しつつ、現代の曹洞宗が今なお抱えている、「本尊論」「安心論」の問題解決への道筋も見えた次第である。

更に、『秘弁』のテキストとして、現行は岸澤惟安老師改訂『改訂室内三物秘辨』がスタンダードになっているが、その問題点も指摘した。これは本来、万仞禅师により近い時代の写本等を渉猟した上で検討されるべきことであるかもしれないが、本論はあくまでも近代における参究を検討したものであり、近世の『三物』参究は、また改めて検討する機会を得たいと願っている。

註記

- (1) 『宗統復古志』(◎本山上状符二師、『統曹全』「室中」五九〇頁上) 下段
- (2) 『明治八年布達全書』二七丁表
- (3) 「人法」とは、人と人々が直接伝授してきた法の流れを指す。
- (4) 『明治八年布達全書』六四丁表
- (5) 『明治九年布達全書』六七丁裏

近代洞門における室内三物研究について

(6) 永久『講話』「前説」八頁

(7) 菅原二〇一七

(8) 細川『講話』三頁

(9) 細川『講話』二三頁

(10) 永久『講話』二六頁に指摘されるが、筆者は未見である。

(11) 『洞室内切紙并参話研究』「序」参照。

(12) 『明教新誌社説』五〇八頁参照。

(13) 『曹洞宗宗制』第七號・第一條、『明治十八年普達全書』六四丁表

(14) 『曹洞宗宗制』第七號・第一條、『明治十八年普達全書』六四丁裏

(15) 『法規類纂』一七九〜一八〇頁を参照。

(16) 『法令類纂』二二二〜二二六頁を参照。

(17) 『法令類纂』二二六〜二三一頁を参照。

(18) 永久『講話』「前説」四頁

(19) 志部一九八四

(20) 九代家重隠居に伴う代替わりで「朱印状」を再交付する一事は、『日本宗教制度史』「近世篇」一〇七〜一〇八頁から、以下の指示があったことが知られている。

覚

一 御朱印頂戴の寺社の輩、寺社領の多少によらず、境内ばかりの御朱印たりといえども、所持せしむるにおいては、御朱印下さるべきの間、御領(天領)・私領にこれある寺社領御朱印に写をさし添え、来る西正月より三月までの内、江戸へ持参いたし、阿部伊予守・戸田采女正所へ相達し候ように触れらるべく候。以上

宝暦十年八月

(21) 『觸耳録』二二四〜二二六頁を参照。

(22) 『提唱録』一丁表〜裏

(23) 『改訂秘弁』「序」一丁裏〜二丁表、原漢文だが原典の指示に随って

訓読し、筆者が段落を付した。

- (24) 『曹全』「室中」一三〇頁下段
 (25) 『觸耳録』一八〇～一九頁
 (26) 細川『講話』四九〇～五〇頁
 (27) 細川『講話』二二頁
 (28) 『改訂秘弁』「序」二二丁表
 (29) 『提唱録』二二丁表裏
 (30) 『改訂秘弁』「序」二二丁表裏
 (31) 『觸耳録』二二〇～二三頁
 (32) 永久『講話』「前説」一三三頁
 (33) 永久『講話』卷末所収本一三三頁
 (34) 『僧伝集成』八〇二～八〇九頁を参照。
 (35) 細川『講話』二二三～二四頁
 (36) 『提唱録』五一丁表
 (37) 志部一九八四
 (38) 『提唱録』一丁裏～二丁表
 (39) 『提唱録』三六丁表
 (40) 『提唱録』三六丁表裏
 (41) 『校訂秘弁』九丁表
 (42) 細川『講話』一一五～一二〇頁
 (43) 『提唱録』五二丁表裏
 (44) 『曹洞宗意綱要』一一一頁
 (45) 『曹洞宗意綱要』一五二頁
 (46) 『曹洞宗意綱要』四六頁
 (47) 『提唱録』四九丁裏～五〇丁表
 (48) 菅原二〇二〇
 (49) 『改訂秘弁』「序」二二丁表

- (50) 菅原二〇一七
 (51) 『提唱録』三三丁裏～三四丁表
 (52) 『校訂秘弁』一一丁表裏
 (53) 永久『講話』講義講本二〇五頁
 (54) 永久『講話』講義講本一〇六頁
 (55) 『曹全』「室中」二二七頁上段

一次資料

- ・『洞上傳戒秘辨(全)』万延二年二月書写、愛知学院大学図書館情報セン
 ター所蔵・禅研究所配架(請求番号188.8/02926)
- ・『自明治五年至明治十一年』曹洞宗両本山出張所布達全書』曹洞宗務
 局、引用等を行う場合には布達の年次を入れた『布達全書』と丁数のみ
 で表記した。
- ・『自明治十七年至明治十八年』曹洞宗務局普通全書』曹洞宗務局、引用
 等を行う場合には普通(布達)の年次を入れた『普通全書』と丁数のみ
 で表記した。
- ・畠中回麟編『明教新誌社説』明治二〇年
- ・丘宗潭提唱『室内三物秘辨』提唱録』明治三十九年筆録、本論等では
 『提唱録』と略記した。
- ・『室内三物秘辨』一喝社・明治四二年
- ・丘宗潭校訂『校訂室内三物秘辨』玉林斎・大正二年(同三年再治)、本
 論等では『校訂秘弁』と略記した。
- ・曹洞宗務院編纂『現行』曹洞宗宗制法規類纂』鴻盟社・大正七年、本
 論等では『法規類纂』と略記した。
- ・曹洞宗務院編『洞上室内儀軌(仏祖正伝菩薩戒作法・教授戒文・伝法室

- ・内式」曹洞宗務院蔵版（筆者所蔵、印刷年次不明）
- ・岸澤惟安改訂『改訂室内三物秘辨』鴻盟社・大正一三年、本論等では『改訂秘弁』と略記した。
- ・中村隆道編『洞上室内及禪戒論叢』鴻盟社・大正一四年
- ・曹洞宗務院編輯『（現行）曹洞宗宗制法令類纂』鴻盟社、昭和二年、本論等では『法令類纂』と略記した。
- ・丘宗潭提唱・丘球學編輯『曹洞宗意綱要』鴻盟社・昭和四年
- ・本嶽祖仙・永久岳水共著『室内三物秘辨講話』禪學普及會・昭和五年、本論等では「永久『講話』」と略記した。

- ・丘宗潭提唱・岸澤惟安編『佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・昭和六年
- ・岸澤惟安提唱『改訂室内三物秘辨觸耳録』奉安殿護國院布教部・昭和八年、本論等では『觸耳録』と略記した。
- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』曹洞宗全書刊行會刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号と頁数・段数のみで示した。
- ・杉本俊龍『洞上室内切紙并參話研究』室内研究頒布會・昭和一三年
- ・丘宗潭提唱・細川道契編『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』高乗寺・昭和四年、本論等では「細川『講話』」と略記した。
- ・梅田義彦『改訂増補』日本宗教制度史（近世篇）東宣出版・昭和四七年、本論等では『日本宗教制度史』（近世篇）と略記した。
- ・曹洞宗出版部編『曹洞宗近世僧伝集成』曹洞宗宗務庁・昭和六一年、本論等では『僧伝集成』と略記した。

二次資料

- ・志部憲一「洞門の人——眼蔵会歴代講師（二）」、『傘松』昭和五九年四月号、志部一九八四

- ・杉本俊龍『眼蔵家の逸話』大法輪閣・平成一八年
- ・菅原研州『瞎道本光『室内聯灯秘訣』の研究』、『禪研究所紀要』四五百号・二〇一七年、菅原二〇一七
- ・伊藤勝司『西有穆山という生き方』大法輪閣・二〇一九年
- ・菅原研州『大内青巒居士の戒思想』、『東海仏教』六五輯・二〇二〇年、菅原二〇二〇

注意喚起

本論に附録した『提唱録』本文には、人権問題に抵触する可能性がある語句等が見られた。閲覧・参究の場合には、差別等に繋がらないよう、呉々もご注意願いたい。

- ・「馬鹿」一丁裏、一八丁表、二四丁表、三六丁表、四九丁表、五二丁裏
- ・「生れ年らの盲人が鏡を持てるのも一所だ役に立たぬ」（三〇丁裏）は視覚障がい者への配慮が不足しているため注意されたい。
- ・曹洞宗の「大事」図には「逆卍字（卍）」の図形が使われているが、国家社会主義ドイツ労働者党とは無関係である。そもそも「卍」自体がインド宗教で用いられ、その反転形の「卐」も同様である。「秘弁」では「此の逆卍字は縁を捨て世に逆ひて自己の心地を修するの相」（校訂秘弁）七丁裏、原漢文」と解釈されている。

『室内三物秘弁』内容順比較表

凡例

・本表は五本の『室内三物秘弁』の内容順を比較したものである。特に、文章の出る順番を元に対応させたものである。
 ・順番は丘宗潭『校訂室内三物秘弁』の本文順に数字を振って、他の諸本に当てはめた。『校訂秘弁』に出ない文章には「※」を振った。また、数字を振っていないものは、『校訂秘弁』よりも詳細に文章を分けている場合を示す。

・『校訂秘弁』と同じ節だが、内容に大きな増減が見られた場合は、番号を白黒反転させた。

・本文に題が付いている場合は、そのまま用いたが、題が付いていない場合には、筆者が適宜付けた。

・『室内三物秘弁』本文の前後に附録された文書は、数字を振らずに名称等のみ挙げた。

丘宗潭『校訂室内三物秘弁』大正三年再治版 序(大正二年・丘宗潭) ① 享保年中龍源寺万光和尚 ② 永平高祖御遺言記云 ③ 夫洞門之嗣書全体三箇門相也 ④ 嗣書血脈等祖師之名字 ⑤ 祖号門相之図 ⑤ 一 嗣書図 ⑥ 伝法式文云酒水様子 ⑥ 一 口伝 ⑥ 2 華嚴第二十九巻十地品	岸澤惟安『改訂室内三物秘弁』大正一三年版 序(大正一二年・岸澤惟安) ① 享保年中龍源寺万光和尚 ⑬ 血脈 ⑤ 一 嗣書図 ⑥ 伝法式文云酒水様子 ⑥ 一 酒水口訣(口伝) ⑥ 2 酒水出典(華嚴経)	『洞上傳戒秘辨』所取『室内三物秘弁』万延二年書写 ⑤ 一 嗣書図 ⑤ 秘弁日相伝之嗣書之写也 ② 永平高祖御遺言記云 ① 享保年中龍源寺万光和尚 ③ 夫洞門之嗣書全体三箇門相也 ④ 嗣書血脈等祖師之名字 ※ 勃陀勃地口訣 ⑥ 伝法式文云酒水様子 ⑥ 一 口伝	『室内三物秘弁』明治四二年刊 ④ 嗣書血脈等祖師之名字 ④ 祖号門相之図 ⑤ 一 嗣書図口訣 ⑥ 伝法式文云酒水様子有之 ⑥ 一 口伝	永久岳水『室内三物秘辨講話』昭和五年刊 講義講本 ※『秘弁』以外の諸文献を取録するが省略 ① 享保年中龍源寺万光和尚 ② 永平高祖御遺言記云 ③ 夫洞門之嗣書全体三箇門相也 ④ 嗣書血脈等祖師之名字 ⑤ 祖号門相之図 ⑥ 伝法式文云酒水様子 ⑥ 一 口伝 ⑥ 2 華嚴第二十九巻十地品	永久岳水『室内三物秘辨講話』昭和五年刊 卷末所取本 ⑤ 一 嗣書図 ⑤ 秘弁日相伝之嗣書之写也 ② 永平高祖御遺言記云 ① 享保年中龍源寺万光和尚 ③ 夫洞門之嗣書全体三箇門相也 ④ 嗣書血脈等祖師之名字 ※ 勃陀勃地口訣 ⑥ 伝法式文云酒水様子 ⑥ 一 口伝
--	---	--	--	---	---

⑥3 酒水様子	⑥3 酒水作法 (酒水様子)	⑥3 酒水様子	⑥3 酒水様子	⑥3 酒水様子	⑥3 酒水様子
⑦ 縦継横継有口伝	⑦ 縦継横継有口伝 (口訣) 縦継作法 横継作法	⑦ 縦継横継有口伝	⑦ 縦継横継有口伝有之	⑦ 縦継横継有口伝	⑦ 縦継横継有口伝
⑧ 嬰児行有口伝	⑧ 嬰児行有口伝 (口訣)	⑧ 嬰児行有口伝	⑧ 嬰児行有口伝	⑧ 嬰児行有口伝	⑧ 嬰児行有口伝
⑧1 袈裟角	⑧1 返掛袈裟角口訣	⑧1 袈裟角	⑧1 袈裟角	⑧1 袈裟角	⑧1 袈裟角
⑧2 摩頂	⑧2 摩頂口訣	⑧2 摩頂	⑧2 摩頂	⑧2 摩頂	⑧2 摩頂
⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝	⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝	⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝	⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝	⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝	⑨ 二頭祥鷄点火燭口伝
⑩ 拈秘書有口伝	⑩ 拈秘書有口伝 (口訣)	⑩ 拈秘書有口伝	⑩ 拈秘書有口伝	⑩ 拈秘書有口伝	⑩ 拈秘書有口伝
⑩1 上代者指天童以前	⑩1 秘書参究	⑩1 上代者指天童以前	⑩1 上代者指天童以前	⑩1 上代者指天童以前	⑩1 上代者指天童以前
⑩ 大事	⑩ 大事総説	⑩ 大事	⑩ 大事	⑩ 大事	⑩ 大事
⑩1 図説	⑩1 図説	⑩1 図説	⑩1 図説	⑩1 図説	⑩1 図説
⑩2 大事図形参同契等之奥義	⑩2 此大事図形参同契等之奥義 大事図説	⑩2 大事図形参同契等之奥義	⑩2 大事図形参同契等之奥義	⑩2 大事図形参同契等之奥義	⑩2 大事図形参同契等之奥義
⑩3 第一図図説	⑩3 第一図図説	⑩3 第一図図説	⑩3 第一図図説	⑩3 第一図図説	⑩3 第一図図説
⑩4 黒円相	⑩4 黒円相	⑩4 黒円相	⑩4 黒円相	⑩4 黒円相	⑩4 黒円相
⑩5 朱円相	⑩5 朱円相	⑩5 朱円相	⑩5 朱円相	⑩5 朱円相	⑩5 朱円相
⑩6 逆出字	⑩6 逆出字	⑩6 逆出字	⑩6 逆出字	⑩6 逆出字	⑩6 逆出字
⑩7 第二図図説	⑩7 第二図図説	⑩7 第二図図説	⑩7 第二図図説	⑩7 第二図図説	⑩7 第二図図説
⑩8 二重円相	⑩8 二重円相	⑩8 二重円相	⑩8 二重円相	⑩8 二重円相	⑩8 二重円相
⑩9 黒点	⑩9 黒点	⑩9 黒点	⑩9 黒点	⑩9 黒点	⑩9 黒点
⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)	⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)	⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)	⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)	⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)	⑩10 第三図図説 (船上掛三鼓)
⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)	⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)	⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)	⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)	⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)	⑪ 黒円相 (釈迦牟尼仏成道)
⑫ 第四図図説	⑫ 第四図図説	⑫ 第四図図説	⑫ 第四図図説	⑫ 第四図図説	⑫ 第四図図説
⑬ 黒円相 (空等字句説明)	⑬ 黒円相 (空等字句説明)	⑬ 黒円相 (空等字句説明)	⑬ 黒円相 (空等字句説明)	⑬ 黒円相 (空等字句説明)	⑬ 黒円相 (空等字句説明)
	空字者 寂光浄土 唯心浄土 十方諸仏千万化城				

<p>教授成文 達磨大師一心戒 跋(大正三年・玉林齋佐治大謙)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑬ 血脈 ⑬1 血脈頂上卍相与嗣書卍相 ⑬2 相伝嗣書太白相承</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑬ 血脈 ⑬1 血脈頂上卍相与嗣書卍相 ⑬2 相伝嗣書太白相承</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>
	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>
	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>
<p>教授成文 達磨大師成文</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>
	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>
<p>教授成文 達磨大師成文</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>	<p>⑫14第五図図説(順卍字等字句 説明) ⑫15逆卍字与順卍字(今日伝法 師資)</p>

附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱』翻刻資料

※凡例

- ・この資料は、筆者所持の『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱』を翻刻したものである。解題は論文を参照されたい。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・【一】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。ただし、「為」「成」「可」など一部は漢字のまま表記した。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・筆記者が付した読点は反映させた。ただし、読点は八丁表まで確認されたが、それ以降は無い。
- ・確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。
- ・内容にはわずかながら、現代の人権擁護の観点からは問題となる語句等が見られるが、本論註記に付記しておいたので参照されたい。

【一オ】

室内三物秘辨

肖慮丘宗師御提唱

明治三十九年九月六日午前八時開講

此の三物と云ふ物に付て秘弁と名を付て万俣和尚が述べ

られたそれが今日に伝へ居るので有る、此春も三河の方で聞け

近代洞門における室内三物研究について

ば此れを書かる、には非常に骨を折られた者で何度もくも書き換へられた者と見へて其の時に書かれたのが三河の御住山地に沢山有たソ一だ、それが何時の頃にか散逸して仕舞て今まで

【一ウ】

は無ひと云ふ惜ひ事を仕た者だ、今日此の秘辨がある為に三物の何たるを知る事が出来る難有事である、

此の三物は宗門の法寶である、此の大切なる法寶の何にたる事を知らず、研究を為ヨ一ともせない、宗門の特色は何で有ロ一、宗門の特色を研究せずば成らぬと云ふて、点然として耻るを知らぬ、甚だ敷は宗門の本尊が定つて居らぬとか云ふ、我が禅戒は他宗には無い大に異つて居る大なる特色で有る、馬

廉な話じや、宗門の特色も本尊も三物の内に明に显れて居

【二オ】

るで無いか、幸の事で有るから充分に研究して将来に誤るを伝へぬ様にするがよい、

此の秘弁は先にも云ふ如く、何度もくも書かれた者故に、色々諸方で伝へ居るが、此の寶歴十三年の本は、西有禪師から借りて寫し又た講義も聞た事で有るが、ド一も完全で無ひ様に思ふ（上註に別本或は一本に曰とあるが此の引である一本の方が却て詳ひ様に思ふ、その別本とて完全な事は無いが、文の照應接続が寧ろ能い様に思ふ、其の本は寶歴

【二ウ】

八年孟夏中五月と奥書がして有る、其れから此の本の奥

（曆の誤記）

書を見れば寶歴十一年幕府の鈞命を蒙て江戸 (曆の誤記)

へ出で萬年山房に館たと(云云)とある、十一年に江戸に
登た時に青松寺の秀公と云ふ住職が、万仞和尚に三
物の口決を尋ね更に書て呉れよと頼だったので書て與へる
事を約束されたが秀公に與ふる事を得ずして秀

公は遷化された、其を後ち寶歴十三年に隨徒の求めに (曆の誤記)

依て書かれた者が此の本だ、然れば此の書に先達て

【3才】

寶歴八年に書れた本がある、更に十一年に秀公 (曆の誤記)

の為に著し、又た此の本を著さる、然れば本書は一番終

りにして、十一年の者を再製されたる者だから先づ完全なる

筈で有るが、別本と読み較べて見ると、八年に書かれた方が能

い様に思はれる、此れは然し私人の考へである)

此の一事を見ても書き直されたと云ふ事柄が分る、今回は

一應此の本に依て読ではおぐが、更に別本を伝へて居る事

で有るから対照して見るが能い、

【3ウ】

又た此の度で能く研究し粗より細に入て参究し決着して

おぐが能い、何辺もくも聞けると思ては成らぬ、此れが聞

き仕舞じやと思ふべし、生涯動かぬ決着を一度付けて

おけば何返も聞く必用は無ひ、私の講義は只だ一通

じや、此の秘弁を研究すると同事に自分の三脉や儀規本

も出して見て細密に研究するが能ひ、但だ此の再製の本

に付て疑はしい處がある、隨て此の秘弁何者ぞと云ふ様

な考へが起る、其の訳は此の書の終りの、顧不下開祖三三代後

【4才】

所製乎の十二字で有るが、嗣書は太白相兼未詳其

始(云云)終りに到る前後章句の照應より見ると味く融

合が付かぬ、後人の挿入では有るまいか、彼の八年の分には大事

の如きも又た永平の筆記なる事上に記すが如しと有る字

の数も十二字で有る、此れで無くば文章が照應せない、如何

にも十二字が継子に成て居る、再製の本には相違ないが此の

十二字だけは後人の挿入だローと思ふ、上の図説の解釈

より見るも前後の様子より考へるも此の十二字だけ別な

【4ウ】

文字が入た事は明である、大事は確に高祖大師が記さ

れた者である、二三代後に出来た者だと云ふ説は卍山和

尚が云ひ出たので有るが、此れは妄説である、健・逝・記に寒・嚴

(建・逝・記の誤記) (嚴の誤記)

義尹に大事を授くと云ふ明文がある、此れを以ても卍山師

の説は忽に破舞_{下上}仕、二三代後の作じやなぞとは妄も

甚だしいかな、此の大事の事柄は眼藏中に悉く書てあ

る、大事は九十五巻を凶にして書たのである、然れば愈々

高祖の御筆記なる事は確め得らる、では無か、乃至一代

【5才】

藏経も此の大事より出るのである、大事は大藏経なると

同時に永祖の正法眼蔵である、文と為せば眼蔵となり、
図となせば大事となる、大事は一代蔵經正法眼蔵に更

に異なる事は無ひ、若し異なるとせば吾が宗門の法寶と
するに足らぬ、此等を考へて見ても二三代後人の作であ
ると云ふ説の妄なる事が分明に成るのであると同時に

彼の十二字は愈々疑はざるを得ぬ、此の十二字は卍山下の
人が後ち卍山師の説を立てる為めに或は挿入した者ならん、

【5ウ】

此の大事の事に付ては、万仞和尚が満身の力を入れて書た
處で有るから此の様な事を書かる、苦が無ひのである、

西有禪師は、自分が卍山下で有る者だから、此の事に付て
は何も云はれなさんと見へて筆[○]を調べて見たが何にも記し

◎記

て無く又た記憶に一も存して居らぬが、此れは確言する
事が出来るだローと思ふ、

今一つは此の三物秘弁を何故に書かれたかと云ふに、寶歴八
年の本に書てあるが、享保年中に三州に於て秘弁を

【6オ】

撰述した(云云)大乘寺の機老師の授る處(云云)とある、余程

此の三物の事に付ては苦心された者で、外の者の持て居
る三物と自分の三物と比較して見た處が大に違つて居る
点がある、人々個々の三物を以て居る様では室内の法寶と
するに足らぬ、是非三物を一定し正しくしたひと思はれ
て此の秘弁を書かれた者だロー、

今一は宗内では御嗣書と云ふが、臨濟宗では源流
書と云ふて居る、又た書き方も違て居るが、共に祖師門

【6ウ】

下には有ると云ふ事を知ておかねば成らぬ

三休庵述とあるが、三休の出處は唐の司空の説が出處

じや、上註にある、此の十三年の分は如何にも足らぬ處がある、

彼の八年の本には、先づ初に夫れ洞門の三物^(嗣書)は全体三箇の円相

也とあるに此れには無ひ、此の口決が無ければ成らぬのじや、

此の本には此の大切な口決が無ひのである、

天竺では、嗣書を貝多笈葉に書た者である、隨て梵

字で梵語を書き伝た者だ、支那に来ては漢字で

【7オ】

漢語を書き伝た者だ、馬鳴龍樹なぞと翻訳の名

を書た者は誤りである、伝聞とは、永祖の御嗣書は

万仞様は親く御覧にならぬので、龍源寺の卍香和尚

が越山から御嗣書を寫して来た、それを万仞和尚が借

りて更に写されたのじや、故に特更に伝聞と、御書きに

成た、馬鳴龍樹なぞと書たは無論誤りである、若

し皆なの嗣書に、此れ等の文字が有たら書き改めるが

能い、外は梵語で、馬鳴龍樹の二師のみ漢語で記すと

【7ウ】

はチト妙では無いか、此等は是非改めて弟子に伝へるが能
い、婆須密多の多の字の如き、釈迦牟尼佛の佛の寺の如き

無き方が善い、佛と勃陀勃地とは同じ事である、佛と云ふ意を二つ重ねる事と成る、後人が佛とか馬鳴とか生ま噓りに

此の方が能いなぞと改める者に相違ない、その様な事は甚だ能く無ひ、正す可きである、

天童諱の印、此れは大切な事じや、名前の上に更に師天童様の印を押のは、証契即通を意味した者だ、師資一

【8オ】

不二と云ふ事を显すのである、天童號印、此れはかけ判の上に押すのじや、いゝな、此のかけ判と云ふ者は、自分で造るので、十二支で造るので有ると云ふ、如何にして造るやに

付て二三尋ねて見たがドーモ分らぬ、或は古い儒者にでも問ふたらドーであるか、掛け判の上に更に號の印を

押すのは丁重を意味するので有る、

祖號円相経緯とは、図を云ふのである、寸法は是れ位にせねば書けぬ、此字未考焉とは、永平寺にある嗣書

【8ウ】

を云ふのである此の様にかけば違ひは無ひから後の者に此の通りに書けよと云はる、のである

祖號圓相の図は全体三個の圓相より成て居るのじや
嗣書の巻は此の全体三個の圓相を文に書かれたのだ大

事も此の三箇の円相である眼蔵九十五巻も此の外は
無ひ華嚴と兎も法華と兎も皆な同じ、乃至一代

藏経も全体三箇の円相である三箇の円相とは抑も何

物ぞ先づ第一に祖師の名を丸く書てある此れ一じや

【9オ】

第二は朱で筋が引てある其の筋が稜角無しで角を付

けずに丸く引てある此を窟曲円相と云ふ此れ二で

ある第三は釋迦牟尼佛の正法眼蔵は一糸漏さず迦葉尊者に伝へ迦葉尊者はその俚に阿難尊者に伝へ乃至八十

何代吾々に至て一面授である遠くは七佛より以后師資前

佛后佛更に異なる事なし故に八十代は一人である一人が八十
代面授する事に成る即ち一面授である故に差別の俚にし

て差別は無い嗣屏の巻にツラナルニアラス、アツマルニ非ス、

【9ウ】

マサニカクノコトク佛々相嗣スルト学スルナリとある連なる

に非ず並ぶるに非ず佛々相嗣して今日に到たのじや師資

は一枚である今日の面授は鷲山会上破顔微笑の面授伝

法じや更に変りは無ひ故に一枚の円相である之れが佛法

の眼目である以上嗣書は三個の円相より成立し居るので

ある此の嗣書は決して画図では無ひ天桂和尚の様な考へ
を起しては成らぬ天桂和尚は此の三脉を画図と見たのだから

曰く画図は反古屋に行けば澤山に有る其の様な反古同

【10オ】

様な者は伝へる必用は無と云て居る決して画図では無い

九十五巻の正法眼蔵は此の三脉に含まれて居る三脉は生

ける眼蔵じや生ける佛法じや鷲山会上で拈提されたる

眼藏今ま躍然として三脉と成て居るのじや天柱

和尚は此の道理を明め得なかつたために画図と見えたのである誤ては成らぬ故に嗣法相説をするにも郵便配

(統の誤記)

達が手紙を渡す様に小僧や来い／＼三脉を遣ろーの何だ
【10ウ】
知らぬが師匠から私も貫たので貴様にも遣ろー其の様
に配達的では成らぬ尊重しても尊重す可きである今ま

目の当り活ける佛法を伝へ勃陀勃地の位に登るのである
から彼の華嚴法花も此れより出るのである又た釈尊一
代御誠に成た澤山の戒律も宗門正伝の戒脈と無二無別
である然れば一の正法眼藏が或は嗣書と显れ或は大事
と云ひ或は血脉と显るのである三脉は即一である一とは
何であるか即ち正法眼藏である彼の一佛の三身と云へる
が如し三即一である故に三脉は理にして即事だ生ける

【11オ】

佛法活ける正法眼藏とすれば尊ばざるを得ないでは
無ひか三脉を付囑されたるは一代藏経を付囑された
のである三脉を手に入れたるは正法眼藏を手に入れたので
ある昔から宗門を指て佛法の総府で有ると云ふも此
処の道理を云ふのじや他はさも有らば有れ吾が室内は
如是と決着すべきである此れが此の図の口決である(以上
図の釈は済たので以下は下段の文の釈である)
佛祖命脉とは何を云ふので有る大事を指すのである大

【11ウ】

事が佛祖の命脉だ即ち佛の大智慧の事である此の命脉
は佛々祖々のみ相伝し来るのである証契証の事を能く見る
が能い証とは悟と云ふ字である残屑を伝のでは無ひ又た
浮つかりして居ては悟を得るの時は決して無い必ず子細に油
断なく三休せなくては成らぬ此れらの事は葛藤の巻を見
ると出て居る契^{下上}証の二字が尤も必要な字である証の字は
保証とか証人とか証抛とか云字で決定を意味する字だ
ろー其の如くに佛祖に証契するのであると決定して疑はぬ

【12オ】

此れが釋尊の命脉である法身の慧命であると決定した事
は割符合た如くである一分一厘も違はない事を契と云
ふのじや即通とは師資は是で無ければ成らぬ此れが宗
門の命脉である此の証契即通は宗門の特色として他家には
無ひのである即通するが故に吾れは釈迦

である迦葉である師も又たおり証契即通が靈山會上の拈花微笑
じや今まは靈山の微笑に徹底するのである此の決定が出来
て居らぬと総ての事にビク／＼と為ねば成らぬ此れは大切
【12ウ】

な事じや是非証契即通が無くば成らぬ大宋宝慶とは
今まなれば日本明治丙午と云ふ可きである尤も日本で
日本の人に伝ふるなれば日本の二字は不用である直ちに明
治丙午と書けば能いのじや大宋と書たのは宗の國の如

浄が日本の道元に伝ふると云ふ意味から此の通りに書たのである

第貳席 九月七日午前

伝法戒文曰

【13オ】

儀規本の初めに伝法の夜到三更初（云云）とあるが三更と云

へば今の十二時で真夜中である総て大事な事は何でも

夜中に行ふと云ふが法に成て居る夜ると云ふ者も寂静

と物静とて障りが無い日中と云ふ者は総てに於て障

碍が多ひから障碍の少ひ夜中に行と云ふが法だ昔は必

ず三更に遣た者である今頃は三更で無くても能い八

時頃より初めて十時位に終る様に仕たら能かロー

少し後に眠るが勃陀勃地の事を云ふておコー勃陀勃地

【13ウ】

とは佛陀ブツブツ佛陀ブツブツと云ふも同一である佛智と云

ふ事である勃陀勃地とは佛陀佛智と云ふ事じや梵語で

ある此れを正徧智とも等正覚とも翻譯する事が出来

るツマリ佛と云ふ事だ嗣法の時は師資共に佛境界で

有る佛面じや佛智に入るのである佛法を受けるのである

それは何故で有るか証契即通であるが故に釈迦伏

より迦葉に即通し迦葉より阿難に即通し乃至今日の師

に至り今又資に即通す此の証契即通の時に勃陀

【14オ】

勃地の位に入るのである自分の身は卑き者では無い

自尊心其れ位の少なき話では無い自身の一は勃陀勃地

と云ふ佛位を相続した大切な身である其の者が明治流の

妻帯をする肉食をする言語に絶へた不品行耻入た話

だ御互が勃陀勃地の位を乍得充分の行の調はねば残念

な次才である慚愧すべし何でも行へる限り勃陀勃地の位に

反かぬ様氣を付けねばならぬ同様に証契即通して

居らぬ故に法が疑はるゝのだ古人は皆な透入した者だ

【14ウ】

御開山は天童に於て三年間の御修行方丈に登て身心

脱落と云はれ是れ即通を述べられたのじや如淨様

が脱落脱落と即通を証明される証契である佛境界

に投入したのが師資更に二面は無ひ靈山の一会現然未

散れは是れを云ふのである古人の消息は如是き者だ処が

今日の師資は共に投入と云ふ事が無ひから疑はるゝのであ

るが此の儀式の有る処必ず其の者の有る処だから大切に

行は無くては成らぬ今日の嗣法はホンノ鑄形ばかりで

【15オ】

は有るが儀式に於ては昔と少しも変りは無ひ故に師は

如何なるも資たる者は修行の力を借て必ず証契即通と

云ふ大悟徹底すると云ふ大決心が無くば成らぬ此の面授相

続と云ふ事は他教た家などには無いので祖師門下の專

有物である故に儀式のみでも行へると云ふは難有事で

ある身心脱落とは何たか六か敷様だが別の事は無い
故に行くとは横豎の拜と云ふがある此の時は師は資を疑
はず資は師を疑はぬ其処に佛智見は显れて居るかはな

【15ウ】

れども師資共に知らぬのである共に拜禮をする時に勃
陀勃地の佛光明は現然だ坐具を展へ横縦の拜をす
る時には師資は吾我を抛て居る吾我の見が有たれば
横縦の拜は出来ぬ此の時が佛境界である但だ其処に
兼當せぬのである此の吾我を抛つて云ふ事が才一だ純

一に三年弁道して抛たれたら結講だ菩薩の三祇百

(構の誤記)

劫と此の吾我を抛つ為の修行である無我無心と云ふ
も此の吾我の見を抛たのを云ふのだ之れが身心脱落

【16オ】

である之れが勃陀勃地である

洒水儀規本に資巡堂焼香将入室時師出室す向揖

引資入室中洒水(有口授大低云云)とある室に入るや師は南面

(抵の誤記か)

の椅子に倚る資は北面して立つ此の時に洒水は行はるゝのである

洒水の様子は戒文に有るて一轍である口伝ては円伊三點

〈云云〉之を云ふのである円とは漸に撰たので大手は円満に

して缺る事なしと云ふ意味で円の字を用た者だ約

まり伊字の三點と云ふ事である

【16ウ】

三點とは洒水の仕方を云ふので…の只で何を三點するか
と云へば資の頂と三有と四恩との義である

天台学では円伊の三點と云へば中々八釜敷事だ

三點は一にして三三にして一と云ふ師資は一である三有と

四恩と一であると云ふ意味である大切な事故に記憶

に存しておかねば成らぬ此の洒水を弟子の頂きに灌

ぐと云ふを灌頂水と云ふのである法事に行くと茶

碗に水が入て木の葉が一枚付である其れを亡灵に両方に

【17オ】

洒ぐ此れも灌頂水で同じ事だ此の灌頂水の出処は華

嚴經である洒水の茶碗を取りて洒水の加持をして自

分の頂にある師から伝た水を器の中に三度入れるのである

故に佛祖伝来である釈迦佛より水が迦葉様に伝へ

乃至御開山に伝へ更に代々と伝へ経の師たる人の頂上

に伝て来て居る其の水を洒水器の中に遷す事三度然

かあれば洒水器の中の水は仏祖伝来の水と成たのである

此れを表相と云ふのであるが表相が実事だ外に実事

【17ウ】

は無ひ此れを頂水或は智水と云ふ佛智水を頂寧[・]上に

伝へ来て居る故に智と名があるのだ此の頂寧に伝へ来る

智水をば遷して弟子の頂に灌ぐ事三度此れ積尊

伝来の智水を弟子に伝へたのである次に四恩と三有と

は左右共に三度づ、灌ぐ三有とは三界の衆生を云ふの

(頼の誤記)

だ此の佛祖伝来の灌頂水を以て此の功德一切衆生を利潤するのである灌ぎ終れば直ちに自分の頂に返しておくので然かすれば茶碗の中には智水は無ひ只だ

【18オ】

これは儀式であるが事を離れて理は無ひから此の儀式作法が実じや今日の書生連中の云ふ様に形式佛法は駄目だ坐禅などは形式的に坐して居る何に成ると云ふが其の形式を離れて何処に眞の佛法がある其の形式の坐禅を離れて何れに眞の坐禅がある馬鹿な事を云た者だ此の儀式を取りて仕舞へば眞実は無ひ波を離れて水が何処にある読経し礼拝する是れは形式であるが読経を止て読経を求むる事が出来るか形

【18ウ】

式の礼拜を取て礼拜は無ひ形式の無き処は佛法の無き処だ水波は一如である形式の行はる、処眞実の佛法が行はる、処じや書生輩の冷たい頭から考へると妙に思だローが此の洒水の儀式の行はる、処に佛祖の灌頂水あり眞実の佛法ありだ

華嚴經の文は天子の即位に付ての儀式である母是正后には妾腹に非ずして国母陛下の腹に御産れであると云ふ事四大海水とは一國中の水と云ふ儀である刹利王

【19オ】

数とは王族の中間に入たと云ふ事で王たるの資格が出

来たのだ十善道とは十善戒を行ふ事で是れ無くば王たるの資格が無ひ菩薩受職とは弟子が洒水を受

る時を云ふので此れを受ると同時に佛位に入るのである故に后に大智職と云ふ大佛智慧の職と云ふ事である

転輪王の王職位を受るは例に拳たので佛弟子が灌

頂水を受け佛位に入るは太子の王職を受ける様な者と引證されたのである四大海水とは佛法の開示悟人と云

【19ウ】

ふ四佛智見に當るのである今ま室内が此の王子の職を受ける式の通りである紅幕を張り沈香を焼き根松を立てる四大海水は入れぬが先佛伝来の四佛智の水を入れて弟子に授く此の時に如来の十力四無所畏を具足して佛知見に投入するのである

豎横横繼灌頂水終て次ぎに此の拜が有るのだ儀規

本初丁に曰く師在東椅前向西立〈資展拜席二枚〉資在西向師立資先展坐具師亦展坐具資坐具下〈云云〉

【20オ】

とある資は東に向て坐具を大展にする其の時に師も坐具を展へる座具とくくと両端立てに重なる資

九拜師答一拜する此れを堅拜と云ふのである次に文に曰く次資_{下上}師拜席雙展北椅前師東資西相並而立

向中央之嗣扃同時燒香共展坐具師坐具下〈云云〉

とある此れも同く大展にして資の坐具が上に成り座具

とくくと横端相ひ重なる師資共に九拜す此れを

横拜と云ふのである此の拜が尤も有難いので今ま秘弁は

【20ウ】

其れを積するのだ此れ一面一体である此の座具を互に重ねる時は師資ばかりが一面一面で無く豎は三際の仏祖と一面に成り横は十方の諸佛は無論諸菩薩十方の有情非情と共に嗣法し終るのである師資座具を上と下となす時は師資の面目は無い釈迦伏吾と十方の衆生と一体一面否な十方と吾れと一面であると云ふ意味だ此れが口決である此れは但だ儀式では有るが儀式が実事だ儀式を行ふ処に嗣法は行へるのだ座具を重ね合掌

【21オ】

は一体一面である一面に非ざれば決して出来ないのじや一寸手紙一つ使ふでも直く喧嘩が初まるで無いか況んや手紙を使った位の事で無い座具を上と為し下と為す師であるの資であると云ふ面目が有ては到底出来ぬ此の親き式の行へる時が証契即通じや中の悪ひ喧嘩面の時に此れが行へる者が況や古の佛祖方の嗣法をや決して其の様な浅暮な事では無ひ此の消息は葛藤の巻を見るが能い

趙州真際大師示寂衆曰迦葉伝二與阿難一且達磨

【21ウ】

伝二與什麼人一因僧問且如二三祖得髓一又作麼生師云莫レ謗二三祖一師又曰達磨也有語レ云云とある二祖を謗する

事勿は二祖は達磨を見ぬ一体一面じや此れが横豎の拜じや假令迦葉は阿難に伝與するも二祖は達磨に嗣法はせぬ

二祖の境界は此処だ達磨は二祖に臧身して居る師は資を見ず資も更に師を認めぬ二面の認む可き為し

此れ二祖を謗する事勿れと云はれた處が此の横豎の式は行はずとも証契即通の時節横豎は有るけれども

【22オ】

更に資をして佛祖より血脉貫通し来れる事を知らしむる為に此の拜を行ふのである

嬰兒行膝行七歩の式を云ふのである儀規本二丁に次移

椅子前卓東西師就椅垂雙足資近前展坐具六

拜師合掌受拜資曲躬叉手曰生死レ乃至三唱次膝行

七歩進師足下レ云云此の嬰兒行は涅槃經に依て居る不

去不来婆々和々有句無句此れは法身如来の佛徳に喩

た者だ佛徳は去来有るも去来に墮する事なし婆々

【22ウ】

和々言語を為すも言語に跡と無し此を貞に現ぜは膝行

七歩去来あるも去来の相に墮せぬ生死し乍ら涅槃に

入る此れは今の書生衆の云ふ様な口ばかりの見識では無

ひ生死即涅槃の境界が伏徳だ此れが嬰兒行だ去来

の相なく言語の蹟なき處を儀式に显せば膝行七歩になる

無心無心徹底無心此の行には我見も人見も無ひ膝行七

歩の処父子一体不二の恩儀が全く具るのである故に師は

慈悲愛愍の心を持ち資は孝順の儀に違せず無心

【23才】

無心大無心にして自ら恩儀が現る、儀式である或は摩頂し或は礼拝するなどの式を膝行等の等の字に含ませたのである此の親密なる式を忘れては成らぬ袈裟角を以て蓋は親の子を自分は薄くとも子を蓋ふのと同じ事じや儀式ばかり思ふてはならぬ親く参究すべし蓋覆袈裟角を取て資の肩に掛るは佛袈裟を以て兒孫を蓋覆するの意を显すのである圓向の時に上酬慈恩と云ふが此の佛祖の兒孫を蓋覆し下された御恩徳に

【23ウ】

報るのである摩頂は慈悲愛愍である此れは反對の方面より見ると能いゲンコツを呉る時愛愍は無い摩頂は無ひ儀規本三丁に摩頂囑曰從_レ如来嫡々相承_レ云云今得_レ汝如_レ釈迦牟尼昔尊得_レ迦葉正法眼蔵悉以分附汝能護持尽来_レ云云_レ釈尊の迦葉を得るが如し或は正法眼蔵悉く分附す尽来際断絶せしむる事なかれと能く考へて見よ輕々敷思ふては成らん如是難有大法を相承した者が三脉を師匠に返して還俗するとは驚き

【24才】

入た馬鹿者た昔は二人扶持位貫た草履取の足軽が二君に仕へぬと云ふて切腹をした者だ其の忠義孝行の話を高座の上で堂々とする者が三脉を捨てるとは御話に

成らない磁鉄の縁と云ふが誠にいーだ何か知らぬが感応道交とでも云ふが磁石の鉄に感ずる如く遂に伝法相統が出る此の時は師も資も共に知らずく_レに嗣法の縁が熟して居るのじや尽来際断絶せしむる事勿れと誠を受けた者が不心得を遣りては慚死するも足らぬ断絶せざる処に

【24ウ】

於て恩儀が全く具るのである如何なる事が有ローとも身命を放捨して資たる者は師を助けねば成らぬ近くは大石良雄を見よ彼れは小藩の家臣である外一味四十七人の者身分卑き平右エ門の如き者までか三年の苦心を積み耻を忍んで元禄十四年十二月十四日吉良上野助_{コトシ}を打て本望を遂げ一同に切腹をした感心な者だ今に至て忠心の鏡と歌はれて居る之れは其れ位な事では無ひ釈尊より伝へ来れる大法を相統するのだ法の為め師の為に一命を

【25才】

捨るの決心が無くては成らぬ三脉を返す様な誤た考へは夢め起す可らず報恩謝徳が_腰要だ

(肝の誤記)

二頭祥鷄嬰兒行も終り三拜も終て嗣肩を開て松燭を以て師資自分の名を見終り儀規文に曰く見畢量

嗣書入資懐中_レ所謂二頭祥鷄點火燭師資相遇伝心法正在此時而已有口伝此れは何を云たの

である祥鷄とは鷄と云ふ事だ二尾の雌雄の鷄が暗夜にも迷はず時が来れば自然に時を告げる今も氣機投合して伝法

救迷情の儀が行へる鶏の時を知る如く如何なる訳と云ふ事

【25ウ】

は無いが投合して資は法を求める師は授けヨーと思ふ

譬ば暗夜である暗夜では有るが投合するから嗣法が

出来る其を二頭の祥鷄と云ふたのだ

弟子が嗣法を願ふ氣の無ひ時は師が授けようと思つ

も行へず又た資が如何に求むるとも師の方に伝へる氣が無

くても仕方がない雌雄がク、と云ふ処に互に時を違へず

告る自然の投合と云ふ事が肝要じや是の感應道

交が無くば決して伝法相續は出来る者でない

【26オ】

第三席 八日午前

拈秘書有口伝

秘書とは大事の事である大事と云はず秘書と云は昔は

参同契寶鏡三昧五位顯決を秘書として伝た者だ

故に大事を秘書と云たのである上代は万仞様の御説

では如淨様以上を指て云たのである中古には天童

より以来を中古と云ふ或人の説には若し天童様以上

を上代と云は、曹山洞山の二師の如きは何を授けた雲居

【26ウ】

より天童様に至る十二代は参同契等の三書を秘書

として授けたと云ふも能いが其れ以前洞曹二師の頃は

何を授けた万仞和尚の天童以上を上代と云ふ説は当

らぬと云ふのである又た中古を天童よりに非ずして日本の

孤雲徹通の頃を指と云ふ説も有るが之れも当らぬ洞曹

二師の頃までは参同契等は具体的に書物には成て居らぬ

口決で伝た者だ例を揚れば彼の御經の如き昔は口伝で

有た畢波羅窟で結集したが本として書き附た初だ

【27オ】

其れと全く上代は参同契等の宗旨を口伝し来た其れが

石頭に来て文章として参同契と显れ洞山に来て結集

されて五位と成り曹山は口決を寶鏡三昧と為た如是

具体的に文章と成たは此の頃で有たが口授を以て古

代は伝へ来た者である然れば万仞和尚の説は無理は無

いのだ大事の図は如淨永平の頃に出来た者が秘書を

如淨様が御開山に授けられた事は書に明である寒巖

義伊に大事を授くとある以上は孤雲徹通峩山の頃の

【27ウ】

者に非る事は分る二三代後に出来たと云ふ説は妄説だ

只だ昔は口授で有た者を結集したばかりの相違では有

るが其れとて誤見を生じては法が軽く成る大切な事

じや此の大事の図に依て三書の道理を明め佛家の一大

事因縁を明め人天の師たる眼目を具す可きである大

内青巒居士が参同契寶鏡三昧五位顯決の三書を

集めて禅學三書として書た彼の男も元は宗内の

人物で有たから此の三書の大切な事を兼知して居る故

(巖の誤記)

(伊の誤記)

(訣の誤記)

(三要の誤記)

【28才】

に三書として書たのだローこれは誠に大切な宗門の三書で此の三書を明めると直に佛祖の一大事因縁が明め得らるゝのである

〔唱歴代佛祖（云云）此れを此処に入れたは氣に入らぬ大事の図を解釈して後に此れを入れたら能からうと思ふ夫れで無ひと順序で無い此の看経は是非やらねば成らぬ一本には毎朝を毎晩と成て居るのも有るが必ずしも朝に限らぬ毎朝毎晩懈怠なく宗門の秘書たる三書を讀

【28ウ】

み次で大悲咒を讀で伝燈の恩に報るのである三返唱之れは本師の血脈を相承するを紀念し法の重を奉重する

るのである此の唱歴代佛祖の尊號有口伝の一文を終て

下注に一本此下（云云）と長き割註あり此れに依れば別

本と同く大事の図は御開山の手に出来た事は確じや

と定めて有る図を見ても誠に巧に出来て居る中々

並々の人では此れだけの図は出来ぬ御開山の作で有ると

私は万仞和尚の説に順ておく此の図は正法眼藏九

【29才】

十五卷だ此の図に依て参同契……の意を知る

事が出来ると同時に三書に依て大事を知る事が出来

る当寺の衆なれば大事に依て眼藏を知り眼藏に依て

大事を知ると云ふ可きである

（をは衍字か）

大事大事図説曰大事と云ふ字の出處は法華である

故に法華の文を引かれた衆生をして佛智見を開かしむるが一大事である佛知見は生佛一如にして三世十方に通ずる故に大と云ふ因も縁も共に佛智見である佛知

【29ウ】

見とは佛の事である佛の出世せられたるは大事因縁の爲に

世に出たのである然れば佛知見が佛知見を開かしむるの

である衆生をして佛知見に入らしむる其れが法華經

の心である諸佛得之とは何を得るか佛知見を得るなり

三世の諸佛も一大事が証契即通して法輪を転せら

れた釈尊も十二年の雲山の修行の結果佛知見を得て

山を下り華嚴庵苑と法幢を建て衆生を教化せ

られた御開山も天童山に三年の苦心佛知見を得て

【30才】

日本に御販りに成り法幢を立て衆生を化益せられ

た歴代の祖師一祖として然らざるは無ひ参図とは大事

の図に参究するのだ佛が世に出現せられたは如是と此

の図に参じて諸佛の本懐を知る可し古人は如是示され

たと石頭大師の文を証に引れた此の語の内でも達佛

知見と云ふが先佛の印証である証文である此の口授を

図に显た者が大事だ伝法は此の図に参究して一

大事因縁佛の本懐を明むるが能い明めざる時は三脉

【30ウ】

を伝も生れ乍らの盲人が鏡を持てるのも一所だ役に立たぬ此れで大体の意は述べたが以下一々に図に付けて釈するのである

第一に逆卍字一箇の大体を初めに云て後に細釈する事にセヨ一文に有る如く初發心時便成正覺を显た者で

ある大体御開山の宗風は弁道話に一口に云てある初丁に

曰くイマオシフル功夫弁道は証上に万法アラシメ出路

ニ一如ヲ行ズルナリソノ超笑脱落ノトキコノ節目ニカ、ハラ

ンヤとある証上に有らしむる方法であるから万法は証上で

【31オ】

ある故に本証を離れぬ万行た万行は証上証上が万行

じや一如である大事の図説も色々であるが証上の修だ

から之を显すに過ぎぬ行持の巻に発心修行菩提涅

槃シバラクモ間隙アルコトナシト御示し成た釈尊の御

接化の様子を見て久遠実成の佛が印度へ出現せられ

て発心修行菩提涅槃せられた幾度も〱変りは

無ひ此の御修行は証上の修である之を云ひ換ると竺

土大仙心じや靈源明皎潔支派暗流注支派でありつ

【31ウ】

つ靈源だ万法の支派と灵源の明と同一だ超関脱落

圓互不圓互引転ざる、受用ざる、と云い或は寶鏡

三昧には銀盃雪明月藏鷲類而不斉と云ふ之れ

証上の方法である弁道話を云ひ換ると参同契寶

鏡三昧五位顯訣じや眼蔵九十五卷だ故に此の大事

の図は九十五卷の図である之に依て九十五卷を知り

九十五卷に依て此の図を明むるが能い之の図を握た

は九十五卷を握たのだ其の所謂は何れにある文◎最初

【32オ】

悟生佛不二道而後修心智之儀也とある之れ心地を

証上に修するの義だ灵源上の支派である修と証と類

して齊しからず銀盃に雪を盛るが如し本證妙修明月に

鷲を藏す生佛不二初發心は因にして正覺は果だ

修証一如因果不二發心の修と正覺の証と修証不二だ

理事不二と成るのじや正法眼蔵の意と更に異なる事

なし此の図の中に眼蔵は显れて居る参同契寶鏡三昧

五位も此の図の中に顯れて居る以上は大体を釈たのだ

【32ウ】

○此の黒図は一本に黒円と作て居る本がある円の字の方

が能かロー生佛不二一佛性大道の形とある一本には混頓

未分一氣未発以前の形未だ分れざる時とある

○此の朱図も一本朱円となす朱円の方が能い前の黒

円相は諸法の未だ显れざる図朱円相は諸法の显れた

る図なり参同契の灵源明皎潔には黒円相を指すので

支派暗流注とは朱円相である

卍

此の逆卍字は世縁を捨て、世縁に逆ひ自己の心地を修

する姿である其の例として釈尊を引たのだ何に故に如是

◎に

(沌の誤記)

山に入て世を捨て苦心せなくては成らぬか同一佛性では有るが修せざるには显れず証せざるには得る事なし故に世を捨て

山に入て実修実行すると云ふ図である歴代の祖師方と生佛

不二の大道を知て後に或は山に入り或いは渡守と成て実修

実行せられた大智禪師は鳳山山居の偈に草屋単丁二タル

十年未持一鉢望人煙と云はれた釈尊の三祇百劫も弥

陀の五劫長際も此の大事の一図で明である経中に示された (歳の誤記か)

【33ウ】

五十二位の階級も此の一図だ巻を懐にすれば三祇百劫五劫長歳を懐にするのである

◎此の才二図は上に於て修証不二なるを知るかはなれども修せざるには显れず修証に依て果満円成に至るを显す

万行具足満徳円満の図である

◎果満円成も佛性の外に非ざるを显す為め図である (一の脱字か)

旧に依て同一佛性源派一如即ち果満円成権実一如を显す

●全体佛性の显現、生佛不二満徳円満円成するも佛

【34オ】

性の外は無位佛性の显現円成したるを果満と云ふ此れを

显すのである譬とは同一佛性と云ふ外無と云ふ譬に如来

の智慧徳相の显たのが円成だ故に一人のみで無い釈迦一佛

の成佛で無い諸佛も此の通りじや同時成道六佛の成道極

果も此の通りだ涅槃も此の通りだ故に下に過去六伏の名

を書た者だ三祇百劫も本具佛性修証も本具佛性

た佛性の显現だ因果一枚の佛性である正法眼蔵中に此の意が显て居る

◎第三図此の図は船の上に大鼓を三つ乗た様◎貝で

【34ウ】

ある三身即一身を示すので下に己心の弥陀唯心の浄土と

あるが大事には図下釈迦牟尼勃陀勃地と書てある

三身即一の釈迦牟尼佛じやと云ふ意を示すのだ此の図

が極果より諸佛が回心して化他に趣かる、の図である

◎此の図は前の第一図の黒円相と同じ諸佛同道、

同一佛性であるが衆生は悟らない諸佛行持して衆生

を教化して暫も間隙なし釈尊の山を下て應化接物

するが如し果満の極果より諸伏が化他に趣かる、図で

【35オ】

ある此の化他の時は三身即一佛である釈尊既に然り他

の諸伏も同じ化接の方法である此の二図下書七伏とは

此文アイマイである上の才二図の下が六佛で此の才三図の

下は七佛では無い釈尊一佛だ図と違て居る此の様な

事は無い意は極果より應機接物するの図だ秘弁の

釈明かならず心持は極果より應機接物される回心す

る三身即一で発心修行菩提涅槃暫くも間隙なく

接化す此れ等の意は眼蔵の諸法実相巻と行持巻の

【35ウ】意である七佛(云云)疑ふべし

◎空寂光浄土唯心浄土久遠釈迦第四図黒円相である三身即一

(機の誤記か)

◎な

である出現したれば居る可き場所が入る此の黒円相は心空無相だ経に曰く空寂として光明燿々たり此の空

寂なる処が釈尊の浄土である之れが唯心の浄土だ此の此の浄土に三身即一の釈迦仏が御座る其の釈迦佛は久遠の釈迦だ何れの佛も唯心土に居らるゝなり寂光土

も唯心土も共に化城である一の者を二に割たままでの者だ

【36才】

久遠の釈迦佛が寂光浄土に居る故に文に必有所依之士〈云云〉とある、然し皆な唯心の外は無ひ此の寂光浄土唯心浄土久遠釈迦此れが我が曹洞宗の御本尊だ此れを知

らぬから本尊が分らぬ何のと云ふ开云ふ馬鹿あり何の事

だか分らん三身即一の釈迦寂光浄土と確と定て居る我宗の信者は寂光浄土に三身即一の釈迦と成るのだ本尊

論も浄土論も書生衆の様に別に騒で尋ね廻るに及ばん寂光浄土に往生して佛果を成就し久遠の釈迦と成て本

【36ウ】

来の面目に飯着する確な者でないか才一図に依て世縁を捨て自己の心地を修する抑も教化の表準である才二図

に来て才一の修行の力に依て極果成熟す三祇百劫も佛性の外に非ず佛性を証するなり才三図は才二に於て証

得せる佛は三身即一の佛が圓心化他應機接物さるゝなり

第四図は三身即一の佛圓心化他の為に出世さるゝ、に付ては浄土が入る其の浄土は寂光浄土に居らるゝ、なり次に才五図は如何



第一句
在鉄漢
此漢

第五図久遠の釈迦佛寂光浄土に居せず

【37才】

衆生海有らん限り我願尽きずと六趣四生に輪転して頭

出頭没死海を園林と為し遊化す衆生に順じて行くの

だ此れが順卍字の図じや釈尊の教化の蹟の如き太子と生れ

妃を入れ子を作り無常を觀じて山に入り修行し成道し

化益す間隙ある事無く衆生海あらん限り我願尽すた

此れ鉄漢に非ず大丈夫に非ざれば能はずじや此の順卍字

世俗に順じて佛は寂光浄土を離れず衆生界

に出で應機接物するのが此の才五図である

【37ウ】

此の秘弁の図説を離れ硯と筆を捨て、研究して見よ此の

道理は如何才一図はドーだ学道用心集に才一可発

菩提心事とある此れ才一図の逆卍字だ而して菩提心を発

したら可見聞正法事必用じや正法を聞たら其の教に

依て修行する夫れには有所得心が有ては成らぬ無所得で

修せよと御示に成て居る尽く世俗の人情に逆ふて居る

のじや此の逆卍字なる菩提心を発すのは本具佛性が显

れたのじや此の黒円相なる混頓未分の本具の佛性が或る機

【38才】

に相遇して显るゝと懺悔滅罪もし授戒入位もし坐禪

(遭の誤記か) (受の誤記)

弁道もする心も起り善を修する心も起る此れが朱円相じや

三祇百劫も因果の上に显る満徳円満佛果成熟此れ何

者ぞ本具佛性の外に非ず显现したるまでだ才二図の意で

ある此の道理は過忝の諸佛に照すも未来の佛に考るも誤

りは無と云ふより六佛を下に書た此の佛境界は三身即

一身と云ふより第三図を示した此の境界の佛は寂光浄土

に居る此の寂光土は唯心浄土の外は無ひ此の處に来て見

【38ウ】

れば佛も衆生も同一の境界である只だ衆生は妄想執

着を以て明め得ぬ如是に思ふと氣の毒でならぬ者だ

から久遠の釈迦佛も浄土に安閑としても居られぬ衆生の

為に迷ひ出で應機接物生死海に往来する此れが順

卍字で有るが生死海に往来はするも唯心の浄土は離れ

ぬ故に卍字は中に朱で心の字が書てあるのだ此の處まで

来れば此の才五図は才一図を離れぬ別者でない修行

因果成道涅槃堅固互宛転じや此れは積尊の話では

【39オ】

無ひ釈迦佛に此の事が有たとすると今ま面授して正法

眼蔵を付属せられた人々であれば此の図は人々の図じや

昔の佛の物語では無ひ才一に発菩提心が大切だ初

心の弁道は本証の全体だから発菩提心が無くば成ら

ぬ此の菩提心を起たのが効果就了て正覚を成ずる

其の時は寂光浄土に居るのだ此の図は上述の順序を経

来れる釈迦牟尼佛の大事因縁の図であると同時に歴

代祖師の因縁の図であると同時に又た人々の大事因縁も

【39ウ】

此の外に出でぬ云ひ換ると一代の佛教も之れ以外に無ひ此れが

靈山拈花の正法眼蔵じや歴代佛祖の正法眼蔵じや人々

の正法眼蔵である此れは一々に眼蔵中の文を引て証する

事が出来る法華転巻に(八丁)天人常充滿ノトコロハ

スナハチ釈迦牟尼伏毘盧舍那ノ国王ナリ、オノスカラ

四土ニ具スルワレラスナハチ如一ノ佛土ノ居スルナリ此れ才

四図の証とする「」が出来る其の釈迦佛は発心修行菩

提涅槃暫くも間隙なく行持同感せらる才五図の

【40オ】

意だ眼蔵中何れを見ても外れて居らぬ才一図は弁

道話用心集に親く才二図は諸法実相唯佛與佛卷

に親く眼蔵九十五卷は三物の秘弁である嗣扨卷は

御嗣扨の秘弁だ授戒卷は血脉の秘弁だ他は大事の

秘弁じや然し此れは一寸分らぬ事だ眼蔵に付て親く

参究するが能い華嚴聖の文で有るが彼の本尊上供

に毎日読で居る佛身充滿法界(云云)と云ふ文の如きは

才五図の意である毎日読で居ても何の事だか知らずに居

【40ウ】

る蛙のギャ／＼云と同じ事だ家に隨ひ感に趣く此れ

法界に円満して居る佛身であるから現せずと云ふ事は無ひ

(妄の誤記か)

(道環の誤記)

(受の誤記)

常に菩提座に処す久遠の釈迦佛は固心廣大應機

接物せられつ、寂光の浄土は離れぬ其は卍字中の朱の心の字の意が此の順卍字の功德は讃揚し尽し切れぬから難尽と云た者じや此れは佛果の功德海である

これに依て一切衆生を濟度し尽す事が出来るのだ生死卷に生死は佛の御命なりとある又た生死は佛

【41オ】

家ノ調度ナリトもある順卍字の様子を示た者だ是を知らんと欲は親く九十五卷に参究すべし

第四席 八日午后二時

夫才一図之逆卍字者

逆卍字は上に示す如く卍に逆て自行に趣き順卍字は

自行の力に依て実智を得畢て廣く權智を生ずる

のであるが權智には差別に通ずるの智慧である昔から

実智を得る事は易く權智を得るは難しと云ふて居

【41ウ】

る法界の差別に通ずる事は中々容易な事でも無ひ衆生を教化するには此の權智が無くば出来ない喩・伽論に

(喩の誤記)

佛果を得と欲せば廣く五明に通ずべしとある五明とは

因明・苦行・明外道明等であるが中々通ずる事は出来

(工巧の誤記)

ぬ才一に人間界に有らん限り此学に通ぜなくば成らぬ

而して卍と共に和し長く生死海に頭出頭没衆生界

あらん限り我願尽きずと誓願を起す誠に鉄漢

である鉄漢に非れば此の行は出来ぬ近頃の報知新聞に出

【42オ】

て居たが地獄の土産と云ふ見出で有たが青山の人で耶蘇教信者の老人が電車の中で英語の會話を

学て居た何にすると聞たら地獄の土産にするのじやと

云ふたとある福田行誠上人は八十何歳に及で手習を

し英語を学ばれた何になさると聞たら未来の仕度じや

と云はれたと云ふ死に至るまで權智を修得するとは

鉄漢じや中々出来ない事じや今の衆は早く寺を持

て直に嬪を探して一代スネヲシをする此れは死に至ても

【42ウ】

止めぬ位の鉄漢だ驚き入た鉄漢が尋ひひとつ記憶

して置かねば成らぬのは今の若ひ衆が才一に口にするは

普通字を學ばぬと教化が出来ぬ故に普通字が

大切だと直ぐに云ふが其の普通字を口にする連中

が実智を得て居るかドージや文に既得実智畢廣

生權智とあるで無いか実智を得ぬ者が權智ばかり

得ても表準が立たぬで無いか実智とは般若の空無

常無我の事だ差別の法を得て卍縁に隨順する鉄

【43オ】

漢だ古人曰く孝道は須く鉄漢なるべし然り卍縁に

隨順して卍縁に染まぬ大丈夫に非れば出来ぬ軽々に考

へては成らぬ園林と云ふ字は能い字だ順卍字の常

楽我常の涅槃の境に住せず六道四生の園林に遊化して

(浄の誤記)

生死海中無量永劫接物利生する六道の生死は遊
場じや生死即涅槃と曰も同じ事だ見識は止めて

生死を園林と為す其れは如何にすれば出来るだロー

煩惱忘想が無くば監獄は遊び場でないか見識や

(妄の誤記)

【43ウ】

理屈張た話では無ひ地獄の事を苦器と翻積するが

煩惱悪業が有れば監獄は苦器だ遊戯場には成

らぬ悪業さへ無くば園林である今は実智を得終

て権智を以て生死海に遊化成道するのじや故に

園林である生死が即涅槃じや煩惱世界が菩提道場

じや誤て死で地獄界に落たのでは無ひ悪業無くば地

獄六道は地藏菩薩の園林だ六道有らん限り地藏

菩薩の願は尽きぬ地藏菩薩は鉄漢だ地藏菩薩に

【44オ】

悪業が有たら遊戯場では無ひ地藏様は青鬼赤

鬼の持ち遊び者に成て仕舞地藏様を手本表準と

して見れば此の道理は分る文に永劫接物利生心而已

と書た者だ生死が遊化場と成れば生死其の者は

既に生死で無ひ故に逆卍字じや順卍字とは云はぬ

譬とは積尊の生死の苦海に沈淪して苦で居る者

を救はれるのを云ふのじや

慈悲護念心尽大地(云云)之れは文章がヲカシイが別

【44ウ】

本の方も面白ないがまだ一本の方が益しである文の心持は

五百塵点劫より慈悲護念して御座る故に一寸土も

慈悲心で覆はぬ處は無いと云ふ意だ才五図が佛祖

究竟の位である佛の究竟は衆生済度より無い図説の

四に才一句と云ふは実智慧を云ふ即ち般若の空無常

無我じや生死海に遊化するも之の実智慧を離れぬ

唯心の浄土を離れぬ又曰諸佛(云云)とは図に付ての一義

なり我が宗で向上の向上と云は此の才五図の順卍字を

【45オ】

云ふのじや又曰烏沙巾上此の語は出處も分らず事

柄も分らぬが黒ひ頭巾の上に天が有ると云ふのだから須

弥に登るも猶天の有るありと云ふ語と同じ行持卷の発

心修行菩提涅槃の位に至り又た更に発心修行菩提

涅槃幾度も〳も間隙なしと云ふの意で有ロー向上

更に向上あり之れで終りと云ふ事は無ひ衆生界の有る

限り佛法は有りと云ふ行持の卷の心持でアロー有天在

の文で血脉の鮮積も済たのである

【45ウ】

今日得法師資此れは万仞様が後人の為に誠で置かる

、のだ所滞とは得る處の法と云ふ丁だ即ち三脉等じや

今日の師資の得力は古人には及ばんが得る処の三脉等は

昔と寸毫も変らぬのだから日夜に此れに参究して行

(帯の誤記)

(紗の誤記)

願を堅固に為よと云ふ勸誡の御辞である或問とは之れ

より血脉と御嗣書の相違を述ぶるのである凡聖同一

佛性戒と此は大に究めて置かねば成らぬ彼の血脉頂上

の円相は凡聖同一の佛性界の円相である釈迦佛の佛性

(戒の誤記)

【46オ】

と吾々の佛性と変りは無ひ同一佛性だ今日の衆は十

六條戒は佛教の道徳だと云ふて居るが大に誤て居

る十六條の佛戒は一の佛性を十六條の名を付て佛性を説

たのだ故に一伏性の十六條じや凡聖同一の佛性に徹底し

たのを佛性戒を受たと云ふのだ故に我が宗の戒法は参

孝の事終て伝戒相兼すると云ふが規則である大悟

徹底の上で相兼するのだ此の戒は達磨の手前では面壁

不識である廓然無聖だ壁觀三昧だ達磨の処では

【46ウ】

壁觀三昧が三聚淨戒十重禁戒と成るので何故に然る

か達磨の手前では凡聖同一の廓然無聖自無く他無き

壁觀三昧である之れが血脉だ故に血脉が尊いのじや血脉

を開て見よ其の通りだ自無く他無き壁觀三昧を凶に

書た者じや此れだけでも知て居る戒師様は無ひ困た者だ

戒は怪に通ずバケ者の事だ夫れ位な戒師様が多い無

量妙義とあるが中々積し難く小見劣智では分らぬ嗣

書の巻は此の無量の妙義を書た者だ彼の屈曲宛転

【47オ】

の圓相の如き小見劣智では何の事だか譯が分らぬ嗣

書の巻を拝覽すると実に無量の妙義がある故に此の

無量の妙義を知らんと欲ば嗣扨の巻を拝覽せよと

云ふ万仞和尚の意だ譬ばとは永平高祖の古事を引

て小根劣智の輩の知る處で無と云ふ譬に挙た者だ

が此の譬の字は猶の字の方が善かローと思ふ宛然とは

ニツコリと云ふ字だ五百年の昔に於て彼れだけの大叢

林で一人として龍樹の円月相を知る人が無つた況や今

【47ウ】

日御嗣書の屈曲宛転の円相を知ると云ふは中く

容易なうでは無ひ

血脉戒者曰防非〇惡(云云)此れは文章が悪ひ要するに

古今戒者曰防非止惡非爾也と直したら能かローと

思ふ吾が宗門の上から見ると戒は防非止惡でない普通

は戒と云は防非止惡と云ふて居るが開祖正伝の戒より見

ればソーデ無ひ防非止惡とのみ解して居るは開祖の御本意

を知らぬ相伝を得ぬからだ然ば戒は如何に解するか

【48オ】

戒は佛性の義実相の義と之を名けて戒と云ふ経豪

様の御抄に三聚淨戒は実相を三度説なりと思ふべし

とある此れは血脉紙頂上の円相に显て居る然ば戒は防非

止惡に非ずして同一佛性の現成じや華嚴経で云はマ心佛

及衆生是三無差別の意を显た者だ之れで有るから

(莞爾の誤記)

◎止

難有のだ血脉は毎日出て拝するが能い又た人にも拝ませるが能い積尊の佛性は戒弟の佛性だ積尊も信士信女も同一佛性である証道歌にも諸佛法身入我性我性還共

【48ウ】

如来合と有が之れ佛と凡夫と同一佛体だ我昔所造諸悪業と今迄の煩惱を切り捨て、仕舞て懺悔の力に依て南無皈依佛と三宝に皈依をする此れ他の別な者が起たのでは無ひ佛性が显れたのだ更に才二念無して云ふ此の処に信心が起らずば何れに信心が起る具眼底一見

〈云云〉信心を確立せよと御示に成る梵網經には衆生受佛戒即入諸佛位と云ひ華嚴聖には心佛及衆生是三無差別と云ひ達師大師は聖諦才一義と云た此の趣き

【49オ】

が図に書て有るのだから難有のだ生佛不二の図だ即ち自己の信仰である授戒入位は此の所にあるのだ

(受の誤記)

相伝今之由来を云ふのである釈は以上で済だが天童様より佛祖正伝の戒を授たのを永平様が図とせられたと確である顧不下の十二字は此の言と合はぬ先固も云た様に大事の如きも御開山の正伝で有ると云ふて無ひと合はぬのだ二三代後じやなぞとは証據の無い話しだ文に有る如く正法眼藏の提唱に同じ更に変りは無ひ正法眼

【49ウ】

藏と云ふ一体に三名を付たのだ然れば一脉一々が三脉で

ある伝戒相兼は嗣法相兼だ伝法と授戒と別がある

なぞと云ふは馬鹿な話じや二法は無ひ一体三名だ在家の者でも出家すれば嗣書は伝へるのじや在家では伝へる事が出来ぬのだ在家では勃陀勃地の位は與へられぬ二法ありとすれば信仰が二となる受戒入位は達師の壁觀三昧だ二途は無ひ三身即一の如し一途である然し如是一途だと云ふと直に伝戒のみで嗣法相兼は不入用じや

【50オ】

と云ふ議論が起ローがソーで無ひ嗣法は出家のみに限り

(続の誤記)

受戒は道俗に通ずる故に嗣法相説の者必ず戒脉は有るが戒脉ある者必ずしも嗣書ありと云ふ事は出来ぬ寛狭の別があるのだ寛狭は有るも軽重は無ひ何だか嗣書が一番難有くて大事が其の次に難有血脉が其の次の様な心がするが決してソーで無ひ軽重は無ひの何れも供養恭敬尊重すべし三脉は必ず嗣法相説の人は離しては成らぬ始終付て参究すべきである以上製作

【50ウ】

の由来と軽重の無き事を示て此の三物秘弁を結だのだ

跋

寶曆十一年春幕府の鈞命東京へ呼び出された山

(曆の誤記)

房とは芝の青松寺の塔司に御座たのだ處が青松寺の住職の秀公と云ふ和尚が三物の口決を問ひ更に誤りを伝へては成らぬから書て呉れよと云ふ依頼で有た夫れで書

かれたが秀公は此の秘弁を渡されん先に遷化された又た万仞和尚も歎然で自分乍らも書たは書たが物足らぬ

【51オ】

様な心持がしたのだ寶歴・拾參年に及で伝戒子の求めに應じて更に此の秘弁を書かれたのだ此の跋に依れば万仞和尚の心持では此れで満足じやと云ふ様に書てあるがドーもまだ物の足らぬ處が有るヨーに私は思ふ然し大体は此の書で能いのじや尽して居る此れ以外に口伝は有るが深く挽き過ぎては成らぬ故に遠慮して書かれなんだ者と見へる先づ此れだけで一應は充分である

【51ウ】

故に弟子に嗣法さす時は才一に面授の式をして其れから三物一々に付て能く訳を云ふて聞かせて訳が分たら五日に伝戒六日の夜に至て嗣法をするのだ五日の夜伝戒の晩は嗣法以上の人は道場に入るを許しますが六日の夜嗣法に及では師資二人切りで他の物は更に入れぬ七日の日は謝拜であるから加行は無く拜をするのである此れを無住拜と云ふ無住拜に二説あり一を無終拜と云ふて拜数限り無し假りに二十五拜とするも何拜たるも能し故に無終拜と云ひ又た師の室中に居ると在らざるとに

【52オ】

関せず謝拜す故に無住と云ふの二説あり何れに依るも能し謝拜ある者と心得べし

(曆の誤記)

此の三脉に依て吾宗の信仰の表準は分て居る此れでも

信仰の起らぬ様な者は死だ人間だ宗門の信仰はドーの安心はドーのと騒ぎ廻る連中は何の事だ其の様な

「を云ふ連中は三脉の何たるを知らぬ連中だから

仕方が無ひ夫れは其れで捨て、置け連中の中間入を仕ては成らぬ此れに依て金剛の信仰を確立すべきで

(仲の誤記)

【52ウ】

ある安心を定む可きである血脉を一見しても如是に分るで無ひか然を本尊論の安心論の信仰論だ特色論だと騒ぐ馬鹿な話した

(憂)

研究業績 (2020年1月～12月)

浅原正和

〈著書〉

カモノハシの博物誌 ふしぎな哺乳類の進化 技術評論社 7月
と発見の物語 (単)

〈論文〉

Sexual dimorphism in external morphology of the American bullfrog *Rana (Aquarana) catesbeiana* and the possibility of sex determination based on tympanic membrane/eye size ratio (共) *The Journal of Veterinary Medical Science*, 82 8月 1160-1164

〈その他〉 (翻訳・資料・その他)

〈解説文〉 カモノハシのくちばし (単) 『月刊 BIRDER』 2020年8月号 7月 33

石川雅健

〈著書〉

『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』 金剛出版 12月 107-111
(第3版) (共)

岩佐宣明

〈著書〉

尊厳と社会 (共) 法政大学出版局 3月

〈論文〉

Elaborating a Moral Theory from Moral Thinking in “Japanese Tradition” (単) 名古屋哲学研究会編 『哲学と現代』 第35号 2月 157-173

〈学会発表〉

共感の倫理から尊厳の倫理へ (単) 名古屋哲学研究会例会 (Zoom 会議) 7月

内田康弘

〈学会発表〉

通信制高校・サポート校の量的拡大からみる通学制、通信制の可能性とその課題 (単) 日本通信教育学会第68回研究協議会 (オンライン開催) 11月 口頭発表 (シンポジウム登壇)

〈その他〉 (翻訳・資料・その他)

〈特集論稿〉「広義の遠隔教育」へのまなざしと学校内外における学習機会の保障 (単) 日本通信教育学会 Web ページ http://jade.r-cms.biz/topics_list29/ 6月 web 版 1-6

〈取材協力〉中学受験の過熱で不登校が増加？ N高ほか「広域通信制」高校の伸長 『月刊サイゾー』 2020年10月・11月合併号 11月 64-67
凸版印刷株式会社

〈出張授業〉保育・教育制度の現状と課題— 「困難」を見つめる視点を獲得する— (単)	学校法人聖カタリナ学園 光が丘女子高等 学校	1月	講義、 ワーク シヨップ
---	---------------------------	----	--------------------

遠藤哲也

〈論文〉

Maturing Articular Cartilage Can Induce Ectopic Joint-Like Structures in Neonatal Mice (共)	<i>Regenerative Engineering and Translational Medicine</i> , 6(4)	10月	373-382
--	---	-----	---------

〈学会発表〉

古典的テクノロジーで隠れた再生能力を評価 する—マウスにおける関節再生— (共)	日本動物学会第91回大会 (オンライン)	9月	口頭発表
---	-------------------------	----	------

大松久規

〈論文〉

『釈禪波羅蜜次第法門』「修証」の註釈的研究 (一) (単)	『愛知学院大学禅研究所紀要』第48号	3月	95-110
----------------------------------	--------------------	----	--------

中国天台における「業」—智頭の禅観を中心 に— (単)	『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』 第21回	6月	123-128
--------------------------------	-----------------------------	----	---------

〈学会発表〉

『方等三昧行法』に見られる禅観 (単)	日本印度学仏教学会第71回学術大会 (オンライン)	7月	オンライ ン発表
---------------------	------------------------------	----	-------------

川口勇作

〈論文〉

L2 writing process, proficiency, and evaluation: Focusing on keystroke logging approach (単)	<i>Learner Corpus Studies in Asia and the World</i> , 5	12月	25-42
--	--	-----	-------

〈学会発表〉

英作文評価と英語ライティングプロセス研究 (単)	<i>Learner Corpus Studies in Asia and the World</i> (LCSAW) 5 (オンライン開催)	8月	口頭発表
-----------------------------	---	----	------

北田豊治

〈論文〉

大学バレーボールリーグ戦「ホームゲーム」 の開催が観戦者に与えた影響について—テキ ストマイニング分析を用いて— (共)	『バレーボール研究』第22巻第1号	6月	18-25
--	-------------------	----	-------

久馬栄道

〈著書〉

原理主義を超える論理を求めての一考察(単)	講座 臨床政治学 第10巻『国際政治の 変容と新しい国際政治』石井貫太郎編 志學社	9月	29-73
-----------------------	---	----	-------

河野敏宏

〈論文〉

- 来迎院如来蔵所蔵の『相好文字抄』について (共) 『愛知学院大学教養部紀要』第67巻第1・2合併号 1月 46-60
- 来迎院如来蔵所蔵の『相好集』について (共) 『愛知学院大学教養部紀要』第67巻第3号 3月 13-30

小柳竜太

〈論文〉

- ラグビーフットボール競技における高強度ランニング時のプレー局面に関する研究 (共) 『コーチング学研究』第33巻2号 3月 197-206
- 国内高校ラグビーにおける有効的なパントキックの活用様相に関する研究 (共) 『コーチング学研究』第34巻1号 10月 35-45
- タグラグビーの学習内容に関する一考察：「ボール持ち運び」時の状況に着目して (共) 『スポーツ教育学研究』第40巻2号 12月 17-29

柴田哲雄

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

- 〈書評〉張博樹著 石井知章・及川淳子・中村達雄訳 新全体主義の思想史：コロンビア大学現代中国講義 (単) 愛知大学現代中国学会 『中国21』第52号 3月 226-229
- 〈コラム〉中国のコロナ対策 どう見る (単) 『中日新聞(夕刊)』5月8日付 5月 5
- 〈コラム〉習近平国家主席 大衆の熱狂なき個人崇拜とその原点 (単) 『論座』(朝日新聞社) 7月23日付 7月 Web誌
- 〈コラム〉習近平が、独裁者・毛沢東流の「上から」外交でアメリカを激怒させている…! (単) 『現代ビジネス』(講談社) 11月3日付 11月 Web誌
- 〈コラム〉習近平国家主席の統投への布石 中央政法委員会における反腐敗闘争 (単) 『論座』(朝日新聞社) 11月24日付 11月 Web誌
- 〈研究会発表〉潘漢年の諜報活動について (単) 中国現代史研究会東海地区例会 (オンライン) 12月 口頭発表

城 貞晴

〈学会発表〉

- PVT-PDA 結晶表面のFFM観察 (単) 第69回高分子学会年次大会 (福岡) ※大会中止、予稿公知発表扱い 5月

菅原研州

〈論文〉

- 洞門授戒会作法成立の一考察 (単) 『愛知学院大学禅研究所紀要』第48号 3月 49-94
- 洞門における「説戒」について—附録『丘宗潭老師「説戒」翻刻資料— (単) 『愛知学院大学教養部紀要』第67巻第3号 3月 32-72
- 大内青巒居士の戒思想 (単) 『東海佛教』第65輯 3月 69-84
- 近世洞門における僧侶教育について (ハンドアウト・単) 『日本仏教教育学研究』第28号 3月 121-127

永平道元における師弟関係の諸相（ハンドアウト・単）	『比較思想研究』第47号	3月	174-178
道元禅師の初期思想の形成について（単）	『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第21回	6月	213-218
〈その他〉（翻訳・資料・その他）			
〈公開シンポジウム記録〉石川素童禅師の授戒会	『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第25号	3月	19-37
〈投稿〉面山瑞方禅師の伝戒について	永福面山和尚鑽仰会『永福会報』令和2年度号	3月	
〈投稿〉道元の発願	大法輪閣『大法輪』第87巻第5号	5月	89-93
〈投稿〉高祖降誕会について	曹洞宗宗務庁『禅の友』845号	1月	
〈投稿〉両祖忌について	曹洞宗宗務庁『禅の友』853号	9月	
〈投稿〉釈尊成道会について	曹洞宗宗務庁『禅の友』856号	12月	
〈投稿〉原坦山和尚の「心識・心性論」を回る諸議論	『曹洞宗 禅文化の会』第16号	11月	142-156
〈講演〉不安を生きる仏教の智慧	愛知県安城市生涯学習講座	11月	

塚本早織

〈論文〉

Understanding collective guilt: Tolerance for contradiction and state-trait dissociations in perceived overlap between ingroup members (共)	<i>Current Psychology</i> (Online first)	3月	1-15
--	--	----	------

〈学会発表〉

留学生の言語適応が内外集団の非人間化に与える影響（共）	日本社会心理学会第61回大会	11月	ポスター発表 (Web)
Relationships of Face-Based Trait Inference with Face Emotion Recognition Ability and Stereotype Endorsement（共）	Psychonomic	11月	ポスター発表 (Web)
異文化に対する態度が規範学習のプロセスに与える影響（共）	日本心理学会第84回大会	9月	ポスター発表 (Web)
どのように恨み忌避感 は規範遵守行動を促進するか？コロナ禍における感染予防行動に注目して（共）	日本心理学会第84回大会	9月	ポスター発表 (Web)

〈その他〉（翻訳・資料・その他）

〈依頼原稿〉集団を区別する一違いは本質にこそあると信じる素朴理論—（単）	心理学ワールド 第90巻	7月	17-20
--------------------------------------	--------------	----	-------

ヘザー・ドイロン (Heather Doiron)

〈論文〉

Working with Silence in the Second Language Classroom	『愛知学院大学教養部紀要』第67巻第1・2合併号	1月	19-24
---	--------------------------	----	-------

富田啓介

〈著書〉

あれもこれも地理学 (単) ベレ出版 2月

〈論文〉

消滅した湧水湿地の土壌から発芽した湿地植物 『湿地研究』11巻 (オンラインファースト掲載) 11月 未定

〈学会発表〉

小規模湿地保全団体の特徴とその活動が維持・増大させる生態系サービス (共) 2020年度日本地理学会春季学術大会 (駒澤大学: 実地開催中止) 3月 口頭発表

来訪者アンケートの自由記述からみた小規模湿地生態系の保全及び公開に関する課題 (単) 第67回日本生態学会大会 (名城大学: 実地開催中止) 3月 ポスター発表

市町村指定天然記念物の湿原 (共) 日本湿地学会2020年度大会 (オンライン開催) 8月 口頭発表

日本各地に分布する湧水湿地とため池との関わり (単) 第30回ため池の自然研究会研究発表会 (八ツ屋防災コミュニティセンター) 12月 口頭発表

〈その他〉 (翻訳・資料・その他)

(市民向け講演) 東海地方における湧水湿地インベントリの作成1,643箇所の踏査から 名古屋自然観察会総会 2月

(シンポジウムパネラー) 語りや民話・童話からみる里山の「人の気配」 大阪市立自然史博物館・関西自然保護機構「2020年代のための里山シンポジウム」 (オンライン開催) 12月

西谷茉莉子

〈著書〉

Irish Literature in the British Context and Beyond: New Perspectives from Kyoto (共) Peter Lang 4月 157-177

〈その他〉 (翻訳・資料・その他)

〈報告〉ジョン・モンタギューと沖繩—シンポジウム「アルスターの詩人たちと『伝統』」報告にかえて— 日本アイルランド協会会報第105号 2月 2
中村仁美、西谷茉莉子 (共)

野田大志

〈論文〉

現代語誌：裏 (表・陰) (単) 『日本語学』2020年夏号 明治書院 6月 118-123

〈学会発表〉

形と意味のしくみを探ろう！—日本語教育文法の着眼点— (単) 大手前大学通信教育部日本語教員養成課程シンポジウム～日本語教員に必要なこと～ (大手前大学) 2月 口頭発表

〈その他〉 (翻訳・資料・その他)

〈辞書〉「動かす」 (単) 『基本動詞ハンドブック』国立国語研究所 <http://verbhandbook.ninjal.ac.jp> 2月 web版

ラッセル・ノテストイン (Russell Notestine)

〈論文〉

Teaching the 1960s to Japanese College Students 『愛知学院大学語研紀要』第45巻第1号 1月 37-49

堀田敏幸

〈論文〉

ベケット、不在者の存在 『愛知学院大学語研紀要』第45巻第1号 1月 71-94

松井真一

〈学会発表〉

NFRJ18を用いた成人親子間の育児支援の分析(単) 第2回NFRJ18研究会全体研究会(上智大学) 1月 口頭発表

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

〈書評〉菊池夏野著『日本のポストフェミニズム—「女子力」とネオリベラリズム—』 フォーラム現代社会学 5月 113-115

溝口 明

〈著書〉

Endocrine Control of Pupal Diapause in the Cabbage Army Moth *Mamestra brassicae*. In: Sleuddin, S., Lange, A.B., Orchard, I. (eds.) *Advances in Invertebrate (Neuro) Endocrinology*, Vol. 2 (単) *Apple Academic Press, Burlington, Canada* 2月 195-223

〈論文〉

Maternal GABAergic and GnRH/corazonin pathway modulates egg diapause phenotype of the silkworm *Bombyx mori* (共) *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 118. 12月 e2020028118 (電子版)

文 嬉眞

〈論文〉

日本の大学における教養科目としての「韓国語学習」—「中級クラス」受講者のアンケート調査結果をもとに—(共) 『愛知学院大学教養部紀要』第67巻第1・2合併号 1月 25-44

일본 내 한국어 교육의 질적 발전 연구—한국어교원 자격 취득을 중심으로— (日本国内の韓国語教育の質的發展研究—韓国語教員資格の取得を中心に—)(共)(査読付) 韓国日本近代學會(韓国)『日本近代學研究』第68輯 5月 36-54

〈学会発表〉

教養科目としての韓国語教育における到達目標と習得度についての実証分析(共) 第11回日本韓国語教育学会学術大会(東北大学・遠隔実施) 10月 口頭発表

山口拓史

〈著書〉

ハンディ教育六法2020年版 (共) 北樹出版 4月 271-380

吉井浩司郎

〈論文〉

トマス・ハーディと法律 『愛知学院大学語研紀要』第45巻第1号 1月 3-20

吉村正宏

〈論文〉

Mechanism Change of (+)-Nonlinear Effect in a Phase Separation System in a Cu^{II}-Catalyzed Asymmetric Friedel-Crafts Reaction Using a C₂-Chiral Dioxolane-Containing-Bisamidine Ligand, Naph-diPIM-dioxo-*i*Pr (共) Bull. Chem. Soc. Jpn, 93(11) 11月 1319-1333

『教養部紀要』第68巻総目次

第1・2・3合併号(通巻第198号) 令和3年3月発行

論 文

- 石川 雅 健：現代社会におけるシャーマニズム (1)
Masayoshi ISHIKAWA : Shamanism in Modern Times
- 上原 宏 行：反強誘電性液晶の相転移に及ぼす非液晶分子混合の効果 (17)
Hiroyuki UEHARA : Effect of Non-liquid Crystal Doping on Phase Transitions in Antiferroelectric Liquid Crystal
- Masamichi WASHITAKE : Toward Academic Reading (II):
Untying Intricate Clause Complexes and Nominal Groups and Grasping ‘Things’ (27)
- 菅原 研 州：近代洞門における室内三物研究について
——附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱録』翻刻資料—— (166)
Kenshū SUGAWARA : About the Study of Secret Three Things in the Modern Soto-sect
- 菅原 研 州：洞門における『教授戒文』の作法的意義について
——附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料—— (120)
Kenshū SUGAWARA : About the Significance of the Manners of “Kyojukaimon” by the Soto-sect
- 菅原 研 州：丘宗潭の思想研究——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料—— (90)
Kenshū SUGAWARA : Study on Oka Sotan’s Thought
- 川口 高 風：「諦忍律師と徳川宗春」再考 (70)
Kōhū KAWAGUCHI : The Rethink of Tainin and Tokugawa Muncharu

執筆者紹介

石川 雅 健 (本学教授……………心 理 学)
ISHIKAWA Masayoshi

上 原 宏 行 (本学教授……………情 報 科 学)
UEHARA Hiroyuki

鷲 嶽 正 道 (本学准教授……………英 語)
WASHITAKE Masamichi

菅 原 研 州 (本学准教授……………宗 教 学)
SUGAWARA Kenshū

川 口 高 風 (本学名誉教授……………宗 教 学)
KAWAGUCHI Kōhū

教 養 教 育 研 究 会 委 員

(会長) 佐々木 真 (副会長) 文 嬉 眞

(会計) 塚本早織

青 山 健 太 内 田 康 弘 梅 田 豊

大 松 久 規 北 村 伊都子 杉 浦 克 哉

塚 本 早 織 虎 澤 慶 太 中 村 綾

文 嬉 眞 山 口 均 山 名 賢 治

編 集 後 記

『教養部紀要』第68巻第1・2・3合併号をお届けいたします。今年度は、コロナ禍という未曾有の時期により第1号と第2号を発行するのに十分な投稿数を確保することができず、第3号と合併という運びになりました。しかし、結果として、論文7編という重厚な構成と充実した内容でもって、本号をお届けするに至りました。著者の先生方には、ご専門領域の貴重な論文を本号に寄稿して下さったことについて、編集委員一同、心よりお礼を申し上げます。また、本号の編集にあたりご協力くださった編集委員の先生方にも心より感謝申し上げます。

例年通り本号巻末に教養部の先生方の2020年研究業績リストを掲載しています。期限内の提出にご協力いただき、お礼を申し上げます。

今後も『教養部紀要』が先生方の幅広い分野でのご研究を発表する場となり、ますます充実したものになることを祈念いたします。(文記)

愛知学院大学教養教育研究会会則

- 第 1 条 本会は愛知学院大学教養教育研究会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は愛知学院大学教養部に置く。
- 第 3 条 本会は大学設立の趣旨に則り、人文科学・社会科学・自然科学・語学・健康総合科学等の、教養教育に関する諸学の研究成果ならびに教育成果の発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ教育及び社会一般に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
- (1) 正 会 員 本大学の教養部専任教員とする。
 - (2) 準 会 員 本大学の在學生とする。
 - (3) 賛助会員 本大学の卒業生及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。
- 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 機関誌「愛知学院大学論叢教養部紀要」の刊行
 - (2) 研究会、講演会、討論会等の開催
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 6 条 「愛知学院大学論叢教養部紀要」は原則として毎年 3 回発行し、会員に配布する。
- 第 7 条 本会は教養教育研究会委員会を置き、委員は次の者で構成する。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 1 名
 - (3) 委 員 12 名
 - (4) 会 計 1 名
- 2 会長は学長これを委嘱する。
 - 3 委員は正会員の互選により、人文科学・社会科学・自然科学・第 1 外国語・第 2 外国語および健康総合科学の各系列より 2 名あて選出する。委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 副会長及び会計は委員の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。
 - 3 委員は委員会を構成し、本会の企画運営にあたる。
- 第 9 条 会長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第 10 条 会長は本会の会務執行のため、必要あるときは実行委員会を委嘱することがある。
- 第 11 条 会員は毎年度始めにおいて会費を納入する。
- 2 新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第 12 条 本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 本会の会計は 4 月に始まり、翌年 3 月に終る。
- 第 14 条 本会の会則の改正は正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。
- 付 則

本会則は、昭和32年4月1日に制定し、即日施行する。

本会則は、昭和53年2月6日に改正し、即日施行する。

本会則は、昭和57年3月24日に改正し、同年4月1日より施行する。

本会則は、昭和58年6月17日に改正し、即日施行する。
本会則は、昭和63年4月1日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成2年7月6日に改正し、同年4月1日より施行する。
本会則は、平成8年7月19日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成11年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。
本会則は、平成20年12月12日に改正し、翌年4月1日より施行する。
本会則の施行により愛知学院大学一般教育研究会会則を廃止する。
本会則は、平成27年4月1日に改正し、即日施行する。

愛知学院大学論叢「教養部紀要」投稿規程

1988年4月1日成立・実施

〔投稿資格〕

第 一 条 この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として教養教育研究会正会員とする。

〔転載の禁止〕

第 二 条 他の雑誌に掲載された論文・資料・翻訳・書評などは、これを採用しない。

〔原稿の形式〕

第 三 条 投稿に際しては、次の要領に従って本文、図および表を作成する。

(1) 原稿は、電子媒体による入稿とする。(プリントアウトを1部添付する)

(2) 原稿の量はおおむね16,000字以内とする。

(3) 本文の前に、別紙で、次の3項を次の順序で付する。

(i) 和文の題目および執筆者名。

(ii) 欧文の題目および執筆者名。

(iii) (イ) 論文・資料・翻訳・書評などの区別

(ロ) その論文・資料・翻訳・書評などが属する専門領域名。

ただし、ここにいう専門領域は、人文・社会・自然・外国語・健康総合科学の5部門に区別する。

(ハ) 教授・准教授・講師・助教・外国人教師など別

(4) 図・表・写真は、印刷するのに十分な画質のもの(原則としてモノクロ)を、本文の該当箇所に挿入する。

〔原稿の申込み〕

第 四 条 投稿希望者は、教養教育研究会委員会(以下、委員会と称す)の公示する期限までに、委員会の提示する申し込み用紙に氏名を記入する。

ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを越える場合には、委員会がこれを調整する。

〔提出期限〕

第 五 条 投稿は委員会の定める提出期限までにこれを行う。締切り日以後に提出された原稿は掲載されないことがある。

〔原稿組版の制限〕

第 六 条 図版・カラー写真などの掲載により一般の経費より多くかかる場合は、その必要性を各号の編集

責任者に申し出て委員会を開催して審議し、承認を得ることとする。なお、承認を得られず掲載を希望する場合、その費用を別途に個人負担とする。

〔原稿修正の制限〕

第七 条 投稿後の原稿の修正は、原則としてこれを行わないものとする。やむをえない場合は初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは追加費用を個人負担とすることがある。

〔校 正〕

第八 条 校正は原則として第3校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙・奥付その他については編集委員がこれに当たる。

〔抜き刷り〕

第九 条 抜き刷りは、論文・資料・翻訳・書評など各1篇につき50部までを無料とする。これを越える分については実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を原稿の表紙に朱記する。

〔掲載論文等の複製権・公衆送信権〕

第十 条 この会誌に掲載された論文等の電子化および公開に関わる複製権および公衆送信権は、教養教育研究会に属するものとする。

ただし、掲載された論文などの執筆者が他の機関への転載もしくは複製権または公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、教養教育研究会はこれを拒むことはできない。

付 則

- 一、本規定の改正には、教養教育研究会正会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 二、本規定は、1988年4月1日に成立し、即日施行する。
- 三、本規定は、1996年7月19日に改正し、即日施行する。
- 四、本規定は、1999年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。
- 五、本規定は、2003年11月21日に改正し、即日施行する。
- 六、本規定は、2005年4月22日に改正し、即日施行する。
- 七、本規定は、2007年11月16日に改正し、即日施行する。
- 八、本規程は、2018年9月21日に改正し、即日施行する。

申し合わせ（教養部会 2010. 7. 16）

- 第一条の「投稿する資格を持つ者」には、以下の非正会員を含む。
 - (1) 正会員との共同執筆による投稿
 - (2) 正会員が推薦する本学教養部の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿
 - (3) 元正会員で、本務校をもたない人の投稿
- 上記(1)(2)(3)に該当する投稿希望者がある場合は、担当編集委員が投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。担当編集委員で判断できない場合には、教養教育研究会委員会を開いて投稿の可否を決定する。
- 投稿原稿の掲載に際しては、(1)の場合の原稿料は1篇分とし、(2)(3)の場合の原稿料は支払われない。また、(1)(2)(3)いずれの場合も抜き刷り50部までは無料とする。
- 投稿者は、第三条の〔原稿の形式〕を厳守し、第四条の〔原稿の申し込み〕の時に委員会の提示する「投稿票」用紙に必要事項を記入のうえ添付して投稿する。
- 投稿された原稿について担当編集委員から検討の申し出があった場合は教養教育研究会委員会を開き、委員会名において訂正を依頼したり投稿を断ることがある。

●第六条「図版・カラー写真の掲載」については、紀要作成予算の範囲内と見なされる場合、その採否は紀要編集委員の決議にゆだねるものとする。ただし、予算の範囲を逸脱する、あるいは採否の決議が困難の場合は教養教育研究会委員会を開催して、決定することとする。

(注) 教養教育研究会が本会正会員の著書・論文等について書評を依頼する場合は、原稿料を支払うこととする。

令和3年3月19日 印刷
令和3年3月26日 発行

(非売品)

愛知学院大学論叢
教養部紀要第68巻
第1・2・3合併号(通巻第198号)

編集責任者
佐々木 真

発行者 愛知学院大学
教養教育研究会
〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12
電話 〈0561〉(73) 1111 (代表)

印刷所 株式会社 あるむ
電話 〈052〉(332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol.68 No.1, 2, 3
(Whole Number 198)

CONTENTS

Articles

Masayoshi ISHIKAWA : Shamanism in Modern Times	(1)
Hiroyuki UEHARA : Effect of Non-liquid Crystal Doping on Phase Transitions in Antiferroelectric Liquid Crystal	(17)
Masamichi WASHITAKE : Toward Academic Reading (II): Untying Intricate Clause Complexes and Nominal Groups and Grasping ‘Things’	(27)
Kenshū SUGAWARA : About the Study of Secret Three Things in the Modern Soto-sect	(166)
Kenshū SUGAWARA : About the Significance of the Manners of “Kyojukaimon” by the Soto-sect	(120)
Kenshū SUGAWARA : Study on Oka Sotan’s Thought	(90)
Kōhū KAWAGUCHI : The Rethink of Tainin and Tokugawa Muneharu	(70)
Achievements (2020)	(167)
Vol. 68 The Total Contents	(175)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2021